

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
1	異動処理	2010/5/26	2010/5/28	レセプト審査システム等の最適化導入構築業務に係る確定版保険者インタフェースについて案内をもらったが、どう活用すればいいの？町と委託契約しているベンダーとの調整は必要か？また、保険者で対応することはあるか？	本会ホームページに掲載しました確定版インタフェース等につきまして、平成23年5月より稼働予定の次期電算システムでの異動報告に係るインタフェースになります。次期電算システムでは、現在の事由別異動方式（異動のあった被保険者のみを報告）とは異なり、国保被保険者全員の異動履歴も含めた情報をオンラインにより報告する全件異動方式に変更となります。全件異動方式では、現在の異動連絡票を活用することが出来ませんので、新たに確定版インタフェースによる異動連絡票データ（紙・磁気媒体は不可）を作成する必要がありますので、委託ベンダ様と調整していただき保険者システムの改修をお願いいたします。
2	異動処理	2010/6/9	2010/6/10	被保険者証番号の前ゼロについてですが、本市は被保険者番号の前ゼロと被保険者番号の間に「-（ハイフン）」を使用しているので、具体的な方針が決定するのはいつ頃になるか知りたい。	実際に発行している被保険者証の番号とおりに被保険者異動情報を設定いただく方向で調整中です。つまり、被保険者証番号の形態に前ゼロがある場合は前ゼロつきで、前ゼロがない場合は前ゼロなしで設定し、ハイフンについても被保険者証記載と同位置に設定していただくことを想定しております。
3	異動処理	2010/6/25	2010/6/28	本広域連合の場合、被保険者証の随時発行依頼は、構成町村がすることが可能か？それとも、保険者である本広域連合がしなければならないのか？	構成町村で随時発行可能です。
4	異動処理	2010/6/29	2010/6/30	異動情報インタフェース設計書 KD_IF020についてご質問いたします。 1. 「項番79 得喪情報_国保取得事由」及び「項番83 得喪情報_国保喪失事由」の異動事由は仕様どおりの異動事由に設定しなければならないのでしょうか。 2. 1について、現行 北海道国保連合会の異動事由を設定することによりでしょうか。	1. 仕様どおりの異動事由を設定する必要があります。 2. 現行の異動事由は利用できません。
5	異動処理	2010/6/30	2010/7/8	得喪情報・異動事由について次のとおりご質問いたします。 国保取得事由設定コードにあります 10：月報外 14：月中社保離脱 15：月中国保組合離脱国保喪失事由設定コードにあります 50：月報外 53：月中国保加入 上記の設定コードにつきまして、委託保険者に提供している国保システムでは異動事由をもっておりません。この事由コードで情報を送らなければ何かの影響がありますでしょうか。 の設定コード事由 10・14・15・50・53 の内容（意味）をご教示ください。	影響 10,50：擬制世帯主をこのコードで作成しなければ、月報の被保険者数集計が正しく算出できない影響があります。 14,15,53：高額療養費で後期高齢者制度への制度変更により、自己負担限度額を半分にする条件となります。設定されなければ、限度額が下がらなくなります。 内容(意味)（取得事由） 10 月報外 擬制世帯主など国保に含まれないもの 14 月中社保離脱 月の途中で世帯主が社保を離脱して後期に加入したとき、世帯員が国保に加入したときの事由 15 月中国保組合離脱 月の途中で世帯主が国保組合を離脱して後期に加入したとき、世帯員が市町村国保に加入したときの事由（喪失事由=53は組合側で設定しますが、そのときに加入した市町村側で使用する事由コードです）（喪失事由） 50 月報外 擬制世帯主など国保に含まれないもの 53 月中国保加入 月の途中で世帯主が国保組合を離脱して後期に加入したとき、世帯員が市町村国保に加入したときの事由（国保組合側で利用/設定する事由コードです）

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
6	異動処理	2010/7/1	2010/7/2	<p>2010年6月23日実施の保険者説明会資料に関する質問（資料2 3ページ） 「被保険者証番号変更が発生した場合は、旧番号のデータも作成する」と記載されていますが、資料2の3ページの ・分離元世帯「記号01番号001」の世帯レコードに旧番号は設定しない ・分離先世帯の世帯員3名（国夫、保子、連美）の個人レコードに設定する旧番号は「記号01番号001」 また、旧番号が設定されるのは以下の異動が発生した場合と考えていますが、間違いはないでしょうか？ 世帯分離、世帯合併、過去に国保加入していた者の一部転入、過去に国保加入していた世帯の全部加入記号番号設定誤りによる再設定</p>	<p>「被保険者証番号変更が発生した場合は、旧番号のデータも作成する」の文言の意味ですが、取得・喪失ではなく被保険者証番号変更が発生した場合には、変更後番号のデータだけではなく、変更前番号のデータも作成してくださいというものです。 証番号変更例) 変更前 記号 02 番号 002 変更後 記号 02 番号 200 (旧記号02旧番号002)</p> <p>この場合、該当の被保険者世帯は1世帯だけですが、異動データとしては「記号02番号002（データ区分=2:番号変更前）」「記号02 番号200（データ区分=0:加入中）」の2世帯分のデータが必要であるという意味です。</p> <p>世帯分離、世帯合併の場合 世帯分離・世帯合併に関しては世帯レコードには設定せず個人レコードに設定してください。世帯分離、世帯合併に関しては世帯の継続性は見ないため、世帯レコードには設定しません。(高額療養費、無受診世帯一覧など)。旧番号の設定を行った場合、高額療養費の償還額計算で分離先と分離元の世帯を合算して計算してしまう等の問題が出る恐れがあります。個人レコードに対しては被保険者を軸に処理する機能(例 無受診者一覧など)のために、旧番号情報の設定が必要となります。</p> <p>過去に国保加入していたものの一部転入、過去に国保加入していた世帯の全部加入被保険者証番号が前の加入時代の番号と変わる場合と解釈して説明いたします。この場合、上記 証番号変更例と同 様となります。</p> <p>記号番号設定誤りによる再設定被保険者証を発行済の場合、上記 証番号変更例と同様となります。被保険者証を未発行の場合、誤りのデータを削除し、正しいデータを新規に作成してください。なお、世帯分離等を含む異動データ設定例に関しましては、本会ホームページに掲載しておりますので、そちらも併せてご参照ください。</p>
7	異動処理	2010/7/1	2010/7/6	<p>現在国保連合会にデータで提供している以下の情報について、次期電算システムに切替後にインターフェースが変更になりますか。 ・特定健診 受診券データ（自庁で受診券を作成した場合の受診券発行情報） ・高額介護合算 補正済自己負担額情報</p>	<p>次期電算システムにおける高額介護合算の補正済自己負担額情報インターフェースは変更になりませんので、保険者側での改修作業等は発生しないと考えております。</p>
8	異動処理	2010/7/1	2010/7/6	<p>異動データの履歴について質問いたします。 異動データの履歴（25か月）は、初期データを伝送する平成23年5月から開始と考えてよいでしょうか。</p>	<p>異動の履歴範囲としては、保険者任意となりますが、理想的には全履歴が望ましいものと考えております。異動データの伝送時期についてですが、異動連絡テストのできるだけ早期に伝送いただきたく考えております。また、各種検証作業の精度向上のため、本稼働までに複数回にわたって異動データをいただくことも想定しておりますので、ご協力をお願いいたします。具体的なスケジュールについては、決定次第ご通知いたします。</p>
9	異動処理	2010/7/1	2010/7/6	<p>資格管理（異動処理）について質問いたします。 次の投入データにつきましては、保険者エントリー機能でしょうか。 ・住所データコード投入（KD_IF298 KD_IF299） ・行政区コードデータ投入（KD_IF300） ・地区コードデータ投入（KD_IF301） ・地区名データ投入（KD_IF302） ・続柄変換データ投入（KD_IF303）</p>	<p>上記投入データは、保険者にて作成いただきます。伝送は保険者で行い、伝送されたデータの投入・更新は連合会で行います。更新結果については、保険者端末にて参照可能となります。ご質問の項目を含めたインターフェースを本会ホームページに掲載する予定でありますので保険者あてに後日ご連絡いたします。</p>

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
10	異動処理	2010/7/1	2010/7/6	被保険者異動情報の「員番」について質問（確認）いたします。 先般、国保連合会から市町村保険者へ「次期電算システム導入に係る被保険者異動情報の「員番」について」の事務連絡がありました。今後も現行の「員番」での異動情報を継続していくことに支障はないとの考えでよいでしょうか。（高額療養費、高額介護合算処理等で） また、「員番」から「個人番号」への変更は、あくまでも市町村保険者任意の考えでよろしいでしょうか。以上、よろしくお願いいたします。	「員番」での異動情報を継続していくことに支障はございません。また「員番」から「個人番号」への変換の是非は保険者任意です。
12	異動処理	2010/7/5	2010/7/8	異動情報 インタフェース改修について 世帯項番11～17で新保険者番号を入力する項目がありますが、こういった事例の項目ですか。	ご質問の項目のうち世帯情報の11～15はシステムで自動設定する項目ですので、異動データには設定しないようお願いいたします。なお、世帯情報の16～17については、市町村合併による保険者番号変更が発生した場合に設定が必要な項目となります。 システム自動設定のため設定不要 No.11 新保険者変更日 No.12 新保険者番号 No.13 新被保険者証記号 No.14 新被保険者証番号 No.15 新世帯番号 市町村合併による保険者番号変更が発生した場合に設定必要 No.16 旧保険者変更日 No.17 旧保険者番号 なお、本会ホームページに掲載しております「新_被保険者マスタ_全件異動データ記載要領マトリクス.xls」もあわせてご参照ください。
13	異動処理	2010/7/5	2010/7/8	異動情報 インタフェース改修について 項番23～24世帯全員異動した場合に入れるような項目ですが、新規に資格取得したときは新規登録情報は一人だけでも、全世界分の情報を入力するののか。	世帯情報の項番23、24は、自動設定項目のため異動データには設定不要です。世帯異動履歴情報からシステムが自動設定いたします。 参考： 上記自動設定の元となる項目は、世帯情報の項番77、78となります。 No.77 得喪情報・国保取得届出日、No.78 得喪情報・国保取得年月日 世帯情報の取得年月日の考え方は現行共電と同様で、世帯の中の個人が誰か1人でも取得した場合その日付を世帯情報の取得年月日として設定してください。 喪失情報は、国保加入中の構成員がすべてなくなった日付を設定してください。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
14	異動処理	2010/7/6	2010/7/7	外字の項番3で回答していただきました件で、確認させてください。本市では漢字氏名データを送付していません（全角スペースで埋めています）が、連合会のデータにはカタカナが登録されているとのことで、今後カタカナで継続する場合、全角スペースでデータを埋めた状態で異動連絡データを渡す形でのよいでしょうか？また、カタカナを継続して使用する場合は、被保険者証及び医療費のお知らせなど被保険者にお渡しするものを、次期電算システムを活用して利用する予定がない場合は影響がないとのことですが、次期電算システムにおいて被保険者にお渡しする帳票はどのようなものがあるのでしょうか？先日の次期電算システム保険者説明会の資料7「各種帳票出力について」だけでは対象帳票が絞りきれませんので、業務別に次期帳票名を明示していただきたくお願いいたします。	現行共電では半角カタカナを自動的に全角カタカナに変換して漢字氏名にも登録しておりますが、次期電算システムの仕様では、漢字氏名を全角スペースで報告された場合マスには何も登録されないため、次期電算システムで作成される保険者が使用する各種帳票の被保険者名がすべてブランクとなり、保険者側で被保険者名を確認できなくなりますので、次期電算システムでは全角カタカナか漢字氏名のいずれかを登録していただくこととなります。なお、次期電算システムの機能を活用して保険者にお渡しする帳票は、先日開催いたしました保険者説明会の資料7の「次期電算システムに係る各種出力帳票について」に記載しているもので、例えば、療養費支給決定通知書・高額療養費支給（不支給）決定通知書・高齢受給者証・限度額適用認定証・特定疾病療養受領証・自己負担額証明書（高額介護合算療養費）などがありますが、あくまでも次期電算システムの機能を活用する場合ですので、これらもすべて自庁システムで対応されるのであれば漢字氏名はカタカナでも問題ないと考えます。
16	異動処理	2010/7/6	2010/7/13	被保険者異動データ（世帯情報）について 項番38の「基本情報_実施機関番号（管理用）」はどのような情報を出力するのか。本市は基本情報住所（管理用）を設定する予定であるが、同時設定する項目であるのか。	ご質問の項目はシステムで自動設定するため、異動データへの設定は不要です。（記載要領マトリクスをご参照ください）国保組合用に、他市町村の住所、行政区、地区を検索するために使用しますが、管理用住所の保険者番号の実施機関番号（5桁目～7桁目）を設定しますが、市町村国保では設定不要となります。
17	異動処理	2010/7/6	2010/7/15	被保険者異動データ（個人情報）について 項番61の「基本情報_実施機関番号（管理用）」はどのような情報を出力するのか。本市は基本情報住所（管理用）を設定する予定であるが、同時設定する項目であるのか。	項番61「基本情報_実施機関番号（管理用）」は、国保組合用に、他市町村の住所、行政区、地区を検索するために使用するもので、管理用住所の保険者番号の実施機関番号（5桁目～7桁目）を設定しますが、市町村国保では設定不要となります。
18	異動処理	2010/7/6	2010/7/13	被保険者異動データ（世帯情報）について 項番45の「基本情報_実施機関番号（発送用）」はどのような情報を出力するのか。本市は基本情報住所（発送用）を設定する予定であるが、同時設定する項目であるのか。	ご質問の項目はシステムで自動設定するため、異動データへの設定は不要です。（記載要領マトリクスをご参照ください）国保組合用に、他市町村の住所、行政区、地区を検索するために使用するもので、発送用住所の保険者番号の実施機関番号（5桁目～7桁目）を設定しますが、市町村国保では設定不要となります。
19	異動処理	2010/7/6	2010/7/15	被保険者異動データ（個人情報）について 項番68の「基本情報_実施機関番号（発送用）」はどのような情報を出力するのか。本市は基本情報住所（発送用）を設定する予定であるが、同時設定する項目であるのか。	項番68「基本情報_実施機関番号（発送用）」は、国保組合用に、他市町村の住所、行政区、地区を検索するために使用するもので、発送用住所の保険者番号の実施機関番号（5桁目～7桁目）を設定しますが、市町村国保では設定不要となります。
20	異動処理	2010/7/6	2010/7/13	被保険者異動データ（世帯情報）について 項番44～50の「基本情報_～（発送用）」について、項番37～43の「基本情報_～（管理用）」と同じ情報である場合であっても情報を出力するのか。それともNULL値に設定してよいのか。	ご質問の項目（37～50）はシステムで自動設定するため、異動データへの設定は不要です。（記載要領マトリクスをご参照ください）なお、同名項目が世帯異動履歴情報の中にありますが、そちらの項目として回答します。 98～104「～【発送用】」項目は、項番44～50の「基本情報_～（発送用）」へ設定され、 91～97「～【管理用】」項目は、項番37～43の「基本情報_～（管理用）」へ設定されます。 また、98～104「～【発送用】」項目は、91～97「～【管理用】」項目と同値であれば設定不要です。（管理用 にのみ設定していただければ結構です）

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
21	異動処理	2010/7/6	2010/7/13	被保険者異動データ（世帯情報）について 項番65「区分等_保険証回収日」について、個人ごとに保険証を発行している場合に一部は回収し、一部は回収していなかった場合は、情報を出力しなくてもよいのか。	項番65「区分等_保険証回収日」は、被保険者台帳に出力する際に使用しています。当該項目を設定した場合、被保険者台帳出力の際に、この世帯全体で被保険者証を回収しているように表示が行われます。このため、同番号の被保険者証をすべて回収していないのであれば設定しないのがよろしいかと存じます。
22	異動処理	2010/7/6	2010/7/13	被保険者異動データ（世帯情報）について 項番69～72はどのような情報を出力するのか。また、情報を出力しなければどのような不具合（支障）が生じるのか。（どのような業務が行えないのか、どのような帳票を作成することができないのかご教示いただきたい）	「項番69：統計_世帯コード」、「項番70：統計_住所コード」、「項番71：統計_地区統計用コード」、「項番72：統計_行政区コード」は、保健事業業務の疾病統計分析に係る統計帳票を出力する際に使用します。当該帳票類は地区別での出力となりますが、設定がなければ保険者単位での出力となります。
23	異動処理	2010/7/6	2010/7/13	被保険者異動データ（世帯情報）について 項番74～108について、世帯員が複数名おり、それぞれが別の国保世帯を形成していた場合において、誰の履歴を出力すればよいのか（世帯主でよいのか）。	項番74～108世帯異動履歴情報は、世帯としての履歴を設定してください。（上記項目には 被保険者証記号・番号、取得、喪失、変更、世帯主氏名、住所 があります） 例1 H20年4月1日加入(世帯)、H20年6月1日世帯主変更、同日証番号変更、H21年7月1日喪失 の場合 履歴1 取得日4200401、喪失日4210701、変更(設定なし)、現世帯主名、現住所 履歴2 取得日4200401、喪失(設定なし)、変更日4200601(証番号変更)、現世帯主名、現住所 履歴3 取得日4200401、喪失(設定なし)、変更日4200601(世帯主変更)、旧世帯主名、現住所 履歴4 取得日4200401、喪失(設定なし)、変更(設定なし)、旧世帯主名、現住所 例2 A世帯H20年4月1日加入(世帯)、B世帯H20年5月1日加入(世帯)、B世帯がA世帯に合併H20年6月1日、同日番号変更 履歴1 取得日4200401、喪失(設定なし)、変更日4200601(証番号変更)、現世帯主名、現住所 履歴2 設定なし

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
24	異動処理	2010/7/6	2010/7/13	被保険者異動データ（個人情報）について 項番4「データ区分」について、世帯情報と同じ定義でよいか。 世帯と同じか 0:加入中 1:喪失中 2:被保険者証番号員番変更前旧データ・市町村合併前旧データ	ご認識とおり、同じ定義です。なお、被保険者番号変更が発生した場合は、世帯情報と個人情報の旧レコードにデータ区分2が設定されますが、個人番号（員番）の変更のみが発生した場合には、個人情報にのみデータ区分2が設定されます。この場合、長期入院者リストなどにおいて、個人の継続が考慮されることとなります。以下に例を示します。 例） 世帯員2名の世帯において、世帯員の一部に員番の変更があった場合 （変更前） 世帯情報 データ区分：0（加入中） 個人情報（世帯員1） 個人番号（員番）：1 データ区分：0（加入中） 個人情報（世帯員2） 個人番号（員番）：2 データ区分：0（加入中） （変更後） 世帯情報 データ区分：0（加入中） 個人情報（世帯員1） 個人番号（員番）：1 データ区分：0（加入中） 個人情報（世帯員2 旧） 個人番号（員番）：2 データ区分：2（旧データ） 個人情報（世帯員2 新） 個人番号（員番）：3 データ区分：0（加入中） 旧個人番号（員番）：2
25	異動処理	2010/7/6	2010/7/13	被保険者異動データ（個人情報）について 項番28～48について、新規資格取得者の場合は28～31に情報を出力するが、その者が資格を喪失した場合において情報を出力するのは28～35までの情報か、それとも32～35までの情報でよいか。（直近情報には、その個人の直近にあった異動のみを出力するのか、それとも各異動の直近情報を出力するのか）	28～44 直近の資格取得・喪失の項目はシステムで自動設定するため、異動データへの設定は不要です。（記載要領マトリクスをご参照ください） 45～48 変更情報には直近の情報を設定してください。 なお、取得・喪失に関しては同名項目が得喪履歴の中にありますが、加入中(喪失なし)の場合履歴1：資格取得 上記例が喪失した場合 履歴1：資格喪失 履歴2：資格取得 のように、その得喪が発生する前の履歴をシフトし、履歴1に新しく発生した得喪を設定します。異動データ設定例 資料もあわせてご覧ください。
26	異動処理	2010/7/6	2010/7/13	被保険者異動データ（個人情報）について 項番58「基本情報_本人との続柄」について、情報を出力しなければどのような不具合（支障）が生じるのか。（どのような業務が行えないのか、どのような帳票を作成することができないのかご教示いただきたい）	項番58「基本情報_本人との続柄」は、システムで自動設定する項目ですので、異動データには設定しないようお願いいたします。同名項目で項番120「個人異動履歴_基本情報_本人との続柄」がありますが、こちらは設定しない場合、資格管理業務の「個人異動履歴」画面の、履歴情報の管理（照会）で当該項目が表示されません。なお、本会ホームページに掲載しております「新_被保険者マスタ_全件異動データ記載要領マトリクス.xls」もあわせてご参照ください。
27	異動処理	2010/7/6	2010/7/13	被保険者異動データ（個人情報）について 項番74の「区分等_世帯主区分」について、世帯員であっても当該世帯の世帯主情報を出力するのか。	「区分等_世帯主区分」は世帯主のみ設定しますので、世帯員の場合は設定不要です。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
28	異動処理	2010/7/6	2010/7/13	被保険者異動データ（個人情報）について 項番86「特例者_原爆区分」について、情報を出力しなければどのような不具合（支障）が生じるのか。（どのような業務が行えないのか、どのような帳票を作成することができないのかご教示いただきたい）	この項目に情報が出力されない場合は「被保険者一覧【原爆医療適用被保険者】」作成時の抽出対象とはなりません。
29	異動処理	2010/7/6	2010/7/13	被保険者異動データ（個人情報）について 項番87「特例者_第三者区分」について、情報を出力しなければどのような不具合（支障）が生じるのか。（どのような業務が行えないのか、どのような帳票を作成することができないのかご教示いただきたい）また、出力するとすればいつ現在で第三者に該当していれば出力するのか。	「特例者_第三者区分」は、第三者行為求償対象かどうかの区分です。求償対象の場合、第三者行為一覧へ出力されます。第三者行為一覧はレセプト特記事項または被保マスタの第三者区分から抽出します。当該項目に情報を出力しない場合、被保マスタからの抽出は行えず、レセプトの特記事項に記載されている分のみ出力となります。また、本会では保険者がどのように第三者情報を確認しているのか判断できないため、出力タイミングは保険者の任意によるものとなります。
30	異動処理	2010/7/7	2010/7/8	被保険者異動データ（世帯情報）について 項番4「データ区分」について、一人も資格を喪失していない被保険者がいる場合は「0」、一人も資格を取得している者がいない場合は「1」でよろしいか。 また、本市では自庁システムの都合上、証番号変更を行うことができない。そのため、特別な理由があって証番号を変更しなければならない場合は資格喪失事由「その他」で喪失させた後、同日付で資格取得理由「その他」で加入させているがこのような場合は、「2」を用いることはないということでしょうか（前回確認時には番号変更により旧番号に属する被保険者がいなくなった場合に「2」を設定と説明を受けている）	データ区分の0、1についてですが、「一人でも資格を喪失していない被保険者がいる場合は「0」、一人も資格を取得している者がいない場合は「1」」の認識で問題ありません。証番号変更を行い、かつデータ区分2を利用しない場合は、世帯の継続を認識できなくなります（全く別の世帯として認識されます）。この場合、高額療養費償還における世帯合算等に影響を与えることとなります。
31	異動処理	2010/7/7	2010/7/13	被保険者異動データ（世帯情報）について 項番7と10が同じである場合であってもそれぞれ出力する必要があるか。（項番7のみでよいか）	項番7の「被保険者証番号」と項番10の「表示用被保険者証番号」の違いについてですが、項番10は帳票出力などの印字に使用します。項番10が未設定の時には項番7を使用して印字します。項番10が項番7とまったく同一の値であれば、設定しなくてもかまいません。
32	異動処理	2010/7/7	2010/7/8	被保険者異動データ（世帯情報）について 項番33「直近情報_変更事由」について、以前に『事由別異動の際には必要だが、全件異動では設定の必要はない』と回答をいただいているが、項番31～34についてはNULL値を設定してよいか。	項番31～34は自動設定項目となるため、NULL値を設定することとなります。付け加えますと世帯異動履歴の項番85～88を設定することにより、項番31～34が自動設定されるためです。
33	異動処理	2010/7/7	2010/7/8	被保険者異動データ（世帯情報）について 項番53「区分等_被保険者数」について、報告時点での世帯の擬制世帯主を除いた加入被保険者数でよいか。	ご認識のとおりです。
34	異動処理	2010/7/7	2010/7/13	被保険者異動データ（世帯情報）について 項番57～62の報告年について、報告年月がH22.12月である場合は、H22～H20のデータであり、H23.1月である場合は、H23～H21のデータでよいか。	平成23.1月といわれているのが、1月異動報告分（暦の上では2月）の意味合いであれば、ご認識のとおりです。所得区分は先頭3桁を年として持っており、平成22年12月異動分報告（23年1月処理分） 当年:422、前年:421、前々年:420 平成23年1月異動分報告（23年2月処理分） 当年:423、前年:422、前々年:421 のように先頭3桁を設定してください。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
35	異動処理	2010/7/7	2010/7/13	被保険者異動データ（世帯情報）について 項番67の「区分等_滞納区分」については、現在発行されている証が短期証や資格証明書ではなく、滞納状況を報告するのか。（例えば公費負担対象者には資格証明書対象の滞納があっても資格証明書ではなく一般証や短期証を発行しているが、この場合は「3」を出力するのか）	項番67「区分等_滞納区分」は、被保険者証発行時の抽出条件で使用しています。3を設定されると資格証明書の抽出対象になります。一般証を発行する場合は「0：滞納なし」、短期証を発行する場合は「2：滞納（短期証対象）」を設定してください。 【訂正事項】 Q&A（第1版）では一般証を発行する場合は「0：滞納なし」を設定してくださいと回答いたしましたが、一般証を発行する場合はNULLを設定するのが正しい回答となります。大変ご迷惑をお掛けして申し訳ございませんが、上記のとおり訂正させていただきますので、よろしくお願いたします。
36	異動処理	2010/7/7	2010/7/13	共同電算の項番16でご回答いただきました被保険者異動情報の「員番」につきまして再質問させていただきます。 「員番」を「個人番号」に変更した場合につきまして、高額療養費支給額計算や高額介護合算処理等、保険給付の面で保険者側に事務軽減のメリットはありますでしょうか。	高額療養費支給額計算や高額介護合算処理等にメリットはありませんが、次期電算システムの異動情報作成に際し、自庁システムで管理しています「個人番号」をそのまま使用する事が可能なので保険者での作業軽減に繋がると考えられます。また、「員番」については北海道独自の番号形態であり、将来的に全国の番号統一化も考えられることから、次期共電システムに合わせた異動情報改修のタイミングで変更することで経費の節減にも繋がると考えられます。
37	異動処理	2010/7/8	2010/7/9	16町村が本広域連合となっているが、被保険者異動連絡は今までどおり町村毎に報告することになるのか。それとも本広域連合一括で報告することになるのか。それに付随して保険者番号は、16町村に別々の番号が割り振られているが取扱については変更がないと考えて良いか。	町村毎に報告する方法と広域連合で一括して報告する方法のどちらかを選択することができます。広域連合で一括して報告する方法を選択した場合、ログインパスワードは構成町村毎に持つことから、パスワード入力を16回行うこととなります。保険者番号の取扱いは変更ありません。
39	異動処理	2010/7/8	2010/7/9	員番から個人番号への変更にかかる調査 世帯が変更した場合（世帯分離・合併、世帯変更など）は、被保険者番号が変わるがこのような場合でも同じ町にいる限り、同一の個人番号で管理されると考えてよろしいか。	保険者の取扱いによりませんが、世帯が変更した場合に被保険者番号のみ変更し、個人番号は変更しない取扱いの保険者では、同一の個人番号で管理することになりますが、新個人番号を付番する保険者については新個人番号での管理となります。ただし、個人番号が同一であっても被保険者番号が異なる場合は変更前のデータと紐付けされませんので、累積データと紐付けする場合には異動情報に旧証番号等の設定が必要となります。
41	異動処理	2010/7/8	2010/7/9	員番から個人番号への変更にかかる調査 個人番号は、町村で独自で管理している番号でよろしいか。	ご認識のとおりですが、12桁以内となります。
42	異動処理	2010/7/8	2010/7/12	被保険者証 本広域連合では被保険者証の一括印刷を委託せず自庁で行う予定でいます。被保険者証の白紙を提供することは考えているか。次期電算システムには被保険者証を一括して印刷をする機能はついているのか。またその機能がついている場合、配付されるプリンタでは全件一括印刷は時間がかかると思われるため、自庁で使用している高速プリンタを使用したいと思っているが、次期電算システムのパソコンに接続することは可能か。（自庁ネットワークに接続することとなる。）	白紙証の提供は予定をしております。次期電算システムの標準機能に一括印刷機能はございますが、保険者へ配付するレーザープリンタでは、ご認識のとおり大量印刷に時間を要すると思われれます。しかしながら、次期電算システム用端末は、国保保険者ネットワークに接続するため、他のネットワーク（自庁ネットワーク）接続は不可とされているため、お持ちの高速プリンタを接続しての運用はできません。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
46	異動処理	2010/7/8	2010/7/12	被保険者異動情報の「員番」について 次期電算システムの画面上には個人を特定するために「個人番号」または「員番」が表示されるの認識でよろしいでしょうか。（あるいは、個人番号も員番も画面上は表示されない。） 本市のシステムは「員番」を継続しようと考えていますが、その場合は個人番号表示欄に2桁の員番が表示されると想定しております。	ご認識のとおりですが、すべての画面に表示される訳ではなく、資格関連など特定の画面のみの表示となります。
47	異動処理	2010/07/05	2010/08/06	異動情報 インタフェース改修について 項番18～22の場合、証番号変更のときと世帯合併のときのいずれかを入力するということでしょうか。	世帯情報の項番18～22:旧保険者変更日、旧保険者番号、当初保険者番号、旧被保険者証記号、旧被保険者証番号に対して、設定が必要になる事由としてはご認識のとおり「証番号変更」「世帯合併」です。 (なお、合併などによる保険者番号変更や証記号のみを変更した場合も証番号変更と同等と考えてください) 上記の翌月以降にも同様の設定をしていただく必要があります。 例)証番号変更の例 証番号変更前レコード 証番号 001 旧証番号 証番号変更後レコード 証番号 1001 旧証番号 001 翌月 証番号変更前レコード 証番号 001 旧証番号 証番号変更後レコード 証番号 1001 旧証番号 001 この異動月に番号変更が発生していなくても設定する翌月以降も同様に新旧レコードを作製し、新レコードに対しては旧番号情報を設定してください。
48	異動処理	2010/7/6	2010/7/15	被保険者異動データ（世帯情報）について 項番63「区分等_施設入所区分」について、情報を出力しなければどのような不具合（支障）が生じるのか。（どのような業務が行えないのか、どのような帳票を作成することができないのかご教示いただきたい）	項番63「区分等_施設入所区分」は、当世帯に施設入所者が存在する場合に設定していただくものであり、被保険者台帳の出力対象項目となります。当該項目を設定しないことにより、被保険者台帳に表示されなくなることとなります。 被保険者異動データ（個人情報）についても同様
49	異動処理	2010/7/6	2010/7/15	被保険者異動データ（世帯情報）について 項番64「区分等_住居地保険者番号」について、情報を出力しなければどのような不具合（支障）が生じるのか。（どのような業務が行えないのか、どのような帳票を作成することができないのかご教示いただきたい）	項番64「区分等_住居地保険者番号」は、国保組合・施設入所・学遠の住居地の保険者番号を設定します。住所地特例等、保険者と住居地保険者が違う場合に設定されるものであり、被保険者台帳の出力対象項目となります。当該項目を設定しないことにより、被保険者台帳に表示されなくなることとなります。 被保険者異動データ（個人情報）についても同様

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
50	異動処理	2010/7/6	2010/7/15	被保険者異動データ（個人情報）について レセプトの限度額認定証発行有無の審査について、世帯情報の項番57～62に基づいて処理されるのではなく、個人情報の項番123～131に基づいて処理されるということでしょうか。その場合、70歳以上の低・低の適用区分がないがどのように処理されるのか。	個人情報の「限度額適用履歴_限度額適用区分」により、 ・限度額認定証の発行業務にて抽出対象にします ・資格確認処理にて、レセプトのチェックを行う際に使用します ・資格確認処理のチェックには限度額適用区分だけではなく、世帯情報の「所得区分」「高齢所得区分」も使用します レセプト記載情報 「特記事項」 17:上位、18:一般、19:低所、22:多上、23:多一、24:多低 「算定区分」 1:低、2:低（本人家族入外区分=7,8,9,0のときのみ） 被保険者マスタ情報 「所得区分」 0:課税、1:非課税、2:上位所得者 「高齢所得区分」1:一般、2:一定所得者以上、3:低所得者、4:低所得者
51	異動処理	2010/07/15	2010/08/03	保険者インタフェースについて 7月8日に貴会より通知がありました「初期設定に必要なインタフェース等」については、全て毎月送信が必要でしょうか。また、送信しなかった場合の支障等についてお教え願います。 KD_IF022、KD_IF023、KD_IF026、KD_IF298、KD_IF299（国保組合）、 KD_IF300、KD_IF301（国保組合）、KD_IF302、KD_IF303 の9種全てについて	KD_IF022/世帯数データ、KD_IF023/被保険者数データは、稼働以降は被保険者マスタから自動的に作成されますので、送付頂かなくとも問題ございません。KD_IF026/月中国保加入者データは、月中国保加入者があり次第、随時送信願います。また翌月の異動データに月中国保加入者を含める必要があります。含まなければ被保マスタに反映されないため、共同処理全般に影響します。KD_IF298/住所コード異動データ（市町村国保用）、KD_IF299/住所コード異動データ（国保組合用）、KD_IF300/行政区コード異動データ、KD_IF301/地区コード異動データ（国保組合用）は、被保険者マスタの統計_地区統計コードの設定に使用されるので、送信されない場合、疾病分類統計の地区別での集計ができなくなります。またKD_IF298、KD_IF299は、被保険者証、医療費通知書の被保険者の住所出力（郵便番号、住所名）の際に住所コードを元に住所名を導出するために利用します。送付されない場合、日本語住所名を異動データに設定頂く必要があります。KD_IF302/地区名異動データは、変更があった場合に随時送信してください。送付されない場合、疾病統計分析に係る統計帳票に地区名が出力されません。KD_IF303/続柄変換異動データは、保険者独自の続柄名称が必要な場合、送信頂くこととなります。変更があった場合に随時送信してください。送付されない場合は、被保険者台帳に標準の続柄名称が表示されません。
54	異動処理	2010/07/21	2010/07/23	自庁システムの改修にあたり、システムから次期電算システムへのデータ転送をする際の住所・氏名・肩書き欄の漢字の設定方法について教えてください。	KD_IF020/被保険者異動データ・世帯情報とKD_IF021/被保険者異動データ・個人情報は、文字セット：Unicode3.2、エンコーディング：UTF-8で作成願います。
55	異動処理	2010/07/26	2010/08/03	「国保連合会の概要 - 次期電算システム導入に関する情報 - 次期電算システム導入に係る保険者インタフェース等について」に掲載されています 「KD_IF020、KD_IF021」以外のインタフェースに関して、保険者にて作成必須であるのか。	「KD_IF020、KD_IF021」以外のデータについては、毎月の送信は必要ありません。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
56	異動処理	2010/07/28	2010/08/06	被保険者異動データ（KD_IF020及びKD_IF021）の任意項目の設定について被保険者異動データを作成する際、市国保システムで保有していない項目（下記参照）がある場合、該当住民の方がいた場合には必ず設定しなければならない項目でしょうか？設定しない場合、どのような影響がありますでしょうか？ (1)世帯情報（KD_IF020）...区分等_滞納区分（項番67） (2)個人情報（KD_IF021）...直近情報_保険証回収事由（項番50） 限度額適用履歴（項番123～132） 証管理履歴（項番133～152） 第三者履歴（項番153～160）	(1)世帯情報（KD_IF020）...区分等_滞納区分（項番67）の設定は必要となります。設定されない場合は、滞納世帯ではなく一般世帯と判別されるため、被保険者証等一括作成処理にて、被保険者証、短期証、資格証明書等の各種証の抽出判定が正しくできない影響があります。 (2)個人情報（KD_IF021） ・直近情報_保険証回収事由（項番50） 保険証回収事由（項番109）から自動設定される項目となります。保険証回収事由（項番109）の設定は、保険者にて管理されないのであれば不要です。 ・限度額適用履歴（項番123～132）、証管理履歴（項番133～152）、第三者履歴（項番153～160）保険者において、国保共電システムを使用した証発行等業務を行わない（履歴管理を行わない）場合、設定は不要です。設定がある場合、資格管理業務の「個人異動履歴」画面にて、各履歴情報の管理（照会・修正・削除）が可能となります。各履歴の被保険者証記号、被保険者証番号、個人番号（員番）、世帯番号、表示用保険者番号、表示用被保険者証番号は、項番6～項番11の同名項目と同じ場合は、nullを設定してください。
58	異動処理	2010/07/28	2010/08/03	被保険者異動データ（KD_IF021）の介護保険被保険者番号の設定について個人情報（KD_IF021）を作成する際、市国保システムでは介護保険被保険者番号を保有しておりません。この為、介護保険有資格者は市介護保険システムと連携し、必ず設定する項目であるとの認識で宜しいでしょうか？また、介護保険被保険者番号を設定しない場合、どのような影響が発生するのでしょうか？	現状の次期システムにおいては未使用で、将来的な機能拡張用に設けられた項目となりますので、現時点では設定不要です。
60	異動処理	2010/08/05	2010/08/06	当市では現在、月次で国保被保険者異動データとあわせて特定健診データ管理システムへのデータ反映を目的として、国保被保険者の住民税区分異動データを作成し、媒体送付しております。今後、これについては、次期共同電算システムへの国保被保険者異動データのうち、世帯レコードファイルへ住民税区分を設定することで、これまでと同じように特定健診データ管理システムへ反映されるのでしょうか。	次期共同電算システムにおいても、現行同様、毎月送付いただく異動データ（世帯情報）の所得区分を設定いただければ特定健診データ管理システムへデータ連携が行われる予定です。
61	異動処理	2010/7/28	2010/8/31	被保険者異動データ（KD_IF020及びKD_IF021）の連携ファイル名について被保険者異動データの実ファイル名はインタフェース名（KD_IF020及びKD_IF021）と同一と考えて良いでしょうか？また『ファイル名+連番』もしくは『ファイル名+作成月』として作成する必要があるのか確認させていただきます。	ファイル名は、KD_IFxxx（8桁）+任意文字（12桁以内）.csvとなりますが、任意文字は保険者と年月を識別するため、「保険者番号（6桁）+年（西暦年4桁）+月（2桁）」となる想定です。 (例)被保険者異動データ・世帯情報ファイル名： 「KD_IF020_010116201009.csv」 【訂正事項】 Q&A（第3版）では上記の例のファイル名にて回答させていただきましたが、例のファイル名の桁数が誤っておりました。 大変申し訳ございませんが、インタフェースID（KD_IFxxx）後の“-”（アンダーライン）を削除し提出願います。 (誤) KD_IF020_010116201009.csv (正) KD_IF020010116201009.csv

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
62	異動処理	2010/07/28	2010/08/23	被保険者異動データ（KD_IF020及びKD_IF021）のデータ形式、固定長・可変長について 被保険者異動データはCSV形式ですが、カンマ区切りであれば、固定長データでも良いでしょうか？（データ設定例の資料に「NULL」の記載があったので、可変長データでなければならないのでしょうか？） ・被保険者異動データの繰り返し項目の最後に設定する終了識別子の設定は、繰り返し項目の情報が無くなった時点で終了識別子を設定するとの認識ですが、履歴が1つしかない場合でも、MAX数繰り返し、最後に終了識別子を設定する方法でも問題ないでしょうか？ 例）得喪履歴：MAX99 で履歴が1つしかない場合 繰り返し1個目にデータを設定 残り98個に初期値を設定 最後に終了識別子を設定	データにより未設定の履歴が存在すると異動データ精査処理でエラーとなりますので、可変長でデータ作成してください。上記の例の場合、繰り返し1個目にデータを設定し、直後に終了識別子を設定します。
63	異動処理	2010/08/04	2010/08/12	所得区分について 特定疾患に係る所得区分は、紙媒体での報告ですが、次期システムでは、世帯レコードの所得区分での報告となるのでしょうか。	現在、報告頂いております所得区分につきましては、特定疾患に係る所得区分ではなく国保の世帯及び個人の税区分となりますが、次期電算システムにおいては、全件異動方式となりますので異動情報に所得区分も含めた報告となりますので、所得区分のみを特化した異動報告は必要ありません。また、次期電算システムでは現在のところ特定疾患に係る所得区分の設定は想定されておりません。
64	異動処理	2010/08/04	2010/08/09	高齢受給者の所得判定について 平成18年度から平成19年度のうち、経過措置「3割（一般）」となっている被保険者がいるが、今までは紙媒体で報告していたが、どのように報告すればいいのでしょうか。	被保険者異動データの世帯レコードの「区分等_高齢所得区分」の項目に「5」を設定してください。 参考）インタフェース設計書 上記項目説明欄 1:一般 2:一定所得以上 3:低所得者 4:低所得者 5:一定所得以上（経過措置） 6:一般（経過措置）世帯レコードの値6および個人レコードの設定は平成20年8月廃止
65	異動処理	2010/08/04	2010/08/12	特定疾病について、今まで、対象者の自己負担を判定し、受療証を交付していたものについて、連合会に報告していなかったが、次期システム導入に伴い、報告することになるのか。 また、報告する場合には、どのように報告すればいいのかと、何年分、必要となるのでしょうか。	次期電算システムでは、被保険者異動データ（個人情報）の項番85に特例者-長期区分として特定疾病（マル長）の区分を設定できます。また、設定区分については、資格チェック及び被保険者一覧の出力に使用しますが、月遅れレセプト等のチェックを行いたい場合については、チェックの対象とする年月までの履歴情報が必要となります。ただし、この項目につきましては任意項目となりますので、特定疾病（マル長）に対する資格チェック及び被保険者一覧に出力の必要がない場合につきましては、設定の必要はありません。 【訂正事項】 Q&A（第3版）では長期区分の履歴情報が必要との回答を載せておりますが、この回答につきましては誤りで、長期区分の履歴情報は管理されないことが判明しました。大変ご迷惑をお掛けして申し訳ございませんが、よろしくお願いたします。
66	異動処理	2010/08/05	2010/08/19	KD_IF026/月中国保加入者データは、KD_IF020、KD_IF021の取得事由に「14：月中社保離脱、15：月中国保組合離脱」が設定されるのであれば作成の必要なしという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。問い合わせにある取得事由の他、喪失事由「53:月中国保加入」も設定願います。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
67	異動処理	2010/08/05	2010/08/19	KD_IF298/住所コード異動データ（市町村国保用）、KD_IF300/行政区コード異動データ、KD_IF302/地区名異動データ、KD_IF303/続柄変換異動データは初期セットアップのため送信する必要はございませんか？また、現在の設定内容を提供していただくことは可能でしょうか？	初期セットアップのため、必要に応じて送信頂く必要があります。 KD_IF298/住所コード異動データ 地区別帳票にて利用する地区統計用コードの取得、被保険者向け帳票の送付先住所の取得に利用します。 KD_IF300/行政区コード異動データ 地区別帳票にて利用する地区統計用コードの取得に利用します。 KD_IF302/地区名異動データ 地区別帳票出力における地区名を管理します。 KD_IF303/続柄変換異動データ 独自の続柄が存在せず、標準システムの値を使用する場合、設定は不要です。独自の続柄に変換して帳票に印字する運用を行う場合、設定必須となります。 申し訳ありませんが、現行設定内容の提供予定はありません。
69	異動処理	2010/08/10	2010/08/23	被保険者異動データ（世帯情報）について 項番74～108については、項番6・7で設定した被保険者証記号番号のみの履歴を出力するのか。 履歴 記号 001 番号 001 H21.04.01加入（社保離脱） 履歴 記号 001 番号 001 H21.09.30喪失（社保加入） 履歴 記号 002 番号 002 H21.11.01加入（社保離脱） 履歴 記号 003 番号 002 H22.01.01記号変更 上記のような履歴の被保険者が存在した場合 記号003番号002の世帯情報に、旧記号002番号002で出力するが、履歴～の情報は74～108に出力されないということによるのか。	項番74～108については、項番6・7で設定した被保険者証記号番号のみの履歴を出力します。ご認識のとおり、記号003番号002の世帯情報に、旧記号002番号002で出力します。履歴～の情報は74～108に設定する必要はありませんが、異動データを作成する必要があります。 設定例 データ区分 記号 番号 履歴1異動日 履歴1国保得喪事由 履歴2異動日 履歴2国保得喪事由 1 001 001 H21.09.30 国保喪失事由：42(社保加入) H21.04.01 国保取得事由：2(社保離脱) 2 002 002 H21.11.01 国保取得事由：2(社保離脱) 0 003 002 H21.11.01 国保取得事由：2(社保離脱) 旧記号：002 旧番号：002
70	異動処理	2010/08/10	2010/08/19	被保険者異動データ（世帯情報）について 項番74～108について、世帯員のみ異動があった場合は履歴を作成するのか。下記の事例の場合、項番74～108の履歴を作成することとなるのか。作成されるとすればどのような履歴となるのか設定例をご教示いただきたい。 例）世帯主A、世帯員Bがいる世帯において、世帯員Bのみ世帯分離により新国保番号に異動した場合	世帯員のみ異動があった場合は履歴を作成しません。例にあるような場合において、項番74～108の履歴は作成しないようお願い致します。
71	異動処理	2010/08/10	2010/08/19	被保険者異動データ（世帯情報）について 項番79について、同日付で世帯主が社保離脱、世帯員が転入により国保資格を取得した場合など、国保資格取得事由が世帯内で異なる場合は、世帯主の国保資格取得事由を設定することとしてよいのか。	ご認識のとおり、世帯主の国保資格取得事由を設定するようお願い致します。
72	異動処理	2010/08/10	2010/08/23	被保険者異動データ（世帯情報）について 項番83について、同日付で世帯主が社保加入、世帯員が転出により国保資格を喪失した場合など、国保資格喪失事由が世帯内で異なる場合は、世帯主の国保資格喪失事由を設定することとしてよいのか。また、擬制世帯の場合は誰の国保資格取得事由を設定することとなるのかご教示いただきたい（社保加入している擬制世帯主Aがあり、同日付で世帯員Bが社保加入、世帯員Cが転出した場合）。	ご認識のとおり、世帯主の国保資格喪失事由を設定するようお願い致します。「また、擬制世帯の場合は誰の国保資格取得事由を設定することとなるのかご教示いただきたい（社保加入している擬制世帯主Aがあり、同日付で世帯員Bが社保加入、世帯員Cが転出した場合）」とありますが、世帯員Cが転出したことにより擬制世帯主A個人としての異動はなくとも国保世帯として喪失した場合でしょうか？その場合は該当世帯が国保資格を喪失した原因であるBの「社保加入」あるいはCの「転出」を設定くださいますようお願い致します。どちらを設定していただいてもかまいません。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
73	異動処理	2010/08/10	2010/08/19	被保険者異動データ（世帯情報）について 項番89～90は、世帯主の情報でよいか。	お見込のとおり世帯主のカナ氏名、漢字氏名を設定してください。
74	異動処理	2010/08/10	2010/08/19	被保険者異動データ（世帯情報）について 項番107・108は、どのような情報を出力するのか。	「項番107：世帯異動履歴_異動届出日」国保の資格情報の異動（取得、喪失、変更）を届出た日付を年月日で設定してください。 「項番108：世帯異動履歴_異動年月日」 国保の資格情報を異動（取得、喪失、変更）した日付を年月日で設定してください。
75	異動処理	2010/08/10	2010/08/23	被保険者異動データ（個人情報）について 項番25・26は、どのような情報を出力するのか。	「項番25：市町村合併・旧番号情報_旧番号有効日」 被保険者証記号・番号を変更した場合に、旧番号がいつまで有効であったかを設定する項目です。証記号番号を変更した場合は旧番号の被保険者証の回収日（あるいはそれに準ずる日）になると考えます。 「項番26：市町村合併・旧番号情報_旧個人番号有効日」 項番25と同様、員番や個人番号を変更した場合に、旧番号がいつまで有効であったかを設定する項目です。個人番号変更の場合は、一般的には喪失した後、再取得の際に変更することが多いと思われませんが、この場合は喪失日の前日になるかと考えます。
76	異動処理	2010/8/10	2010/8/31	被保険者異動データ（世帯情報）について 項番4について、当該情報が旧世帯情報である場合は「2」を設定し続けるのか。 記号001番号001 H21.05.01加入 H21.11.30喪失 記号002番号002 H22.04.01再加入 上記のような事例の場合、記号001番号001の世帯についてH21.11までは「0」、H21.12～H22.03までは「1」H22.04以降は「2（以降変更することはない）」	お見込のとおり、旧世帯情報の項番4「データ区分」は、証番号変更発生前のレセプトで同一被保険者を判断する必要があるため、異動翌月以降もレセプトの保有年数分（5年）は2を設定し、以降変更することはありません。上記の例の場合は、以下となります。 記号001番号001 データ区分：2(被保険者証番号員番変更前旧データ・市町村合併前旧データ) 記号002番号002 データ区分：0(加入中) データ区分1のデータは不要です。
77	異動処理	2010/08/10	2010/08/23	被保険者異動データ（個人情報）について 項番143は、どのような情報を出力するのか。	項番143「証管理履歴_被保険者証_世帯票・個人票区分」は、被保険者証の発行が世帯票か個人票かの区分となります。「1：世帯票」は被保険者証を世帯に1枚発行する場合、「2：個人票」は個人に1枚発行する場合にそれぞれ設定してください。 【訂正事項】 国保中央会より資料の変更があったため、「被保険者証_世帯票・個人票区分」（項番143）については、「設定不要」の扱いとなります。
78	異動処理	2010/08/10	2010/08/19	被保険者異動データ（個人情報）について 項番75の「0：国保一般（前期高齢該当者）」について、65～74歳について設定し、それ以外はNULL値とするのか。もしくは、退職以外については全て「0」を設定するのか。	項番75「区分等_制度」の「0：国保一般（前期高齢該当者）」は、退職者を除き、前期高齢該当者を含めたすべての国保加入者が該当しますので、退職者以外は「0」を設定してください。項番75「区分等_制度」は、以下のコードとなります。 0:国保一般（前期高齢該当者） 1:退職本人 2:退職家族

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
79	異動処理	2010/08/10	2010/08/23	被保険者異動データ（個人情報）について 項番119には何を設定すればよいのか。	項番119「個人異動履歴_基本情報_退職本人コード」には、同一世帯に退職本人が複数名いる場合、60～69の中の任意の番号を本人の識別番号として設定してください。 例） A：退職本人、B：退職本人 A：退職本人コード=60 B：退職本人コード=61
81	異動処理	2010/08/17	2010/08/19	KD_IF020「項番1」、KD_IF021「項番1」につきましてご質問いたします。 「投入異動データ単位」が ・0：全件異動保険者、対象被保険者異動保険者 ・1：事由別異動保険者 となっておりますが、「0：全件異動保険者、対象被保険者異動保険者」を設定することでよいでしょうか。	お見込みのとおり、全件一括異動となりますので、「0：全件異動保険者、対象被保険者異動保険者」を設定願います。
82	異動処理	2010/08/17	2010/08/19	KD_IF020「項番89」及び「項番90」、KD_IF021「項番115」及び「項番116」につきましてご質問いたします。 氏名（カナ）は半角、氏名（漢字）は全角として設定してよいでしょうか。 また、例のとおり、氏名（カナ）は氏と名の間に半角スペース、氏名（漢字）は氏と名の間に全角スペースとしてよいでしょうか。 例 氏名（カナ） 半角 ・氏名（漢字） 全角 氏名（カナ） コハ 知 氏名（漢字） 国保 太郎	お見込みのとおり、氏名（カナ）は半角、氏名（漢字）は全角でよろしいです。 スペースも同様でよろしいです。
83	異動処理	2010/8/17	2010/8/27	KD_FI020「項番3」及び、KD_IF021「項番3」につきましてご質問いたします。 「投入番号」につきまして、「01」のみの設定としてよいでしょうか。	お見込みのとおり「投入番号」は、全件異動の場合は「01」のみの設定となります。
84	異動処理	2010/8/17	2010/8/25	被保険者証記号について KD_IF020「項番6」「項番7」及び、KD_IF021「項番6」「項番7」につきましてご質問いたします。「被保険者証記号」につきまして、全角で設定してよいでしょうか。	全角での設定でよろしいです。「被保険者証記号」と「被保険者証番号」は、全角または半角のどちらかに統一して設定する必要があります。
85	異動処理	2010/8/17	2010/8/23	通称名について KD_IF021「項番89」、「項番90」及び「項番91」につきましてご質問いたします。「通称名」とはどのような事例の場合になりますでしょうか。	KD_IF021項番89「通称名_通称名（漢字）」、項番90「通称名_通称名（カナ）」、項番91「通称名_本名通称名区分コード」は、正式な氏名とは別に日本での生活で日常用いられている氏名を利用している場で外国人の方のような場合で設定されることが多いかと思われます。項番91「通称名_本名通称名区分コード」には、「項番89：通称名_通称名（漢字）」及び「項番90：通称名_通称名（カナ）」を設定した場合は「1」、「null」とした場合は「0」を設定してください。
86	異動処理	2010/8/17	2010/8/27	KD_IF020「項番64」及び、KD_IF021「項番78」につきましてご質問いたします。「区分等_住居地保険者番号」につきまして、どのような事例の場合に設定が必要でしょうか。	「区分等_住居地保険者番号」は、施設入所/学遠等、保険者と住居地保険者が違う場合に住居地の保険者番号を設定してください。
87	異動処理	2010/8/17	2010/8/23	区分等_自家診療医療機関コードについて KD_IF021「項番79」につきましてご質問いたします。「区分等_自家診療医療機関コード」について、市町村保険者の場合は設定不要でしょうか。	「項番79:区分等_自家診療医療機関コード」は被保険者本人が勤める医療機関等のコードを設定するので、市町村保険者の場合は、設定不要です。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
88	異動処理	2010/8/17	2010/8/23	特例者 第三者区分の設定について KD_IF021「項番87」につきましてご質問いたします。「特例者 第三者区分」に何も設定していなくてもエラーにならないでしょうか。	項番87「特例者 第三者区分」は、必須項目ではないので、設定しなくてもエラーにはなりません。
90	異動処理	2010/8/18	2010/9/1	被保険者全件異動データ記載要領マトリクス（世帯）の仕様について 世帯番号（項番8）の注釈（注3）に、『世帯を世帯番号で管理している場合は必須』とありますが、被保険者番号を国保世帯の単位としている場合は、項番8の世帯番号、項番20の旧世帯番号、項番76の世帯番号、項番69の世帯コードの全てが設定不要という解釈でよろしいでしょうか。 世帯コードの全てが設定不要という解釈でよろしいでしょうか。	お見込のとおり、世帯管理は、被保険者証記号 + 被保険者証番号で行いますので、項番8の世帯番号、項番20の旧世帯番号、項番76の世帯番号、項番69の世帯コードの設定は不要となります。世帯番号での世帯管理は、個人単位で証番号を発行している保険者の場合に必要となります。システム内で同一世帯を判断する場合に、世帯番号が同一なもの同一世帯との判断が行われることとなります。
91	異動処理	2010/8/18	2010/9/2	被保険者全件異動データ記載要領マトリクス（世帯）の仕様について 弊社の提供するシステムでは以下の項目を管理していないため、異動データに項目を設定することができませんが、それによる弊害をお教えください。 項番 64 住居地保険者番号 項番 67 滞納区分 項番 72 行政区コード 項番 97 電話番号（管理用） 項番 104 電話番号（発送用）	以下の項目を設定しない場合の弊害について記述します。 項番64「住居地保険者番号」 ・被保険者台帳の該当項目に出力されません。 項番67「滞納区分」 ・滞納世帯ではなく一般世帯と判別されるため、被保険者証等一括作成処理にて、被保険者証、短期証、資格証明書等の各種証の抽出判定が正しくできない影響があります。 項番72「統計_行政区コード」 ・被保険者到達者リスト出力、被保険者世帯主索引簿出力、世帯名簿一覧表出力、被保険者一覧出力、退職者医療適用被保険者名簿出力の際に、行政区別の改ページが行えません。 項番97「電話番号（管理用）」 ・弊害は特にありません。 項番104「電話番号（発送用）」 ・弊害は特にありません。
92	異動処理	2010/8/18	2010/8/31	被保険者全件異動データ記載要領マトリクス（世帯）の仕様について 以下の各事由については、弊社提供システムのコードを貴会指定のコードに変換するのみで、独自コードは設定しない予定です。独自コードが画面または帳票に表示されなくなる以外での問題はありますか。 項番 80 各県国保取得事由 項番 84 各県国保喪失事由 項番 88 各県変更事由	「各県国保取得事由」「各県国保喪失事由」「各県変更事由」には、標準システムでの事由（直近情報_国保取得事由）と別に任意で管理したい場合に設定いただくことを想定しております。被保険者異動台帳、被保険者台帳上の各県事由欄が空白で出力されることとなりますが、それ以外での問題はございません。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
93	異動処理	2010/8/18	2010/8/31	被保険者全件異動データ記載要領マトリクス（世帯）の仕様について住所コード（管理用）（項番93）と住所（管理用）（項番94）の注釈（注8）に、『取得の場合住所コードか住所のどちらかに設定が必要、両方入れることは不可』とありますが、取得の時に住所コードを設定した場合は、その後の住所変更時は住所コードのみを設定し、住所は設定しない仕様を継続する必要があるという解釈でよろしいでしょうか。また、住所コードを使用しない場合、以下のような設定は可能でしょうか。 項番70 住所コード 01 項番93 住所コード Null 項番94 住所 国保県国保市国保1丁目1-1 項番95 番地 Null	住所コード（管理用）（項番93）と住所（管理用）（項番94）は、住所コードを設定した場合は住所は自動的に設定され、住所コードと住所の両方設定された場合はエラーとなります。保険者契約情報管理マスタの住所コード使用有無で住所コードを使用するかどうかを管理しているため、住所コードを使用するとした場合、住所コードのみを設定し住所は設定しない仕様を継続する必要があります。また、住所コードを使用しない場合、保険者契約情報管理マスタの住所コード使用有無で「無し」の設定となります。その場合、住所のみを設定し住所コードは設定しない仕様となりますので、「項番93 住所コード」はNull可能ですが、「項番95 番地」は必須入力項目となっております。例の場合ですと、「項番94 住所」の1-1を「項番95 番地」に設定することになります。なお、「項番70 統計_住所コード」は、被保険者異動台帳等の出力項目となっている他、「項番71 統計_地区統計用コード」の導出にも利用されます。統計_地区統計用コードは、保健事業業務の疾病統計分析に係る統計帳票を出力する際に使用します。当該帳票類は地区別での出力となりますが、設定がなければ保険者単位での出力となります。
94	異動処理	2010/8/18	2010/8/31	被保険者全件異動データ記載要領マトリクス（世帯）の仕様について異動届出日（項番107）と異動年月日（項番108）は必須入力となっておりますが、具体的に何の日付を設定しますか。（実際に異動があった日、アップロードするファイルを作成した日等）また、実際に異動があった日を設定する場合、前回データ作成から今回データ作成までの間に複数の異動があった場合は最新の日付を設定することになるのでしょうか。	異動届出日（項番107）は異動（取得、喪失、変更）を届出た日付を設定し、異動年月日（項番108）は実際に異動（取得、喪失、変更）した日付を設定します。ご認識のとおり、複数の異動があった場合は最新の日付を設定いただくこととなります。
95	異動処理	2010/8/19	2010/9/1	「診療報酬確定額及び諸率」については次期電算システム稼働後に出力可能とのことだが、過去の情報がなければ出力されないのか。また「診療報酬確定額及び諸率」は保険者が必要な情報なのか、連合会で必要な情報なのか。	「診療報酬確定額及び諸率」について、次期電算システム稼働日より出力可能です。過去の情報を保険者からいただかなくても出力されます。また、「診療報酬確定額及び諸率」は連合会向けの情報となりますが、保険者からの参照も可能です。
96	異動処理	2010/8/19	2010/9/1	KD_IF020、KD_IF021について年度の項目がないみたいだが、どのようにして過去の情報を作成するのか。	KD_IF020、KD_IF021の過去の情報は年度単位では管理していません。過去の情報は履歴情報に含めて作成していただくようお願いいたします。
97	異動処理	2010/8/19	2010/9/1	「月中国保加入」とは具体的にどのような喪失事由なのか。	「月中国保加入」とは、月の途中で世帯主が国保組合を離脱して後期に加入したとき、世帯員が市町村国保に加入したときの事由のことです。（国保組合側で利用/設定する事由コードです）
98	異動処理	2010/8/19	2010/9/1	住所コードに「0000」と設定した場合、または設定をしなかった場合、なにか問題が生じるか。	住所コードに設定を行わない場合、「項番94：住所」の設定が必須となります。なお、住所コードを設定する場合、利用する住所コードは、住所コード異動データとして作成いただく必要があります。住所コードテーブルに存在しない住所コードが設定された場合はエラーとなります。
99	異動処理	2010/8/19	2010/8/31	「被保険者全件異動データ記載要領マトリクス（個人）」の仕様について当初保険者番号（項番20）には何を設定するのでしょうか。	当初保険者番号は、市町村合併等により保険者番号が変更となった場合に、当初の保険者番号を設定します。なお、複数回の保険者番号の変更が発生しなければ、旧保険者番号と同様の値となります。当該項目は、被保険者台帳等の当初保険者番号欄に出力されるのみであり、設定を省略しても問題はありませぬ。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
101	異動処理	2010/8/19	2010/8/31	「被保険者全件異動データ記載要領マトリクス（個人）」の仕様について被保険者の通称名がある場合、通称名関連項目（項番89～91）に設定すると解釈していますが、その場合は基本情報の氏名（項番115、116）には本名を設定することになるのでしょうか。また、上記の設定とした場合、画面表示及び送付宛先は「通称名>本名」の優先順位で表示されますか。	基本情報の氏名欄には、本名を設定することとなります。なお、通称名は、画面全般や、被保険者向けの帳票（被保険者証、医療費通知等）において、利用されておりません。このため、通称名を本名より優先するといったことはできません。
102	異動処理	2010/8/20	2010/8/31	被保険者異動情報における被保険者証番号について 国保連合会に一括更新時の被保険者証発行を委託し、保険者システムで随時に前ゼロをつけて被保険者証を発行している保険者に、前ゼロをつけないで被保険者証番号を発行してほしい旨の連絡がありました。 そこで確認ですが、「レセプト審査支払システム等の最適化導入構築業務（次期電算システム導入）に関するQ&A（第1版）」システム種別・共同電算・項番4の回答にありますように、実際に発行している被保険者証の番号とおりに被保険者異動情報を設定してよいのでしょうか。つまり、前ゼロがない場合は前ゼロなしで、前ゼロがある場合は前ゼロありで設定することになります。	9月の被保険者証の一括更新において、従来とおり前ゼロなしで被保険者証を発行します。また、自庁システムにて随時発行している被保険者証についても前ゼロなしでの発行を行っていただくよう依頼済みの認識です。このため、次期システム稼動前までには全ての被保険者証が前ゼロなしの状態となることを想定しております。よって、異動データ情報については、前ゼロなしでの設定をお願いいたします。
103	異動処理	2010/8/20	2010/9/2	統計 世帯コードについて KD_IF020「項番69」につきましてご質問いたします。 「統計 世帯コード」にはどのようなコードを設定したらよいでしょうか。	項番69:統計_世帯コードは、被保険者異動台帳への出力のみに使用される項目であり、設定は不要です。
104	異動処理	2010/8/20	2010/8/31	施設入所区分の設定について KD_IF020「項番63」及びKD_IF021「項番77」についてご質問いたします。 施設入所区分はどのような事例の場合、「0：非該当」「1：施設入所」を設定するのでしょうか。 また、「Null」の設定もありますか。	KD_IF020「項番63」は、世帯内に1人でも施設入所者が存在する場合には「1:施設入所」を設定します。 KD_IF021「項番77」は、本人が施設に入所している場合に「1:施設入所」を設定します。 また、施設入所区分は被保険者台帳への出力のみに使用されますので、Nullでも問題はありません。
105	異動処理	2010/8/26	2010/8/31	被保険者証番号について 国保連次期電算システム（保険者端末）での被保険者証の随時発行分につきまして、前ゼロなしでも前ゼロありでも、被保険者マスタで設定されたとおりの被保険者証番号で出力されるのでしょうか。	ご認識のとおり、前ゼロなしでも前ゼロありでも被保険者マスタで設定されたとおりの被保険者証番号で出力されます。
106	異動処理	2010/8/10	2010/9/10	被保険者異動データ（個人情報）について 項番18～27について、世帯情報と異なり、旧番号が存在した場合は必ず情報を出力するという点でよろしいか。	項番18～27について、被保険者証記号・番号変更、世帯合併/分離、区内異動の際に、旧情報と新情報で項目が異なる場合、新・旧情報の紐付けのため、設定をお願いします。
108	異動処理	2010/8/31	2010/9/10	異動連絡に関して 個人情報レコードの得喪履歴がMAX99件までセットでき、履歴の最初は取得からはじめると思っています。万が一、99件を超えて古い履歴から詰める場合、最初の取得情報がセットされなくなりますが、どのように対処すればよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、個人情報レコードの得喪履歴は、最大99件となります。99件に収まるよう設定をお願いいたします。 なお、99件に収まるよう調整をした場合においても、履歴は必ず取得から始めるようお願いいたします。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
110	異動処理	2010/8/31	2010/9/10	被保険者異動データ（世帯・個人情報）について 本市は行政区ごとに被保険者記号を設定しているため、引越した場合は、引越した場合は、被保険者記号が変更される。この場合異動情報はどのように提出すればよいのか。 記号AAA 番号000-0000 世帯主A（70歳未満）という世帯があった場合、平成22年10月1日付で引越（区間異動）し、 記号BBB 番号000-0000 世帯主A（70歳未満）という世帯になった場合に記号が異なっても一つのデータとして取り扱い、履歴管理を行うのか。 それとも、記号AAAがいったん資格喪失したとみなし、記号が異なるごとにデータを提出するのか。提出方法をご教示いただきたい。また、個人データについても同様の考え方であるかご教示いただきたい。	区間異動の場合は、区間異動元データ（事由:47:転居）と区間異動先データ（事由:7:転居）を作成いただく必要があります。 ・項番:71 統計_地区統計用コード 保険事業業務の疾病統計分析にかかる統計帳票を地区別で出力する際に使用しますので、値は設定いただくことを推奨いたします。 ・項番:72 統計_行政区コード 被保険者到達者リスト出力、被保険者世帯主索引簿出力、世帯名簿一覧表出力、被保険者一覧出力、退職者医療適用被保険者名簿について行政区分で改ページが行えますので、値は設定いただくことを推奨いたします。 ・項番:79 国保取得事由 「10:月報外」は擬制世帯となった場合に設定します。区間異動の場合は「7:転居」を設定します。 ・項番:83 国保喪失事由 「50:月報外」は擬制世帯となった場合に設定します。区間異動の場合は「47:転居」を設定します。 ・区間異動元データは履歴管理を行いますので、履歴を追加することになります。
111	異動処理	2010/9/2	2010/9/10	被保険者マスタ設定コード一覧について KD_IF020 項番68、項番106の「旧世帯主個人番号（員番）」 KD_IF021 項番9、項番100、 項番114、項番128、項番156の「個人番号（員番）」、項番24の「旧個人番号（員番）」は前ゼロありの12桁に設定するのでしょうか。	KD_IF020 項番68、項番106の「旧世帯主個人番号（員番）」 KD_IF021 項番9、項番100、項番114、項番128、項番156の「個人番号（員番）」、項番24の「旧個人番号（員番）」は保険者で管理しているのとおり（保険者側で前ゼロありで管理されているのであれば前ゼロありで）に、最大桁数12の範囲内で設定をお願いします。
115	異動処理	2010/9/3	2010/9/14	異動連絡について 現在、連合会へ異動発生月の翌月6日頃までに磁気媒体で異動連絡を提出しています。この異動発生月の内容ですが、当国保組合では26日から翌月25日までの異動発生について翌々月6日頃までに連合会へ提出しています。当国保組合では毎月25日頃を締め日としています。当国保組合の締め日は月末としていません。次期システムで全件一括報告をした場合、何か不具合が起きる可能性がありますでしょうか。（例 資格点検業務等） また、他の保険者の異動連絡の締め日は何日頃とされているのが多いのでしょうか。	異動報告内容でレセプトの資格審査を行いますので、26日から末日までのレセプトに対して、資格確認の結果が正確ではない可能性があります。また、月報作成に連合会の結果を使用する場合は、月末現在数ではなくなるので、本来報告すべき値と異なる値を出力してしまいます。その場合は、世帯数・被保険者数ファイルをいただくこととなります。なお、保険者の異動連絡の締め日については、本会から各保険者に周知している内容として、異動連絡票は当月末日までの異動内容を記載し、翌月6日までに送付することとしておりますので、締切日を末日として設定していると想定されます。
116	異動処理	2010/9/6	2010/9/10	KD_IF020、KD_IF021のインタフェースでの異動報告は平成23年4月届出の5月報告分からという認識でよろしいでしょうか。（平成23年3月届出の4月報告分は現行インタフェースにて報告）	4月報告分までは現行インタフェースにて報告いただく必要があります。なお、新インタフェースの異動報告ですが、過去の高額療養費の再計算に利用するため、5月報告の前に保険者ごとに、11月中旬（10月末）、3月中旬（2月末）、4月中旬（3月末）の計3回の報告をいただく想定です。
117	異動処理	2010/9/6	2010/9/10	KD_IF020、KD_IF021のインタフェース仕様書の文字セット欄に2010.08.24版から「保険者使用のコード（任意）」という記載が追加されたようですが、具体的にどういう意味でしょうか。	システムとしては任意との記述となっておりますが、北海道の運用としては運用コスト低減のため、文字ユーザ、改行コーディングを統一いたします。すでに説明していますとおり、文字コードはUnicode3.2、エンコーディングはUTF-8となります。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答																																																		
118	異動処理	2010/9/9	2010/9/24	<p>「異動情報インタフェース設計書（世帯）」の所得区分及び高齢所得区分の設定方法について</p> <p>所得区分（高齢所得区分も含む）については、15桁のうち後ろ12桁に1～12月の所得区分を設定する仕様となっておりますが、月別の設定方法としては以下の認識でよろしいでしょうか。</p> <p>(1) 未来月は最新月と同じものを設定 (2) 取得前、喪失後はスペースを設定</p> <p>また、上記(2)の仕様であるならばCSVデータも1項目がスペースを含めた15桁とする必要があるのでしょうか。下記の例であれば、と のどちらの形式でデータを作成するのでしょうか。</p> <p>例) H22は4～9月が課税の場合 「・・・, "422 000000", ..…」 「・・・, 422 000000, ..…」</p>	<p>(1) ご認識のとおり、未来月は最新月と同じ内容を設定してください。</p> <p>(2) ご認識のとおり、取得前、喪失後はスペースを設定してください。上記の例であれば、CSVデータも1項目がスペースを含めた15桁とし、例の形式でデータ作成をお願いいたします。</p>																																																		
119	異動処理	2010/9/9	2010/10/4	<p>「異動情報インタフェース設計書（個人）」の退職本人コード及び本人との続柄の設定方法について</p> <p>項番100番で退職本人コードの設定方法について質問させて頂きましたが、追加で質問いたします。退職本人コード及び本人との続柄は、下記の例のように、同一個人が前月送付データと当月送付データで変更になっても問題は無いのでしょうか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本人コード</th> <th>続柄</th> <th>本人コード</th> <th>続柄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【前月送付】Aさん</td> <td>60</td> <td>null</td> <td>【当月送付】Aさん</td> <td>(送付されない)</td> </tr> <tr> <td>Bさん</td> <td>60</td> <td>03</td> <td>Bさん</td> <td>(送付されない)</td> </tr> <tr> <td>Cさん</td> <td>61</td> <td>null</td> <td>Cさん</td> <td>60 null</td> </tr> <tr> <td>Dさん</td> <td>61</td> <td>03</td> <td>Dさん</td> <td>60 03</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の場合、本人コード「60」に該当する個人が前月と当月で異なります。</p>		本人コード	続柄	本人コード	続柄	【前月送付】Aさん	60	null	【当月送付】Aさん	(送付されない)	Bさん	60	03	Bさん	(送付されない)	Cさん	61	null	Cさん	60 null	Dさん	61	03	Dさん	60 03	<p>ご認識のとおり、退職本人コード及び本人との続柄は、同一個人が前月送付データと当月送付データで異なった場合でも問題はありません。ただし、左記【当月送付】の例で、AさんとBさんが”送付されない”との表現がありますが、全件一括異動においては前月投入データは当月投入データで塗り替えられますので、AさんとBさんの異動データも報告いただく必要があります。AさんBさんが退職非該当となった場合には、異動履歴に前回の本人コード、続柄等を設定いただくこととなります。下記に設定例を示します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本人コード</th> <th>続柄</th> <th>異動履歴_本人コード</th> <th>異動履歴_続柄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【当月送付】Aさん</td> <td>null</td> <td>null</td> <td>60</td> <td>null</td> </tr> <tr> <td>Bさん</td> <td>null</td> <td>null</td> <td>60</td> <td>03</td> </tr> <tr> <td>Cさん</td> <td>60</td> <td>null</td> <td>61</td> <td>null</td> </tr> <tr> <td>Dさん</td> <td>60</td> <td>03</td> <td>61</td> <td>03</td> </tr> </tbody> </table>		本人コード	続柄	異動履歴_本人コード	異動履歴_続柄	【当月送付】Aさん	null	null	60	null	Bさん	null	null	60	03	Cさん	60	null	61	null	Dさん	60	03	61	03
	本人コード	続柄	本人コード	続柄																																																			
【前月送付】Aさん	60	null	【当月送付】Aさん	(送付されない)																																																			
Bさん	60	03	Bさん	(送付されない)																																																			
Cさん	61	null	Cさん	60 null																																																			
Dさん	61	03	Dさん	60 03																																																			
	本人コード	続柄	異動履歴_本人コード	異動履歴_続柄																																																			
【当月送付】Aさん	null	null	60	null																																																			
Bさん	null	null	60	03																																																			
Cさん	60	null	61	null																																																			
Dさん	60	03	61	03																																																			
120	異動処理	2010/9/9	2010/9/24	<p>「異動情報インタフェース設計書」の住所（住所コード）の設定方法について</p> <p>弊社の提供するシステムでは、住所登録時に住所コードを設定しないで、漢字住所を直接入力しているデータが存在します。そのような登録が可能であるため、漢字住所から住所コードを取得することは不可能です。項番93にて『住所コードを使用する場合は、住所コードのみを設定し、住所は設定しない仕様を継続する必要がある』との回答がありましたが、住所コードを使用する場合、上記のような直接入力されたデータ（住所として不正なデータも含む）については、どのような対処を行えばよろしいでしょうか。</p>	<p>項番93：住所コードと項番94：住所の設定方法には以下の2とおりあります。住所コードを使用する場合は、住所コードのみを設定。住所を使用する場合は、住所のみを設定。 と の設定方法については、混在できませんので、どちらかを選択することになります。仮に住所コードを使用とした場合、漢字住所にて入力されたデータについては（不正なデータの場合についても）何らかの住所コードを設定いただく必要があります。</p>																																																		
122	異動処理	2010/9/10	2010/9/24	<p>「異動情報インタフェース設計書」の適用除外承認日の設定方法について</p> <p>世帯情報の適用除外承認日（項番66）と個人情報情報の適用除外承認日（項番83）は介護保険上で管理している「適用除外該当日」のことと認識しております。上記のとおりであれば、適用除外該当日は個人単位に設定されるものであるため、世帯情報にはどのように設定するのでしょうか。</p> <p>また、貴会システムから出力される台帳での情報管理が不要であれば、設定しない(NULL)でも良いのでしょうか。</p>	<p>世帯情報の適用除外承認日（項番66）と個人情報情報の適用除外承認日（項番83）は、国保組合における適用除外者を管理するための項目です。国保組合の業務のため、貴市では設定不要となります。</p>																																																		

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
124	異動処理	2010/9/14	2010/9/24	異動データについて インタフェース名 KD_IF298「住所コード異動データ」、KD_IF300「行政区コード異動データ」、KD_IF302「地区名異動データ」について、どの程度の設定を考えているか御教示いただけますでしょうか。	各インタフェースについて説明させていただきます。・KD_IF298「住所コード異動データ」 異動データ（世帯情報）の項番94：住所ではなく項番93：住所コードに値を設定する場合、必要になります。住所コード異動データにない住所コードを異動データに設定するとエラーになります。住所コードは、丁目までの住所に対して任意のコードを設定してください。番地以降の住所は、異動データ（世帯情報）の項番95：番地に設定してください。 （例）111111111：札幌市中央区北1条西1丁目、111111112：札幌市中央区北1条西2丁目 また、異動データ（世帯情報）の項番72：地区統計用コードに値を設定しない場合、住所コード異動データまたは行政区コード異動データの地区統計用コードの値を自動設定することができます。・KD_IF300「行政区コード異動データ」 異動データ（世帯情報）の項番72：統計_行政区コードに値を設定する場合、必要になります。行政区コード異動データにない行政区コードを異動データに設定するとエラーになります。行政区コードを設定すると、被保険者到達者リスト出力、被保険者世帯主索引簿出力、世帯名簿一覧表出力、被保険者一覧出力、退職者医療適用被保険者名簿出力の際に、行政区別の改ページを行います。行政区コードには任意のコードを設定してください。また、異動データ（世帯情報）の項番72：地区統計用コードに値を設定しない場合、住所コード異動データまたは行政区コード異動データの地区統計用コードの値を自動設定することができます。・KD_IF302「地区名異動データ」 地区統計用コードに対する地区名を設定します。設定を行った場合、疾病統計分析に係る統計帳票に地区名を出力します。
125	異動処理	2010/9/24	2010/10/8	異動連絡のアップロードについて 異動連絡に関して、月末日締めではなく翌月1日締めの情報で提出した場合、システム上問題ありますか。また、アップロードする期限は毎月何日ですか。（市町村から国保連に情報を送付する際）	次期電算システムでは、月末日時点の情報で異動連絡を作成することが前提となっています。翌月1日締めのデータで異動情報を作成した場合には、次期電算システムでは異動データを元に保険者事業月報A表の基礎データを作成しますので、A表のデータが正しく作成されない可能性があります。また、アップロードする期限は現在検討中ですが、現行と同様に10日前後を想定しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
126	異動処理	2010/9/24	2010/10/8	退職情報について 1、退職情報とは具体的にどのようなもので、データは何に使うのか。 2、退職情報は何月何日時点の情報をいつ送付すればよいのか。例えば9月末の情報を10月付で送付した場合、10月1日に退職する人はこちらの送付したものでデータ上まだ退職扱いにならない。 その場合何か不都合は生じないのか。保険者間で送付する日付けを決めたほうが良いのではないか。（項番56やその他の項番にもいえることなのではないか）	上記の問い合わせ内容の「退職情報」とは、世帯情報内の下記の項目であることとして回答いたします。 ・区分等_退職者本人数 ~ 報告時点での加入退職被扶養者数を設定。 ・区分等_退職者被扶養者数 ~ 報告時点での加入退職被扶養者数を設定。 ・区分等_退職者有無 ~ 世帯内に退職者が存在するかどうかの区分。 （0:退職者なし、1:退職者有） 1、各項目の意味合いについては上記のとおりです。これら項目は、被保険者台帳等の帳票出力項目として利用されます。その他の用途には利用しておりません。被保険者台帳については、過去の情報も参照可能です。 2、月末時点の情報を翌月に送付ください。 例の場合、9月末の情報を10月付で送付した場合、ご指摘のとおり10月1日退職の方は退職扱いとはなりません。9月末の状態を報告してください。レセプト・・・10月に報告いただいた異動データでは9月診療分のレセプトを処理しますので10月報告内容は不要です。 保険者事業月報・・・いただいた異動データを元にA表基礎データを作成しますので、9月末状態を報告してください。
127	異動処理	2010/9/28	2010/10/5	異動連絡票について 作成する異動連絡票の情報が何のために使われる情報なのか具体的に示した一覧表をいただけないでしょうか。（項番1の情報は 帳票、帳票に作成する。 業務に仕様するなど） 理由 世帯情報の項番53では被保険者数を報告することになるが、例えば10月分では2人であり、11月では3人に増えたとする。全件異動方式であれば、データが毎月上書きされることから、11月時点では、3人という情報しか残らない。そのため、現在(11月時点)何人の被保者が資格を取得しているかわからないと思われる。現在のデータで何人の被保者が資格を取得しているということしか把握しないために当該情報を作成するのであれば（作成する為には全被保険者の得喪履歴を毎月確認しなければならず、毎月の処理が膨大となる）、本市としてはすでに把握している項目であり不必要であることからNULL値で提出することを考えております。しかしながら、どのように情報が使用されるかわからないことから、一覧表を頂いてから判断したいと考えております。	「理由」にあります。世帯情報の「項番53：区分等_被保険者数」については、被保険者台帳に出力されます。当該帳票への影響を除いて、NULL値でも問題ありません。項目別の用途一覧表については、連合会ホームページにて公開する予定です。
128	異動処理	2010/9/28	2010/10/1	異動連絡票（世帯情報）について 項番87の「70：課税区分変更」「98：得喪の取消」「99：抹消」について どのようなときにどのような情報を作成するかがわかりません。お手数をおかけしますが、事例とそれに伴うデータの作成方法についてご教示いただけないでしょうか。	異動連絡票（世帯情報）項番87「世帯異動履歴_得喪情報_変更事由」の「70：課税区分変更」「98：得喪の取消」「99：抹消」についてですが、全て事由別異動用の事由のため、全件異動の際には使用しません。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
129	異動処理	2010/7/28	2010/10/28	被保険者異動データ（KD_IF020及びKD_IF021）の世帯・個人異動履歴の設定について 被保険者異動データ（KD_IF020及びKD_IF021）を作成する際、世帯・個人異動履歴の設定で、被保険者証番号及び取得年月日に変更が無い住民の方で、住所変更のみの異動があった場合（転居等）、履歴を設定せず直近の住所のみを設定したときに、何らかの影響はありますでしょうか？ 例）H23.4.1 国保資格取得、H23.5.15 A地区 B地区 転居 の場合 パターン 履歴1：取得日4230401、喪失日（なし）、変更日H230515、現世帯主名、住所 B地区 履歴2：取得日4230401、喪失日（なし）、変更日（なし）、現世帯主名、住所 A地区 パターン 履歴1：取得日4230401、喪失日（なし）、変更日（なし）、現世帯主名、住所 B地区 履歴2：なし	パターン のように過去の得喪履歴を設定されない場合、異動台帳情報に過去の異動履歴（履歴2）が出力されない影響があります。
130	異動処理	2010/7/29	2010/10/29	被保険者異動データ（世帯情報）について 項番68の「区分等_旧世帯主個人番号（員番）」についてどのような場合にどのような情報を出力するのか。	世帯主変更、世帯合併等で世帯主の個人番号（員番）が変わった場合に、変更前の世帯主の個人番号（員番）を設定してください。
131	異動処理	2010/7/29	2010/10/29	被保険者異動データ（世帯情報）について 項番67の「区分等_滞納区分」について一般証と資格証明書が交付されている場合（資格証明書世帯に18歳未満の子どもがいる場合など）に設定するコードをご教示願います。	世帯が資格証の対象であれば、「項番67区分等_滞納区分」は「3：滞納（資格証明書対象）」を設定して下さい。その場合、高校生以下の被保険者は、年齢で判断して資格証は作成しない予定です。
132	異動処理	2010/8/10	2010/10/29	被保険者異動データ（世帯情報）について 項番18～22について、レセプト審査支払システム等の最適化導入構築業務（次期電算システム導入）に関する 異動処理 項番6番によれば、世帯分離や世帯合併の場合は、旧番号情報の設定は不必要とされております。世帯分離や世帯合併においても高額療養費の多数該当区分は引き継がれますが、旧番号情報を設定することで高額療養費の多数該当回数等の情報を旧番号から引き継ぐのではないのでしょうか。もし設定しなければ高額療養費が正しく計算されないと思われそうですがいかがでしょうか。	お見込のとおり、世帯分離、世帯合併等で、被保険者証記号が変更され、かつ変更前後で世帯の継続性が必要となる場合、旧番号情報の設定は必要となります。高額療養費における多数該当情報については、旧番号情報による紐付けをもとに世帯の継続性を判断いたします。
133	異動処理	2010/8/10	2010/10/29	被保険者異動データ（世帯情報）について 項番85～87について、被保険者証記号及び番号が変更した場合は「64」、証番号のみ変更した場合は「71」であると思われるが、証記号のみ変更した場合も「64」を設定してよいか。また、「74」や「75」はどのような場合に設定されるのかご教示いただきたい。	証記号・番号でひとつのセットとしてみておりますので、証記号のみ変更の場合も「64」証番号変更を設定してください。「71」証番号変更2は、「64」証番号変更と同意の事由となりますので、「64」証番号変更を設定願います。（事由別異動の場合に、「64」証番号変更と「71」証番号変更2を使い分ける必要がありますが、全件一括異動の場合は、使い分けの必要はありません。） 変更事由としての「74：世帯分離」、「75：世帯合併」は証番号を個人単位に発行している保険者向けの事由ですので北海道としては使用いたしません。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
134	異動処理	2010/9/29	2010/10/19	過去の高額療養費の再計算に利用するための異動報告に必要なデータは、KD_IF020、KD_IF021で十分なのか。行政区コード異動データなど、他のデータも必要なか確認したい。また、このテストにおいて、員番 個人番号の変換も関係しているのか確認したい。	ご質問にあるKD_IF020、KD_IF021のほかに下記のデータも必要です。 住所コード異動データ(KD_IF298)・住所コードを異動データに設定する保険者のみ必要 員番個人番号変換ファイル・員番を個人番号に変換を希望する保険者のみ必要 提供していただいた異動データは高額療養費再計算のためだけではなく、異動データのインタフェース試験、あるいは異動データ内容の確認のために行います。異動データの登録が正常に行えないと高額療養費のフェーズまで回りません。員番・個人番号変換ファイルも同時に提供していただき、連合会で持っているレセプトの員番を個人番号に変換します。員番・個人番号変換後のレセプトテーブルと、そのときと同時にご提供いただいた異動データを元に被保険者マスタを使用して、高額療養費の再計算を行います。高額療養費計算では、個人特定されていないレセプトデータは処理対象外になってしまいますので、提供いただいた異動データと員番個人番号変換ファイルの同期が取れていない場合、員番個人番号変換ファイルに誤りがありレセプトの変換がうまくいかなかった場合、異動データに誤りがありレセプトの個人特定がうまくいかなかった場合、いずれも高額療養費の計算対象外になってしまいます。 異動データの登録時には、「住所コードを設定し住所を設定しない(番地以下のみ設定)」または「住所を設定し住所コードを設定しない」のどちらかを選択していただけますが、住所コードを設定する方法を選択した場合は住所コードデータも必要です。
135	異動処理	2010/9/28	2010/10/29	異動連絡票（個人情報）についてデータ型について、項番100は英数。項番114は数字となっている。同じデータ内容である「個人番号（員番）」を出力すると思われるがデータ型が違う理由についてご教示願いたい。	項番114「個人異動履歴_個人番号（員番）」は、仕様書の誤りで、英数が正しいかと思われます。 項番128「限度額適用履歴_個人番号（員番）」、項番138「証管理履歴_個人番号（員番）」、項番156「第三者履歴_個人番号（員番）」も同様です。
137	異動処理	2010/10/4	2010/10/19	被保険者全件異動情報の作成における被保険者証番号の設定について、連合会委託の一括印刷による前ゼロなしの被保険者証と、随時発行による前ゼロありの被保険者証とが混在しており、その特定は困難である。平成23年9月予定の一斉更新においては、連合会委託を取りやめ、自庁処理を行い、前ゼロありの被保険者証に統一することとして準備を進めたいが、次期電算システムの稼働当初においては、被保険者情報についてどのように設定すればよいか、ご教示願いたい。	保険者において随時発行分の被保険者特定ができない前提で回答いたします。稼働当初より全被保険者前ゼロありで統一した場合、前ゼロなしの被保険者に対するレセプトの資格確認処理において突合処理が行えず大量のエラーが発生することが懸念されます。連合会委託（一括発行分）分の被保険者数に比べ、随時発行分の被保険者数が少ないと思われるので、稼働当初は全件前ゼロなしの被保険者証番号で異動報告をいただくのが良いかと考えます。この際に、随時発行分（前ゼロ有の）被保険者については、資格確認でエラーとなることが考えられますが、こちらについては連合会にてレセプト中の被保険者証番号を前ゼロなしの状態に修正することにより、資格確認でのエラーを回避する予定です。なお、9月の一斉更新の際ですが、全件前ゼロありの証番号とした場合、異動データ中に旧番号情報を設定いただく必要がございます（下記例参照）ので、ご確認ください。 例）証番号が121 000121に変わった場合 最新の被保険者証番号（前ゼロあり）に加え、旧データ（前ゼロなし）のデータも作成いただく必要があります。 データ区分：0（加入） 被保険者証番号：000121 市町村合併・旧番号情報_新被保険者証番号：121 データ区分：2（被保険者証番号員番変更新旧データ） 被保険者証番号：121

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
138	異動処理	2010/10/4	2010/10/14	被保険者番号にアルファベットと「-」を使用していますが、新システムでもそのまま使えますか。	被保険者番号にはアルファベットと「-」を使用することができます。管理体系に応じて設定してください。
139	異動処理	2010/10/4	2010/10/13	異動情報インタフェース設計書（個人）」の長期区分（項番85）の設定方法について 異動処理 項番65に記載されている回答に関する質問です。 長期区分を設定するのは、「慢性腎不全の特定疾病受療証」が発行されている場合という解釈で正しいでしょうか。（「限度額適用・標準負担額減額認定証」等の長期入院該当日により設定すると想定していました。） また、回答には「チェックの対象とする年月までの履歴情報が必要となります。」と記載されていますが、長期区分には繰り返しの指定がありません。 回答の「履歴情報」の意図についてご教示願います。	ご認識のとおり、異動情報インタフェース（個人）の長期区分（項番85）につきましては、「慢性腎不全等の特定疾病受療証」が発生されている場合に設定（任意項目）して頂く項目になります。異動処理 項番65で長期区分の履歴情報が必要との回答を載せておりますが、この回答につきましては誤りで、長期区分の履歴情報は管理されないことが判明しました。大変ご迷惑をお掛けして申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。
140	異動処理	2010/10/4	2010/10/14	「異動情報インタフェース設計書（個人）」の「被保険者証 世帯票・個人票区分」（項番143）について 異動処理 項番77に記載されている回答には上記区分の設定方法に関する説明が記載されていますが、貴会HPに掲載されている「被保険者マスタ全件異動データ記載要領マトリクス（個人）2010.08.24」では設定不要項目に変更されていました。決定仕様としては、「設定不要」ということでよろしいでしょうか。	大変申し訳ございません。 国保中央会より資料の変更があったため、「被保険者証 世帯票・個人票区分」（項番143）については、ご認識のとおり「設定不要」の扱いとなります。
141	異動処理	2010/10/4	2010/10/19	「異動情報インタフェース設計書（個人）」の個人異動履歴（項番111～121）の設定について 個人異動履歴の設定は最大10履歴が設定可能となっておりますが、常時最新のみでの設定でも問題はありますか。個人の情報（住所、氏名等）や国保続柄については、履歴管理されておりません。また、異動処理 項番124番で退職本人コード及び本人との続柄の設定方法について質問させて頂いたところ、退職本人及び本人との続柄について履歴を設定する回答となっていました。氏名等と同様に最新の情報が保有していません。他県連合会のQ&Aには、「保険者において国保共電システムを使用した履歴管理を行わない場合は設定不要」という回答がありましたので、最新1履歴のみ設定する想定でございました。	個人異動履歴（項番111～121）は、ご認識のとおり、保険者において国保共電システムでの履歴管理を行わないのであれば、設定していただく必要はありません。（「得喪履歴」は設定必須です。設定願います）「異動情報インタフェース設計書（個人）」の履歴について、個人異動履歴：台帳管理のみに使用する（被保険者台帳への出力）限度額適用履歴及び証管理履歴：証発行を行い管理する場合は必須となります。第三者履歴：第三者行為該当疑義のレセプトの検索を行う場合は必須となります。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
142	異動処理	2010/10/5	2010/10/26	KD_IF020（世帯情報）の「項番23～25」についてマトリクスを見ると自動設定になっていますが、マスタ設定コード一覧を見るとNull設定も桁数未満の入力もエラーになっています。この場合、桁数分の初期値（数字と日付の場合は全て「0」、英数の場合はスペース）で埋めることになるのでしょうか？	<p>項番23:直近情報_国保取得届出日は項番77:世帯異動履歴_得喪情報_国保取得届出日から、</p> <p>項番24:直近情報_国保取得年月日は項番78:世帯異動履歴_得喪情報_国保取得年月日から、</p> <p>項番25:直近情報_国保取得事由は78:世帯異動履歴_得喪情報_国保取得事由から、それぞれ自動設定されるため設定不要となります。直近情報、基本情報の自動設定項目は、世帯異動履歴の最新情報から自動設定されるので、異動データ作成時にはNullで設定してください。保険者より送付して頂いたKD_IF020、KD_IF021の異動データを取込時に、自動設定項目が設定され、被保険者マスタへ登録する流れとなります。</p> <p>被保険者マスタ設定コード一覧については、異動データに設定の必要のない項目（自動設定項目）についても記載されております。自動設定項目とは、異動データ内の別項目をもとにシステム側で自動設定する項目を指しており、これらは異動データ上設定する必要のない（Null設定を行うべき）項目となります。なお、自動設定項目の判別については、「被保険者マスタ全件異動データ記載要領マトリクス」を参照ください。</p>
143	異動処理	2010/10/6	2010/10/13	<p>異動連絡票について</p> <p>本市のシステム上、下記のとおり異動連絡票を作成してしまうのですが、異動情報が正しく取り込まれるのか確認させてください。また、レセプトの資格確認において、エラーとならないか確認させてください。</p> <p>国保加入 加入日20.4.1 国保喪失 喪失日20.4.1(履歴 の情報を付与) の喪失が誤っていたことが判明(職員の誤入力) 加入日21.4.1(履歴・履歴 情報を付与) の情報を送付しないことがシステム上行うことが出来ないため、加入日を誤って入力した資格喪失日と同日に設定することにより、資格が継続してあるとみなし、21年4月以降のレセプトの資格確認においてエラーとならないようにしたい。</p>	<p>喪失日と取得日が同日であったときに資格が継続しているとみなすような機能は国保総合システムにはありません。異動処理自体はエラーにはならないと考えていますが、次のような影響が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプトの資格確認処理 ・診療年月と同月に個人レコードに資格喪失履歴がある場合は「受診日確認」のエラー疑義になります。 ・証の継続性 <p>資格が継続しているとはみなしませんので、世帯レコードの設定が例のようであれば高額療養費の多数該当のカウントがリセットされます。また、無受診世帯一覧なども一度喪失があったことになるので抽出対象外になります。個人レコードの設定が例のようであれば、長期入院者、無受診者、重複受診者、退職振替対象者、が正しく判定できません。</p>
144	異動処理	2010/10/6	2010/10/29	<p>異動連絡票について</p> <p>現在の共同電算システムでは個人情報の世帯主名が世帯情報の世帯主名と異なる場合はエラーとなりますが、このような世帯情報と個人情報の関連性エラーが新共同電算システムでもあるのかどうか確認させてください。（世帯情報で資格が喪失しているにもかかわらず、個人情報で資格が喪失していない被保険者が存在している。お手数ですが関連性エラーチェック一覧表をいただけますでしょうか）</p>	<p>国保総合システムでは、世帯と個人で世帯主名が異なる場合にエラーとするチェックはありません。国保総合システムでの異動データ取込み時のチェックで、世帯と個人の関連チェックは、以下の2つとなります。</p> <p>個人レコード無しエラー：世帯レコードと同一世帯の個人レコードが存在しない場合、エラーとする。</p> <p>世帯レコード無しエラー：個人レコードと同一世帯の世帯レコードが存在しない場合、エラーとする。</p>
145	異動処理	2010/10/6	2010/10/13	<p>異動連絡票について</p> <p>世帯情報の項目別用途一覧項番67の影響内容欄の について補足説明をいただけますでしょうか。滞納区分情報を提出しないことによって一般世帯、退職世帯の判断が行えないとはどういう意味でしょうか。また、国保連合会に保険証発行依頼を行わない場合は、 unnecessary項目となるのでしょうか。</p>	<p>項番67「区分等_滞納区分」の影響内容 についてですが、項目別用途一覧の記述誤りです。滞納区分につきましては一般退職の判断では使用しておりません。保険証発行以外の用途ですが、療養費支給申請書作成画面(SC_KDRM001)及び、療養費データ詳細画面(SC_KDRM002)で被保険者情報を表示する際に、加入状況（「喪失」、「滞納」、「短期証」、「資格証明」、「加入」）の取得に使用します。</p>

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
146	異動処理	2010/10/6	2010/10/13	異動連絡票について 世帯情報項番60について、国保連合会に保険証発行依頼を行わない場合は不必要な項目となるでしょうか。その場合は、情報を省略したいと考えております。	ご質問の項目(区分等_高齢所得区分)は レセプト資格確認処理(負担割合チェック)に使用しています。 高額療養費(前期高齢者)の算定の際に限度額を判定するために使用します。 保険証発行依頼の状況に関わらず設定をお願いいたします。(70歳～74歳までの被保険者がいない場合は設定する必要はありませんが、いる場合は設定をお願いいたします)
147	異動処理	2010/10/6	2010/10/28	異動連絡票について 婚姻等により世帯主名が変更した場合において、世帯情報をどのように提出すればよいかご教示いただけませんか。(項番87を63に設定して提出すればよろしいのでしょうか。最新(2010.8.24版)のインターフェース設計書では備考欄に氏名変更がありません。)	世帯主名のみが変更となるケースを想定して回答いたします。 項番87「世帯異動履歴_得喪情報_変更事由」を「61:氏名変更」に設定し、 項番89「世帯異動履歴_基本情報_氏名(カナ)」項番90「世帯異動履歴_基本情報_氏名(漢字)」を変更したうえで世帯異動履歴1(74～108)の情報はそのままの情報を設定し、もとの設定を1つ履歴をシフトして設定してください。
148	異動処理	2010/10/6	2010/10/27	異動連絡票について 本市のシステムでは住所と番地を分けて管理しておりません。 そのため世帯情報項番40に住所+番地情報を設定し、項番41はNULL値に設定することを想定しておりますが、問題が発生しないか確認させていただけないでしょうか。	世帯情報の項番40:住所【管理用】と項番41:番地【管理用】は、項番94:世帯異動履歴_基本情報_住所(管理用)と項番95:世帯異動履歴_基本情報_番地(管理用)の最新履歴から自動設定します。住所と番地を設定する場合は、項番94と項番95に設定してください。 問い合わせにありますように、項番94に番地までを含めた全ての住所を設定することは可能です。ただし、項番94と項番95はどちらも必須項目となっておりますので、項番94に番地までを含めたすべての住所を設定する場合、項番95にはNULLではなく、全角スペース1文字を設定してください。
150	異動処理	2010/10/8	2010/10/19	異動処理 項番126の1の回答で「過去の情報も参照可能」とあるが9月末時点の情報を10月付で送付、10月末時点の情報を11月付で送付した場合、認識だとデータは全て上書きされてしまうのではないかと。退職情報のように履歴のないものでは過去の情報は見ることができないのではないかと。それとも参照可能ということは、10月上旬のデータがどこかに保存されているのか。	ご認識のとおり、異動データが送付されると、送付された最新のデータで被保険者マスタを全て上書きします。「過去の情報も参照可能」というのは、過去に出力した帳票も参照可能という意味です。過去に出力した帳票は保存されていますので、後で参照することができます。
151	異動処理	2010/10/18	2010/10/26	被保険者異動データ(世帯情報)の所得区分について 「被保険者異動データ 設定例」のケース -4の世帯情報レコードにおいて、「区分等_所得区分(当年)」と「区分等_高齢所得区分(当年)」の8～12月の箇所にコードが設定されていますが、この例では11月の全部喪失なので、12月の箇所にはスペースを設定してもよろしいのでしょうか？ (区分等_所得区分(当年)」でいうと、「420 00000」ではなく、「420 0000」と設定してもよろしいのでしょうか？) 「被保険者マスタ全件異動データ記載要領マトリクス(世帯)」には、喪失時の所得区分は「前回異動の設定がある場合は同じ値を設定」と記載されているので確認しました。	所得区分については、ご認識のとおり、取得前や喪失後の場合はスペースを設定してください。ご質問にありますように「区分等_所得区分(当年)」でいうと、「420 00000」ではなく、「420 0000」と設定してください。 また、高額療養費計算時に使用する所得区分は、レセプトの診療年月の値を見ますので、平成22年9月以前のレセプトが発生しない限り平成22年9月以前の所得区分の値を見ることはありません。(平成22年9月以前の診療のレセプトが発生している場合は資格確認でエラーになっているはず)

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
152	異動処理	2010/10/13	2010/10/19	<p>世帯異動情報インタフェース及び個人異動情報インタフェースの関連について 全件一括異動データの作成対象として、以下を想定していました。 「報告年月 - 3年」の時点で1人でも資格を有する者がいる世帯について世帯情報を作成する。 上記の世帯の世帯員については、「報告年月 - 3年」以前に喪失した世帯員についても個人情報を作成する。 しかしながら、上記仕様でデータを作成するとデータ件数が多くなり、また個人の得喪履歴の数も大きくなるのが想定されます。よって、インタフェース作成のための資源（処理時間、ディスク容量等）を考慮すると、レセプトや高額療養費等に影響ない範囲の不要な情報は極力切り捨てたいと考えています。 （国保総合システム端末では各種履歴管理を行わない前提です。） 具体的には、別紙1に記載の内容でデータを簡素化しようと考えておりますが、質問1及び2について回答をお願いします。</p>	<p>質問1、2とも、お考えの方法で問題ないと考えています。 世帯の得喪履歴を使用してレセプトを処理するものは高額療養費計算が挙げられます。例示されているような場合、平成19年1月から世帯が継続しているように見えてしまいますが、高額療養費計算の範囲は2年であるので報告年月平成22年10月時点での（一般的な）計算範囲は平成20年9月診療分までです。例示のように36ヶ月前の得喪履歴であれば、世帯の取得日と構成世帯員のうちの最古の取得日が異なっても問題ないと考えます。 異動処理の観点（レセプトは扱わない）では上記のように2年という制限はないのですが、現時点で中央会から提示されている情報内に、世帯の取得履歴と構成世帯員の取得履歴を参照するようなチェック仕様は提示されていないため、問題ないと考えます。</p>
153	異動処理	2010/10/13	2010/10/29	<p>異動連絡票について 異動処理 項番143番でご回答いただきました件について、追加で質問いたします。 回答中「異動処理自体はエラーにならないが、資格確認処理が「受診日確認」のエラー疑義になる」ということですが、これは事例中、平成21年4月診療分に限ったことでしょうか。5月診療以降は全てエラーとならない（「喪失後受診」のエラー疑義にならない）ということでしょうか。</p>	<p>異動処理 項番141番で回答したとおり 診療年月と同月に個人レコードに資格喪失履歴がある場合は「受診日確認」のエラー疑義になります。5月にも同様の設定（診療年月と同月に資格喪失履歴を設定）があれば、同様に「受診日確認」のエラー疑義になります。</p>
154	異動処理	2010/10/15	2010/10/28	<p>被保険者マスタ設定コード一覧につきましてご質問いたします。 異動処理 項番35の回答におきまして、KD_IF020「項番67 区分等_滞納区分」の設定で、一般証を発行する場合は「0:滞納なし」を設定してくださいとなっております。しかし、国保中央会の被保険者マスタ設定コードには「0:滞納なし」のコードがありません。回答どおりでよいでしょうか。</p>	<p>「項番67 区分等_滞納区分」の設定について、異動処理 項番35の回答におきまして一般証を発行する場合は「0:滞納なし」を設定してくださいと回答いたしました。一般証を発行する場合はNULLを設定するというのが正しい解答となります。申し訳ありませんが、上記のとおり訂正させていただきます。</p>
155	異動処理	2010/10/18	2010/10/26	<p>被保険者異動データ（世帯情報）の所得区分について 「被保険者異動データ 設定例」のケース -1において、「区分等_所得区分（前年）」と「区分等_所得区分（前々年）」には年度3桁のみ設定され、1～12月の区分が全てスペースで設定されていますが、このような場合は"Null"を設定してもよろしいでしょうか？ 又、上記とは仕様の逆になりますが、ケース -6において、世帯分離先データの「区分等高齢所得区分（当年～前々年）」が"Null"となっておりますが、年度3桁と12ヶ月分のスペースを設定してもよろしいでしょうか？ （Nullを設定するのか、12ヶ月分スペースを設定するのか、どちらかに統一したいと考えています。）</p>	<p>「被保険者異動データ 設定例」のケース -1について「区分等_所得区分（前年～前々年）」はNullの場合エラーとなるため、年度3桁のみ設定し、1～12月の区分は全てスペースを設定しています。逆に、ケース -6については「区分等高齢所得区分（当年～前々年）」はNullの場合でもエラーとならないため、Nullを設定しています。設定する際は、上記の仕様とおりに設定いただきますようお願いいたします。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
156	異動処理	2010/10/18	2010/11/2	<p>被保険者異動データ（個人情報）の旧番号情報について 世帯分離又は世帯合併で異動先世帯に異動した被保険者が喪失し、その後、喪失時と同じ世帯（同じ被保険者証番号）で再取得した場合、項番21～27の「市町村合併_旧番号情報」は前回世帯分離又は世帯合併時に設定した値をそのまま設定するのでしょうか？ また、上記の再取得において、喪失時と同じ世帯ではなく、異なる世帯（前回と異なる被保険者証番号）となる場合は、項番21～27の「市町村合併_旧番号情報」は"Null"を設定してよろしいでしょうか？</p>	<p>世帯分離で異動先世帯に異動した被保険者が資格喪失し、その後、再取得する場合の個人情報と世帯情報の設定について説明します。 個人情報については、特定健診等データ管理システムにおいて、世帯分離であっても個人のひも付けが必要であるため、旧番号情報の設定が必要になります。 例えばA世帯（被保番100）が、世帯分離しA世帯（被保番100）とB世帯（被保番200）となった場合で、B世帯の被保険者が資格喪失したが、その後、B世帯と同じ世帯で再取得した場合、個人情報の旧番号情報は、A世帯（被保番100）だったときの情報を設定します。 また、上記の例で再取得の時に、B世帯ではなく全く別のC世帯（被保番300）で再取得した場合においては、個人情報の旧番号情報は、B世帯（被保番200）だったときの情報を設定します。 一方、世帯情報の旧番号情報は、高額療養費の多数該当カウントの引き継ぎでどのように設定するのかに関係し、保険者の判断にもよりますが、再取得時のB世帯及びC世帯で多数該当カウントを引き継がないのであれば、旧番号情報の設定はしないことになると考えられます。</p>
157	異動処理	2010/10/18	2010/10/28	<p>被保険者異動データ（個人情報）の氏名、通称名について 医療費通知等の住民に送付される帳票について、外国人の氏名を通称名で出力したい場合、項番116「個人異動履歴_基本情報_氏名（漢字）」には本名ではなく、通称名を設定するしか方法はないのでしょうか？（異動処理 項番101に通称名を本名より優先するといったことはできない）旨の記載がありましたので確認です。）また、氏名の項目に通称名を設定した場合、弊害はありますか？</p>	<p>国保共電システムにおいては、被保険者異動データ（個人情報）における通称名については、被保険者異動台帳の出力等の用途で利用されるのみであり、それ以外の帳票出力（医療費通知、被保険者証等の被保険者向けの帳票を含む帳票全般）には利用されません。また、異動処理 項番101にありますとおり、本名より通称名を優先して出力するといった機能はございません。このため、医療費通知に通称名で表示を行いたい場合は、個人異動履歴の氏名に通称名を設定していただく必要があります。氏名の項目に通称名を設定した場合についてですが、本名を管理できず、国保共電システム全般において通称名が本名として表示されることとなります。「通称名」は特定健診等データ管理システムにおいても使用しますが、この場合でも氏名の項目に通称名を設定した場合の弊害はありません。また、本名通称名区分コードに「1」（通称名使用）を設定した場合は、氏名ではなく通称名を優先し特定健診の帳票（受診券・受診者別支払一覧表等）に出力いたします。</p>
158	異動処理	2010/10/18	2010/10/28	<p>被保険者異動データ（個人情報）の続柄について 世帯主変更を伴わない続柄変更が発生した場合、項番47「直近情報_変更自由」には何を設定すればよろしいでしょうか？（該当する事由が見当たらないように思います。）もし、項番47に何も設定しない（又は前回情報を引き継ぐ）場合、項番45～46も同様と思いますが、項番111～121の「個人移動履歴」には新しい続柄の履歴情報を追加してもよいでしょうか？もしくは前回までの最新異動履歴情報に新しい続柄情報を上書き設定するのでしょうか？</p>	<p>個人情報の変更事由について、世帯主変更を伴わない続柄変更が発生した場合は「98:得喪の取り消し」を設定願います。「98:得喪の取り消し」は訂正も含む設定になります。また、項番111～121の「個人異動履歴」には新しい続柄の履歴情報を追加する想定です。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
159	異動処理	2010/10/18	2010/10/28	<p>被保険者異動データ(世帯情報、個人情報)の変更事由について 世帯情報の項番87「世帯異動履歴_得喪情報_変更事由」と個人情報の項番 47「直近情報_変更事由」に用意されている以下の事由はどのような異動 ケースで使用するのかをご教示いただきたい。 ・71：証番号変更2 ・72：個人番号変更1 ・73：個人番号変更2 ・74：世帯分離 ・75：世帯合併 ・76：世帯間異動</p> <p>事由コード72と73はどのように使い分けるのでしょうか？</p>	<p>被保険者異動データ（世帯情報、個人情報）の変更事由について説明いた します。 ・71：証番号変更2 証番号が変更になった場合に設定する事由で、同じような変更事由として 「64：被保険者証記号・番号変更」もあります。これらは事由別異動の場 合に使い分けが必要となりますが、全件異動の場合は、64,71いずれを設定 しても問題ありません。 ・72：個人番号変更1 ・73：個人番号変更2 個人番号が変更になった場合に設定する事由です。事由別異動の場合に使 い分けが必要となりますが、全件異動処理では使用しません。 ・74：世帯分離 ・75：世帯合併 事由別異動処理時に使用する事由で被保険者証記号番号を個人単位管理 していて、世帯合併・世帯分離しても、証番号を変更せず、その個人とし ては取得喪失が発生しないような管理方法の場合に使用します。事由別異 動の場合に使用する事由ですので、全件異動処理の場合は設定しないでく ださい。 ・76：世帯間異動 A世帯からB世帯へ世帯員が異動する場合に使用します。証番号を世帯単 位に発行している保険者では使用しませんので、北海道の保険者では使用 しません。</p>
160	異動処理	2010/10/18	2010/10/26	<p>被保険者異動データ(世帯情報)の被保険者数、退職者本人数、退職者被扶 養者数、退職有無について 「被保険者マスタ全件異動データ記載要領マトリクス(世帯)」の注12に 「喪失時は被保険者数を0、退職非該当時は退職者本人、被扶養者は0とす る。」とありますが、退職非該当時に設定する項番56「区分等_退職者有無」 は「0:退職者無し」と「1:退職者有り」のどちらになるのでしょうか?(国保全 部喪失と同時の退職被害道と退職資格のみ全員非該当とで設定内容が変わ るのでしょうか?) また、「被保険者異動データ 設定例」のケース - の世帯情報レコードに は全部喪失時の直近の被保険者数、退職者本人数、退職者被扶養者数が設 定されていますが、上記の注12の内容に従い、全て"0"を設定することでよ りしいでしょうか？</p>	<p>被保険者異動データ（世帯情報）の被保険者数、退職者本人数、退職者被 扶養者数、退職有無について、退職者が非該当となり、当該世帯に退職者 が存在しなくなった場合は「項番56：区分等_退職者有無」は「0：退職者 無し」と設定してください。「国保全部喪失と同時の退職非該当」と「退 職資格のみ全員非該当」の場合についても「項番56：区分等_退職者有無」 の設定内容は当該世帯に退職者が存在するかどうかで設定を行ってくださ い。 また、「被保険者異動データ 設定例」のケース -4の世帯情報レコード の設定内容については、「被保険者マスタ全件異動データ記載要領マトリ クス(世帯)」の注12にありますように、「喪失時は被保険者数を0、退職 非該当時は退職者本人、被扶養者は0」と設定してください。</p>
161	異動処理	2010/10/18	2010/10/26	<p>被保険者異動データ(世帯情報)の被保険者数について 「被保険者異動データ 設定例」のケース -8の世帯情報レコードにおい て、項番53「区分等_被保険者数」が"3"になっていますが、このケースでは 国保加入者は1人減少している為、"2"を設定するということがよろしいで しょうか? 異動処理 項番33に「項番53「区分等_被保険者数」について、擬制世帯主を 除いた加入被保険者数でよい」旨の記載がありましたので、どちらが正しい のかの確認です。</p>	<p>お見込のとおり、項番53「区分等_被保険者数」は擬制世帯主を除いた加入 被保険者数となります。「被保険者異動データ 設定例」のケース -8で は、世帯情報レコードの区分等_被保険者数は"3"から擬制世帯主分を減算 し、"2"となります。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
162	異動処理	2010/10/18	2010/10/29	被保険者異動データ(個人情報の)得喪履歴について 給付事務に影響が無い(36ヶ月よりも前に喪失している)得喪履歴のデータを設定しないとした場合で、下記のような異動履歴がある世帯のデータ設定について質問があります。【図あり:掲載不可能なため、問い合わせ票参照】 36ヶ月よりも前に喪失しているAさんは設定しなくてもよろしいでしょうか?(Bさん、Cさんが国保取得したときの世帯主が設定されていなくても問題ないでしょうか?)また、36ヶ月よりも前のCさんの続柄履歴(世帯員のときの続柄)は設定しなくてもよいでしょうか?	36ヶ月以前に喪失されているAさんの異動データを含めるか否かについては、保険者にて判断いただくこととなりますが、上記の例については、設定されていないでも(Aさんの個人情報が存在しなくとも)問題はないかと思われれます。過去の続柄の履歴が存在しない場合の影響については、履歴情報を画面表示できない等の影響がございますが、大きな問題はないものと思われれます。36ヶ月よりも前のCさんの続柄履歴(世帯員の時の続柄)も設定しなくても問題ございません。
164	異動処理	2010/10/18	2010/10/28	被保険者異動データ(世帯情報、個人情報)の住所、番地について 世帯情報の項番94「世帯異動履歴_基本情報_住所(管理用)」と項番95「世帯異動履歴_基本情報_番地(管理用)」は必須入力項目となっておりますが、市町村側で管理しているシステムでは住所と番地は一つの項目(一つの文字列)で管理しており、容易に住所と番地に分離できない状況となっております。(分離するには、住所の中の「番地」などのキーワード文字を検索して分離するしか手段がありません。)そこで、下記のようにデータを設定しても問題ないでしょうか? 住所…番地を含めた住所を設定する。 番地…全角スペース1文字を設定する。 又、世帯情報の項番101~102と個人情報の項番63~64、70~71は条件により必須の項目となっておりますが、これらの項目について、住所側にデータを設定した場合は番地側の設定は必須になりますか?	項番94「世帯異動履歴_基本情報_住所(管理用)」に番地までを含めたすべての住所を設定することは可能ですので、例示されているとおり、項番95「世帯異動履歴_基本情報_番地(管理用)」には、全角スペース1文字を設定してください。世帯情報の項番101~102と個人情報の項番63~64、70~71も項番94~95と同様です。
165	異動処理	2010/10/18	2010/10/28	初期セットアップのためのインタフェースにつきましてご質問いたします。 KD_IF298/住所コード異動データは、KD_IF020被保険者異動データ(世帯情報)「項番70 統計_住所コード」のセットアップに必要なのか、「項番93 世帯異動履歴_基本情報_住所コード(管理用)」のセットアップに必要なのか、ご教示ください。	KD_IF298/住所コード異動データは、「項番70 統計_住所コード」、「項番93 世帯異動履歴_基本情報_住所コード(管理用)」の住所コードを設定する場合には、住所コードより住所を導出するために必要となります。住所コードを設定せず、「項番94 基本情報_住所【管理用】」に設定する場合は、不要となります。
166	異動処理	2010/10/18	2010/11/1	世帯員が加入する際、過去に同じ世帯員が加入していた履歴が存在する場合は、何年経過していても再度同じ員番を使用することになるのでしょうか? また、そうすると同じ世帯員の過去に喪失した員番と現在資格を有している員番は、同一世帯内では存在しないということでもよろしいでしょうか?	ご認識のとおり、再加入した場合は過去に使用した員番を使用してください。過去に使用した員番と違う員番を同一人物で使用すると別人と認識されてしまいます。ただし、履歴管理を行う必要がない場合(喪失期間が3年以上経過している、または新たに被保険者番号を付番し再取得する場合等)については、喪失前と異なる員番であっても問題ありません。
167	異動処理	2010/10/18	2010/11/1	当町では、証番号の変更処理をする場合がありますが、旧番号において既に喪失済みの世帯員がいた場合(例 番号1-1員番10)、変更後の新番号においては、その喪失済みの員番は同じ世帯員が再取得した場合しか使うことはできないでしょうか?(例 番号2-2 員番10) もし仮に、他の世帯員が同じ員番(番号2-2 員番10)を取得時に使うとエラーは生じるでしょうか?	員番を再取得した場合は、過去に使用していた員番を使用してください。もし仮に、他の世帯員が同じ番号を使用すると、間違った個人特定がされることになります。 (例)再取得した場合について ・Aさん 番号1-1 員番10 喪失 Aさん再取得 番号2-2 員番20 OK 同一人物が喪失前と違う番号・違う員番で再取得することは問題ありません。 ・Aさん 番号1-1 員番10 喪失 Aさん再取得 番号1-1 員番20 NG 同一人物が喪失前と同じ番号・違う員番で再取得することはできません。 番号が同じで員番が違う場合、喪失前とは別人とみなされます。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
168	異動処理	2010/10/19	2010/10/26	KD_IF020 被保険者異動データ(世帯情報)につきましてご質問いたします。 「項番70 統計_住所コード」及び「項番72 統計_行政区コード」は、投入異動データ単位が「0:全件異動保険者、対象被保険者異動保険者」の場合は「Null」設定でよいでしょうか。 また、「行政区コード」は政令指定都市対応でしょうか。	「項番70 統計_住所コード」は、保険事業業務の疾病統計分析に係る統計帳票を出力にて項番39:基本情報_住所コード(管理用)と異なる住所コード区分で出力したい場合に設定してください。項番39:基本情報_住所コード(管理用)での統計で良ければ「Null」設定でよろしいです。 「項番72 統計_行政区コード」は政令指定都市の場合にのみ必須となりますが、他の保険者は任意設定となります。
169	異動処理	2010/10/19	2010/10/28	8月30日の事務連絡の「レセプト審査支払システム等の最適化導入構築業務（次期電算システム導入）に係る異動情報インタフェース等についてホームページ掲載のマトリクスの注7:「別表項目設定時の注意事項」を参照とありますがどの表になりますか？8月30日の事務連絡中に「別表」が見当たらない この事務連絡とは別に送付しているのか	ホームページ掲載のマトリクスの注7:「別表項目設定時の注意事項」ですが、「別表」を掲載しておりませんでした。ホームページに掲載しますので、ご確認願います。
170	異動処理	2010/10/19	2010/11/4	組合員マスタの税区分について、現在は最新の税区分しか管理しておりません。 国保総合システムでは過去3年分の履歴が必要になりますが、全て最新の税区分をセットして良いでしょうか？現在当組合で管理している異動データは、全て課税一般世帯として登録している高額療養費に該当した場合に世帯全体の所得判定をした結果差異がある場合に税区分を異動連絡票で報告しています。次期電算で提出するデータは過去3年間に提出した異動連絡票の情報を最優先することはできますか？	国保総合システムでは、現在連合会が保有している過去の所得区分を優先して参照するような機能はございません。連合会で保持している税区分情報については、別紙のとおりデータ提供が可能です。(既にメールにて提示済み)この情報をもとに、異動データを作成いただけますようお願いいたします。
171	異動処理	2010/10/19	2010/10/29	個人情報 129限度額適用区分について 国保総合システムでは下記の0～4の区分を送ることになります。 0:一般所得の世帯・・・既存の区分=B 1:低所得の世帯(限度額適用・標準負担限度額認定証の発行時)・・・既存の区分=? 2:上位所得の世帯・・・既存の区分=A 3:低所得の世帯(標準負担額減額認定証の発行時)・・・既存の区分=? 4:限度額適用認定証の交付無し・・・既存の区分=Yまたは、発行履歴なし 1と3については、既存の区分=Cだと思っておりますが、既存のシステムでは、1と3を区別しておりません。 どのように扱えば良いでしょうか？ 3:の標準負担額減額認定証は、限度額適用認定証の事ではないかを確認願います。	個人情報項番129「限度額適用区分」は限度額適用認定証の適用区分を設定する項目となります。正しく設定されていない場合、資格確認で限度額適用認定のチェックを行っているため正確な判定が行えません。低所得世帯で限度額適用認定証の発行が行われている被保険者に対しては「1」を設定し、低所得世帯で限度額認定証の発行が行われていない被保険者に対しては「3」を設定ください。 1と3の区別ができない場合、いずれかの設定に寄せることとなるかと思いますが、それぞれ下記のような動作となります。 1で設定した場合 ~ 本来、限度額適用されるべきでないレセプト(3の場合)がエラーとならない 3で設定した場合 ~ 本来、限度額適用されているレセプト(1の場合)がエラーとなってしまう 上記動作を参照し、いずれかの設定を行ってください。 「3:低所得の世帯(標準負担額減額認定証の発効時)」についてですが、限度額適用認定証の発効はしていないが、標準負担額減額認定証のみの発効される場合に設定することとなります。 限度額適用認定証のみ発効されている場合は、「1:低所得の世帯(限度額適用・標準負担額減額認定証の発効時)」を設定願います。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
172	異動処理	2010/10/19	2010/10/26	個人情報 139証管理履歴_証区分について 1:被保険者証（一般） 6:高齢受給者証 7・8:限度額・・・ とありますが、被保険者証は有効期限や交付日は管理しておりません。どのように扱えば良いでしょうか？また、これは再発行したときも出すのでしょうか。当組合では、第1種組合員とその世帯員には被保険者証の有効期限を設けていないので報告ができません。 被保険者証の印刷も自庁電算対応するため、連合会へデータを送信しない場合どのような影響がありますか。	証発行履歴については、証発行を行い管理する場合は必須となります。再発行したときも履歴管理することになります。連合会で管理せず、証発行も今後連合会に委託しないのであれば、必要な項目ではありません。
173	異動処理	2010/10/19	2010/10/28	国保総合システムの取得・変更事由について 国保総合システムの取得事由の転居、変更事由の住所変更は何が違うのでしょうか？ また、支部異動はどちらになりますか？	取得事由の転居は、政令市の行政区間異動の場合に設定します。変更事由の住所変更は、保険者番号や被保険者証番号の変更等を伴わない住所のみの変更となる場合に設定します。また、変更事由は取得喪失が発生しない場合に設定し、取得事由は取得喪失が発生する場合に設定します。 支部異動に伴い、保険者番号や被保険者証番号の変更が伴わないものとした場合、住所変更の変更事由を設定いただくこととなるものと考えます。
174	異動処理	2010/10/19	2010/10/28	個人情報訂正について 今まで、性別や生年月日の訂正は「個人情報訂正」として送っていたと思いますが、今回の変更事由にはありません。履歴は出さないけど全員分の個人情報は送るからそれでOKという認識で良いでしょうか。	国保総合システムにおいて、性別や生年月日についてはシステム上、履歴管理されておりませんので、現行のように変更事由を設定いただくようなことはありません。国保総合システムにおいて性別や生年月日を修正する場合は、異動データ内の基本情報内の性別、生年月日を修正し、送信いただいた全件一括異動データで修正内容を上書き更新するイメージとなります。
175	異動処理	2010/10/19	2010/10/26	事業所変更の情報出力について 今は事業所変更の情報を出力していますが、新しい異動報告には医療機関コードは個人情報の自家診療コードくらいしかないと思います。今後はいらないのでしょうか？	国保総合システムにおいては事業所変更の情報は出力していませんので、今後は不要となります。
176	異動処理	2010/10/20	2010/10/28	被保険者マスタ設定コード一覧2010.08.24 について 被保険者マスタ全件異動データ記載要領マトリクス（世帯）「項番75 世帯異動履歴_被保険者証番号」につきまして、「項番7 被保険者証番号」と同じ場合はNullを設定する。Nullの場合は「項番7 被保険者証番号」が設定されるとあります。しかし、被保険者マスタ設定コード一覧2010.08.24 「項番75 世帯異動履歴_被保険者証番号」におきまして、Nullの場合はエラーとしています。また、被保険者マスタ全件異動データ記載要領マトリクス（個人）「項番112 世帯異動履歴_被保険者証番号」におきましても同様にNullの場合はエラーとしています。Nullにするとエラーになりますでしょうか。	世帯の「項番75 世帯異動履歴_被保険者証番号」は、お見込のとおりNullの場合は異動データ取込時に「項番7 被保険者証番号」が自動設定され、設定後に被保険者マスタに反映されます。この状態でNullチェックが動作することとなりますので、異動データにてNullが設定されていても、エラーとなることはありません。個人の「項番112 世帯異動履歴_被保険者証番号」も同様です。
179	異動処理	2010/10/26	2010/10/28	平成24年に住民基本台帳法改正に伴い、町に住んでいる外国人に対しても住基法が適用される。外国人を登録するにあたり国保総合システムにて別々の登録を行ったりと、今までに提示されている事項と違う作業などを行う必要はありますか。	外国人に対する異動データ設定として、通称名の設定が考えられます。通称名については、特定健診にて利用する項目となります。国保共済システムにおいては、被保険者台帳・異動台帳の通称名欄に出力する以外の用途には利用しておりません（被保険者向け帳票に通称名を利用する等）。また、外国人の場合で氏名(カナ)に姓名の区切り文字として半角カンマを利用する場合については、項目をダブルクォーテーションで囲んでいただく必要があります。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
180	異動処理	2010/10/26	2010/10/28	IFファイルの命名規則が見当たらないのですが、どの資料を見ればよいのでしょうか。 （参考資料）特定健診用被保険者インタフェースファイル（国保共電）【KD_IF015】.xlsにはCSVファイル名：KD_IF015xxxxx.csv 備考：xxxxxは任意16桁以内とありますが、次期電算システム保険者説明会資料4「保険者で実施していただく作業内容について」でシステム初期稼働時必須（平成21年5月～平成23年4月データ）とされている世帯数データ（KD_IF022）被保険者数データ（KD_IF023）にはいつ時点のデータかを示す日時の項目がないのでファイル名で指定するのと思うのですが。	過去分の「KD_IF022（世帯数データ）、KD_IF023（被保険者数データ）」の作成は任意ですので、作成いただくなくても問題ありません（異動データより世帯数、被保険者数を把握します）。（8月12日の事務連絡にてKD_IF022（世帯数データ）、KD_IF023（被保険者数データ）の提供は必須任意に訂正させて頂いております。） 稼働前の「KD_IF022（世帯数データ）、KD_IF023（被保険者数データ）」を作成いただく場合、年度等の項目は持っていませんが、ファイル名に年度をつけていただければ、連合会にて判断し設定を行います。保険者にて作成頂くファイル名形式は、以下の形式で提供願います。 ファイル名形式 インタフェースID + "_" + 保険者番号(6桁)+西暦年(4桁)+月(2桁).csv 例) 2010年1月分のKD_IF022（世帯数データ）を送付する場合 KD_IF022_01xxxx201001.csv 【訂正事項】10月28日に回答させていただきましたが、例のファイル名が誤っておりました。大変申し訳ございませんが、作成いただく場合は、インタフェースID（KD_IFxxx）後の "_"（アンダーライン）を削除し提出願います。 （誤）KD_IF022_01xxxx201001.csv （正）KD_IF02201xxxx201001.csv
181	異動処理	2010/10/28	2010/11/1	被保険者異動データについて 世帯主が普通世帯主から擬制世帯主へ変更になる場合、「世帯情報」の「世帯異動履歴」項番105「世帯主区分」を「1」から「2」へ変更し、項番107,108に該当日を入力するだけでよいのでしょうか？ 項番85,86,87に区分等を設定する必要はありますか？	世帯主が普通世帯主から擬制世帯主へ変更になる場合は、世帯情報に新たに変更履歴を追加し、項番105「世帯主区分」を「1」から「2」へ変更し、項番107,108に該当日を入力します。項番85,86,87に区分等を設定する必要はありません。また上記の他に、項番53「被保険者数」について、擬制世帯主分を減算させて設定いただくようお願いいたします。
182	異動処理	2010/10/28	2010/11/1	退職者等適用適正化業務に関して 2010年6月23日実施の保険者説明会資料（資料3の46ページ）に、退職者等適用適正化業務の概要が記載されていますが、これらの業務を適正に運用するためには、全件一括異動データの作成対象を報告年月から遡って5年度前までとする必要があるのでしょうか。 具体的には、平成23年2月末（3月報告分）の被保険者個人情報を作成する場合は、平成17年3月時点の履歴までが必要になるのでしょうか。	被保険者個人情報の履歴については、退職適正化に関わる振替の時効期間までを想定しますと、制度上はご指摘のとおり5年間が必要となります。ただし、現状過去のレセプト情報の移行期間は2年までとさせていただいているため、退職の振替についても最大過去2年分までしか対象となりません。よって、被保険者個人情報の履歴については、通知のとおり3年間を報告いただければ良いと考えております。
184	異動処理	2010/10/29	2010/11/4	10/12事務連絡「次期電算システム稼働に伴う特定健診等データ管理システムの被保険者マスタについて」のうちの資料「表1_旧情報設定条件」についてご確認ください。 「被保険者マスタ全件異動データ記載要領マトリクス（別表）項目設定時の注意事項」には世帯レコードの場合、「世帯合併、世帯分離、世帯間異動は未設定とする。」と記載されております。両資料の整合が取れていないと思うので確認をお願いいたします。	「被保険者マスタ全件異動データ記載要領マトリクス（別表）項目設定時の注意事項」における、「世帯合併、世帯分離、世帯間異動は未設定とする。」との記載ですが、被保険者証番号等のキー情報の変更を伴わないことを想定した記述であり、正確な表現ではございませんでした。大変申し訳ございません。 世帯情報においては、被保険者証記号、証番号等のキー情報変更があり、かつ世帯の継続性が必要となる場合に、旧番号情報の設定が必要となりますので訂正させていただきます。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
185	異動処理	2010/10/29	2010/11/5	各インタフェースの送付時期についてご質問いたします。 KD_IF022/世帯数データ KD_IF023/被保険者数データ KD_IF298/住所コード異動データ KD_IF300/行政区コード異動データ KD_IF302/地区名異動データ 上記インタフェースの初期セットアップタイミング(送付時期)はいつ頃を予定していますか。	・KD_IF022/世帯数データ・KD_IF023/被保険者数データ 過去の世帯数、被保険者数は異動データより把握するため、データ作成は任意となっておりますが、設定を行う場合は、異動データと併せて送付してください。 ・KD_IF298/住所コード異動データ・KD_IF300/行政区コード異動データ 被保険者マスタの統計_地区統計コードの設定に使用します。設定を行う場合は、異動データと併せて送付してください。 ・KD_IF302/地区名異動データ 疾病統計分析に係わる統計帳票に地区名を出力する際に使用します。設定を行う場合は、異動データと併せて送付してください。
186	異動処理	2010/10/29	2010/11/5	KD_IF302/地区名異動データにつきましてご質問いたします。 地区コードについて、初回の送付は現行の設定内容を考慮せず、あくまでも初期セットアップデータと考えてよいでしょうか。(現行の設定内容と相違があっても)	地区統計コードについては、新たに設定いただいて問題ありません。地区統計コードとあわせ、KD_IF302/地区名異動データの地区統計用コードを設定ください。
187	異動処理	2010/11/1	2010/11/5	異動処理 項番137番に関連して 当町では被保険者証番号を前ゼロありの8桁で管理している。 稼働当初の異動情報にて、全件前ゼロなしで異動報告するのではなく、連合会側のデータを8桁に合わせゼロを埋めるという方法はとれないか。	現状、連合会にて発行している被保険者証（連合会で管理している被保険者マスタも含め）の証番号については、全て前ゼロなしの状態となっております（ただし、保険者で独自発行分は、ゼロ埋めにて発行）。次期システムにおけるレセプトデータと被保険者マスタの個人特定処理においては、被保険者証番号は完全一致が原則となっております。 被保険者マスタ上の被保険者証番号に対し前ゼロや前スペースを付加したうえで突合を行うことは設定により可能ですが、レセプトデータの被保険者証番号に対し一括でゼロ埋めを行うことはできません。このため、上記のように8桁ゼロ埋めとなった場合、大量に資格確認エラー（個人突合エラー）が発生いたします。すでにご通知しておりますとおり、「被保険者証記載とあり 前ゼロなし」で送付いただくようお願いいたします。なお、保険者にて独自発行している被保険者証においては、前ゼロが付加されており、同様に資格確認エラーが発生することが考えられますが、こちらについては、連合会にてレセプトデータ上の被保険者証番号を「前ゼロなし」に個別に変更（レセプト1件単位に画面修正）することで対応を予定しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
188	異動処理	2010/11/1	2010/11/5	<p>医療費通知の仕様について 本市では6カ月単位（1～6月診療分、7～12月診療分）の医療費通知を作成しようとしておりますが、下記のような世帯の場合はどのように医療費通知が作成されるか教えていただけませんか。 例1）世帯111に世帯主A、世帯員Bが加入しており、3月に世帯員Bが世帯分離をして世帯222の主になった場合 世帯111に対してAの1～6月診療分、Bの1～2月診療分 世帯222に対してBの3～6月診療分の医療費通知 世帯111に対してAの1～6月診療分の医療費通知 世帯222に対してBの1～6月診療分の医療費通知 その他 例2）世帯111に世帯主Aが加入しており、3月に社保加入により資格喪失し、 5月に社保離脱により再加入して世帯222の主になった場合 世帯111に対して1～2月診療分の医療費通知 世帯222に対して5～6月診療分の医療費通知 世帯222に対して1～2月診療分、5～6月診療分 その他 いずれの事例においても の場合を想定しているのであれば、データ区分や旧番号情報等を設定しなければなりません但し現行と同じように を想定しているということでもよろしいでしょうか。</p>	<p>医療費通知の仕様については、 を想定しております。例1と例2におけるデータの状況についてですが、まず例1では、世帯分離の場合、世帯111の世帯員Bはデータ区分「2」と設定し喪失履歴(事由:45)を追加してください。そして、新たに世帯222の世帯主であるBの情報をデータ区分「0」で作成し、旧番号情報に世帯111を設定してください。次に例2についてですが、社保加入により資格喪失した個人データには、データ区分「1」を設定してください。社保離脱により再加入した場合には新たにデータ区分「0」情報を作成してください。</p>
189	異動処理	2010/11/1	2010/11/5	<p>医療費通知について 本市では6カ月単位（1～6月診療分、7～12月診療分）の医療費通知を作成しようとしておりますが、世帯主が氏名変更した場合は、医療費通知作成当時の世帯主名（世帯項番90）が宛先となるのでしょうか。</p>	<p>宛先は、KD_IF020:被保険者異動データ(世帯情報)で設定された世帯異動履歴で最新履歴(氏名変更後)の項番90「基本情報_氏名(漢字)」となります。</p>
190	異動処理	2010/11/1	2010/11/5	<p>医療費通知について 本市では6カ月単位（1～6月診療分、7～12月診療分）の医療費通知を作成しようとしておりますが、氏名変更者について、受診者名は医療費通知作成当時の氏名となるのでしょうか。 または、異動連絡票の履歴に応じて変更となるのでしょうか（3月に氏名変更した場合、1～2月診療分は旧氏名3～6月診療分は新氏名）、または、レセプト情報の氏名となるのでしょうか。</p>	<p>受診者名は、KD_IF021:被保険者異動データ(個人情報)に設定された個人異動履歴で最新履歴(氏名変更後)の項番52「基本情報_氏名(漢字)」となります。</p>
191	異動処理	2010/11/1	2010/11/5	<p>レセプト情報について データ区分（個人項番4）について、前々データについても「2」を設定する必要はあるでしょうか。 例）国保番号111の世帯主A（資格取得H20.4.1資格喪失H20.5.31） 国保番号222に再加入（資格取得H20.8.1資格喪失H20.10.31） 国保番号333に再加入し、喪失情報なし（資格取得H21.1.1） 上記の国保番号111のAの個人情報のデータ区分は国保番号333が喪失されるまで「2」を出力するということでもよろしいでしょうか。 上記のとおり出力するとした場合、もし「0」と出力してしまった場合の影響を教えてくださいませんか。</p>	<p>上記の前々データについても「2」を設定してください。上記の国保番号111のAの個人情報のデータ区分は国保番号333が喪失されるまで「2」を設定いただくことで問題ありません。また、仮に「0:加入中」と出力してしまった場合の影響としては、現在加入中のデータとみなし別個人として認識されますので、保険者月報や被保険者の統計情報等で正しい被保険者数を把握できない影響があります。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
192	異動処理	2010/11/1	2010/11/5	レセプト情報について 直近情報変更届出日等（個人項番45～48）について、項目別用途一覧を見る限り、被保険者台帳のみに影響がある情報だと思われませんが、変更があってもNULL値とした場合、エラーとなってしまうのでしょうか。 マトリクスでは変更時は必須入力項目となっておりますが、被保険者マスタ設定コード一覧ではNULL値でもOKとなっております。	直近情報変更届出日等（個人項番45～48）について、NULL値を設定してもエラーとはなりません。 「項番47:直近情報_変更事由」で設定可能な事由コードに対する変更があった場合には、設定いただくようお願いいたします。
193	異動処理	2010/11/1	2010/11/5	レセプト情報について 本市では国保共電システム等を利用した証管理や第三者行為管理を行わない予定であるため、証管理履歴及び第三者履歴を全てNULL値で提出する予定です。 マトリクスでは被保険者番号等が必須項目となっておりますが設定する必要はあるでしょうか。もし、NULL値を設定することが可能とした場合、項番132の終了識別子から「,,,.....,E4」のようにカンマを設定する必要がありますでしょうか。それとも「E3,E4,E5」のようにカンマを省略してもよろしいでしょうか。	項番6「被保険者証番号」～項番11「表示用被保険者証番号」と同じ場合はNullを設定してください。「【別表】項目設定時の注意事項」を参照願います。 カンマは省略可能ですので、「E3,E4,E5」のように設定願います。 :証管理履歴が存在しない場合、国保共電システムを使用した証発行等業務が行えない影響がありますので、ご注意ください。
194	異動処理	2010/11/1	2010/11/5	異動連絡票について（世帯情報・個人情報） 旧番号情報（世帯項番16～22）について、特定健診以外では高額療養費の計算にしか使わない項目でしょうか。 全ての情報に「NULL値」を設定した場合についての問題点（特定健診以外）を教えてください。	旧番号情報（世帯項番16～22）については、ご認識のとおり、特定健診以外では高額療養費の計算にしか使わない項目となります。全ての情報に「NULL値」を設定した場合、高額療養費における多数該当情報に旧情報の世帯分が合算されなくなります。
195	異動処理	2010/11/1	2010/11/5	異動連絡票について（世帯情報・個人情報） 被保険者マスタ設定コード一覧では項番23～25について、自動設定であるにもかかわらずNULLを設定した場合は、エラーと記載されております（他の自動設定項番についても同じ）。NULLを設定してもよろしいのでしょうか。もし、NULLを設定してもよい場合は、被保険者マスタ設定コード一覧が誤りだと思われるので差し替えていただくようお願いいたします。	項番23「直近情報_国保取得届出日」～項番25「直近情報_国保取得事由」など自動設定項目は、保険者より送付していただいたKD_IF020、KD_IF021の異動データを取込時に、自動設定項目が設定され、被保険者マスタへ登録する流れとなりますので、自動設定項目についてはNULLを設定してください。 :被保険者マスタ設定コード一覧では、異動データ設定を示しているのではなく、自動設定後の被保険者マスタに対するチェックを記載しています。通知において、このことを十分に説明しておらず誠に申し訳ございません。差し替えについてはご容赦願います。 異動データ作成時の設定要否については、「被保険者マスタ_全件異動データ記載要領マトリクス」を参照願います。
196	異動処理	2010/11/1	2010/11/5	異動連絡票について（世帯情報・個人情報） 地区統計用コード（世帯項番71）について、当該地区コードはテーブル値を事前に設定するものなのでしょうか。（事前に設定したコードのみ登録可能？）それとも、当該項目に出力した数値でそのまま管理できるのでしょうか。 本市では、当該項目に該当被保険者の郵便番号を設定しようとしております。	地区統計用コード（世帯項番71）については、KD_IF302/地区名異動データに地区統計用コードを設定いただき、異動データと併せて送付いただく必要があります。KD_IF302/地区名異動データを送付いただくことにより、地区名テーブルを最新の状態にします。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
197	異動処理	2010/11/1	2010/11/5	異動連絡票について（世帯情報・個人情報） 地区コード（世帯項番71）と行政区コード（世帯項番72）を両方設定する理由を教えてください。使用する目的が異なると思いますが、それぞれの使用目的の詳細について教えてください。項目別用途一覧では地区コードについては統計情報で使用されることが明らかですが、それ以外について教えてください。	地区コード(世帯項番71)と行政区コード(世帯項番72)について、政令指定都市の場合、行政区コードの設定は必要となりますが、必ずしも地区コードと行政区コードの両方を設定する必要はありません。行政区単位に地区コードを設定するような場合は、KD_IF300/行政区コード異動データ内の地区コードを自動設定することも可能です。この場合、異動データ上の地区コードにはNULL値を設定することとなります。また、異動データ上の地区コードが設定された場合は、前期の自動設定は行われませんので、行政区とは異なる単位で地区コードを設定したい場合は、異動データの地区コードを設定してください。 地区コード(世帯項番71)と行政区コード(世帯項番72)の使用目的についてですが、項目別用途一覧にあります内容以外では使用していません。
198	異動処理	2010/11/1	2010/11/5	異動連絡票について（世帯情報・個人情報） 行政区コード（世帯項番72）について、当該行政区コードはテーブル値を事前に設定するものなのでしょうか。（事前に設定したコードのみ登録可能？）それとも、当該項目に出力した数値でそのまま管理できるのでしょうか。	異動データの行政区コード(世帯項番72)を設定する場合、KD_IF300/行政区コード異動データに行政区コードを設定いただき、異動データと併せて送付いただく必要があります。
199	異動処理	2010/11/1	2010/11/5	異動連絡票について（世帯情報・個人情報） 当月異動区分（世帯項番73・個人項番88）について、全ての情報に「A」もしくは「NULL値」を設定した場合についての問題点を教えてください。本市では世帯数・被保険者数が膨大であるため、1世帯ごと・1個人ごとに1項目でも変更があれば「A」を設定することが事実上できません。また、そのような設定であればそもそも全件異動データを提出する意味がないと思われ（差分データのみでよいと思われ）。	当月異動区分(世帯項番73・個人項番88)について、全ての情報に「A」もしくは「NULL値」を設定した場合、保険者月報A表の世帯数、被保険者数の増減が正しく把握できません。 また、異動分の帳票(被保険者異動整理簿、被保険者集計表(当月異動分被保険者数の集計のみ)、被保険者異動台帳)の作成対象および異動件数の集計が、全ての情報に「A」を設定した場合は全件が対象となり、「NULL値」を設定した場合は対象が0件となります。
200	異動処理	2010/11/1	2010/11/5	異動連絡票について（世帯情報・個人情報） 国保取得事由（世帯項番79）では前ゼロ設定した場合は、エラーとなっておりますが、間違いがないか再確認させてください。上記で間違いがないとした場合において、例えば「1：転入」について「スペース1」というように2桁とした場合はエラーとなるか教えてください。	国保取得事由(世帯項番79)ですが、前ゼロ設定時は、エラーとなります。また「スペース1」のようにスペース設定時も、エラーとなります。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
201	異動処理	2010/11/1	2010/11/5	<p>異動連絡票について（世帯情報・個人情報）</p> <p>世帯主氏名（世帯項番89・90）について変更履歴を作成せず、常に最新の世帯主名を出力した場合についての問題点を教えていただけませんか。</p> <p>世帯住所（世帯項番93～95）について変更履歴を作成せず、常に最新の住所を出力した場合についての問題点を教えていただけませんか。</p> <p>世帯主区分（世帯項番105）について変更履歴を作成せず、常に最新の世帯主区分を出力した場合についての問題点を教えていただけませんか。</p> <p>氏名（個人項番115・116）について変更履歴を作成せず、常に最新の氏名を出力した場合についての問題点を教えていただけませんか。</p>	<p>世帯異動履歴の世帯主氏名（世帯項番89・90）の最新履歴をもとに、基本情報の世帯主氏名(世帯項番35・36)を自動設定しますので、最低1件の異動履歴が必要となります。 世帯異動履歴画面の世帯主履歴にて過去履歴の世帯主名に過去の世帯主名が表示できない影響がございます。</p> <p>世帯異動履歴の世帯住所(世帯項番93～95)の最新履歴をもとに、基本情報の住所(世帯項番39～41)を自動設定しますので、最低1件の異動履歴が必要となります。 異動履歴にて最新の住所のみを設定した場合については、世帯異動履歴画面の管理用住所履歴において過去履歴の住所に最新住所が表示されることとなります。</p> <p>世帯異動履歴の世帯主区分(世帯項番105)の最新履歴をもとに、基本情報の世帯主区分(世帯項番52)を自動設定しますので、最低1件の異動履歴が必要となります。 異動履歴にて最新の世帯主区分のみを設定した場合については、世帯異動履歴画面において過去履歴の世帯主区分に最新の世帯主区分が表示されることとなります。</p> <p>個人異動履歴の氏名(項番115～116)の最新履歴をもとに、基本情報の氏名(項番51～52)を自動設定しますので、最低1件の異動履歴が必要となります。 異動履歴にて最新の氏名のみを設定した場合については、個人異動履歴画面において過去履歴の氏名に最新氏名が表示されることとなります。</p>
202	異動処理	2010/11/2	2010/11/5	<p>異動連絡票について（世帯情報・個人情報）</p> <p>滞納区分（世帯項番67）について保険証発行業務や療養費支給申請書作成業務を共同電算システムで行わない場合にNULL値を設定した場合に問題が発生するか。資格証明区分（個人項番84）との関連性チェックはないのでしょうか。（滞納区分が「NULL値:滞納なし」であるにもかかわらず、資格証明区分を「1:資格証明書発行」にした場合など）</p>	<p>滞納区分(世帯項番67)についてNULL値を設定した場合、ご認識のとおり、保険証発行業務や療養費支給申請書作成業務で使用していますので、これらを国保共電システムで行わないのであればNULL値を設定しても問題ありません。また、資格証明区分(個人項番84)との関連性チェックは行っておりません。</p>
203	異動処理	2010/11/2	2010/11/5	<p>異動連絡票について（世帯情報・個人情報）</p> <p>資格証明区分（個人項番84）について、資格確認機能に用いるとされておりますが、具体的に下記の場合に資格エラーになるということよろしいでしょうか。</p> <p>資格証明区分「0:資格証明書未発行」であるにもかかわらず、特別療養費レセプトが医療機関から提出された場合</p> <p>資格証明区分「1:資格証明書発行」であるにもかかわらず、通常のレセプトが医療機関から提出された場合に上記のエラーチェックが行われるとした場合、下記のようなエラーになるのでしょうか。</p> <p>例)平成23年5月1日～5月31日まで資格証交付世帯。6月の異動連絡票において資格証明書区分「1」で提出。7月の異動連絡票において資格証明書区分を「0」で提出。7月審査において5月診療分の通常レセプトの月遅れ請求があった場合。</p>	<p>資格証明区分(個人項番84)に関する資格チェックとしては、「国保資格証明書チェック」、「国保資格証明書チェック(特別療養費)」を行っています。「項番106:得喪履歴_資格取得喪失変更事由」や「診療年月」等により、資格証明書対象者該非や特別療養費該非のチェックを行っています。「項番105:得喪履歴_資格取得喪失変更年月日」により、月別の判断を行います。</p> <p>の場合についてはエラー(特別療養費非該当)となります。 同様に、 の場合については診療月より月遅れ請求であることが判断され、エラー(特別療養費該当)となります。</p>

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
204	異動処理	2010/11/2	2010/11/5	世帯情報ロジカルチェック 高齢所得区分（前々年）に平成20年以外を設定するとエラーになる（昨年脱退した人だと前々年は平成19年でエラーとなる）のですが、これはチェックの間違いでしょうか。	チェックツールでは、高齢所得区分(前々年)には平成20年と平成21年以外を設定するとエラーになります。所得区分については、前年の所得を元に当年の所得区分が決定されることと思います。初回送付分(10月末異動分)で考えますと、高齢所得区分(前々年)には「平成19年の所得によって決定された平成20年の所得区分」を設定することとなり、具体的には「420+平成20年の所得区分」となります。よって上記問い合わせの"去年脱退した人"を例に挙げますと、 高齢所得区分(当年)には、「422」または「422+オールスペース」 高齢所得区分(前年)には、「421+平成21年の所得区分」 高齢所得区分(前々年)には、「420+平成20年の所得区分」を設定してください。 :今現在の年(平成22年)が当年となり、個人ごとに基準年が変わるわけはありません。
205	異動処理	2010/11/2	2010/11/5	チェックツールにおける「関連チェック」において、エラーが発生しておりますが、データの作成方法に問題があるか、もしくはチェックツールの仕様に問題があるのか不明ですので、ご回答を頂きたく思います。 「世帯主が0人または2人以上います（個人レコード内チェック）」チェック仕様では、「同一被保険者証番号で世帯主区分が2件以上」あればエラーとなります。しかし、同じ保険証番号において擬主 普主等、世帯主変更を行っている場合は世帯主区分が2種類出来るため、チェックに引っかかる事となり、また世帯主履歴が複数ある場合もエラーとなります。世帯主区分の設定方法に問題があるのでしょうか。（最新履歴のみ設定？）	世帯主区分チェックでは、同一被保険者証番号でまとめたレコードの内、個人情報ファイル項番74「区分等_世帯主区分」に世帯主が設定されているレコードが、0件または2件以上ある場合にエラーとなります。ご認識のとおり、問い合わせの場合ですと世帯主区分が2件以上になるためエラーとなります。よって、最新状態の世帯主区分を設定し、過去の世帯主（続柄情報）は、項番117「個人異動履歴_基本情報_続柄」内で設定してください。
206	異動処理	2010/11/2	2010/11/5	チェックツールにおける「関連チェック」において、エラーが発生しておりますが、データの作成方法に問題があるか、もしくはチェックツールの仕様に問題があるのか不明ですので、ご回答を頂きたく思います。 「データ区分が0または1の同一個人番号レコードが複数あります（個人レコード内チェック）」チェック仕様では、「同一個人番号（員番）でデータ区分が（0：喪失）（1：加入）のレコードが複数」あればエラーとなりますが、同一個人で複数履歴を持つ場合は全てエラーとなります。データ区分の設定方法に問題があるのでしょうか。（最新履歴のみ設定？）	同一の被保険者証番号、個人番号（員番）レコードが複数存在する場合はございません。同一個人番号で取得、喪失がある場合は最新の得喪情報を1番目の履歴として設定し、過去の得喪情報を繰り返すように設定してください。1レコード内に複数の得喪履歴が存在するかたちになります。
208	異動処理	2010/10/5	2010/11/11	異動処理 項番93番に「保険者契約情報管理マスタ」で住所コードを使用するかどうかを管理する旨の記載があります。これは保険者ごとに住所コードを使用するかどうかを管理しているということでしょうか？住所地特例者等、住所が市外の者には住所コードを割り当てていない場合、住所コードを設定できない者が出てきます。この場合、当市からのデータは全て住所コードを使用せず住所を設定することになるのでしょうか？また、市外の住所は「住所」と「番地」で管理していないのですが、「住所」か「番地」の片方にまとめて設定することはできないのでしょうか？	ご認識どおりです。「保険者契約情報管理マスタ」は連合会で管理している情報を集めたテーブルで、その中の管理項目のひとつに、保険者ごとに住所コードを使用するかどうかがあります。国保総合システムでは住所と住所コードの同時設定はできません。（住所コードを設定した場合、住所に値が入っているとエラーになります。値がない場合は住所を自動設定します）これはレコード単位ではなく、保険者単位での制御ですので、住所コードを設定できないレコードが存在する場合はお手数ですが住所コードは使用せず、すべてのレコードに対して住所の値を設定してください。また、「住所」と「番地」についてですが、システムでは「番地」も設定必須となっており「住所」と「番地」の両方に設定を要求します。設定有無で見えており、その値の内容までは見ていないので、次のような設定は可能です。 住所 市 町 番地 - 番地 全角スペース1文字

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
209	異動処理	2010/10/5	2010/11/11	<p>KD_IF020(世帯情報)の「項番57～59」所得区分について 国保加入者が存在しない月には何を設定するとよいのでしょうか？(例：平成22年10月加入とした場合の平成22年9月以前の月)</p> <p>この項目に設定する所得区分は、給付に基づいた所得区分(8月から新年度の課税状況)を設定することになるのでしょうか？(例：平成20年中の収入は非課税世帯、平成21年中の収入は課税世帯の場合、422の「7月」は非課税で設定する(給付に基づいた設定)のでしょうか？)</p>	<p>「項番57～59」所得区分について、国保加入者が存在しない月（取得前、喪失後）にはスペースを設定してください。 例（平成22年10月加入とした場合の平成22年9月以前の月）の場合ですと、平成22年10月以前はスペースを設定し、10月以降は各月の所得区分を設定します。 ・平成22年10月加入（10月以降すべて課税）の場合 所得区分 422 000（半角スペースを「 」として表しています）</p> <p>例（平成20年中の収入は非課税世帯、平成21年中の収入は課税世帯の場合）についてですが、所得区分は前年の所得を元に当年の所得区分が決定されることとしますので、平成22年には平成21年の所得によって決定された所得区分を設定してください。 ・平成20年中の収入は非課税世帯、平成21年中の収入は課税世帯の場合、平成21年と平成22年の設定例 「 」部分は平成19年中の収入によって設定してください。 平成22年 所得区分（当年） 422111111100000 平成21年 所得区分（前年） 421_____11111</p>
210	異動処理	2010/10/15	2010/11/26	<p>月中国保加入者データについて 異動処理 項番51番の中で月中国保加入者データについて質問させていただきましたが、追加で質問致します。「月中国保加入データは、月中国保加入者があり次第、随時送信願います。（中略）含まなければ被保マスタに反映されないため、共同処理全般に影響します。」と回答がありましたが、月中国保加入者データは発生時点でオンラインから登録することはできないのでしょうか。（自庁システムには入力されているので翌月異動データには含まれます。）また、随時送付しなかった場合の影響として「共同処理全般」とありますが、最長で1日国保加入者が31日間マスタが古い状態になるだけですので、影響があるのは資格系のみであり、対象者を把握しておくことにより、致命的な影響まではならないと思います。（遡及の月中加入であれば、レセプトチェックには影響があるかと思いますが。）影響範囲を明確にして頂き、回答次第ではありますが、運用負担が減るように月中国保加入者は随時送付しないで済むように保険者に提案したいと考えています。</p>	<p>月中国保加入者データを発生時点でオンラインから登録することはできません。月中国保加入者データの提供は任意ではありますが、異動データに含めて設定していただけるのであれば不要です。送付しなかった場合の影響としては、月中国保加入者データは高額療養費の特例計算に使用しておりますので、正しく計算されません。（特例計算：月中に世帯主が国保 後期への異動がある被保険者は限度額を半減する）</p>
211	異動処理	2010/10/18	2010/12/2	<p>被保険者異動データ（世帯情報）の旧世帯主個人番号について 全部喪失となっている世帯が同じ被保険者証記号・番号で再取得したが、全部喪失時の世帯主と今回取得時の世帯主が異なる場合、項番68「区分等_旧世帯主個人番号（員番）」と項番106「世帯異動履歴_旧世帯主個人番号（員番）」の設定は必要でしょうか？ さらにその後、この世帯が全部喪失し、また同じ被保険者証記号・番号で再取得する場合で、今回は前回取得時と同じ世帯主となる場合、項番68と項番106の旧世帯主個人番号（員番）は"Null"でよろしいでしょうか？ それとも前々回取得時の世帯主個人番号（員番）（要するに前回の履歴で設定していた旧世帯主個人番号（員番））を設定するのでしょうか？（この場合、今後ずっと旧世帯主個人番号（員番）を設定し続けることになると思われる。）</p>	<p>被保険者異動データ（世帯情報）の旧世帯主個人番号は、世帯主が変更となった場合に設定が必要となります。全部喪失時の世帯主と今回取得時の世帯主が異なる場合には設定が必要となります。 項番106「世帯異動履歴_旧世帯主個人番号（員番）」は世帯主変更があった場合にのみ設定し、項番68「区分等_旧世帯主個人番号（員番）」は一度設定したら以後ずっと設定し続ける必要があります。 同じ被保険者証記号・番号で再取得する場合で、今回は前回取得時と同じ世帯主となる場合、項番106「世帯異動履歴_旧世帯主個人番号（員番）」にはNullを設定し、項番68「区分等_旧世帯主個人番号（員番）」には前回の履歴で設定していた旧世帯主個人番号（員番）を設定いただきますようお願いいたします。</p>

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
212	異動処理	2010/11/1	2010/11/11	KD_IF026_SK 月中国保加入者データについて 異動処理 項番51番の回答ではKD_IF026_SKは、月中国保加入者があり次第 随時送信するとあります。このことについて、月次ではKD_IF021の「項番 94 特例該当年月日（被扶養者）」に設定されるのでしょうか。	お見込のとおり、被扶養者の場合は、資格取得事由「14：月中社保離脱、 15：月中国保組合離脱」を設定することにより、項番94「特例該当年月日 （被扶養者）」、及び項番95「特例設定処理年月（被扶養者）」が自動設 定されます。KD_IF026/月中国保加入者データは、異動データで事由に設定 し送信して頂ければ、送信して頂かなくとも問題ありません。
214	異動処理	2010/11/2	2010/11/11	被保険者証番号が「123」の場合、世帯情報等に入力する被保険者番号は 「 123」（はスペース）でよいでしょうか？	被保険者証番号のとおり、「123」で設定願います。前スペース（ ）は、 システムで自動的に付与するので設定しなくてもよろしいです。
216	異動処理	2010/11/4	2010/11/11	8/30付け事務連絡のレセプト審査支払システム等の最適化導入構築業務 （次期電算システム導入）に係る異動情報インタフェース等について 国保・退職（世帯）異動情報インタフェース設計書2010.08.24の項目72番 の統計_行政区コードとありますが、行政区コードとは何のコードのことで しょうか。	項番72「統計_行政区コード」は、政令指定都市の場合のみ必須のコードで ありますが、組合保険者の場合、任意の設定となります。（保険者独自の コード）設定されると、被保険者到達者リスト出力、被保険者世帯索引 簿出力、世帯名簿一覧表出力、被保険者一覧出力、退職者医療適用被保険 者名簿出力の際に、行政区別の改ページが可能となります。
218	異動処理	2010/11/5	2010/11/8	異動情報チェックツールについて 過去に世帯主であった方が、現在は喪失して別の方が世帯主になってい る。資格は喪失しているが、異動情報チェックツールでは重複してしま い、エラーとなる。この場合の対処方法をご教示いただきたい。	現在のチェックツールでは、個人情報ファイルの項番74「区分等_世帯主区 分」のみで判定を行っており、取得喪失の状態(データ区分)を考慮してお りませんでした。ご指摘いただいた内容を元にチェック仕様を見直したと ころ、データ区分「0:取得中」かつ被保険者証番号が同一の中で、「区分等_世 帯主区分」に「1:普通世帯主」または「2:擬制世帯主」が複数設定されて いる、または1件も設定されていない場合にエラーとするように仕様を修正 いたします。このため、ご指摘いただいたケースについては、エラーとなら ないこととなります。近日中に修正モジュールを配布いたしますので、世 帯主チェック以外のチェックをしていただくようお願いいたします。
219	異動処理	2010/11/5	2010/11/8	異動情報チェックツールについて 員番が重なり(資格は喪失している)異動情報チェックツールでエラーとな るケースについての対処方法を教えていただきたい。	資格の取得・喪失に関わらず同一被保険者証番号で員番が重なるというこ とはございません。資格の取得・喪失が発生した場合は、1レコード内で得 喪履歴の項目に履歴を追加していくかたちになりますので、被保険者証番 号と員番のセットは重複せず、1レコードのみのデータとなります。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
220	異動処理	2010/11/6	2010/11/11	<p>チェックツール「関連チェック」のエラーで「データ区分が0または1の同一個人番号レコードが複数あります（個人レコード内チェック）」について、個人レコードでエラーとなっているが、以前提供されているデータ設定例（添付資料）の -6-1どおりに作成している。チェックツールの誤りなのか、データ作成仕様変更が発生しているのか。</p> <p>個人レコードのキーは 個人番号（員番）だけでなく、被保険者証番号も含むのではないのでしょうか。</p> <p>例）下記の2レコードを個人レコードとして作成している場合、チェックツールでエラーが発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証番号"7777777"、 個人番号（員番）"111222333" データ区分"1"（喪失中） ・被保険者証番号"8888888"、 個人番号（員番）"111222333" データ区分"0"（加入中） <p>例）下記の2レコードを個人レコードとして作成している場合、チェックツールでエラーが発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証番号"7777777"、 個人番号（員番）"111222333" データ区分"1"（喪失中） ・被保険者証番号"8888888"、 個人番号（員番）"111222333" データ区分"1"（喪失中） <p>添付資料：被保険者異動データ設定例jiki_idodata.pdf</p>	<p>問い合わせ内容ですが、被保険者証番号が違うレコードであるにも関わらず、個人番号（員番）重複チェックエラーになってしまうのはなぜか、という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>個人番号重複チェックは個人情報ファイルの項番9「個人番号（員番）」の扱いを員番として扱うか個人番号として扱うかでチェック内容が異なります。（マニュアルの「国保総合システム異動データチェックツール_チェック仕様」の関連チェック「重複チェック（個人番号）」参照）</p> <p>左記例にてエラーが出力される場合は個人番号として扱う場合になります。（員番として扱う場合は保険者番号と被保険者証番号と員番で個人を特定するためそれらをキーとしておりますが、個人番号として扱う場合は保険者番号と個人番号だけで個人を特定する想定であるため、被保険者証番号はキーとしておりません）また、被保険者証番号が世帯分離などによって変更された場合、旧データのデータ区分は「2：被保険者証番号員番変更前旧データ・市町村合併前旧データ」が設定される想定です。</p> <p>左記例の場合も被保険者証番号が変更されておりますので、旧データのデータ区分は「2」を設定いただくようお願いいたします。なお、重複チェックの仕様としてはデータ区分「2」が設定されているレコードはチェック対象から外しているためデータ設定例の -6-1は重複チェックエラーとはなりません（データ区分が「2」と「0」で作成されているため）、上記例の場合はデータ区分が「0」と「1」で作成されておりますので重複チェックエラーとなります。お手数ですが、データを確認していただくようお願いいたします。</p>
222	異動処理	2010/11/6	2010/11/11	<p>異動情報チェックツールについて 被保険者全件異動データ（個人、世帯）は来年本稼働以降も記載されているファイル名規則で運用すると考えていいのでしょうか。全国共通でしょうか。</p>	<p>来年本稼働以降も記載されているファイル名規則で運用を行います。ファイル名については、8桁のインタフェースID（KD_IF020、KD_IF021）までは、全国共通ですが、インタフェース名の後に保険者番号と年月を追加していますので、北海道独自のファイル名規則となります。</p>
223	異動処理	2010/11/7	2010/11/10	<p>異動連絡票について（世帯情報・個人情報） 限度額適用履歴を設定することにより 限度額適用認定証を発行していないにもかかわらず、限度額適用認定証適用レセプトが医療機関から提出された場合 限度額適用認定証を交付しているが、交付している適用区分と異なるレセプトが医療機関から提出された場合はエラーになると思いますが、下記のレセプトはエラーとなるか教えてくださいいただけますか。</p> <p>例1）限度額適用認定証を交付しているが、限度額適用認定証未適用レセプト（被保険者が提出しなかった場合など）が医療機関から提出された場合 例2）限度額適用認定証を交付していないが、特定疾患治療研究事業対象者であるため限度額適用レセプトが医療機関から提出された場合（当該者については、認定証を交付してなくても保険者による限度額適用認定を受けているものとみなされる）</p>	<p>限度額適用認定については、被保険者マスタの所得区分や限度額適用履歴をもとに限度額適用認定チェックを行っています。</p> <p>例1の場合、限度額適用認定チェックにおいて資格確認結果表に出力され保険者にて確認が可能です。</p> <p>なお、下記の条件に全て合致した場合は、限度額適用認定チェックの対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療年月がH21.5以降 ・若人(本家入外01～06) ・法別51(601,602)、52 <p>このため、例2の場合、限度額適用認定チェックにおいてエラーとなりません。</p> <p>【訂正事項】 ・診療年月がH21.5以降・若人(本家入外01～06)・法別51(601,602)、52においても限度額適用認定チェックを行っておりますので例2の場合もエラーとなります。</p>

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
227	異動処理	2010/11/8	2010/11/29	<p>インタフェース仕様書(個人)の「得喪履歴」(項番98~109)の設定について退職該当のまま世帯主変更した者の得喪履歴の作成方法をご教示ください。</p> <p>例.平成22年4月1日に退職該当の員(Aさん)が世帯主になった場合、自庁システムでは以下のように履歴が作成されます。 資格履歴1 世帯主区分 = 普通主、資格取得日 = 4220401、資格喪失日 = 資格履歴2 世帯主区分 = 、資格取得日 = 4211201、資格喪失日 = 4220401 退職履歴1 退職該当日 = 4211201、退職非該当日 = 前主は父のBさん。</p> <p>《質問1》世帯の異動履歴と個人の異動履歴は別紙に記載のとおり作成しますが、個人の得喪履歴の作成方法はどのパターンになりますか。(何れも間違っている場合は、正しい設定方法をご教示ください。)</p> <p>《質問2》個人の異動履歴には変更日がありません。最新履歴のみの設定でも問題ないでしょうか。</p>	<p>《質問1》 個人の得喪履歴は、パターン1となります。 世帯主変更は、得喪履歴を追加せず(喪失 取得ではなく)、変更年月日、変更事由に設定願います。 項番46:変更年月日「4220401」 項番47:変更事由「98(得喪の変更を含む訂正)」</p> <p>《質問2》 個人異動履歴(項番111~121)は、ご認識のとおり、保険者において国保共電システムでの履歴管理を行わないのであれば、最新履歴のみの設定でよろしいです。(「得喪履歴」は設定必須ですので設定願います)ただし、被保険者台帳に過去の履歴が出力されません。</p>
228	異動処理	2010/11/9	2010/11/16	<p>インタフェース仕様書(世帯)の「世帯異動履歴」(項番77~88)、インタフェース仕様書(個人)の「得喪履歴」(項番98~109)の設定について自庁システムでの運用においては、未来日での異動登録を許可していません。</p> <p>世帯及び個人の得喪履歴について、取得日・喪失日・届出日等に未来日を設定しても問題ないでしょうか。</p> <p>また、未来日の設定が可能であれば、未来日の上限等の制約はありますか。</p> <p>他県連合会が開示している資料からは、これらの項目は保険者が設定するパラメータでエラーレベル(エラーチェックをする・しない)を設定できると読み取りました。 全国共通の仕様という解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>世帯及び個人の得喪履歴の、取得日・喪失日・届出日に未来日を設定された場合、異動データ取込時に別紙「共通関数一覧」の項番13:国保喪失年月日[国保喪失年月日] 現在日時 とあり、エラーとなりますが、共通関数一覧の当該チェックにおけるエラーCDより別紙「1.16.1_ジョブ設計書(KJPS_J0105)-1.5」の異動データテーブル(世帯情報)チェックシートを参照すると、チェックレベル項目があり、当該チェックレベルは、ケアエラー(2)(確認が必要なレベルのエラー)となります。チェックレベルは、0:チェックなし、1:クリティカル(致命的エラー)、2:ケアがあり、レベルが「1:クリティカル」以外は、被保険者マスタへ取込まれることとなります。</p> <p>またデータ区分は月末時点の状態(0:加入中)を設定願います。 (月報A表に出力するためデータ区分は月末時点の状態にしてください)</p> <p>ケアエラーが被保険者マスタへ取込まれた場合の影響について、問題ないと想定されますが、中央会へ確認中ですので、回答あり次第、再度ご連絡します。</p> <p>お見込のとおり、保険者にてエラーレベルを変更する機能が設けられておりますが、各エラーに対するレベル変更が、処理にどのような影響を与えるかが不明な点もございます。このため、チェック定義につきましては連合会にて一元管理することも踏まえ検討中です。</p>
229	異動処理	2010/11/9	2010/11/19	<p>異動情報インタフェースの住所及び住所コードの関連について住所と住所コードの使用選択において住所を選択した場合、連合会から出力される帳票において、住所コード順の出力ができなくなる等の影響はありますか。</p> <p>例)保険証一括出力に「住所コード+地番」順に出力できない。</p>	<p>住所と住所コードの使用選択において住所を選択した場合は、住所コード順の出力はできません。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
230	異動処理	2010/11/9	2010/11/19	異動情報インタフェースの住所及び住所コードの関連について住所コードを使用しない場合は住所コード異動データ（KD_IF298）は（初期設定も含めて）必要ないということでしょうか。それとも、統計用住所コードを設定するのであれば、住所コード異動データは必要なのでしょうか。	住所コードを使用しない場合は、住所コード異動データ（KD_IF298）は必要ありません。統計用住所コードを設定する場合も住所コード異動データは必要ありません。統計用住所コードに直接値を設定してください。住所コード異動データが必要な場合としては、住所コードを使用する場合と、項番71：統計_地区統計用コードを住所コード異動データから導出する場合に必要になります。
231	異動処理	2010/11/9	2010/11/11	異動処理 項番147番において氏名変更に係る世帯情報の設定例をいただきましたが、本市の認識では、世帯異動履歴(項番74～109)について下記のとおり考えておりました。 例)履歴が2つある世帯 項番1～73+74～108(新履歴)+74～109(旧履歴)+E1 履歴部分については新履歴の項番108の情報が終わった場合、NULL値も何も設定せず、そのまま旧履歴の項番74の情報を設定。項番108の次には固定値"E1"を設定 しかし、設定例では下記のとおり設定されておりますがどちらが正しいのでしょうか。 項番1～73+74～108(新履歴)+E1+74～109(旧履歴)+E2 履歴部分については新履歴の項番108の情報が終わった場合、固定値"1"を設定。 次に旧履歴の項番74～108まで設定し、固定値"E2"を設定。 つまり、履歴が終わるたびにE（は履歴部分について加算）を付記する。 この場合において、個人情報も同様の考え方であるか教えてください。	ご認識のとおり、項番1～73+74～108(新履歴)+74～109(旧履歴)+E1が正しく、設定例の誤りとなります。大変申し訳ございません。修正した設定例を、再度送付させていただきます。また個人情報も同様となります。
236	異動処理	2010/11/11	2010/11/15	被保険者番号の前ゼロに関して（異動処理 項番137番、異動処理 項番187番関連） 保険者と話した結果、前ゼロなしにすることを検討しています（保険者システムのデータをすべて前ゼロなしに更新する予定）。 上記前提で問題となるのは、実際の被保険者証が前ゼロありの方についてだと思えます。以下質問にご回答ください。 前ゼロありの被保険者証を持っている方については連合会様の方ですべてデータ修正を行っていただける。 が行っていただける前提で、本件について保険者側にその後一切の作業は発生しない。	対象となる被保険者（保険者にて独自に証発行している被保険者）の方については、レセプトの証番号に前ゼロを削除した形に修正し、資格確認にてエラーが発生しないようにいたします。 本件については、レセプト修正を本会が実施する手法をとり、できるだけ保険者作業が発生しないよういたす所存です。 この度は、本会のシステム更改に伴い、被保険者番号のご調整にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
237	異動処理	2010/11/11	2010/11/15	異動処理 項番220番についての再質問です。回答の中で、なお、重複チェックの仕様としてはデータ区分「2」が設定されているレコードはチェック対象から外しているためデータ設定例の -6-1は重複チェックエラーとはなりません（データ区分が「2」と「0」で作成されているため）と記載がありますが、添付資料のデータ設定例の -6-1を良く見てください。データ区分は「1」（分離元）と「0」（分離先）です。提供されている資料が間違っているとした場合、現在全国共通として開発している各ベンダにて混乱がおきると予想されます。申し訳ありませんが、まずは提供されている資料（データ設定例）の真偽をご連絡ください。また、今回のチェックツールは北海道独自のものなのでしょうか。	添付資料が連合会ホームページにアップされている資料と同様のものかと思いますが、内容を確認したところ過去の資料を掲載していたことがわかりました。不手際がありましたことに深くお詫言申し上げます。最新の設定例を早急にホームページに掲載いたしますが、以下の例により、設定をお願いいたします。 -6-1 誤）世帯分離元 データ区分：1（喪失） 正）世帯分離元 データ区分：2（被保険者証番号員番変更前旧データ・市町村合併前旧データ） また、今回提供させていただいているチェックツールは北海道独自のチェック仕様となります。
239	異動処理	2010/11/11	2010/11/12	異動連絡票について（世帯情報・個人情報） 投入番号（世帯・個人項番3）は「1」を設定するように回答されておりますが、「01」と設定した場合はエラーとなるのでしょうか。また、一律「10」と2桁で設定した場合は問題があるのでしょうか。	「01」でもシステム上、問題ありません。投入番号は、随時異動時に月の投入回数を示し、順序チェックが行われる項目であり、全件異動の場合は、「1」固定と中央会より提示されているため、「1」、または「01」で設定願います。
242	異動処理	2010/11/12	2010/11/26	チェックツールを使用してチェックを行った結果に基づいて質問させていただきます。被保険者異動データ(個人情報)の項番4『データ区分』および項番74の『区分等_世帯主区分』の関連についてデータ作成の時点で擬制世帯主に該当中の個人について、『国保の資格は有していない』という認識から、 項番4『データ区分』…"1"(喪失中) 項番74『区分等_世帯主区分』…"2"(擬制世帯(主)) と設定しチェックツールにかけたところ、相関チェックエラー『世帯主が0人または2人以上居ます』のエラー対象となりました。このことから、現在擬制世帯主に該当中の個人については、現在国保資格を有していなくても、 項番4『データ区分』…"0"(加入中) 項番74『区分等_世帯主区分』…"2"(擬制世帯(主)) とすることが想定されている、と認識いたしましたが、そのとおりで相違ありませんでしょうか？	左記の認識で相違ありません。擬制世帯主であっても、「擬制世帯主に該当中の個人」については、データ区分：0（取得中）を設定してください。チェックツールのエラー検出条件としては下記のいずれかとなります。 条件1：同一世帯内の個人情報において、データ区分：0（取得）でかつ、世帯主区分が複数個人に設定されている場合 条件2：同一世帯内の個人情報において、データ区分：0（取得）でかつ、世帯主区分が設定されている個人が存在しない場合。 なお、世帯主のチェック仕様は、一部仕様変更が発生しておりますので、最新Ver1.2にて再チェックいただけますようお願いいたします。 ご指摘の例の場合ですと、擬制世帯主の個人以外に、同一世帯内にデータ区分：0で世帯主区分が設定されている個人が複数存在するか、一人も存在しない場合にエラーとなります。下記にエラーとなるケースを例示します。 例1) 世帯主重複のパターン データ区分：1（喪失） 世帯主区分：2（擬制世帯主） データ区分：0（取得） 世帯主区分：1（普通世帯主） データ区分：0（取得） 世帯主区分：1（普通世帯主） 例2) 世帯主が存在しないパターン データ区分：1（喪失） 世帯主区分：2（擬制世帯主） データ区分：0（取得） 世帯主区分：Null データ区分：0（取得） 世帯主区分：Null データ区分：1（喪失） 世帯主区分：1（普通世帯主）
243	異動処理	2010/11/12	2010/11/26	資格証明区分について KD_IF021(項番84)資格証明区分についてご質問いたします。 説明には、「資格証明書を発行したかどうかの区分」とありますが、過去に一度でも発行した履歴があれば"1"の資格証明書発行と設定するという解釈でよいのでしょうか。	KD_IF021(項番84)資格証明区分についてですが、過去に発行した履歴ではなく、現在の発行状態を設定願います。"1"の資格証明書発行を設定されると、被保険者一覧【資格証明書該当者】への帳票出力や、資格確認の国保資格証明書チェックにて、資格証明書 発行中受診エラー疑義となります。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
244	異動処理	2010/11/15	2010/11/26	<p>全件異動データについて 全件異動において、異動がある場合は「当月異動区分」に【A】を設定しますが、本番データ(5月)提出時は全件【A】として提出するのでしょうか。それとも「テストデータは検証後本番データとして使用する」とのことなので、テストの最終データ以降の異動分だけを【A】として提出するのでしょうか。</p>	<p>「当月異動区分」ですが、システム稼働初回の4月分の異動データ(5月提出)より、前月からの異動があったデータに「A」を設定し、異動のないデータはスペースを設定して下さい。 4月分の異動データ(5月提出)以前に提出頂く異動データは、全件「A」の設定でよろしいです。</p>
246	異動処理	2010/11/15	2010/11/26	<p>KD_IF020（項番94, 95, 96）基本情報・住所（管理用）、基本情報・番地（管理用）、基本情報・方書（管理用）についてご質問いたします。</p> <p>桁数：50桁とありますが、漢字で50文字分でしょうか。</p> <p>基本情報・住所（管理用）にセットする内容は、【北海道 市】 基本情報・番地（管理用）にセットする内容は、【X X X町Y Y Y番地】 基本情報・方書（管理用）にセットする内容は、【マンションZ Z Z 102号室】 で良いでしょうか。</p> <p>基本情報・番地（管理用）にセットする文字数が50桁を超えた場合、続きを基本情報・方書（管理用）にセットして良いでしょうか。</p>	<p>お見込のとおり、桁数：50桁は、漢字（全角文字も含む）で50文字となります。</p> <p>システムの想定としては、基本情報・住所には、町、条丁目までを入力する想定ですが、左記例の設定でも特に問題はありません。どこで区切るかは、保険者任意となりますが、基本情報・住所（管理用）にセットした場合は、基本情報・番地（管理用）のセットは必須（番地の入力がない場合も空白を設定する）となります。</p> <p>基本情報・番地（管理用）にセットする文字数が50桁を超えた場合は、続きを基本情報・方書（管理用）にセットしてもよろしいです。</p>
247	異動処理	2010/11/16	2010/11/18	<p>異動連絡票について（世帯情報・個人情報） 被保険者証記号（世帯項番6）の桁数については、論理データ型が「漢字/英数」となっており、桁数が20と規定されておりますが、漢字であっても英数であっても20文字登録できるということでしょうか。また、基本情報・氏名（漢字）（世帯項番90）については、論理データ型が「漢字」となっており、桁数が50と規定されておりますが、50文字登録できるということでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、被保険者証記号（世帯項番6）は、漢字であっても英数であっても20文字での登録となります。被保険者証記号（世帯項番6）は、全角・半角の混在は不可のため、全角で登録願います。また、基本情報・氏名（漢字）（世帯項番90）についても、50文字登録可能です。</p>
249	異動処理	2010/11/16	2010/12/2	<p>被保険者異動データ（世帯情報、個人情報）の作成範囲について 例えば、平成23年5月上旬に提出する被保険者異動データの場合、基本的に平成23年4月末状態の全件データを送信することになると思いますが、このデータを平成23年5月1日に作成した場合に平成23年5月1日までの異動分が含まれた形で送信しても問題ないでしょうか？（平成23年4月末より後の異動が含まれていても問題ないでしょうか？）</p>	<p>5月1日異動で作成された場合、保険者月報基礎データ作成時に、月末時点で集計すべき世帯数・被保険者数が5月1日異動で集計されます。 月末時点の世帯数・被保険者数で保険者月報基礎データ作成をするためには、世帯数・被保険者数データ(KD_IF022、KD_IF023)を別途作成し、送付頂く必要があります。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
253	異動処理	2010/11/22	2010/11/29	<p>インタフェース仕様書（世帯及び個人）の「市町村合併・旧番号情報」の設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯情報：旧保険者変更日（項番16）、旧保険者番号（項番17） ・個人情報：旧保険者変更日（項番18）、旧保険者番号（項番19）、当初保険者番号（項番20） <p>上記の項目については、市町村合併により保険者番号変更が発生した場合のみ設定するという仕様であると認識しています。下記の項目についても、市町村合併を行っていない保険者については、設定は不要ということでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯情報：旧被保険者証記号（項番18）、旧被保険者証番号（項番19）、旧番号有効日（項番21） ・個人情報：旧被保険者証記号（項番21）、旧被保険者証番号（項番22）、旧個人番号（員番）（項番24）、旧番号有効日（項番25）、旧個人番号有効日（員番）（項番26） 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯情報：旧保険者変更日（項番16）、旧保険者番号（項番17） ・個人情報：旧保険者変更日（項番18）、旧保険者番号（項番19）、当初保険者番号（項番20） <p>お見込のとおり、市町村合併にて設定して頂く項目となるので、設定不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯情報：旧被保険者証記号（項番18）、旧被保険者証番号（項番19）、旧番号有効日（項番21） ・個人情報：旧被保険者証記号（項番21）、旧被保険者証番号（項番22）、旧個人番号（員番）（項番24）、旧番号有効日（項番25）、旧個人番号有効日（員番）（項番26） <p>市町村合併のほか、個人番号変更、証番号変更の場合に設定して頂く項目となります。</p>
254	異動処理	2010/11/22	2010/11/25	<p>異動連絡票について（個人情報）</p> <p>限度額適用履歴_限度額適用認定証発行期日（個人項番130）について、ジョブ設計書_異動データテーブル（限度額適用履歴）チェック項目番号14枝番3では、「限度額適用認定証有効期日 = Nullの場合エラー」となっております。適用区分（個人項番129）に「4」を設定した場合は、発行期日（個人項番130）、有効期限（個人項番131）にどのような数値を設定すればよろしいのでしょうか。</p>	<p>限度額適用履歴_限度額適用認定証発行期日（個人項番130）は、適用区分（個人項番129）に「4」が設定されている場合にもチェックを行っていましたが、限度額適用履歴_限度額適用認定証発行期日が設定がされている場合のみチェックを行うため、NULLが設定されている場合もエラーとなりません。限度額適用履歴_限度額適用認定証有効期限（個人項番131）についても同様です。</p>
256	異動処理	2010/11/22	2010/11/25	<p>異動連絡票について（個人情報）</p> <p>項番96（介護保険被保険者番号）について、マトリクス上では設定不要となっておりますが、数値が入力されればエラーとなるか教えていただけないでしょうか。</p>	<p>項番96（介護保険被保険者番号）ですが、数値が入力されていても、エラーとはなりません。設定される場合は、10桁以内の数値を設定願います。</p>
257	異動処理	2010/11/24	2010/12/2	<p>異動データ（個人）について</p> <p>項番74(区分等_世帯主区分)の設定は、世帯主だけが設定することとなっておりますが、世帯主死亡等により世帯主変更の異動があった場合、喪失した元世帯主及び世帯主変更後の新世帯主の両方に世帯主区分を設定してよろしいのでしょうか。</p>	<p>項番74(区分等_世帯主区分)についてですが、項番4:データ区分が「0:取得中」でかつ、同一世帯で項番74(区分等_世帯主区分)が「1:普通世帯主」または「2:擬制世帯主」が複数設定されている場合にエラーとなります。</p> <p>左記の場合ですと、喪失した元世帯主のデータ区分は「1:喪失中」となりますので、喪失した元世帯主及び世帯主変更後の新世帯主の両方に世帯主区分を設定してもよろしいです。また、異動データ(個人)の項番68(旧世帯主個人番号(員番))に、元世帯主の個人番号(員番)を設定願います。</p>
258	異動処理	2010/11/26	2010/12/2	<p>全件データのチェックツールについて</p> <p>チェックツールを入れるにあたって、本町ではサーバパックの3がパソコンに入っていない。2なら入っているのだが、2のままで行った場合支障は出るのか。</p>	<p>チェックツールの動作環境評価はWindows7とWindows XP SP3のため動作保障はできませんが、チェックツールの機能上、SP2でも動作に問題がない可能性は高いと思われるので、保険者でご判断いただいたうえでご対応ください。</p> <p>なお、保険者でご使用の環境に影響がないことをご確認いただいたうえで、SP3へのバージョンアップは、インターネットを通じてウィンドウズアップデート機能により無償でバージョンアップできます。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
261	異動処理	2010/11/29	2010/12/2	地区統計用コードとは国保総合システム移行に向けて、新たに設けられたコードでしょうか。	お見込のとおり、新たに設けられたコードとなります。 地区統計用コードは、保健事業業務の疾病統計分析に係る統計帳票を出力する際に使用します。 当該帳票類は地区別での出力となりますが、設定がなければ保険者単位での出力となります。 なお、地区統計コードを設定する場合、地区統計コードに紐づく地区名称を管理するため、地区名異動データ（KD_IF302）が必要となります。
262	異動処理	2010/11/29	2010/12/2	地区統計用コードは独自でその都度、登録してもよいか、それともあらかじめ初期登録が必要なものか。	異動データ(世帯)の項番71:統計_地区統計用コードに、その都度設定してもよろしいです。 また住所を項番39:基本情報_住所コード(管理用)を設定する場合、住所コード異動データ(市町村国保用)(KD_IF298)を頂ければ、住所コードから地区統計用コードを導出することも可能です。
263	異動処理	2010/11/29	2010/12/3	異動データチェックツールの修正モジュールの送付を受け、異動データのチェックをしたところ問題なかったのに連合会に異動データをCD-Rにて送付しました。その後、2回目の修正モジュールの送付を受け再度異動データをチェックした結果、問題有りませんでした。この場合、再度連合会に異動データを送る必要はありますか？	前回送付頂いた異動データより、差異がなければ、送付して頂かなくともよろしいです。こちらで、異動データチェックした結果を送付いたしますのでチェック結果を修正後、再度送付願います。
265	異動処理	2010/10/19	2010/12/21	異動処理 項番97番について 国保総合システムの喪失理由53：月中国保加入は、世帯主が国保 後期になったとき、世帯員が市町村国保に加入したとき（国保組合で設定するコード）とありますが、現在は第1種組合員が後期になる場合、世帯員は第1種組合員と同じく48：後期高齢加入をセットしております。国保総合システムでは51：後期高齢者医療制度加入（年齢到達）、52：後期高齢者医療制度加入（障害認定）は、実際に後期になる方、53は第1種組合員が後期となり国保組合をやめる場合の世帯員全員または、現在の43：国保加入（組合）と考えて良いのでしょうか？異動理由「53」をセットする条件はどのような場合か？世帯主が後期高齢者医療制度加入することにより世帯員が喪失する場合に「53」を使用するのか？月中は「53」で処理するが月初は何番を使用するのか？（「49」を使用か？）従来の喪失理由使用し喪失日によって国保総合システムの異動理由に紐付けしていく事としております。	国保総合システムの喪失事由「51：後期高齢者医療制度加入（年齢到達）」、「52：後期高齢者医療制度加入（障害認定）」は、お見込のとおり後期高齢者医療制度加入者本人の喪失事由となります。 喪失事由「53：月中国保加入」は、月の途中で世帯主が国保組合を離脱して後期に加入したとき、世帯員が市町村国保に加入したときの事由です。（国保組合側で利用/設定する事由コード） 75歳到達月の自己負担限度額の特例適用の対象者に対して設定していただくこととなります。 喪失事由「53：月中国保加入」は、現在の「43：国保加入（組合）」ではなく「46：月中国保加入」と同様かと思われます。 75歳到達月の自己負担限度額の特例適用に該当しない異動については、「国保組合離脱」により国保加入する場合は取得事由として「09：その他1」、「国保組合加入」により国保喪失する場合は喪失事由として「49：その他1」を設定してください。 月中国保加入の場合、当該月の異動データに得喪履歴を追加し、項番104「得喪履歴_資格取得喪失変更届出日」項番105「得喪履歴_資格取得喪失変更年月日」に喪失日を設定してください。 実際の国保喪失年月日が「月初（1日）」となる場合であっても、「75歳到達月の自己負担限度額の特例適用」に該当する場合には、保険者様にて国保喪失年月日を「月初（1日）以外」としてデータを作成・送付する運用を想定しております。
266	異動処理	2010/10/19	2010/12/10	個人情報 144 高齢受給者証_一部負担金の割合について 通常の給付割合と同じで良いでしょうか？ 給付区分の桁数が一般と前期と異なりますが、単純に一般の7割であれば「07」 前期高齢者上位7割であれば「7」でよいのか？	個人情報 144 高齢受給者証_一部負担金の割合については、高齢受給者証の一部負担金の割合を設定してください。ご認識のとおり、一般の7割であれば「07」、前期高齢者上位7割であれば「7」を設定してください。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答															
267	異動処理	2010/11/9	2010/12/6	<p>異動報告データチェックツールにてエラーとなったデータの対処について提供いただいたチェックツールにて発生した以下のデータについて確認させてください。</p> <p>個人情報ファイルの「108 得喪履歴_保険証回収日」で、「【関連チェックエラー（その他チェックエラー）】」となる。 比較対象項目:項番=[109] 項目名称=[得喪履歴_保険証回収事由] 自項目が設定有りで、且つ 比較対象項目が未設定</p> <p>個人情報ファイルの「62 基本情報_住所コード（管理用）」で、「【関連チェックエラー（その他チェックエラー）】」となる。 比較対象項目:項番=[63] 項目名称=[基本情報_住所（管理用）] 自項目が未設定で、且つ比較対象項目が未設定</p> <p>については自庁システムにて回収事由を管理しておりませんので、一律「回収事由：10（その他）」を設定する仕様で問題ありませんか。 開発元としては、世帯情報の同一項目と同じ場合、設定不要と理解していたとのこと。認識誤りであり、設定が必要ということでしょうか。</p>	<p>について、「回収事由:10(その他)」を設定していただくようお願いいたします。</p> <p>について、ご認識のとおりとなります。(世帯情報の住所と、個人の住所が同一の場合は設定の必要はありません)。本件については、チェックツールでの誤検出となります。大変申し訳ございません。</p> <p>チェックツールVer1.2において、個人情報の住所情報が指定されない場合でもエラーとはならないように改修しておりますので、最新版にて再チェックをお願いいたします。</p>															
269	異動処理	2010/11/11	2010/12/8	<p>KD_IF021（項番119・120）についてご質問いたします。現在弊社システムでは、退職者の場合「本人」か「扶養者」の区別はしていますが、「扶養者」に対応する「本人」の識別がありません。一世帯に退職本人が2人以上居る場合に影響があると思われませんが、仮に扶養者のレコード全てを「60」と設定した場合、実務上どういった影響がありますか？保険証の一括更新などへの影響はありますか？</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯員</th> <th>退職本人コード</th> <th>本人との続柄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aさん（本人）</td> <td>60</td> <td>NULL</td> </tr> <tr> <td>Bさん（Aさんの妻）</td> <td>60</td> <td>03</td> </tr> <tr> <td>Cさん（本人）</td> <td>61</td> <td>NULL</td> </tr> <tr> <td>Dさん（Cさんの妻）</td> <td>60</td> <td>03</td> </tr> </tbody> </table>	世帯員	退職本人コード	本人との続柄	Aさん（本人）	60	NULL	Bさん（Aさんの妻）	60	03	Cさん（本人）	61	NULL	Dさん（Cさんの妻）	60	03	<p>KD_IF021の項番119「基本情報・退職本人コード」、120「基本情報・本人との続柄」についてですが、被扶養者のレコード全てを「60」に設定し、退職証が世帯票の場合、退職本人と被扶養者をセットで出力しますが、紐付けが正しく行われなかったという影響があります。左記の例では、A、B、DとCに退職証が分かれてしまいます。</p>
世帯員	退職本人コード	本人との続柄																		
Aさん（本人）	60	NULL																		
Bさん（Aさんの妻）	60	03																		
Cさん（本人）	61	NULL																		
Dさん（Cさんの妻）	60	03																		
270	異動処理	2010/11/11	2010/12/21	<p>インタフェース仕様書(世帯)の「世帯異動履歴」(項番77～88)、インタフェース仕様書(個人)の「得喪履歴」(項番98～109)の設定について資格の得喪履歴において、同日得喪の履歴があっても問題ないでしょうか。</p> <p>連合会の現行システムでは、同日得喪の履歴はエラーとなっています。国保総合システムでは、この制限が解消できているという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>同日得喪の履歴があっても、資格喪失期間なしと判断し、資格が継続している場合と同様に処理を行っております。</p>															
271	異動処理	2010/11/11	2010/12/7	<p>異動処理 項番118番において、所得区分(世帯項番57)等は未来月は最新の月と同じ内容を設定してください。という回答ですが、未来月においてスペース設定として問題が発生するでしょうか。共通関数一覧を確認しても問題が発生しませんが、他の処理(高額療養費等の計算など)においてエラーが発生するため回答のように設定しなければならないのでしょうか。</p>	<p>所得区分(世帯項番57)の、未来月にスペース設定されても問題ございません。ただし、スペースの月が未来月でなくなった場合に喪失世帯でなければ、所得区分を設定する必要があります。</p>															

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
272	異動処理	2010/11/18	2010/12/22	<p>被保険者異動データ（KD_IF020及びKD_IF021）の被保険者証記号の設定について</p> <p>被保険者証記号の履歴に、資格証の証記号『資 - 』を設定する必要がありますでしょうか？</p> <p>下記例の異動があった場合、被保険者証記号の履歴を設定しなければならないのか確認させてください。</p> <p>例）H20.4.1 被保険者証交付 証記号 『 市』 証番号『1234567』 H21.4.1 資格証交付 証記号 『資 - 市』 証番号『1234567』 H22.4.1 被保険者証交付 証記号 『 市』 証番号『1234567』</p> <p>上記の場合、証記号の履歴は、下記のように設定する必要がありますでしょうか？</p> <p>履歴 証記号『 市』 ...H22.4.1の被保険者証交付より設定 履歴 証記号『資 - 市』...H21.4.1の資格証交付より設定 履歴 証記号『 市』 ...H20.4.1の被保険者証交付より設定</p>	<p>資格証の証記号「資 - 」は、運用上記載されますが、システムに取込むことはしないため、異動データに証記号「資 - 」は、設定しないようお願いいたします。お見込のとおり、左記例の履歴 ~ を得喪履歴、証管理履歴に設定する必要がありますが、項番6「被保険者証記号」と同様であれば、履歴の証記号設定は不要となります。</p>
273	異動処理	2010/11/22	2010/12/16	<p>インタフェース仕様書（個人）の「区分等_給付割合」（項番80）の設定について</p> <p>2010.10.15に連合会ホームページに掲載された項目別用途一覧（個人）に、「設定がある場合は、給付割合チェックを行い、設定がない場合は、チェックなしとする。」とありますが、給付割合は年齢により変動します。</p> <p>《未就学時（8割） 一般（7割） 前期高齢者（9割、7割）》</p> <p>該当機能には「資格確認」と記載されていますが、レセプトにおける資格確認の意でしょうか。そうであれば、最新の給付割合のみでは避及レセプトの資格確認ができないのではないのでしょうか。</p>	<p>お見込のとおり、最新の給付割合のみでは、月遅れレセプトの厳密な資格確認はできません。このため、給付割合が現在と異なる過去の診療分のレセプトが月遅れ分として入力された場合は、レセプトにおける資格確認にてケアエラーとなりますので、保険者にて確認し、エラー容認をお願いいたします。給付割合チェックなど資格確認では、エラーの疑いがあるものを含め検出しています。なお、「区分等_給付割合」における給付割合チェックは、当該項目が設定された場合にのみチェックが行われますので、当該項目を設定すべきか否かを含め、保険者にて判断をお願いいたします。</p>
274	異動処理	2010/11/22	2010/12/14	<p>インタフェース仕様書（個人）の「証管理履歴」（項番133～151）の設定について</p> <p>異動処理 項番141番で、個人異動履歴等の設定について質問させて頂きましたが、その回答の中に「証管理履歴については証発行を行い履歴管理する場合は必須」とありました。この回答のみで判断すると、証管理履歴（項番133～151）は資格確認（レセプト突合）等には使用しないと思われるのですが、2010.10.15に連合会ホームページに掲載された項目別用途一覧（個人）には、有効期限（項番141）の影響内容として「資格確認（短期被保険者証チェック、限度額適用認定チェック）にて正確な判定が行えない。」とあります。「短期被保険者証チェック」及び「限度額適用認定チェック」の具体的な内容をご教授ください。</p> <p>証発行履歴は最大20履歴の設定が可能になっていますが、設定する証の種類が多いこともあり、自庁システムで管理している証情報の最新履歴のみを設定するように考えています。上記 との関連もありますので、あわせてご回答願います。</p> <p>何れの質問も、国保総合システム端末では証の発行及び履歴管理は行わないことが前提です。</p>	<p>「短期被保険者証チェック」は、証管理_被保険者証区分が3(短期一般)、4(短期退職)の場合に、レセプトの診療年月が、有効期限（項番141）内であるかのチェックです。「限度額適用認定チェック」は、レセプトの診療年月が、限度額適用認定証有効期限（項番131）内であるかのチェックとなりますので、「限度額適用認定チェック」については、項目別用途一覧（個人）の誤りかと思えます。申し訳ございません。</p> <p>左記前提であれば、証管理は、設定しなくてもよろしいです。ただし、限度額適用認定に該当する方は、項番123～131の「限度額適用履歴」を設定願います。</p>

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
275	異動処理	2010/11/24	2010/12/8	異動データの作成について 同一被保険者で被保険者証番号が変更となるケースがございますが、この場合データ区分="2"で変更前の被保険者証番号時のデータとデータ区分="0"で変更後の被保険者証番号時で異動データを作成することになるかと思われませんが、もし、以下のケースの場合もデータ区分については前述の考えでよろしいのでしょうか。（市町村合併は行っていない保険者でございます。） 被保険者証番号：1 国保加入期間：H20.4.1(社保離)～H21.2.15(社保加) Aさん(普主)、Bさん(被保)、Cさん(被保) 被保険者証番号：100 国保加入期間：H22.4.1(社保離)～(現在加入中) Bさん(普主)、Cさん(被保)	お見込のとおり、データ区分="2"で変更前の被保険者証番号時のデータ、データ区分="0"で変更後の被保険者証番号で異動データを作成願います。
276	異動処理	2010/11/26	2010/12/16	新インタフェースにおける続柄コードについて、現行から引き継がれる際に「世帯主」や「妻」などはそのままだと思うが、「その他」に割り振られるのは具体的にどのような場合なのか。	通常01～53のコードで分類可能と考えております。このため、「99：その他」を利用するケースについては現時点ではなく、将来的に分類不能な事由が発生した場合の予備的な事由として存在しているものとなります。保険者側で、判断ができない特殊な事由等があれば、再度お問い合わせ願います。
277	異動処理	2010/11/30	2010/12/8	チェックツールエラーについて 個人レコードの「ロジカルチェック」において下記に挙げる例においてエラーが発生します。（履歴降順設定エラー）証区分が複数存在する場合についてのデータ設定方法を教えてください。 証区分が複数存在する場合には必ずしも全ての日付が降順にはならないように思われます。 例) 下記の2レコードを証履歴として作成している場合、チェックツールでエラーが発生 ・ 繰り返し番号"1"、証区分"3"、 交付年月日"4220809"、有効期限"4221130"、発効期日"4220809" ・ 繰り返し番号"2"、証区分"6"、 交付年月日"4220801"、有効期限"4230731"、発効期日"4220801" 例) 下記の2レコードを証履歴として作成している場合、チェックツールでエラーが発生 ・ 繰り返し番号"1"、証区分"6"、 交付年月日"4210801"、有効期限"4220731"、発効期日"4220801" ・ 繰り返し番号"2"、証区分"3"、 交付年月日"4220225"、有効期限"4220531"、発効期日"4220225" 例 では有効期限がエラーとなり、 では交付年月日がエラーとなります。発効期日も同様です。	異動データチェックツールにおいては、中央会標準仕様にもとづきチェックを実施しており、左記ケースにてエラーが発生いたします。ただし、ご指摘のとおり、複数の証区分をまたがった場合、有効期限や交付年月日が降順とはならないケースが考えられます。この点、中央会に確認を行った結果、"証区分ごとに"日付降順チェックを行うよう修正を行うこととした。左記より、ご指摘の例、例 とともに証区分3、もしくは6の履歴間でのみ日付の降順チェックが行われることとなりますのでエラーとはなくなる見込みです。このため、当該エラーについては、無視していただけますようお願いいたします。 なお、異動データチェックツールにつきましては、中央会より提供されるシステムにて詳細なチェックを再度実施することから、証管理履歴間の日付降順チェックを実施しないよう修正いたします。 アップデートの提供につきましては、近日中に連合会ホームページにて提供いたします。
279	異動処理	2010/12/2	2010/12/21	被保険者マスタ設定コード一覧表の項番25、79国保取得事由と項番29、83国保喪失事由で現在の共同電算システムで使用していた事由が国保総合システムの設定コードにないのもあるのですが、国保総合システムでも使用する場合はどうすればよいのでしょうか？ 現在の共同電算システム（例） 取得事由コード 19住所変更 22雇用(組合) 23国保離脱(組合) 喪失事由コード 39住所変更 42退職(組合) 43国保加入(組合) 45廃業(組合)	左記取得、喪失事由コードは、国保総合システムで該当するコードがありません。 取得事由コードは、9「その他1」を、喪失事由コードは、49「その他1」をそれぞれ設定願います。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
281	異動処理	2010/12/3	2010/12/21	国保総合システム異動データチェックツールについてご質問いたします。 KD_IF020 項番90 世帯異動履歴_基本情報_氏名(漢字)にアルファベットが設定されているとチェックツールで「属性(全角)チェックエラー」になります。ツールにおきまして項番90ではどのようなロジカルチェックが入っているのかご教示下さい。	異動データ(世帯)の項番90:世帯異動履歴_基本情報_(漢字)のチェック内容は、設定した値が ・全角かどうか ・50文字以内かどうか の判断をしております。アルファベットを設定していても全角(A B C D E...)であればチェックエラーになることはありません。半角文字(半角スペースも含む)が設定されていないか、50文字以上で設定されていないかを確認し、設定いただくようお願いいたします。
282	異動処理	2010/12/3	2010/12/14	被保険者異動データ(個人情報)の退職資格の得喪について 退職資格の得喪情報を、個人情報レコードの項番98~109の得喪履歴に編集する際、項番106の得喪履歴_資格取得喪失変更事由には、取得事由としては、21と22、喪失事由としては、31と32の4コードのみが使用可能でしょうか。例としまして、現行システムでは、転入による退職資格(本人)の取得の場合、退職資格の取得事由を、01:転入と設定しておりましたが、新システムにおいては、21:退職該当(本人)と変換して設定する、ということになりますか。	退職資格の得喪の場合の設定について、転入による退職資格(本人)の取得の場合は「01:転入」と「21:退職該当(本人)」の両方のデータを作成いただくようお願いいたします。
283	異動処理	2010/12/3	2010/12/14	被保険者異動データ(個人情報)の項目の編集について 得喪の履歴(繰り返し99回、繰り返し10回など)の項目の中に、保険者記号、被保険者番号がありますが、(項番98・99、項番111・112、項番123・124、項番133・134)被保険者番号を編集する際は、必ず、被保険者記号も編集しなければなりませんか？ 世帯分離等の場合、被保険者記号は変わらずに、被保険者番号のみ変更となりますので、被保険者番号のみを編集して、データを作成しましたところ、チェックツールでエラーとなりました。個人異動情報インタフェース設計書の項番6,7の被保険者記号、被保険者番号におきましては、被保険者記号は任意で、被保険者番号が必須という記述がありますが、項番6,7のチェックとは異なるものと解釈して構いませんか？	項番6,7についてはご認識のとおり被保険者証記号は任意、被保険者証番号は必須となり関連チェックをしております。項番21、22、項番98、99、項番111、112、項番123、124、項番133、134、項番153、154の項目については、現在、関連性のチェック(一方が指定された場合、両項目の指定が必要)が行われておりますが、正しくは、項番6,7同様に関連チェックを行わないことが正しい動作となります。申し訳ございません。 項番6:被保険者証記号、項番7:被保険者証番号について関連チェックをしないようチェックツールを修正しております。お手数ですが、12月13日に連合会ホームページにてアップされるチェックツールVer1.3にて対応しておりますので、こちらを適用していただき、再度チェックいただくようお願いいたします。
284	異動処理	2010/12/6	2010/12/8	異動データについて 住所コード、行政区コード、地区コード、地区名について、最初のデータはいつまでに提出したらいいのか。	住所コード、行政区コード、地区コード、地区名は異動データと一緒にご提出いただくか、異動データ送付よりも前にご提出いただくようお願いいたします。
285	異動処理	2010/12/6	2010/12/10	被保険者異動データ(個人情報)の項目の編集について 「被保険者マスタ全件異動データ記載要領マトリクス(別表)項目設定時の注意事項」にて、得喪履歴等の被保険者証番号(項番99、項番112、項番124、項番134、項番154)で、"項番7:被保険者証番号と同じ場合はNullを設定する。Nullの場合は項番7:被保険者証番号が設定される。"と定義されており、Nullの場合にも項番7の被保険者証番号が設定されるとありますが、Nullでなく項番7の被保険者証番号を設定した場合に、エラーになりますでしょうか？ 当方のパッケージでは、得喪履歴等の被保険者証番号には、項番7の被保険者証番号を設定するようになっており、パッケージの開発元に、上記の項目設定時の注意事項について確認を行ったところ、中央会からご提供いただいた仕様には、特に記述が無かったため、との回答でした。この得喪履歴等の被保険者証番号に関します仕様は、連合会の独自の仕様になりますでしょうか？	得喪履歴等の被保険者証番号(項番99、項番112、項番124、項番134、項番154)について、Nullではなく項番7の被保険者証番号を設定しても問題ありません。「被保険者マスタ全件異動データ記載要領マトリクス」は中央会からの提供資料ですので、得喪履歴等の被保険者証番号に関する仕様を含め、記載されている内容は本会独自の仕様ではありません。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
286	異動処理	2010/12/6	2010/12/10	異動データのチェックツールはいつ頃まで使用することを想定しているのでしょうか？ 本稼動してからも使用するのでしょうか？	異動データチェックツールは本稼働が始まる前まで使用することを想定しております。
287	異動処理	2010/12/6	2010/12/7	現在、自家診療リストということで、自家診療の受診者の状況を国保連合会より情報提供してもらっているが、今後、どのように情報提供されるのか。毎月の被保険者台帳で、医療機関を複数経営する被保険者のデータで、医療機関コードの7桁の前に201や301が付いているが、今後はどのように表現されるのか。	国保総合システムにおいては、被保険者マスタ(個人)内の項目として、区分等_自家診療医療機関コードの設定を行うことにより、レセプト記載の医療機関コードと一致している場合と、固定の複数自家コード(1)が設定されている場合に、資格確認結果表に"QU1501 自家診療の疑い ケアエラー"を出力します。 医療機関を複数経営する被保険者の場合は、前記の"固定の複数自家コード"を異動データに設定いただきます。なお、現行の自家診療リストにおいては、被保険者マスタの医療機関コード(実際には索引番号)をもとに同リストへの出力判断を行っており、先頭1桁が1以外で、かつ2桁目以降の医療機関コードがレセプトの医療機関コードと合致しない場合にのみリスト出力されております。つまり、"複数医療機関を経営する被保険者で、かつ被保険者マスタの医療機関コードに合致しないレセプト"のみが出力されることとなります。 これに対し、次期の資格確認結果表においては、前記のとおり区分等_自家診療医療機関コードに合致しているレセプトもしくは、固定の複数自家コードが設定されている被保険者に該当するレセプトが表示されます。表示の範囲が現行とは異なりますので、ご注意ください。 1: 固定の複数自家コードとは、複数の自家診療医療機関コードの設定が必要とされる被保険者に指定する固定の医療機関コードとなり、詳細なコード値については現在、中央会に確認中です。
290	異動処理	2010/12/7	2010/12/9	異動連絡票について 異動連絡票データの取り込みテストについて、スケジュールを確認すると最終提出締切が4月上旬を予定しているということですが、具体的な最終日を教えてください。また、異動連絡票の取り込みテストについては、いつから本番と変わらない取り込みテストを行うことができるようになるのでしょうか。その場合は、すぐに取り込みエラーなどが表示されるのでしょうか。	異動データにつきましては、5月の本稼働時において前月分(3月末異動分)の被保険者情報も必要となります(例、資格確認の遡及処理等)。このため、4月10日頃までには3月末異動分の異動データを確定していただく必要がございます。よって、4月10日までは、被保険者マスタへの反映対象外となるようなクリティカルエラーを最低限取り除いていただく必要がございます。 現状すでに異動データの取込テストを開始しており、異動データを送付いただければチェック結果を保険者Webや媒体等で結果返却しており、実施しているチェックについては、本稼働時とほぼ同様のチェック内容となります。異動データ送付から、返却までの期間につきましては約1週間~2週間程度が目安となり(データ精度やデータ件数に依存します)、異動データ送付の翌日に、各種のデータ精査処理を実行し、結果について取りまとめの上で返却を行う流れとなります。 なお、実際の保険者端末を通じての結果返却およびデータ修正については、データ移行作業および各種の検証作業と並行することとなりますので、3月以降となる見込みです。この場合においても、データ精査結果については、翌日のデータ精査処理完了後に確認可能となります。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
291	異動処理	2010/12/8	2010/12/10	被保険者異動データ(世帯情報)の項目別用途一覧【KD_IF020】(項番71、72)統計_地区統計用コード、統計_行政区コードがありますが、現行システムでは地区コードとして3桁の数字で登録しております。国保総合システムにおいては、どちらの項番に登録すべきでしょうか。また、どちらか一方に登録すれば他方に登録は必要ないのでしょうか。	現行システムで登録している地区コードは、項番71:統計_地区統計用コードに設定してください。地区統計コードを設定する場合、地区統計コードに紐づく地区名称を管理するため、地区名異動データ(KD_IF302)が必要となりますので、異動データと併せてご送付ください。 また、地区統計用コードと行政区コードについてですが、行政区コードごとに地区統計用コードを設定したい場合、異動データの行政区コードに設定いただき、行政区コードテーブルに地区統計用コードを設定いただければ、異動データの地区統計用コードに自動設定します。
292	異動処理	2010/12/8	2010/12/10	異動報告データチェック内容について チェック内容に【保険者契約情報管理マスタ】というものが記載されておりますが、このマスタの仕様、設定内容を教えてください。	保険者契約情報管理マスタは、保険者からの業務委託に関する契約情報および機能制御項目等を業務単位に設定するマスタであり、全保険者において設定が必須となります。設定内容については、連合会より別途設定シートを12月末までに配布する予定となっております。保険者にて記入いただいた後、連合会にて内容精査を行い、データ設定を実施します。
293	異動処理	2010/12/8	2010/12/10	異動報告データチェック内容について 現在行っているチェックプログラムは北海道国保連合会にて作成しているのでしょうか？それとも中央会作成のものなのでしょうか？	返却いたしましたファイルの「DT_IF003」は異動データ精査を行ったチェック結果ですので、中央会作成のものとなります。また「DT_IF011」は「DT_IF003」をエラー別に集計した統計情報となります。 それら以外は本会で作成し集計した結果となります。
294	異動処理	2010/12/8	2010/12/13	連合会ホームページの「国保総合システム異動データ検証2010.12.03」15ページにある、「1. 囲み文字チェックエラー」について、今回検証した分については囲み文字を入れていない。 「1. 囲み文字チェックエラー」は今回出力されていないが、「4. 桁数完全一致チェックエラー（データ桁数=[]フォーマット桁数=[]）」は出力されている。 桁数完全一致チェックエラーのため、囲み文字チェックエラーが出力されていないのかどうかはわからないが、囲み文字は必要なのかどうか確認したい。	囲み文字の指定は必須ではありません。囲み文字のチェックは、囲み文字が存在した場合にのみチェックを行っております。
296	異動処理	2010/12/9	2010/12/9	異動連絡票について 本市では、外字登録が2000文字以上（既存の加入者のみであれば約1000文字）登録されており、それらを一字ずつ設定登録することが事実上困難な状態です。 異動連絡票の氏名（漢字）（世帯項番90・個人項番116）については、氏名（カナ）（世帯項番89・個人項番115）のカナを全角カナに変換して設定したいと考えておりますが、漢字ではなくカタカナを設定した場合、何かしらの業務で問題が生じるのでしょうか。 帳票類がカタカナで表示されることは想像できますが、例えば資格照合業務において、医療機関が被保険者の氏名漢字を誤ってレセプト作成した場合、当該レセプトは国保連審査の段階で返戻されてしまうのでしょうか。 それとも市町村が資格照合を行う案件となるのでしょうか。本件については、国保総合システムのデータ上はカタカナとなりますが、レセプトの氏名が漢字となっていた場合は、どのような事務処理になるのでしょうか。	帳票（被保険者証発行等の被保険者向け帳票を含む）および、画面全般においてカナ氏名が表示されることとなります。資格照合（資格確認）業務においては、漢字氏名での個人突合を行っておりません（証記号、証番号、生年月日、性別が個人突合のキーとなります）ので、漢字氏名にカナ氏名を設定しても特に影響はございません。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
298	異動処理	2010/12/9	2010/12/22	<p>国保総合システムでの月次処理の件で質問です。現在、本町は国保の月次処理の報告を紙により提出していますが、その際、「課税・非課税」の区分欄に国保連合会の指示のとおり、異動があった日を記入しております。</p> <p>1.国保総合システムでも、異動のあった日の翌月の初日ではなく、現在と同じように異動があった日で「課税・非課税」の区分を異動のあった日で月次報告の処理することでよろしいでしょうか。</p> <p>2.確認ですが、この「課税・非課税」の区分データは高額療養費の算定に利用されていると想像しているのですが、現在の異動処理の考え方や方法で問題がないでしょうか。連合会の方でどのような処理をしているのか説明をいただけたら幸いです。</p>	<p>国保総合システムの異動データは全件異動すなわち事由ごとの異動ではないので、所得区分変更の日付を報告していただく項目はございません。遡及して変更になった場合でも全被保険者情報を入れ替えますので、更新された情報を報告していただきますようお願いいたします。現行の「紙の提出」や「課税・非課税」の区分欄は次期では使用しません。</p> <p>また、「現在の異動処理の考え方や方法で問題がないのでしょうか」とのお問い合わせですが、現行では「課税・非課税」の区分とともに変更日付を管理しており、それにもとづいて遡及判断を行っておりますが、次期では前月の被保険者マスタ上の所得区分との差異をシステムにて判断し必要に応じて遡及処理を行う仕組みとなります。今回のご質問の中で具体的な言及のある「課税・非課税」（次期では「所得区分」）の主な使用用途ですが、下記のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格確認の所得区分チェック：レセプトの特記事項に記載されている内容とのチェックに使用します。 ・高額療養費の支給額計算：限度額を算出するために使用します。 ・高額介護合算療養費の支給額計算：限度額を算出するために使用します。 ・保険者月報A表：前期高齢者の70歳以上一般/70歳以上現役並所得の判定に使用します。
300	異動処理	2010/12/9	2010/12/10	<p>異動報告データチェック内容について エラーコード：K00F3900「退職該当者の退職本人コードの関連チェック」 a)チェック内容の一覧に見当たりません。 b)退職本人コードは連合会様の方で自動設定している項目だと思いますが、インタフェース上、退職本人コードは「世帯に退職本人が複数いる場合、60～69の番号」となっています。退職該当が1名しかいなくてもエラーとなっているものがあり、こちらではなぜエラーなのか不明です。</p> <p>エラーコード：K0009100「変更年月日の国保取得年月日関連チェック」 変更年月日がNULLのデータでもエラーが出ています。チェック内容に矛盾しているのではないのでしょうか？</p>	<p>エラーコード：K00F3900「退職該当者の退職本人コードの関連チェック」について、中央会へ問い合わせたところ、チェック仕様の記載漏れとのことでした。大変申し訳ございません。チェック内容は下記のとおりとなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.直近_退職該当年月日が設定されており、基本情報_退職本人コードが設定されてない場合、エラーとする。 2.直近_退職該当年月日が設定されておらず、基本情報_退職本人コードが設定されている場合、エラーとする。 <p>退職該当日が設定されていたら、退職非該当日が設定されていても、退職本人コードはセットが必要と扱う。</p> <p>エラーコード：K0009100「変更年月日の国保取得年月日関連チェック」について、項番24:国保取得年月日と項番32:変更年月日は共にNULLとなっておりますが、同項目はそれぞれ項番78:世帯異動履歴_得喪情報_国保取得年月日と項番86:世帯異動履歴_得喪情報_変更年月日から自動設定する項目となり、結果的には項番78と項番86の値をチェックしています。エラーとなっているデータは項番78「4200202」、項番86「4200201」となっており、国保取得年月日のほうが変更年月日よりも大きいためエラーとなっております。</p> <p>【追記事項】 本エラーについては他保険者でも同様の事象が発生しており、エラーレベルをケアへ変更しております。 K00F39のチェック仕様について、退職本人が同一世帯に1名の場合でも60～69の中の任意の番号を設定してください。現在は退職非該当でも過去に退職該当期間があれば、直近情報の退職本人コードの設定が必要ということになります。ただし、退職非該当後に資格喪失して再取得以降に退職該当履歴がない場合は、退職本人コードの設定は不要となります。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
302	異動処理	2010/12/10	2010/12/16	KD_IF021 項番81「区分等 国籍区分」についてご質問いたします。 「4：その他」は、1：韓国 2：朝鮮 3：中国 を除き、日本を含めての設定でよいのかご教示下さい。	項番81「区分等 国籍区分」についてですが、「4：その他」は、「1：韓国」「2：朝鮮」「3：中国」以外の外国籍保持者の場合に設定願います。日本籍の場合は、Nullを設定願います。
303	異動処理	2010/12/10	2010/12/16	異動データ精査チェック内容について エラーコード：「H00142」「H00163」（番地の未設定チェック）に関して、チェック内容には「未設定の場合エラー」とあるが、次のようなデータにおいては番地を管理しておりません。 （例）住所：アメリカ合衆国、地番：なし 上記のような地番データがない場合の対処方法（全角スペースをセットする等があれば）を教えてください。	番地についてのエラーチェックは、必須のチェックとなっており、エラー無視の設定ができません。お手数ですが、番地データがない場合は、全角スペース1文字を設定してください。
304	異動処理	2010/12/10	2010/12/16	異動データ精査チェック内容について エラーコード：「K00616」（国保取得届出日の関連日付チェック）に関して、チェック内容に「国保取得届出日<国保取得届出日（次レコード）の場合エラー」と記載があるが、遡及異動があった世帯には「国保取得届出日<国保取得届出日（次レコード）」となるデータも存在します。チェック仕様の見直しをお願いします。	エラーコード：「K00616」（国保取得届出日の関連日付チェック）に関してですが、ご指摘のとおり遡及移動による届出日の逆転はありえます。このため、確認の意味合いでケアエラーとして検出を行っております。データを確認後、修正の必要がない正当な日付であれば、そのままでも問題はありません。
306	異動処理	2010/12/13	2010/12/16	員番個人番号変換ファイル等について確認させていただきます。 戸籍上の生年月日が存在しない日付（昭和16年2月29日等）の被保険者が存在します。今回、該当者の員番個人番号変換ファイルがエラー判定されましたが、これはどの様に処理すればよろしいのでしょうか？ また、今後異動データを提供していくことにより、その都度エラーが発生するかと想定されますが、その場合、被保険者マスタのデータはどのように作成されるのでしょうか？	大変申し訳ございませんが、国保総合システムでのエラーチェック（生年月日の存在チェック）はエラーレベルを変更することができませんので、員番個人番号変換ファイルの生年月日を存在する生年月日に修正する方法をお願いいたします。なお、過去2年間のレセプトデータの員番を個人番号に変換しますので、該当者のレセプトが平成21年4月以降に発生していない場合につきましては、員番個人番号変換ファイルの作成は必要ありません。 異動情報データでの取り扱いにつきましては、ご認識のとおり毎月エラーが発生することになります。また、エラーレベルがクリティカルエラーであるため、そのまま修正しない場合には被保険者マスタのデータが作成されないこととなります。処理方法としましては、毎月保険者端末から修正していただくか、該当者の異動情報自体の生年月日を存在する生年月日で作成する方法となります。 医療機関からのレセプトにつきましても同様の問題があると思われますので、既に決定済みのレセプトがある場合には、レセプトの生年月日に合わせていただくことが後続処理の問題が少ないと考えられます。
307	異動処理	2010/12/13	2011/1/5	異動データ精査 チェックエラー K0010900 について 個人情報で擬制世帯主のデータ区分について0：加入中となっておりますが、間違いはないでしょうか？国保中央会への問い合わせ結果および他県の状況では擬制世帯主は1：喪失中との見解があるようですが、正しい情報をご教示いただけないでしょうか？	国保総合システムとしては、擬制世帯主は「0：加入中」、「1：喪失中」いずれも対応は行なっておりますが、「1：喪失中」とした場合、世帯主が現存する世帯主なのか、過去に擬制世帯主であった履歴なのかの判断が難しいことから北海道においては、「0：加入中」として取り扱うこととしております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
308	異動処理	2010/12/14	2010/12/21	異動データ精査のエラーについて L0030801、L0030901、L0076400、L0076600、K0010800 について、今回送付用として生成されたデータは、締め日を10月末としているのですが、おそらく11月中に年齢到達により12月より退職非該当となるケース、また、11月中に75歳となるケースでエラーと判定されます。10月末のデータとしては問題ないと思われそうですが1カ月または2カ月先の喪失または退職非該当を設定する必要があるのでしょうか？	ご認識のとおり、10月末のデータとして未来の喪失または退職非該当を設定する必要はございません。未来日を設定された場合、L0076400、L0076600のエラーが発生する場合がございます。 また、ご質問にあります他のエラー内容は以下のとおりとなります。 L0030801、L0030901：存在しない日付を設定した場合に発生します。 K0010800：前月末日時点での満年齢で75歳以上の場合に発生します。
309	異動処理	2010/12/14	2010/12/22	KD_IF020 項番94 世帯異動履歴_基本情報_住所（管理用）について 現行の被保険者マスタの住所は次のようになっています。 異動情報 字 ××番地 委託条件 北海道 郡 町 上記により国保連合会に被保険者証一括更新を委託しますと、被保険者証の住所は 北海道 郡 町字 ××番地 国保総合システムの異動データでは北海道から入れていって良いのでしょうか。 保険者が登録する「保険者契約情報管理マスタ」の委託条件等に住所設定項目はあるのでしょうか。	被保険者証一括更新での住所についてですが、異動データ以外に住所設定項目はございません。項番94 世帯異動履歴_基本情報_住所（管理用）がそのまま出力されることとなります。お見込のとおり、現行のとおり出力したい場合は、項番94 世帯異動履歴_基本情報_住所（管理用）に「北海道 郡 町～」のように設定願います。
311	異動処理	2010/12/14	2010/12/22	異動報告データチェックツールのチェック内容について 個人の異動データの直近情報_変更事由に62、64をセットしてエラーとなっています。 62は住所変更の異動時にセットしていますが、確かにインタフェース仕様上、この項目には62というコードは記載されてませんが、住所変更の異動の場合にどのコードをセットすべきかご教示ください。 64は被保険者番号変更の異動時にセットしていますが、確かにインタフェース仕様上、この項目には64というコードは記載されてませんが、被保険者番号変更の異動の場合にどのコードをセットすべきかご教示ください。 67：証番号変更（証番号個人管理のみ）というコードがありますが、この証番号個人管理のみとはどういう意味でしょうか？	について 事由62:住所変更については、世帯の異動データにのみ設定することとなります。住所変更の場合は世帯の異動データにおいて「世帯異動履歴_得喪情報_変更事由」に「62:住所変更」をセットし、異動履歴を作成して下さい。住所変更の場合は個人の異動データにおいて、異動履歴の作成は不要です。 について 事由64:被保険者証記号・番号変更については、中央会からの提示のインタフェース設計書を元にチェックツールの仕様を決定していたため、誤ってエラーとしておりました（仕様決定当初において当該事由はインタフェース設計書に含まれておらず、その後、中央会より同設計書の記載漏れとのことで改版の連絡がありました）。大変申し訳ございません。こちらについては、チェックツールにてエラーとならないように修正をいたします。 「証番号個人管理」とは、被保険者証を個人ごとに異なる被保険者証番号で交付している場合のことです。この場合は証番号が世帯の番号と見ることができなくなるため、設定内容が変わってきます。北海道の保険者には上記のような保険者はないと認識しており、「証番号個人管理」限定で記載されているような箇所は、読み飛ばしていただきますようお願いいたします。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
314	異動処理	2010/12/15	2010/12/22	<p>異動処理 項番152番で、3年以上前に資格喪失しているデータは作成しなくてもいいとのことですが、遡及して資格喪失したパターンはどうなるでしょうか。</p> <p>具体的には、先月まで資格有りだった方が、遡及して3年以上前から資格喪失ということになった場合、何かアクションが必要なのか、急に作成しない方向で異動データを送ってもいいのか。（運用後）</p>	<p>資格喪失していたという情報は報告くださるようお願いいたします。国保総合システムには遡及資格確認の機能があり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当月異動報告分と前月異動報告分のうち遡及して資格が変わっている情報を検出する ・ 検出した差分を元に、過去に決定したレセプトの資格確認を、当月の異動報告分をもとに行う <p>といった内容です。つまり、過去の審査年月に決定したレセプトの受診者が遡及して退職該当や資格喪失であったという異動報告をいただければ、そのレセプトを資格エラーとして検出します。この機能は資格喪失日がいつかということには依存しません。異動データは3年前までに資格があった被保険者情報は必須とさせておりますが（これは月遅れ・過誤・再審査処理上の目安を決めたものであり、3年以上前の喪失者を異動報告に含めるかどうかは保険者任意とさせていただきます）、遡及異動の場合は、届出日（あるいは判明した日）で判断くださいますようお願いいたします。</p>
315	異動処理	2010/12/15	2010/12/17	<p>被保険者異動データのインタフェース設計書を既存住基システムの設計書と比較していたのですが、既存住基システムではNULLをセットすることで、連合会にて自動設定してくれると記載されている項目がいくつか存在します。</p> <p>以下項目に既存住基システムでNULLをセットすることで、連合会にて自動設定して頂けるのか確認させて下さい。</p> <p>項番：11～17、23～50、52、74、75</p> <p>項番：12～17、26～44、48、52、55～59、92～95、98～103、111～114、123～128、133～138</p>	<p>自動設定する項目は以下の項目になります。以下項目に値を設定するとエラーとなりますので、Nullを設定してください。</p> <p><世帯> 項番：11～15、23～50、52、</p> <p><個人> 項番：12～17、28～44、49～52、55、57～59、92～95、</p> <p>また、以下の項目については自動設定項目ではありませんが、Nullが設定されている場合、他項目から値を設定する場合がございます。詳細については、「被保険者マスタ_全件異動データ記載要領マトリクス」をご参照ください。</p> <p><世帯> 項番：74～76</p> <p><個人> 項番：98～103、111～114、123～128、133～138、153～156</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
316	異動処理	2010/12/15	2010/12/17	被保険者異動データ（世帯）の項目71、72について、他地域の連合会仕様では、既存住基システム側にて地区コードを何区域か毎に集計してデータ提供するなどの事例を聞いたのですが、北海道ではそのような特殊な仕様はありませんでしょうか。	<p>項番71、72について、本会にて地区コードのマスタ等を提供する予定はございません。</p> <p>保険者にて任意の地区コードを設定いただくこととなります。</p> <p>なお、項番71：統計_地区統計用コードの設定方法には以下の3パターンがあります。設定方法により、提供いただくインタフェースも異なりますのでご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所コードから統計_地区統計用コードを導出する。 <p>その際、住所コード異動データ（KD_IF298）が必要となります。同データ内に設定された地区統計用コードより導出されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政区コードから統計_地区統計用コードを導出する。 <p>その際、行政区コード異動データ（KD_IF300）が必要となります。同データ内に設定された地区統計用コードより導出されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異動データに直接設定する。 <p>上記いずれの場合も地区名異動データ（KD_IF302）が必要となります。</p> <p>なお、これら3つのインタフェース設計書は本会ホームページに掲載しております。</p>
317	異動処理	2010/12/15	2010/12/27	被保険者異動データ（世帯情報）の項目の編集について 先日のチェックの仕様変更（Ver1.3）では、個人情報の 項番21（市町村合併・旧番号情報_旧被保険者証記号）と項番22（市町村合併・旧番号情報_旧被保険者証番号）の関連チェックが行われないう、修正が入りました。世帯情報につきましても、同様な項目としまして、項番18（市町村合併・旧番号情報_旧被保険者証記号）と項番19（市町村合併・旧番号情報_旧被保険者証番号）があります。 この項番18と項番19に関しましても、関連チェックが行われないう仕様となりますでしょうか？	<p>チェックツールVer1.3では個人情報のみ証記号と証番号の関連チェックをしないよう修正しましたが、ご認識のとおり、世帯情報にも同様のチェックを行っている箇所がございます。こちらについては近日中に公開するチェックツールVer1.4にてチェックを行わないよう対応しておりますので、チェックツールVer1.4を適用する前に当該エラーが出力された場合は無視していただくようお願いいたします。</p> <p>世帯情報にて証記号と証番号の関連チェックを行っている箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> 項番18 : 市町村合併・旧番号情報_旧被保険者証記号 項番19 : 市町村合併・旧番号情報_旧被保険者証番号 項番74 : 世帯異動履歴_被保険者証記号 項番75 : 世帯異動履歴_被保険者証番号
318	異動処理	2010/12/15	2010/12/22	チェックツール（個人情報）について 履歴の管理として保険証の履歴の管理についてですが、日付順になっていないとエラーになっていたのが、先日のバージョンアップでチェックツールが更新され、チェックなしでもエラーがでなくなりましたが、同様に限度額適用履歴のチェックもはずれるかどうか。	<p>ご認識のとおり、先日のバージョンアップモジュールの「チェックツールVer1.3」により、証管理履歴の履歴間日付降順チェックは行わないよう設定いたしました。（ ）</p> <p>限度額適用履歴の発行情日や有効期限の履歴間チェックについては、現在本会が得ている情報では日付が逆転する想定がないためチェック内容を変更する予定はございません。</p> <p>：証管理履歴の履歴間日付降順チェックはチェックツール上しておりますが、異動データ精査処理においては証区分単位で履歴間の日付降順チェックが実施される予定ですので、同一証区分の履歴間日付は降順で設定していただくようお願いいたします。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
320	異動処理	2010/12/16	2010/12/24	<p>国保共電システムのインタフェース設計書について</p> <p>1. 被保険者異動データ（個人）の項番60、63、64、65についてはマル学やマル遠が該当している場合のみ、データ送付するという認識で宜しいでしょうか？</p> <p>2. 被保険者異動データ（世帯）の項番67について、該当データを送付することで、どのようなことに影響されるのでしょうか？また、データを送付しなかった場合、懸念されることをご教授願います。</p>	<p>1. お見込のとおり、マル学やマル遠など世帯と個人の住所が異なる場合に、設定願います。</p> <p>2. 項番67「区分等_滞納区分」についてですが、設定されなかった場合に、一般世帯か滞納世帯かを判別できないため、被保険者証等一括作成処理にて、被保険者証の抽出判定が正しくできない影響があります。</p>
321	異動処理	2010/12/17	2010/12/27	<p>被保険者異動データ（世帯情報）について</p> <p>世帯異動履歴の項番91～項番96及び項番98～項番103の住所情報についてですが、当市国保システムにおいて住所変更については管理していません。住記の最新住所を取得するようになっているため、住所変更がわかりません。その場合履歴の住所はどのようにすればいいのでしょうか？</p>	<p>最新の異動履歴のみを設定するか、過去の異動履歴に最新住所を設定するのどちらかと考えます。世帯・個人異動履歴の住所情報の設定は、世帯・個人異動履歴画面への出力のみの影響となります。</p>
322	異動処理	2010/12/21	2010/12/27	<p>異動データ詳細チェックの結果（DT_IF003xxxxxYYYYMM.CSV）でのエラーについておたずねします。エラーの一つに、コード『K00130：続柄と国保取得事由、世帯主区分の関連チェック』とありますが、これについて提供したデータの何件かを確認したところ、国保取得から喪失までに被保から主へ資格変更している人が、このエラーに該当してしまっています。主変更した個人について、下記のようにデータのセットを行っております。個人異動履歴の続柄については、被保の履歴と、最新の情報で主として履歴を作っております。個人得喪履歴には主変更の事由がないため、取得・喪失の履歴のみ作っております。個人の区分等の世帯主区分には「1」を設定しております。世帯異動履歴には主変更した履歴を作っております。</p>	<p>エラーコード『K00130：続柄と国保取得事由、世帯主区分の関連チェック』についてですが、チェック仕様が誤っており、個人異動履歴の過去履歴の続柄をチェックしているため、エラーが発生していましたが、最新履歴のみのチェックに修正されると中央会より回答がありました。申し訳ございませんが、左記エラーは無視して頂くようお願いいたします。</p>
323	異動処理	2010/12/21	2010/12/24	<p>異動データチェックツールの意味合いについて</p> <p>以前アンケートで1月末までに全件異動データを送ると答えたが、これは、1月末までにエラーを完全になくしたデータを送るということなのか、それとも本稼動する5月までにエラーをなくせばよくて、1月末時点ではエラーがあるまま送ってもよいのか。</p>	<p>異動データチェックツールは国保総合システムの導入に伴い異動データの精度を向上させることを目的とした、基本的なチェックを実施する位置づけとなります。異動データチェックツールにて最低限のチェックを行った後、システムに投入を行い詳細な精査を実施することとなります。この精査処理にてエラーを解消した異動データをもとに高額療養費の再計算を実施する流れとなります。高額療養費の再計算では、過去24か月分の膨大な再計算処理を実施するため、1日も早い処理開始が必要と考えております。データ提出は、1月末とのことですが、できる限り前倒ししていただきデータ送付、精査を実施いただけるようお願いいたします。なお、送付が遅れた場合は予定する高額療養費の再計算処理が24か月分すべてできない可能性がありますのでその旨、ご了承ください。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答																																	
324	異動処理	2010/12/21	2010/12/24	<p>1. 全件異動データチェックツールを実施したところ、個人データの項番108、130、131、140、141、142において以下のようにエラーが多数発生しております。エラーを修正しなかった場合の影響について、ご教授願います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>エラーNo</th> <th>項番</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>130</td> <td>105件</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>131</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>140</td> <td>879件</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>141</td> <td>7238件</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>142</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>142</td> <td>1386件</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>108</td> <td>5596件</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 全件異動データチェックツールを実施したところ、全件データの項番82、108において以下のようにエラーが発生しております。エラーを修正しなかった場合の影響について、ご教授願います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>エラーNo</th> <th>項番</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>82</td> <td>31件</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>108</td> <td>11件</td> </tr> </tbody> </table>	エラーNo	項番	件数	15	130	105件	15	131	14件	15	140	879件	15	141	7238件	15	142	18件	16	142	1386件	17	108	5596件	エラーNo	項番	件数	15	82	31件	15	108	11件	<p>異動データチェックツールは国保総合システムの導入に伴い異動データの精度を向上させることを目的とした、基本的なチェックを実施する位置づけとなります。異動データチェックツールにて最低限のチェックを行った後、システムに投入を行い詳細な精査を実施することとなります。精査処理結果にはクリティカルエラーとケアエラーがあり、クリティカルエラーとなるデータは、被保険者マスタに反映されず存在しない個人、世帯として取り扱われるため、最低限クリティカルエラーとなるものは修正をお願いします。なお、個人データの項番140、141、142に関しては中央会からの仕様変更により、チェックエラーとならなくなる予定です。また、チェックツールの最新版を連合会ホームページより適用していただき、再度チェックしていただくようお願いいたします。その他のエラーについては、以下のとおりです。</p> <p>1. 個人データ 項番130、108：クリティカルエラー 項番131：ケアエラー</p> <p>2. 全件（世帯）データ 項番82、108：クリティカルエラー</p>
エラーNo	項番	件数																																				
15	130	105件																																				
15	131	14件																																				
15	140	879件																																				
15	141	7238件																																				
15	142	18件																																				
16	142	1386件																																				
17	108	5596件																																				
エラーNo	項番	件数																																				
15	82	31件																																				
15	108	11件																																				
326	異動処理	2010/12/21	2010/12/24	<p>世帯番号について</p> <p>1. 世帯データの項番8「世帯番号」と個人データの項番8「世帯番号」はNULLでも宜しいでしょうか。</p> <p>2. 世帯番号の扱いについて、インタフェース設計書では「世帯番号管理の保険者は必須」と記載されておりますが、世帯番号管理とはどのようなことを意味するのでしょうか。被保険者証番号ではなく、世帯番号で管理するということでしょうか。</p>	<p>1. 世帯を被保険者証番号で管理しているため、世帯番号の設定はNULLでよろしいです。</p> <p>2. お見込のとおり、被保険者証番号が個人管理の場合、同一世帯の世帯員は、それぞれ被保険者証番号は異なりますが、世帯番号は、1世帯で1つの世帯番号で管理することとなります。この場合、世帯番号の管理が必要となります。</p>																																	
328	異動処理	2010/12/21	2010/12/27	<p>1. 世帯データにて、項番16、17、69、72、92、97、99、104の値にNULLを設定した場合、どのような影響が考えられるでしょうか？</p> <p>2. 個人データにて、項番18、19、27、89、90、109、153～159の値にNULLを設定した場合、どのような影響が考えられるでしょうか？</p> <p>153～159においては、既存住基側でデータ保有しておりません。</p>	<p>大変申し訳ございませんが、本会ホームページに被保険者異動データ（世帯情報、個人情報）の項目別用途一覧に未設定時の影響が記述されておりますので、ご確認願います。</p>																																	
329	異動処理	2010/12/24	2010/12/28	<p>異動処理 項番316番についての再質問 世帯データの項目71、72についての設定項目については理解致しました。それを踏まえて、以下再質問させていただきます。</p> <p>1. 項目71について 項目71については、どのような目的の際に使用する項目なのでしょう。例えば、過去の統計資料と比較した資料づくりの際に使用する等。そのような場合、仮に今まで大字コードを統計地区コードとして送っていた場合は、今回からも行政区コードではなく、大字コードを送付するべきでしょうか。</p> <p>2. 項目72 について NULLを設定した場合、どのような影響が考えられるでしょうか。例えば、連合会で受けられるサービスのうちのなにかに影響する等。</p>	<p>1. 項番71「地区統計用コード」は、設定された場合疾病統計分析に係る統計帳票を出力する際に、地区別により出力することが可能となります。設定がなければ保険者単位での出力となります。大字コードの単位が、要望する出力地区単位であれば大字コードを地区統計用コードに設定頂いてよろしいかと思われます。また地区統計用コードは、項番71「地区統計用コード」に設定頂く他、保険者から頂く住所コード異動データ(KD_IF298)、行政区異動データ(KD_IF300)より導出し、自動設定することが可能です。</p> <p>2. 項番72「行政区コード」は、NULLを設定された場合、被保険者到達者リスト出力、被保険者世帯主索引簿出力、世帯名簿一覧表出力、被保険者一覧出力、退職者医療適用被保険者名簿出力の際に、行政区別の改ページが行えません。</p>																																	

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
331	異動処理	2010/12/24	2010/12/28	1. 世帯データ項番67について 項番67については、どのような目的の際に使用する項目なのでしょう。現行、NULLを設定する予定ではありませんが、目的によっては値を設定することを考えております。 2. 証履歴について 個人データ項番84、96、129、139、146については、どのような目的の際に使用する項目なのでしょう。実際に証発行しているものの、履歴がデータで残っていない対象者が存在した場合を懸念しております。目的によっては値を設定することを考えております。	1. 2. 被保険者異動データ（世帯情報、個人情報）の項目別用途一覧に設定用途が記述されておりますので、ご確認願います。
332	異動処理	2010/12/27	2011/1/5	異動データの検証結果について DT_IF003のファイルにて以下のエラーが出力された。 エラーコード：RZZ00100 メッセージ：世帯情報・行政区コードチェック エラーコード：K0009600 メッセージ：世帯レコードエラー時強制エラー 何が原因で、どう対応すべきなのか。	ご報告差し上げた結果（DT_IF011）についてエラーコードと、エラーメッセージの記載が逆転しておりました。大変申し訳ございません。正しくは下記のとおりとなります。 エラーコード：RZZ00100 メッセージ：世帯レコードエラー時強制エラー 世帯レコードにクリティカルエラーが有る場合に、同一世帯の個人レコード全員にセットされます。該当する世帯レコードに対し別なクリティカルエラーが検出されていると思いますので、クリティカルエラーを除去してください。 エラーコード：K0009600 メッセージ：世帯情報・行政区コードチェック 行政区コードが設定されている場合、行政区テーブルがない場合のエラーとなります。行政区コードを異動データ内で利用する場合には、行政区コード異動データ(KD_IF300)を作成し、送付願います。
334	異動処理	2010/12/28	2011/1/5	異動データ CSVカンマ区切りについて KD_IF020およびKD_IF021のデミリタについて、標準はカンマとなっておりますが、ダブルコーテーション付カンマ "," では受け入れできないのでしょうか？現在、チェックツールではダブルコーテーション付だとエラーとなってしまいます。開発元で国保中央会へ問い合わせを行った際に、ダブルコーテーション付カンマでも特段問題ないとの回答をいただいているようです。 HPに掲載されております 被保険者異動データ設定例（380KB） jiki_idodata.pdf のサンプルでは項目にダブルコーテーションで表記されております。	ご認識のとおり、ダブルコーテーション付カンマでも特に問題はございません。こちらでも再度動作確認を行いました。エラーとなるような現象は見受けられませんでした。 チェックツールが最新のバージョン（現在はVer1.4）であることを確認していただくとともに、詳細なエラー情報をヘルプデスクまで、ご連絡ください。 提供いただきたい情報 ・どのチェックでエラーが発生したか（ロジカルチェックか関連チェックか） ・どのデータで発生したか（世帯データか個人データか、またどのデータ項目か） ・どのようなエラー内容なのか また、エラーが発生するサンプルデータを提供いただければ、早期にご回答が可能ではないかと考えております。サンプルデータの提供をご検討ください。
340	異動処理	2011/1/4	2011/1/5	異動データ一覧画面について（H22.6.24保険者説明会資料2参照） 資料6ページでは、異動データ修正についての流れについて説明されてますが、異動データ一覧画面においてケアエラーのみ、または、クリティカルエラーのみ表示する機能は備え付けられているのでしょうか。 ケアエラーについては、修正しなくてもそのまま情報が取り込まれ、クリティカルエラーについては修正しなければ、取り込まれないと認識しております。	異動データ一覧画面では、エラーのみの表示は可能ですが、エラー区分（クリティカル、ケア）による抽出表示は行えません。 クリティカルエラーのデータのみを出力する画面、帳票はございませんので、異動データ一覧画面以外では、全件異動・事由別異動データチェックリスト(RP_KDSK0002)より状態「1」（クリティカル）のデータをご確認ください。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
341	異動処理	2010/10/18	2011/1/31	「被保険者異動データ 設定例」の全てケースにおいて、項番74「世帯異動履歴_被保険者証記号」と項番75「世帯異動履歴_被保険者証番号」の設定が"Null"となっています。これらの項目に"Null"以外が設定されるのはどのようなケースなのでしょう？世帯の単位を被保険者証番号としている場合においては設定されることはないと考えてよろしいのでしょうか？	項番74「世帯異動履歴_被保険者証記号」と項番75「世帯異動履歴_被保険者証番号」にNull以外が設定されるのは項番6：被保険者証記号、項番7：被保険者証番号と異なる場合のみとなります。Null以外を設定するケースとしては、被保険者証番号の変更があったような場合となります。
342	異動処理	2010/11/10	2011/1/28	異動連絡票について（世帯情報・個人情報） ・異動処理 項番223番でご回答いただいた内容について、改めて問い合わせいたします。下記の条件に全て合致した場合は、限度額適用認定チェックの対象外となるということですが、 ・診療年月が H21.5以降 ・若人（本家入外01～06） ・法別51(601,602)、52 69歳以下はチェックせず、70歳以上はチェックを行う理由を教えてくださいませんか。特定疾患の限度額が正しいかどうかのチェックは行わないことになると思われますが、チェックは行わないのでしょうか。（課税世帯にもかかわらず、法別51限度額35,400円のレセプトが医療機関から提出された場合）	限度額適用認定チェックは、70歳以上は負担区分チェックで対応しているため元々対象外であり、若人がチェック対象となります。左記の条件は、特記事項に記載された区分が特定疾患として適用を受けたものか、国保として適用を受けたものか厳密な判定が出来ないため、公費併用時にはチェック対象外とするという内容になります。特定疾患の限度額が正しいかどうかのチェックについては、ご指摘の事例では被保険者マスタが課税、レセプトが非課税（請求支払システムにて特記事項から判定し所得区分を設定）となるため、負担区分チェックにてエラー検出可能となる想定です。
343	異動処理	2010/11/16	2011/1/26	当市では、市外居住者で当市の国民健康保険に加入している被保険者がいるため（住所地特例者等）、住所コードではなく、文字で住所を設定しようと考えております。しかし、住所コードごとに統計分析を出力したいため、【世帯情報】の項番70「統計_住所コード」に住所コードを設定しようと考えております。この場合、「統計_住所コード」に当たるインターフェースは(KD_IF302)「地区名異動データ」になるのでしょうか。	項番70「統計_住所コード」と、地区統計コードを関連付けさせるインターフェースは、住所コードテーブル（市町村国保用）（KD_IF298）となります。統計_住所コードから統計_地区統計コードの取得は、今後対応される予定であると中央会より回答がありました。
344	異動処理	2010/11/17	2011/1/18	KD_IF021（項番106）の事由コードについてご質問いたします。現在弊社システムでは、資格取得喪失変更事由コードにあります'老人保健'資格証明書'高額限度額区分'の該当非該当（事由コード：21～26、33～36）に関する取得喪失の管理を行っていない為、その事由に関する出力は不可となります。その場合どのような影響があるか教えてください。	「老人保健」「資格証明書」「高額限度額区分」の該当非該当に関する取得喪失管理を行っていない場合の影響についてご説明いたします。 「老人保健」 年齢到達や障害認定により老健制度への該当者に使用する事由となります。本事由については、異動遡及でのみ使用する事由となりますので、保険者にて使用していただければ、設定を行わなくとも影響はありません。 「資格証明書」 資格証明書を発行・回収した場合に設定する事由となります。当該事由を設定しない場合の影響ですが、資格確認等で資格証明書の対象者がかを判断することができない影響がございます。 「高額限度額区分」 限度額適用認定証の発行・回収した場合に設定する事由となります。当該事由を設定しない場合の影響ですが、資格確認等で限度額適用認定の対象者かの判断ができない影響がございます。なお、当該事由を設定しない場合でも、限度額適用履歴情報を設定いただければ、未設定でも構いません。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
345	異動処理	2010/11/17	2011/1/31	KD_IF021 限度額適用履歴（項番123～131）について 限度額適用区分（項番129）の設定値に、4:限度額適用認定証の交付なしとありますが、これはどのような時に使いますか？そもそも交付なしであれば履歴自体必要が無いように思いますし、仮に‘4’を設定した場合には、項目130・131の設定が無いとチェックツールではエラーとなる仕様のようなのです。交付なしであれば履歴作成は必要なしという解釈でよいのでしょうか？	最新の限度額適用履歴の期間（発効期日から有効期限まで）のうち、滞納等で対象外となった場合に、対象外となった期間の履歴を、「4:限度額適用認定証の交付なし」で設定する場合に使用します。 国保総合システムでは「4:交付なし」は資格確認のチェック対象としないため、特に設定の必要はありません。 なお、「4:交付なし」と設定なしは資格確認では同じ扱いであり、対象外となります。 お見込のとおり、交付なしであれば履歴作成の必要はありませんが、対象外期間の履歴作成にて限度額適用区分（項番129）は「4」ではなく設定なしをお願いします。
346	異動処理	2010/11/22	2011/1/31	インタフェース仕様書（個人）の「限度額適用区分」（項番129）の設定について 異動処理 項番141番で、個人異動履歴等の設定について質問させて頂きましたが、その回答の中に「限度額適用履歴については証発行を行い履歴管理する場合は必須」とありました。この回答のみで判断すると、限度額適用履歴（項番123～131）は資格確認（レセプト突合）等には使用しないと思われませんが、2010.10.15に連合会ホームページに掲載された項目別用途一覧（個人）には、「資格確認（限度額適用認定チェック）」にて、正確な判定が行えない。」とあります。「限度額適用認定チェック」の具体的な内容をご教授ください。 限度額適用認定証は申請により交付されるものですが、コード中に「4:限度額適用認定証の交付なし」のコードがあります。限度額認定証を発行した個人に情報設定した場合、発行していない個人全員に「4」を設定する必要があるということでしょうか。 また、限度額適用認定証の交付がない対象者の場合 エラーコード「K00578」（限度額認定証発効期日の関連日付チェック）において「発効期日=NULLの場合エラー」とありますが限度額適用履歴_限度額適用区分に「4」を設定した場合、発効期日は必ずNULLになります。この場合の対処方法を教えてください。	限度額適用履歴は、レセプトと資格確認にて突合対象となります。限度額適用認定チェックは、レセプトの限度額適用認定証区分が設定されている場合、被保マスタの限度額適用区分と相違がないか限度額適用区分不一致チェック レセプトの診療年月、診療日と被保マスタの限度額適用認定証発効期日、限度額適用認定証有効期限を比較し、限度額適用有効期間内であるか診療年月で限度額適用非該当チェック、診療日で限度額適用疑義チェックを行います。 限度額認定証を発行していない個人は、「4」の設定は必要ありません。「4:限度額適用認定証の交付なし」の設定用途について中央会に確認したところ、最新の限度額適用履歴の期間（発効期日から有効期限まで）のうち、滞納等で対象外となった場合に、対象外となった期間の履歴を、「4:限度額適用認定証の交付なし」で設定する想定だが、国保総合システムでは「4:交付なし」は資格確認のチェック対象としないため、対象外期間の履歴での、適用区分（個人項番129）の設定は必要はないと回答がありました。そのため、対象外期間の限度額適用履歴_限度額適用区分は「4」ではなく設定なしをお願いします。
347	異動処理	2010/11/29	2011/2/1	続柄名称及びコードの取り扱いについて 国保総合システムで管理している標準の続柄名称に対して、現行電算システム（北海道国保連合会仕様）で管理している続柄名称が全て対応している訳では無く、国保総合システムにて対応しない続柄名称については、「その他」に設定するよう開発されているとの情報がベンダーよりありました。 これに対応するため、国保総合システムの仕様で続柄名称&コードを各市町村独自に設定できる機能を使用するかどうかの確認があったのですが、仮に当町の被保険者の続柄で国保総合システムで対応していない続柄を「その他」で統一した場合、後日連合会から「その他」の正式な続柄名称を確認する問い合わせが行われるのでしょうか。 考えられるパターンは毎月の異動連絡の際などですが、もし問い合わせが無いようであれば、すべて「その他」で統一することでこの機能を使用する必要も無いと思われませんが、問い合わせがあるようなら使用する方向で考えております。 また、国保総合システムで標準とされている続柄名称及びコードが分かれば併せて教えていただけますか。	連合会より「その他」の正式な続柄名称を確認する問い合わせは行う予定はございません。 保険者独自の続柄名称を被保険者異動整理簿に表示したい場合に、KD_IF303/続柄変換異動データを送信頂くこととなります。KD_IF303/続柄変換異動データは、保険者作成の続柄名称に変更があった場合に随時送信してください。 標準の続柄コードは、以下となります。 01:世帯主 02:夫 03:妻 08:夫(未届け) 09:妻(未届け) 33:子 34:父 35:母 36:義父 37:義母 41:兄 42:弟 43:姉 44:妹 45:祖父 46:祖母 51:縁故者 52:同居人 53:従業員 99:その他（2桁毎の繰り返しフォーマット）

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
348	異動処理	2010/12/17	2011/1/20	<p>全件異動データ エラーについて チェックエラーコード 「K0010800」 75歳で旧国保を取得した人だと思えます。 「K0010900」 75歳で擬主になり死亡 上記ケースはごく普通のことであり、なぜエラーになるのかわかりませ せん。データ区分を「0」加入中「1」喪失中以外にエラーが出なくなる方法 があるのか教えてほしい。 異動データテーブル（個人情報）チェック 項目番号63-2,3</p>	<p>エラーコード「K0010800」「K0010900」は中央会のチェック仕様誤りとな ります。大変申し訳ございません。今後はエラー該当をしないように修正 する予定ですので、既存の設定のままで問題ありません。</p>
349	異動処理	2010/12/20	2011/2/1	<p>異動データ詳細チェックの結果（DT_IF003xxxxxYYYYMM.CSV）でのエラー についておたずねします。エラーの一つに、コード『K0008700：退職被扶 養者が居るのに退職本人が居ない場合のチェック』とありますが、これに ついて提供したデータの何件かを確認したところ、個人異動履歴で『退職 本人』として情報を渡しているにも関わらず、このエラーに該当してし まっています。『別紙01_異動データ精査チェック内容』の当該エラーに関 する記述も確認しましたが、そもそも世帯内に退職被保険者が本人1名しか 居ない場合もこのエラーが出ている場合があり、原因と対策がそれぞれの ドキュメントから把握できません。お忙しいところ恐れ入りますが、デー タの不備箇所・対応方法についてご指導くださいますよう、お願いいたし ます。</p>	<p>個人番号：1309のデータで、退職本人の場合に、「個人異動履歴_基本情 報・本人との続柄」は設定されているのが、原因のため、設定しないよう お願いします。設定された場合、退職被扶養者と判断されエラーとなりま す。</p>
350	異動処理	2010/12/22	2011/2/1	<p>続柄コードについて 本町の電算会社では国保総合システムにて対応しない続柄名称については 「その他」に設定する仕様にて異動連絡システムを開発しております。 「その他」ではなく、それぞれ（おじ、おば、めい等）に続柄を設定する 場合は「続柄変換異動データ」（インタフェースKD_IF303）の登録が必要 となるようですが、この登録をした場合のメリット、しなかった場合の影 響をお知らせ願います。</p>	<p>続柄変換異動データを設定した場合、被保険者異動整理簿にシステム標準 以外の保険者が作成した続柄を出力することが出来ます。設定しなかった 場合、システム標準の続柄を出力することとなります。</p>
352	異動処理	2010/12/24	2011/1/18	<p>「被保険者異動データ設定例」の資料において、世帯分離・世帯合併の場合の 個人情報の設定例が2パターンあり、それぞれ、個人管理番号導出元区分が 「個人番号」と「被保険者証記号+被保険者証番号+員番(個人番号)」になっ ていますが、員番から個人番号に変更を希望した保険者は個人管理番号導 出元区分は「個人番号」が選択されていることになるのでしょうか。 員番(個人番号)は従来の現行共電システムの番号から変更するが、個人管 理の単位は従来と同じく、被保険者証番号+員番(個人番号)とすることは できるのでしょうか。</p>	<p>個人番号を希望した保険者においては、個人管理番号導出元区分は一律「個 人番号」を設定いたします。個人番号は、保険者内で個人を特定するための ユニークな番号との前提ですので、個人番号を希望する保険者で、個人管 理番号導出元区分を被保険者証番号+員番(個人番号)と設定する予定はござ いません。</p>

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答												
353	異動処理	2010/12/27	2011/1/13	個人資格取得喪失変更事由のチェック仕様について 共通関数の国保取得事由チェック（checkKkhStkJiyu）の仕様において、 「[国保取得事由]に“14”“15”が設定されている場合、国保取得年月日 には、平成21年1月2日以降が設定されていなければエラー」とあります。 国保取得事由の14（月中社保離脱）及び15（月中国保組合離脱）につい ては、後期高齢者医療制度移行に関する自己負担限度額の特例（限度額半 額）に関する事由と想定していますが、これらの事由は高齢者のみではな く若人に対して設定しても高額計算において問題はないでしょうか。 例）若人が社保離脱により国保加入する場合 10月1日国保加入の場合の事由は「2（社保離脱）」 10月2日国保加入の場合の事由は「14（月中社保離脱）」	お見込のとおり、14（月中社保離脱）及び15（月中国保組合離脱）は、後 期高齢者医療制度移行に関する自己負担限度額の特例（限度額半額）に関 する事由となります。そのため左記例で、10月2日国保加入の場合の事由は 「14（月中社保離脱）」とすると、限度額が半額となり、高額計算に影響 がある可能性がございます。												
354	異動処理	2010/12/28	2011/1/28	異動データ詳細チェックの結果（DT_IF003xxxxxYYYYMM.CSV）でのエラー についておたずねします。エラーの一つに、コード『K00593：証管理履歴。 交付年月日と国保取得年月日との関連チェック』とありますが、これにつ いて提供したデータの何件かを確認したところ、証管理履歴の交付日は、 国保取得期間と合致しているにも関わらず、その個人がその後国保を喪失 し、擬主を取得した日付と、この証管理履歴の交付日とを比較し、擬主取 得した日付の方が大きいことで、このエラーに該当してしまっているよう に思われます。擬主の個人情報には、保険証の発行データを管理していま せん。世帯員の保険証交付日をセットしなければならないのでしょうか。	得喪履歴_資格取得喪失変更年月日と証管理履歴_交付年月日と比較し、 「証管理履歴_交付年月日<得喪履歴_資格取得喪失変更年月日」に該当す る証管理履歴の数だけエラーを付与しております。但し、「取得_証発行 喪失_再取得」と異動が発生した場合に上記の条件では正しくエラー チェックが行えない為、対応方法を検討しているとの回答が中央会よりあ りました。現在は、当エラーは無視して頂くようお願いいたします。												
356	異動処理	2011/1/6	2011/2/3	異動報告データのチェック内容について（個人情報） チェック名称：退職該当者の退職本人コードの関連チェック、エラーCD： K00F3900にてエラーとなっている方がいます。 個人情報で「退職該当（家族）」「退職非該当（家族）」の異動について も、取得喪失履歴を生成しています。退職本人ではないので、退職本人 コードは設定していませんが、設定が必要なのでしょうか？それとも取得 喪失履歴が不要でしょうか。	退職家族は、退職本人と同一の退職本人コードの設定が必要となりますの で、60～69の番号を設定し、本人との続柄を設定願います。（退職本人 は、本人との続柄の設定は必要ありません） （退職本人コード設定例） <table border="0"> <tr> <td>世帯員</td> <td>退職本人コード</td> <td>本人との続柄</td> </tr> <tr> <td>Aさん（本人）</td> <td>60</td> <td>NULL</td> </tr> <tr> <td>Bさん（Aさんの妻）</td> <td>60</td> <td>03</td> </tr> <tr> <td>Cさん（本人）</td> <td>61</td> <td>NULL</td> </tr> </table>	世帯員	退職本人コード	本人との続柄	Aさん（本人）	60	NULL	Bさん（Aさんの妻）	60	03	Cさん（本人）	61	NULL
世帯員	退職本人コード	本人との続柄															
Aさん（本人）	60	NULL															
Bさん（Aさんの妻）	60	03															
Cさん（本人）	61	NULL															
357	異動処理	2011/1/6	2011/1/13	異動報告データのチェック内容について（個人情報） チェック名称：氏名(カナ)の未設定チェック、エラーCD：H0010100にてエ ラーとなっている方がいます。被保険者証番号変更があった世帯の個人情 報の作成方法について教えて下さい。旧被保険者証番号の時に、Aさん、B さん、Cさんが取得していました。そのうちCさんは証番号変更前に喪失し ました。新被保険者証番号に変わってからも、Cさんは一度も取得するこ とはありませんでした。 新被保険者証番号に対する個人情報には、Cさんは必要でしょうか？	保険者判断となりますが、喪失前の月遅れレセプトが発生する可能性があ るとすれば、必要となります。												

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
358	異動処理	2011/1/6	2011/1/28	<p>異動報告データのチェック内容について（個人情報） チェック名称：国保取得届出日（擬主）の関連日付チェック、エラーCD：L00F3700にてエラーとなっている方がいます。擬制世帯主の個人情報の作成方法について教えて下さい。 擬制世帯主本人が一度も国保を取得していない場合の個人情報は、データ区分は「0:加入中」、世帯主区分は「2:擬制世帯（主）」、得喪履歴(E1)には異動事由が「10:月報外」の1履歴、個人異動履歴(E2)は1履歴以上であればよろしいでしょうか？</p> <p>擬制世帯主本人が喪失後、擬制世帯主となった場合の個人情報は、データ区分は「1:喪失中」、世帯主区分は「2:擬制世帯（主）」、得喪履歴(E1)には最新が喪失である履歴、個人異動履歴(E2)は1履歴以上であればよろしいでしょうか？</p>	<p>お見込のとおり、左記設定で作成願います。</p> <p>被保険者異動データ設定例 -8-1を参照願います。データ区分は、「0:加入中」で得喪履歴に喪失履歴、擬主取得履歴を追加願います。 擬制世帯設定にて、エラーコード：K00108XX、K00109XXが発生した場合、エラー仕様の誤りのため中央会で改修を行っている状況ですので、申し訳ございませんが無視願います。</p>
360	異動処理	2011/1/7	2011/1/13	<p>異動データの検証結果について DT_IF010のファイルを確認し重要事項なしとなっているが、エラーが出力されている。これを見てどうすべきか、いつまでに何をすべきか、業者にどう伝えるべきかを確認したい。ファイルを確認はするが、エラーは無視していいものなのか、業者に伝えるべきものなのか。</p>	<p>発生しているエラーコードが、ブロック説明会資料「別紙02_異動データ精査時のエラー」でレベルが「1(クリティカル)」となっているものは、致命的なエラーで被保険者マスタへの反映が行われなくなりますので、優先的に異動データの修正をお願いします。なお、エラー修正した異動データについては、1月末までに送付願います。</p>
363	異動処理	2011/1/7	2011/1/14	<p>異動データについて チェックツールにて精査したのですが、異動データで20数万件のエラーが出ています。 なにか対処方法はありますか。</p>	<p>エラーについてですが、エラーが全般にわたるようなものから順に対処いただくのが効率的かと思われます。 データを確認いたしました。世帯異動履歴、個人得喪履歴、個人異動履歴等、最低1つの履歴が必要となりますが、これらが設定されていないため、エラーが大量検出されているように見受けられます。 例)個人異動履歴の氏名(カナ)や氏名(漢字)が未設定である 得喪履歴の国保取得届出日や国保取得年月日の設定されていない等 訂正をお願いいたします。</p>
364	異動処理	2011/1/7	2011/1/14	<p>郵便番号の設定について 郵便番号（管理用または発行用）ですが、国外転出された方の場合にはどのように設定したらよろしいのでしょうか。現在はNULLを設定しております。</p>	<p>海外転出者の、異動データの喪失履歴に設定する住所、郵便番号等は転出先ではなく転出前の住所等を設定願います。郵便番号不明の場合、NULL値はエラーとなりますので、3桁+4桁の「000-0000」を設定願います。</p>
365	異動処理	2011/1/7	2011/1/14	<p>郵便番号の設定について 郵便番号（管理用または発行用）ですが、下4桁が不明の場合には、どのように設定したらよろしいのでしょうか。 001-0000(下4桁にゼロを設定) 001-9999(下4桁に9を設定) その他</p>	<p>システム上、左記の、 のいずれでも構いませんが、郵便番号(管理用または発行用)が不明の場合、「000-0000」を設定いただくことを推奨しております。左記のパターンであれば、 の(下4桁にゼロを設定)で設定願います。</p>
366	異動処理	2011/1/7	2011/1/17	<p>異動データ精査 チェックエラーについて エラーコードは8桁で表示されていますが、連合会ホームページに掲載されている国保総合システム被保険者異動データ等検証作業についての別紙01_異動データ精査チェック内容2010.12.03.xlsでは6桁の表示です。下2桁には、なにか意味合いがありますか。</p>	<p>エラーコードの下2桁は履歴番号になります。エラーが発生した履歴がどれなのかを示します。 下2桁「00」は履歴を持たない場合で、「01」は履歴番号1、「02」は履歴番号2を意味しています。</p>

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
369	異動処理	2011/1/13	2011/1/27	<p>個人異動データの特例該当（項番92～95）の設定について 異動処理 項番212番には、「特例の被扶養者については、資格取得喪失事由に14（月中社保離脱）または15（月中国保組合離脱）を設定することにより、項番94～95は自動設定される。」と記載がありますが、特例の75歳到達についても、資格取得喪失事由に51（後期高齢者医療制度加入（年齢到達））または52（後期高齢者医療制度加入（障害認定））を設定することにより、項番92～93は自動設定されるという認識でよろしいでしょうか。 また、上記に関連する質問として、以下の2点についても回答をお願いします。 資格取得喪失事由に13（後期高齢者医療制度離脱）が設定された場合も、項番92～93は自動設定されるのでしょうか。 該当者について、自動設定項目である項番92～95に値を設定してあっても問題はないでしょうか。（現在は項番92～95に値を設定していますが、チェック結果ではエラーとなっていません。）</p>	<p>特例の75歳到達について、資格取得喪失事由に51（後期高齢者医療制度加入（年齢到達））または52（後期高齢者医療制度加入（障害認定））を設定することにより、項番92～93は自動設定されます。 資格取得喪失事由に13（後期高齢者医療制度離脱）が設定された場合は、項番92～93は自動設定されません。 自動設定項目である項番92～95に手で値を設定した場合、エラーとはなりません。手動で設定した値は自動設定値に置き換わります。</p>
372	異動処理	2011/1/14	2011/1/26	<p>異動報告データのチェック内容について（個人情報） チェック名称：証管理履歴・発効期日と交付年月日との大小チェック、エラーCD：K00599xxにてエラーとなっている方がいます。 交付日は（発効日ではなく）実際に被保険者証を交付した日としています。何らかの事情で同じ被保険者証を後から再発行する場合、発効期日は前回発行した証と同日（平成21年8月1日）にするので、交付日（平成21年9月18日）が大きい日付になってしまいます。運用としてはありえるケースですので、ケアエラーにはならないのでしょうか？</p>	<p>エラーCD：K00599xxは、チェックレベル（クリティカル、ケア）の変更が可能です。 【追記事項】 2/4 クリティカル チェックなしに変更しております。</p>
374	異動処理	2011/1/17	2011/1/26	<p>異動報告データのチェック内容について（世帯情報、個人情報） チェック名称：データ区分の国保取得関連チェック、エラーCD：L0000500にてエラーとなっている方がいます。 今回のテストでは平成22年10月分として異動報告をしておりますが、「届出日：平成22年10月27日、異動日：平成22年11月2日」の転出による喪失があった場合、平成22年10月分の異動報告には含まれるべきでしょうか？（データ区分が「1：喪失中」として報告する）それとも含まれないべきでしょうか？（データ区分が「0：加入中」として報告する）</p>	<p>左記例ですと、10月末時点で加入中の状態のため、データ区分が「0：加入中」の設定で報告願います。また得喪履歴に未来分の喪失履歴が存在すると、国保喪失年月日に設定され、エラーCD：L0000500のエラーが発生するため、「届出日：平成22年10月27日、異動日：平成22年11月2日」の転出による喪失の履歴は10月末異動分の異動報告データには設定しないようお願いいたします。</p>
375	異動処理	2011/1/17	2011/1/19	<p>異動データ検証結果について 被保険者の生年月日ですが、「昭和元年12月25日」で提出するのか、「大正15年12月25日」で提出するのか、どちらでしょうか。</p>	<p>大正15年12月25日はエラーとなるため、昭和元年12月25日に設定することでエラーは解除できますが、無視していただいても構いません。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
377	異動処理	2011/1/18	2011/1/26	<p>退職情報に関する異動データ精査 チェックエラーについて</p> <p>1. エラーコード：K00F3900について エラーコード：K00F3900 のエラー原因につきまして、異動処理 項番300番で以下のとおりご回答いただきました。 直近_退職該当年月日が設定されており、基本情報_退職本人コードが設定されていない場合、エラーとする。 直近_退職該当年月日が設定されておらず、基本情報_退職本人コードが設定されている場合、エラーとする。 ここで、直近_退職該当年月日と、基本情報_退職本人コードはともに、自動設定される項目として被保険者マスタ全件異動データ記載要領マトリクス（個人）に記載されておりますので、このエラーについてどの項目を、どのように訂正すべきか、わからない状況であります。恐らくは、項番：104～106の得喪履歴_資格取得喪失変更届出日、異動日、事由、のうち、退職の得喪に関する最新情報と、項番：119の個人異動履歴_基本情報_退職本人コードから自動的に編集されているかと推測しておりますところではございますが、直近_退職該当年月日と、基本情報_退職本人コードの編集元となる項目を教えてくださいませんか。</p> <p>2. 退職本人コードについて 個人異動履歴_基本情報_退職本人コードについてですが、世帯に退職本人が複数名いる場合、60～69の中の任意の番号を編集するという仕様ですが、退職本人一人のみの世帯においても、“60”のように編集しても構いませんか。</p>	<p>1. 自動設定項目の設定元となる項目は以下となります。 直近_退職該当年月日： 項番106「得喪履歴_資格取得喪失変更事由」が21:退職該当(本人)、22:退職該当(家族)である 項番105「得喪履歴_資格取得喪失変更年月日」が設定されます。</p> <p>基本情報_退職本人コード： 項番119「個人異動履歴_基本情報_退職本人コード」</p> <p>2. お見込のとおり、退職本人コードについて、退職本人一人のみの世帯においても、左記の のエラー回避のため、“60”のように設定が必要かと思われま。</p>
378	異動処理	2011/1/20	2011/1/26	<p>異動データの検証結果について</p> <p>当組合では被保険者証番号を「99-99999」数字2桁+ハイフン+数字5桁としております。異動報告の際は前ゼロをとって「Z9-ZZZZ9」としていたしました。昨年11月の提出時は問題なかったのですが、昨年12月末にデータをアップロードしたところ、「K0000900 全件異動処理で重複発生」が多発しました。 エラーファイル（DT_IF003）を見たところ、被保険者証番号のハイフンを外してからチェックをされているようにみえます。 1)「0100234」は「1-234」として報告します。 2)「1200034」は「12-34」として報告します。 エラーファイルではどちらも被保険者証番号が「1234」とされ重複となっております。この場合、「01-00234」「12-00034」とすれば別の証番号として判断されますか。また、その場合、既存レセプト・資格照合データとの突合で問題になりませんか。（既存データは「1-234」の形で登録されております）</p>	<p>被保険者を特定するための内部管理情報として世帯管理番号があります。左記のエラーは、この世帯管理番号が重複することにより発生しております。世帯管理番号は、証記号+証番号の数字部分のみを結合し生成されるような仕様に現在なっており、左記の重複の事象が発生しております。本仕様については、ハイフン付の可変長の証番号を管理している保険者において重複事象が発生する可能性があるため、中央会に対し、改善要望を挙げていたところですが、今後ハイフンを含んだ形で世帯管理番号を付番でき、重複は発生しなくなる見込ですので、当エラーは無視して頂けるようお願いいたします。</p>

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
379	異動処理	2011/1/21	2011/1/26	異動データチェックツールについて 異動処理 項番237番の回答に、チェックツールは北海道独自のチェック仕様とありますが、回答内のデータ区分設定方法（世帯分離等の際、元世帯データには"2"を設定）についても北海道独自仕様なのでしょうか？ 現在、他都府県で行っているテストでは、データ区分を"2"と設定するという仕様は出ていないようなので、再確認させてください。	連合会ホームページに掲載している、異動データ設定例は、中央会が作成したものであり、北海道独自仕様ではございません。データ区分2の設定については、証番号が変更となった場合で、かつ世帯および個人の継続性を見る必要がある場合に旧番号側のデータに対して設定するものとなります。この仕様についても、北海道独自仕様ではなく、中央会の標準仕様として認識しております。 なお、チェックツールにつきましては、異動データの精度向上のため、北海道独自で開発したものといたします。一部のチェック（保険者番号の県番号（01）をチェックする等）以外は、中央会の標準チェック仕様に準拠しているものであり、データ区分等について独自のチェックを行っているわけではございません。
380	異動処理	2011/1/26	2011/1/28	相関チェックに関して エラー名称「世帯主が0人または2人以上います」というエラーが多数発生したのですが、エラーが出た被保険者を確認したところ、恐らく全件が、世帯主が平成20年4月に後期高齢移行し擬制世帯主になった世帯と思われる。本市システムのベンダーに確認したところ、このチェックに関する原因は不明との回答であり、対応に苦慮している状況です。	いただいている異動データ(個人)を確認したところ、擬制世帯主に該当する方は異動データ(個人)中に存在しませんでした。そのため、該当世帯に世帯主が存在せず、エラーとなっています。擬制世帯主のデータ区分は0:加入中として作成するデータ仕様とさせていただいておりますので、該当の擬制世帯主の方の個人データを作成していただきますようお願いいたします。
381	異動処理	2011/1/21	2011/1/27	異動データの検証結果について 異動データ詳細チェック結果(ファイル名:DT_IF003xxxxxxYYYYMM.csv)につきまして、ご確認をお願いいたします。エラーコード：K00122(限度額適用履歴.限度額適用区分と所得区分の関連チェック1)につきまして、状態はクリティカルエラーとなっておりますが、ケアエラーにはなりません。当初は8/1発効期日から翌年7/31有効期限で発行しましたが、途中で社保加入等で国保喪失した場合、発行履歴として残っている期間と国保加入期間が異なる状態になります。又、所得状況により発行する証が異なりますが、誤って一般所得世帯の方に低所得世帯用の減額認定証を発行(実際は正しい証を被保険者の方には渡しています)し、それが履歴として残っている場合がございます。	標準では、限度額・減額認定証の有効期限の日付を喪失日に変更することでエラー回避を行うことを想定していると中央会より回答頂きました。なお、当該エラーについては、エラーコード：K00122(限度額適用履歴.限度額適用区分と所得区分の関連チェック1)について、ケアエラー or チェックなしに変更することで検討を行っております。
382	異動処理	2011/1/24	2011/1/27	チェックツールの項番131で多数のエラーが発生しているのですが、原因が掴めない状況です。項目名としては「限度額適用履歴_限度額適用認定証有効期限」となっており、仕様を確認したところ、関連として「限度額適用認定証発行有効期限<限度額適用認定証発行期日」等とありますが、データ上は問題ないと思われます。	エラー内容を確認しましたが、限度額適用履歴が古いものから始まっていることが原因です。最新の履歴（新しいもの）から設定いただきますようお願いいたします。
384	異動処理	2011/1/25	2011/2/1	異動データ精査チェックについて 届出日の関連チェックについて、資格異動の時系列上前後している場合や同日の場合、クリティカルエラーになっています。本市の現行システムでの運用では、届出日がそのような状態であるのは、問題なく、今後もそのように運用する予定です。届出日に関するエラーチェックを行わないようにすることはできませんでしょうか。 エラーコードの例) K00562、K00630、L00047、L00251、K00288、K00076等	K00562、K00630、L00047、L00251、K00288については、ケアエラーとなります。ケアエラーは、確認用のメッセージとなっております。保険者にて届出日を確認し、運用上問題なければ無視して頂いてよろしいです。 K00076のクリティカルエラーについて、現在、エラーレベル(クリティカル ケア)の変更を検討中です。近日中に事務連絡にて通知しますので、もう少しお待ちください。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
385	異動処理	2011/1/25	2011/1/28	「証管理履歴.交付年月日と国保取得年月日との関連チェック」（エラーCD：K00593）について 被保険者異動データの検証結果で発生した「証管理履歴.交付年月日と国保取得年月日との関連チェック（エラーCD：K00593）」のデータを確認したところ、現在、擬制世帯主該当中で以前に国保資格がある為、証発行履歴が設定されていました。おそらく、証交付年月日が国保取得年月日より古い日付である為、エラーになっていると思うのですが、この場合の国保取得年月日は擬制世帯主該当年月日になる為、これはエラーとするべきではないのでしょうか？	K00593についてはチェックしない設定のはずが漏れておりエラー出力されてしまいました。大変申し訳ございません。無視していただきますようお願いいたします。
386	異動処理	2011/1/25	2011/1/31	「証管理履歴.発効期日と交付年月日との大小チェック」（エラーCD：K00599）について 被保険者異動データのエラーチェックにある「証管理履歴.発効期日と交付年月日との大小チェック（エラーCD：K00599）」ですが、例えば、高齢受給者証では所得更正により遡及して負担割合が変わった場合などで、交付年月日>発効期日となることがありますので、これはエラーチェックからはずすべきではないでしょうか？	ご指摘のとおり、チェックしない設定のはずが漏れておりエラー出力されてしまいました。大変申し訳ございません。無視していただきますようお願いいたします。
388	異動処理	2011/1/27	2011/1/31	異動処理 項番383番の回答を確認したが、具体的にどう修正すべきかわからない。具体的な原因、修正方法を教えてほしい。	項番130「限度額適用履歴_限度額適用認定証発効期日」と項番131「限度額適用履歴_限度額適用認定証有効期限」の設定内容が、履歴番号1より履歴番号2の日付のほうが新しいためにエラーとなっています。最新の履歴を履歴番号1に設定いただきますようお願いいたします。
389	異動処理	2011/1/27	2011/2/1	1/31まで異動データのエラーを0にすることは難しいと考える。高額療養費の計算の為と思われるが、計算の際にどのエラーは問題なく、どのエラーだと計算出来ない等の情報を教えてほしい。	異動データのエラーについてですが、高額療養費計算の前提として、被保険者情報が正常に取り込めていることが最低限必要となります。クリティカルエラーが残存している状態では該当被保険者情報がシステムに取り込まれず、高額計算の対象から除外されることとなりますので、クリティカルエラーについては、できる限り修正いただけますようお願いいたします。
390	異動処理	2011/1/28	2011/1/31	異動データの中で、次のような場合チェックツールでエラーとなってしまいましたが、本市では正当な異動です。どのように対応したらよろしいでしょうか。 <エラーになってしまうケース> 世帯A - 世帯主A、世帯員Bの2人世帯（2人とも資格継続中） 世帯分離 世帯A - 世帯主Aの1人世帯（世帯員Bは世帯分離で資格喪失） 世帯B - 世帯主Bの1人世帯 Bが資格喪失 世帯A - 世帯主Aの1人世帯（世帯員Bは世帯分離で資格喪失） 世帯B - 世帯主Bが資格喪失 この場合、違う被保険者番号A,Bで同じ個人番号Bがそれぞれ資格喪失となっているためか、チェックツールではエラーとなってしまいました。本市ではBのような異動は正当なものであり、同様のケースが非常に多く存在します。対応につきましてもご教示いただけますようお願いいたします。	今回の問い合わせでエラーとなる内容は、【データ区分が0または1の同一個人番号レコードが複数あります】で間違いはないでしょうか。こちらでもチェックした結果、上記エラーが出力されましたのでその認識で回答させていただきます。データを確認したところ、同一個人番号のデータ区分が0と1で設定しているように見受けられます。世帯分離元のデータ区分は2：旧データを設定していただくようお願いいたします。連合会ホームページにある「被保険者異動データ設定例」の4ページに詳細な設定方法が記載されておりますので、参照ください。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
391	異動処理	2011/1/28	2011/2/1	異動データの検証結果について カナ氏名の未設定チェックでエラーが発生しているので対処方法を確認したい。カナ氏名を空にしてもいいか、もしくは何か文字で埋めるべきか。	カナ氏名については、未設定の場合はクリティカルエラーとなりますので、カナ氏名が設定できない場合であってもスペース1文字等を設定することによりエラーを解消願います。なお、国保総合システムでは「被保険者向け帳票（医療費通知・被保険者証）」において、未登録外字の漢字氏名をカナ氏名に置き換えて出力するといった機能があり、上記のようにカナ氏名にスペース1文字を設定すると、この機能では空白となりますので申し添えます。
392	異動処理	2011/1/28	2011/2/3	エラーコード『K00372』の限度額適用認定証発効期日が制度以降かのチェックですが、データの内容は制度（平成19年4月）以降の日付が設定されていますが、なぜエラーとなるのでしょうか？	エラーコード『K00372』について、国保施行日（3130401）〔限度額適用認定証発効期日〕 現在日時 の範囲外の場合、エラーとなります。お問い合わせいただいた時、限度額適用認定証発効期日に未来日（平成23年2月1日）が設定されていたためエラーとなっていました。
393	異動処理	2011/1/28	2011/2/3	退職の得喪履歴のエラーに関しましての質問です。 エラーコード『K00083』のエラーですが、項目No120：個人異動履歴_基本情報_本人との続柄 が編集されていない場合、このエラーコードが表示されるように見受けられます。 例1 世帯員 退職本人コード 本人との続柄 Aさん（本人） 60 NULL （退職該当） エラー Bさん（Aさんの妻） 60 NULL （退職該当） エラー ところが、世帯構成員が退職非該当の場合は、エラーにはなっていません。 例2 世帯員 退職本人コード 本人との続柄 Aさん（本人） 60 NULL （退職該当） OK Bさん（Aさんの妻） 60 NULL （退職非該当） OK 本人がAさんだけなので、特定できる？ 例3 世帯員 退職本人コード 本人との続柄 Aさん（本人） 60 NULL （退職非該当） OK Bさん（Aさんの妻） 60 NULL （退職非該当） OK このような状況ですので、本人との続柄は、退職該当であり、本人以外の場合は必須、となりますでしょうか？	『K00083』のエラー仕様として、「同一世帯管理番号のデータで 基本情報_退職本人コードが同一のデータでデータ区分="0" AND 退職本人コード NULL AND 本人との続柄=NULL AND 退職該当事由 NULL AND 退職非該当事由=NULL 」が存在する場合エラーとなります。（例1）の場合、Bさん（Aさんの妻）の本人との続柄がNULLであるためエラーとなっているので、本人との続柄（03:妻）を設定してください。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
394	異動処理	2011/1/28	2011/2/3	<p>退職の得喪履歴のエラーに関しましての質問です。 エラーコード『K00F39』のエラーですが、以下のケースでエラーとなっているように推測しておりますが、どのように項目を編集すればよろしいでしょうか。</p> <p>世帯員 退職本人コード 本人との続柄 精査チェック Aさん(本人) 60 NULL エラー『K00F39』</p> <p>得喪履歴 H21.6.1 擬主設定 H21.6.1 後期移行により喪失 H21.6.1 退職本人非該当 H20.4.1 退職本人該当 H20.4.1 転入により取得</p> <p>国保の資格を取得し、退職本人に該当。その後、後期高齢で喪失、同時に退職本人非該当になりました。また、妻が被保険者であったため、擬制世帯主となりました。妻では、エラーが出ていないため、世帯主が擬制世帯主になったことで、エラーが出ているように思えます。最新の状態で、世帯主が擬制世帯主の場合は、退職本人コードをNULLで設定すべきでしょうか。または、他の項目の設定に漏れや誤りが考えられますでしょうか。</p>	<p>K00F39のチェック仕様として、現在は退職非該当でも過去に退職該当期間があれば、直近情報の退職本人コードの設定が必要となります。ただし、退職非該当後に資格喪失して再取得以降に退職該当履歴がない場合は、退職本人コードの設定は不要となります。お問い合わせにありますように、退職該当 退職非該当 後期高齢加入（喪失） 擬主（取得）のようなデータにおいて主にエラーとなっているかと思っておりますので、このような場合には退職本人コードには何も設定いただかないようお願いいたします。なお、当該エラーについては、チェックレベルの変更が可能となっておりますので、本エラーについてはエラーレベルをケアエラーに変更いたしますので申し添えます。</p>
396	異動処理	2011/1/31	2011/2/3	<p>異動データ検証結果について 異動処理 項番300番の回答を確認しましたが、エラーは本人コードの設定が原因でしょうか。今回送ったものは本人コードを設定した気がするのですが、喪失も退職も履歴が残っている方は本人コードを設定しなければならないという認識でよろしいでしょうか。もう少し細かくどこを直せばよいか教えていただきたいです。</p>	<p>異動データを確認いたしました。本人コードは過去の履歴には設定してありますが最新の履歴には設定されていないかと思っております。本人コードは最新の履歴にも設定いただく必要がございます。ご察しのとおり、喪失も退職も履歴が残っている方は本人コードの設定が必要となりますので、お手数ではございますが設定をお願いいたします。</p>
397	異動処理	2011/2/2	2011/2/3	<p>「保険者契約情報」設定シートについて 地区コード検索マスタ区分の説明欄に「異動データ（世帯・個人）の地区統計用コード」「異動データ（世帯・個人）の地区統計用コードに設定します」と記載されておりますが、異動データ（個人）には当該項目は存在しないと思っておりますが記載ミスでしょうか？また、異動データ（世帯）の71：統計_地区統計用コードを指しているという認識で問題ないでしょうか？</p> <p>すでに提出している「行政区コード異動データ(KD_IF300)」の地区統計用コードにより各種帳票等が分類されることを想定しておりますが、その場合、異動データ（世帯）の71：統計_地区統計用コードには値を設定しない、72：統計_行政区コードに「行政区コード異動データ(KD_IF300)」の行政区コードを設定することでよろしいでしょうか？具体的にご教示ください。</p> <p>被保険者証番号有効桁数、個人番号有効桁数については、保険者システム上で現在保持しているデータではなく、システム上とりうる最大桁数（データベース上の最大桁数）という認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>ご指摘のとおり、地区統計用コードは異動データ（個人）にはございません。地区統計用コードは、異動データ（世帯）の項番71：統計_地区統計用コードを指しております。大変申し訳ございません。</p> <p>ご認識のとおり、行政区コード異動データ（KD_IF300）を送付いただいておりますので、項番71：統計_地区統計用コードには値を設定しない、項番72：統計_行政区コードに「行政区コード異動データ(KD_IF300)」の行政区コードを設定するという事で問題ございません。</p> <p>被保険者証番号有効桁数については、「被保険者証に記載されている被保険者証番号の最大桁数」を設定してください。連合会の事前アンケートおよびレセプトデータを調査した結果からは、有効桁数は8桁となっておりますので、ご確認のうえ、記載をお願いいたします。 個人番号有効桁数については、異動データ上に報告いただいている、「項番：9 個人番号（員番）」の最大桁数となります。提出いただきました最新の異動データを見ますと、最大8桁となっておりますので、こちらも併せてご確認のうえ記載をお願いいたします。</p>

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
398	異動処理	2011/1/21	2011/2/15	異動データ精査チェックについて エラーコード：K52751、K00755、K5224701、K0022401について、現在、以下のようなデータで大量にエラーとなっています。 国保喪失年月日"4200331"、国保喪失事由"51" 「別紙01_異動データ精査チェック内容」及び「別紙02_異動データ精査時チェック内容（共通関数）」を確認する限り問題ないと思われるのですが、具体的にどの部分がエラーとなっているか教えていただけますでしょうか？	ご指摘のとおり、チェック仕様上、該当しないデータでエラーが発生しております。中央会に問合せを行ったところ、チェック仕様を変更する旨の回答がございました。 国保喪失事由"51"の際の国保喪失年月日に対する範囲チェックを「国保喪失年月日 4200403 かつ 国保喪失事由=51」であれば年齢チェックを実施する上記チェック仕様ではほとんどエラー該当しなくなるかと思えます。また、左記エラーコードはエラーレベル見直しの際にケアに変更しております。ご迷惑をお掛けし大変申し訳ございませんが、今後左記エラーが発生した場合は内容をご確認の上、問題なければ無視していただきますようお願いいたします。
399	異動処理	2011/1/25	2011/2/7	「変更届出日の国保喪失届出日関連チェック」（エラーCD：K00089）について 被保険者異動データの検証結果で発生した「変更届出日の国保喪失届出日関連チェック（エラーCD：K00089）のデータを確認したところ、世帯全部喪失後に遡及して世帯主変更の届出があった為、喪失届出日<変更届出日となっているデータでした。届出日の大小関係は必ずしも異動順では決まらない為、このような届出日の大小関係の矛盾はエラーとはならないのではないのでしょうか？ 他にもこのような届出日に関するエラーチェックがあり、例えば、資格喪失後に遡及して退職該当の資格を付けた場合などもチェックでひっかかります。届出日に関するエラーチェックについて見直しが必要ではないのでしょうか？	ご指摘のとおり、遡及異動等で喪失届出日<変更届出日となることがございます。そのような場合には無視していただきますようお願いいたします。 なお、当該エラーについては、ケアエラーとなっており、保険者にて確認（エラー疑義）をいただくために出力しているものとなります。
401	異動処理	2011/1/31	2011/2/7	異動データのエラーの対処方法について 変換ファイルに存在している保険者番号・被保険者証番号・個人番号のレコードが異動データ内に存在しない。で、世帯主変更で擬主を設定するが、変更日より前に遡って資格喪失した場合 平成19年6月14日世帯主変更により擬主設定（届出日：平成19年6月15日） 平成19年6月2日社会保険加入により資格喪失（届出日：平成19年6月27日） 資格を考えると擬主が設定された資格は存在しないので擬主の資格異動データは必要ない、という考えでよろしいか。	左記の被保険者については、H21.5以降に（月遅れ）レセプトが発生することがなければ、異動データに含めていただく必要性は薄いものと考えます。ただし、同一世帯内に世帯主が存在しない場合については、世帯全体がクリティカルエラーとなりますので必ず、世帯主（普通世帯主 or 擬制世帯主）の設定をお願いいたします。
403	異動処理	2011/2/1	2011/2/7	異動データの検証結果について エラーの対処方法を教えていただけますか。 エラーコード RZZ00100 エラーメッセージ：「世帯レコードエラー時強制エラー」	RZZ00100は、世帯レコードにクリティカルエラーがある場合、同一世帯の個人レコード全員に表示されるエラーですので、世帯レコードにクリティカルエラーがなくなれば表示されなくなります。
404	異動処理	2011/2/1	2011/2/7	異動データ精査 チェックエラー K00F39xx についての問い合わせとなります。現在、退職非該当の被保で個人情報の項番75：区分等_制度に'0'を設定しているのですが、個人の得喪履歴上、退職該当、非該当情報履歴がある場合、個人情報の項番119 個人異動履歴_基本情報_退職本人コードに60を設定するのは誤りなのでしょうか？それとも他の要因となっているのでしょうか？項番75が'0'となっている場合の項番119の設定方法を教えてください様お願い致します。	データを確認いたしました。エラー原因について現在中央会へ問い合わせを行っております。また、現在チェックレベルの見直しを行ない、K00F39についてはケアエラーへ変更しておりますので申し添えます。 【追記事項】 K00F39のチェック仕様として、区分等_制度の設定内容は関係なく、現在は退職非該当でも過去に退職該当期間があれば、直近情報の退職本人コードの設定が必要となります。ただし、退職非該当後に資格喪失して再取得以降に退職該当履歴がない場合は、退職本人コードの設定は不要となります。 主にエラーとなっているデータは、退職該当 退職非該当 後期高齢加入（喪失） 擬主（取得）のパターンかと思えます。このようなデータについては、過去に退職該当期間がありますが、擬主で国保再取得した際には退職本人コードには何も設定いただかないようお願いいたします。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
405	異動処理	2011/2/3	2011/2/7	2月2日付け事務連絡「全件異動データ提出期限変更について」に関して2/8提出期限であるが、エラーを対処しきれず途中のものでも2/8に一度提出すべきか。 証管理履歴の日付についてクリティカルからケアに変更されているが、限度額に関してはクリティカルのままである。これには何か理由があるのか。	異動データのエラーについて対処しきれない場合、クリティカルエラー該当となっている世帯および個人については被保険者マスタへ取り込むことはできません。その状態で、高額療養費再計算処理を行った場合、該当個人および世帯は、計算対象外として扱われてしまいます。エラー分が計算対象外とされることを許容いただいた上で、正常分のみで再計算処理を実施する必要がある場合については、2/8までに最新の異動データを送付ください。なお、既にご通知しているとおり、提出期限については2/8以外にも設ける予定です。再計算期間が短くなることとなりますが、こちらの提出期限への見直しも含めご判断いただきたく思います。 エラーレベル変更について、全エラーの見直しを行ったわけではなく、実際にエラーとなったものの中で中央会のチェック仕様より変更可能のものについてのみ見直しを行っております。証管理履歴については、利用用途からクリティカルの必要がないと判断したためチェックレベルを変更いたしました。限度額については、資格確認等の各業務で利用する 경우가多く、必要最低限のもののみ変更を行っております。
406	異動処理	2011/2/3	2011/2/8	異動データの検証結果について住所コードでエラーが発生し、メッセージが「文字コードに誤りがあります（UTF-8 S-JIS）」であった。これはUTF-8ではなくS-JISにすべきということか。	ご認識のとおり、住所コード異動データはS-JISで送付いただきますようお願いいたします。
407	異動処理	2011/2/3	2011/2/8	異動データ詳細チェック結果（ファイル名:DT_IF003xxxxxxYYYYMM.csv）につきまして、ご確認をお願いいたします。エラーコード：K00578(限度額適用履歴・限度額適用認定証発効期日の関連日付チェック)につきまして、状態はクリティカルエラーとなっておりますが、ケアエラーもしくはチェックなしにはなりませんでしょうか。例といたしまして、最初はH21.3.1発効期日で発行しましたが、実はH20.8.1から発効期日だったため再発行した場合、発行履歴として残っている場合がございます。	K00578のエラーについてですが、ケアエラーとすることといたします。なお、発効期日は、限度額適用の判定を行ううえで、重要なキー項目となるものです。このため、チェックレベル変更により、クリティカルエラーとはなりません。このため、チェックレベル変更により、クリティカルエラーとはならず、限度額適用履歴の各履歴内の限度額適用の期間が重複するなど、限度額適用の判定を誤ることが考えられ、資格確認処理時に不正にエラーとなったり、エラーとなるべきものがエラーとならない等の影響が考えられます。このため、当該エラーが発生した場合については、保険者にて十分に確認を行っていただけますようお願いいたします。
409	異動処理	2011/2/4	2011/2/15	ホームページの国保総合システム導入に関する情報に掲載されている、「被保険者異動データ設定例」の被保険者証記号について番号変更について、退職資格も含む場合の設定例を示していただきたい。国保資格のみの場合で、証番号変更を行う場合は、旧証番号の喪失の得喪履歴は作成しないと考えておりますが、退職資格も国保資格と同様と考えてよろしいのでしょうか？また、他の異動パターンについても示して行く予定は無いのでしょうか？	ご認識のとおり、退職資格の証番号変更を行う場合は、国保資格と同様に旧番号喪失の得喪履歴は作成しません。また、他の異動パターンについても今後拡充を予定しております。
410	異動処理	2011/2/4	2011/2/14	取得事由「14：月中社保離脱」、「15：月中国保組合離脱」について国保取得事由に"14"、"15"が設定されている場合、取得年月日が平成21年1月2日以降が設定されていなければエラーとありますが、「月中」は、平成20年4月まで遡及し処理を行うと思ったのですが間違いでしょうか。	ご認識のとおり、平成20年4月に遡って特例対象計算を行うよう厚労省から通知されております。このチェックの仕様については、国保中央会にお問い合わせ中です。当面のところでは、当会としては該当エラーをケアエラーに設定いたしますので、お手数をおかけいたしますが、該当エラーが発生した際には、（本来正しいと思われるチェックである）取得年月日が平成20年4月2日以降の日付であるかどうかをご確認ください。上記確認が取れましたら、該当エラーは無視していただきますようお願いいたします。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
412	異動処理	2011/2/8	2011/2/15	<p>異動データの得喪履歴、限度額の履歴に関するエラーにつきまして、質問させていただきます。</p> <p>(1) 被保険者異動データ（世帯、個人）の得喪履歴についての質問です。異動データの得喪履歴は、実際の届出内容を送付しておりますが、取得日・喪失日と届出日が、降順に整列されないケースが多々あり、得喪履歴に関するエラーが数多く出ている状況です。そのため、以下に挙げております得喪に関するエラーが数多く出ており、対応を検討しているところです。</p> <p>K00076 個人情報.退職非該当届出日の退職該当届出日関連チェック K00080 個人情報.退職非該当年月日の国保喪失年月日関連チェック K00616 世帯異動履歴.国保取得届出日の関連日付チェック K00620 世帯異動履歴.国保喪失届出日の関連日付チェック K00630 世帯異動履歴.異動届出日の関連日付チェック K00F32 得喪履歴.資格取得喪失変更事由の関連チェック1 K00F33 得喪履歴.資格取得喪失変更事由の関連チェック2 K00F34 得喪履歴.資格取得喪失変更事由の関連チェック3 K00F35 得喪履歴.資格取得喪失変更事由の関連チェック4 L00047 国保喪失届出日の国保取得届出日関連チェック L00251 世帯履歴.国保喪失届出日の国保取得届出日関連チェック</p> <p>これらのエラーが出ている場合は、エラーとなった個人や世帯の情報は、マスタに登録されないのでしょうか。 エラーとなった個人のみ、マスタに登録されませんか？ エラーとなった個人を含む、世帯がマスタに登録されませんか？ 許容範囲内エラー扱いで、マスタには登録されるが、レセプト照合等の後続の処理で、正しい結果が得られなくなりますか？</p> <p>(2) 限度額履歴のエラーに関する質問です。 実務上、再発行等により、発行年月日、有効期限が降順にならない場合があり、精査チェックで、エラーとなっております。限度額履歴でエラーとなった場合は、 エラーとなった履歴のみマスタに登録されず、エラーにならなかった履歴は登録されますか。 エラーがあれば、全ての限度額履歴は登録されませんか。 エラーがあれば、個人情報のデータ自体（限度額履歴以外にエラーがない場合）も登録されませんか。 また、エラーを出さないようにするには、限度額履歴の発行年月日、有効期限が全て降順になるよう、訂正および並び替えが必要になりますか。</p>	<p>(1) 異動データ精査によりエラーとなったデータは、ケアエラーの場合はマスタ登録されますが、クリティカルエラーの場合はマスタ登録されません。登録されない単位についてですが、世帯主でエラーとなっている場合は、世帯主を含め世帯全体が登録されません。世帯員でエラーとなっている場合は、該当世帯員のみが登録されません。左記エラーのエラーレベルについてですが、以下がクリティカルエラーですので、該当しているデータは登録されないこととなります。</p> <p>K00080 個人情報.退職非該当年月日の国保喪失年月日関連チェック 今回は発生しておりません。 K00F32 得喪履歴.資格取得喪失変更事由の関連チェック1 K00F33 得喪履歴.資格取得喪失変更事由の関連チェック2 K00F34 得喪履歴.資格取得喪失変更事由の関連チェック3 K00F35 得喪履歴.資格取得喪失変更事由の関連チェック4</p> <p>(2) 限度額履歴でエラーとなった場合も(1)と同様、世帯主でエラーとなっている場合は世帯主を含め世帯全体が登録されず、世帯員でエラーとなっている場合は該当世帯員のみが登録されません。ただし、貴市において発生している限度額履歴に関するエラーは、K00122「限度額適用履歴.限度額適用区分と所得区分の関連チェック1」とかと思えます。K00122はエラーレベル見直しによりケアエラーに変更しておりますので、エラーとなったデータ内容をご確認いただき、問題ないようでしたらそのままでも構いません。</p>
413	異動処理	2011/2/8	2011/2/15	<p>65歳以上の方で、誤って退職資格を取得させた場合、65歳の誕生月の翌月以降で、自動的に退職資格の喪失を作成します。これらの退職資格の得喪は、精査チェックで、</p> <p>K00110 個人情報.生年月日(年齢65歳)と退職該当年月日の関連チェック K00111 生年月日(年齢65歳)と退職非該当年月日の関連チェック</p> <p>のエラーになっているようです。このようなケースでの、退職資格取得及び喪失の履歴は、削除して報告すべきでしょうか。</p>	<p>K00110はケアエラーですが、K00111はクリティカルエラーとなります。クリティカルエラーはマスタ登録されませんので、お手数をお掛けいたしますが、左記のような場合の退職資格取得及び喪失の履歴は削除いただきますようお願いいたします。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
414	異動処理	2011/2/14	2011/3/8	<p>当組合では退職者等適用適正化業務の適用除外者に係る帳票作成機能を使用する予定であります。組合側から適用除外者データをアップロードすれば上記機能が使えるようになることですが、</p> <p>1. 適用除外者データのインタフェースファイル名と最新のフォーマットをお教えてください。</p> <p>2. 世帯・個人異動データ同様UTF-8でよいでしょうか。</p> <p>3. 毎月、世帯・個人異動データアップロードのタイミングでデータを送る予定ですが、前月送信したデータは修正区分3：削除のレコードを作り、その後ろに当月の情報を修正区分1：新規でレコードを追加して送る予定ですが問題ないですか。</p>	<p>1. 適用除外者データのインタフェースファイル名は「KD_IF080」となります。</p> <p>2. 文字コードは「SHIFT-JIS」で作成いただきますようお願いいたします。</p> <p>3. 適用除外者データは、差分を送付いただくのが基本となります。しかし中央会へ問い合わせを行い、次の回答がありました。適用除外者データは順次処理を行うため、仮に修正区分が異なる同一人物のデータが存在していたとしても問題はないとのことでした。問合せ内容にありますように、前月送信したデータは修正区分3：削除のレコードを作り、その後ろに当月の情報を修正区分1：新規でレコードを追加して送付いただいても問題ありません。</p>
415	異動処理	2011/2/8	2011/2/14	<p>異動データ検証結果について 1月28日送付の異動データの再判定結果を、2月8日に頂きましたが、ケアエラーに変更となっている以下のエラーにつきまして、未だチェックエラー一覧に存在しております。これらは、ケアエラーと判断してよろしいでしょうか？</p> <p>(1) K00F3900 237件 (2) K0015401 13件 (3) K0012201 11件 (4) K0015402 8件 (5) K0012202 2件 (6) K0059406 1件 (7) K0015405 1件 (8) K0059708 1件 (9) K0015403 1件 (10) K0059404 1件 (11) K0012203 1件 (12) K0015404 1件</p> <p>また、K0056206は、届出日の関係エラーなのにケアエラーに変更とはならないのでしょうか？</p>	<p>(1)～(12)までのエラーは全てケアエラーに変更済みです。また、K0056206もケアエラーとなっております。なお、エラーレベルをケアエラーと変更してもDT_IF011には同様に記載されます。クリティカルエラーとケアエラーの判別についてですが、DT_IF003内のエラーコードの次の項目がエラーレベルとなります。1はクリティカルエラーで、2はケアエラーとなりますので、ご参照ください。</p>
416	異動処理	2011/2/8	2011/2/23	<p>異動データ詳細チェック結果(ファイル名:DT_IF003xxxxxxYYYYMM.csv)につきまして、ご確認をお願いいたします。現在全件異動情報といたしましては、H22年12月末現在までに入力されている状態で作成しており、各自治体様から国保連合会へ現行での1月分異動連絡を報告された状況でございます。そこで、以下の点につきまして、ご確認をお願いします。</p> <p>H23年1月の異動で氏名が変更になり、かつ、1月喪失異動(主が他の被保の方に変更)された場合、K00D42及びK00117のエラーとなってしまうのでしょうか。</p> <p>主の方あるいは世帯全員がH23年1月届出でH22年12月異動(取得・喪失)があった場合、L00005・K00160・R00F36・L00006等のエラーになってしまうのでしょうか。</p>	<p>もしくは のケースにおいて、具体的にどのようなデータ設定(データ区分、世帯主区分、続柄、取得・喪失年月日などの状態)や世帯構成となることを想定しておられるのでしょうか？具体的なデータ設定について教えていただければ、こちらより具体的な回答が可能かと考えております。</p> <p>以下、参考までに各エラーの概要となります。</p> <p>K00D42は世帯主に関するエラーチェックですので、同一世帯内の個人で取得中の個人が一人でも存在する場合取得中の世帯主が存在しない場合に発生するエラーとなります。K00117は世帯主区分と続柄の相関をチェックするエラーチェックとなります。</p> <p>L00005とL00006はデータ区分と国保取得・喪失年月日の関連チェック、R00F36は世帯主区分と国保喪失年月日関連チェックとなります。R00F36は、取得中以外の世帯において被保険者がいるのに世帯主がない場合エラーとなります。</p>
419	異動処理	2011/2/16	2011/2/25	<p>異動データの検証結果が戻ってきて、7項目でクリティカルエラーが出ていた。そのうちの1件(K0009000)のみ「エラーレベルの変更」対象外であった。このエラーになった人は高額療養費の対象になる人だったが、通知にある高額療養費の再計算の影響を受けることになるのか。また、2月末の提出でこのエラーが直っていれば、今後に影響は無いか。</p>	<p>2月8日までに送付いただいた異動データをもってH21.5審査分レセプトより順に高額療養費の再計算を実施します。また、2月末に提出いただいた異動データについては、H21.9審査分レセプト以降の再計算に利用される予定です。このため、左記のエラー状態ですと、H21.5審査分～H21.8審査分の当該個人(クリティカルエラー発生した方)のレセプトについては、高額療養費の再計算対象から除外されることとなります。2月末にエラーを解消いただいた異動データをいただければ、H21.9審査分以降は再計算の対象となります。</p>

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
420	異動処理	2011/2/16	2011/2/18	<p>異動データチェックエラー一覧について 以下のエラー内容に該当するデータを確認したところ、擬制世帯（世帯主自身は喪失中）として国保取得している対象者がエラーになっているように見受けられます。この場合、個人異動データとして考えるため、擬主はデータ区分「0：加入中」ではなく、「1：喪失中」となるべきなのでしょうか？ エラー内容：K0016000 個人情報.世帯主区分の国保喪失年月日関連チェック エラー条件： 世帯主区分 = "2" AND 国保喪失年月日 NULL AND データ区分 = "0" 世帯主区分 = "2" AND データ区分 = "1" AND (国保喪失年月日 = NULL OR 国保取得年月日 = NULL)</p>	<p>擬制世帯の設定についてですが、擬主はデータ区分「0：加入中」で設定してください。擬主取得の場合は、社保加入（42）や後期高齢者医療制度加入（51,52）等の喪失履歴の後に、取得事由「10：月報外」で擬主の取得履歴を作成してください。取得履歴を設定しますので、国保喪失年月日 = NULLとなり、K0016000のエラー条件には該当しません。また、擬主喪失の場合は、喪失事由「50：月報外」で喪失履歴を作成してください。</p>
421	異動処理	2011/2/17	2011/2/23	<p>次のような場合に、当月の被保険者マスタから国保番号が存在しなくてもかまわないでしょうか。 例．先月 国保番号 0 0 0 0 A 0 0 0 0 B 0 0 0 0 C 当月 国保番号 0 0 0 0 A データ0 0 0 0 Bのデータが物理的に削除されてしまった 0 0 0 0 C</p>	<p>例にあります0 0 0 0 Bのデータが削除された場合、該当世帯の個人が存在しなければ、異動処理では特にエラーとはならず、被保険者マスタから当該世帯情報が欠落することとなります。ただし、当該世帯に対するレセプトが発生した場合については、資格確認においてエラーが発生することとなります。</p>
426	異動処理	2011/2/23	2011/2/28	<p>異動データ（個人、世帯）にある、「更新処理_当月異動区分」の仕様について確認したい。どういう場合に、どうセットする項目なのか。</p>	<p>異動データ（個人、世帯）の「更新処理_当月異動区分」についてですが、当月に異動が発生したかどうかの区分となります。異動データ（個人、世帯）を作成する際、当月異動があったデータについて「A」を設定してください。</p>
429	異動処理	2011/3/1	2011/3/11	<p>異動データの件ですが、現在の共同電算による異動事由「25月中社保離脱」「26月中国保組合離脱」の取り扱いについて本町では、システム対応ができず、紙により異動連絡を提出しています。今後の全件異動データでは、現在のところその事由で作成していません。IF021（個人情報）に反映できない場合は、IF026（月中国保加入者）で報告することになりますか？</p>	<p>月中国保加入者についてはIF026（月中国保加入者）で報告いただけます。初回送付時は過去分を含めた状態でIF026を送付いただく必要がございますが、それ以降は変更や追加があった場合のみ送付してください。また、提出時期についてですが、IF020、IF021と同時期（月初の締日）までに送付いただく必要がございます。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
430	異動処理	2011/3/3	2011/3/10	<p>異動処理 項番199番にて、当月異動区分に全てNULLもしくは「A」を設定した場合、保険者月報A表の世帯数、被保険者数の増減が正しく把握できない、また、異動分の帳票(被保険者異動整理簿、被保険者集計表(当月異動分被保険者数の集計のみ)、被保険者異動台帳)の作成対象および異動件数の集計が正しく行われたいとの回答があります。このことから以下の条件で当月異動区分の設定を行えば良いか？</p> <p>当月異動区分に「A」をセットするのは、被保険者の増減（資格取得喪失）、介護2号の増減（年齢到達等）、退職者の増減（退職認定等）、その他の異動（氏名変更、住所変更、世帯変更、世帯主変更）があった場合と考えて良いか？</p> <p>区分等_所得区分及び区分等_高齢所得区分が、前月と事なる場合も当月異動区分に「A」の設定が必要か？必要であれば前月との比較ではなく、例えば前年の一部の月が遡及により変更になった場合も「A」と設定してよいか？</p> <p>だけでなく、送付する資格異動データの内容の一部でも変更となっていれば、当月異動区分に「A」と設定するのか？（例えば、電話番号や区分_滞納区分、保険証回収日等の項目に変更があった場合でも「A」とする？）</p> <p>この他にも条件があれば回答いただきたい。</p>	<p>のケースでは、保険者月報A表に直接影響する項目であるため、当月異動区分「A」の設定が必要です。</p> <p>・ では保険者で異動台帳が必要な場合には「A」の設定が必要ですが、保険者月報への影響が不明なため、中央会へ確認いたしますので、分かり次第、ご回答いたします。</p>
431	異動処理	2011/3/4	2011/3/10	<p>全件異動情報のチェックツールのエラーについて</p> <p>チェックツール項番140と141でそれぞれ129件のエラーが出ていた。証管理履歴でのエラーだったのだが、「発行年月日が有効期限よりも大きくなっている」ことが原因であった。2月2日付け事務連絡で提示されていたエラーレベル変更一覧に該当しており、ケアエラーに変更されているのだが、それほど重要でないのであれば、そのままの状態でもよいか。</p>	<p>ご認識のとおり、証管理履歴の発行期日と有効期日の大小チェックを含む証管理履歴に関するチェックについては証管理履歴の利用用途が少ないことからクリティカルの必要性がないと判断し、ケアエラーに変更しました。当該項目の修正は必須ではありませんが、修正可能なのであれば、修正いただきますようお願いいたします。</p>
432	異動処理	2011/3/4	2011/3/8	<p>エラー条件の意味確認について</p> <p>K0011700やK0013001のエラー条件に見受けられる「前2桁の続柄コード」とはどういう意味でしょうか？</p>	<p>K0011700やK0013001のエラー条件の「前2桁の続柄コード」は、「続柄」に01:世帯主が設定されていなければエラーとなります。なお、続柄は以下のように2桁毎の繰り返しフォーマットで設定することもできます。</p> <p>例)・曾祖父の場合 34(父)45(祖父) または 34(父) 34(父) 34(父)</p> <p>・義理曾祖父の場合 36(義父)45(祖父)または 03(妻) 34(父) 45(祖父)</p>
434	異動処理	2011/3/9	2011/3/23	<p>異動処理 項番270番について</p> <p>「同日得喪の履歴があっても、資格喪失期間なしと判断し、資格が継続している場合と同様に処理を行う」とのことだが、次のケースは資格喪失にならないということか。</p> <p>・ 国保に加入したが、間違いだったため当日に喪失した。(加入取消)</p> <p>現行では喪失日を1日ずらして対応していたが、この場合、国保総合システムではどう対応すべきか。</p>	<p>異動処理 項番270番についての同日得喪の件は、喪失(後) 取得となっている場合で、喪失日と取得日の場合に、資格喪失期間がなかったものとして取り扱うということに記載しております。</p> <p>例) H22.1.2 取得 H22.3.5喪失 H22.3.5取得 上記のような場合 の喪失履歴は無視され資格喪失期間はなく、資格継続しているものとして取り扱われます。</p> <p>上記の加入取消のケースは、取得(後) 喪失 となっており、このパターンにおいては、1日の資格取得期間があるものとして取り扱われます。資格取得期間が全くないものとして取り扱うためには、データ作成自体を行わないという対応が必要となります。仮に、同日に国保加入・喪失したデータを作成した場合は、正しい順番で得喪履歴を作成いただき、データ区分「1:喪失中」としていただければ、資格喪失状態となりますが、前述のとおり、資格取得期間が1日となります。</p>

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
435	異動処理	2011/3/11	2011/3/15	3月11日付け事務連絡「全件異動情報の住所登録」について確認ですが、住所欄印字を北海道からにしない保険者について特に今回の対応は何もないと解釈でよろしいでしょうか。	本会に被保険者証や医療費通知等の印刷を委託する保険者で都道府県（北海道）からの住所の印字が必要な保険者においては、異動情報の住所に都道府県（北海道）からの設定は必要ですが、都道府県（北海道）からの印字が必要ない保険者や本会に印刷を委託しない保険者につきましては、特に対応することはありません。
436	異動処理	2011/3/14	2011/3/24	異動データの退職者関連エラーについて エラーコード K00F39（退職該当者の退職本人コードの関連チェック）が発生しています。異動処理 項番300番を参照しましたが、当該項目は自動設定項目であるため「直近_退職該当年月日」、「基本情報_退職本人コード」のどちらも設定しておりませんでした。この場合、どのように対応したらよろしいでしょうか。	項番38「直近情報_退職該当年月日」は得喪履歴の退職該当年月日の最新情報より自動設定される項目となりますので、項番106「得喪履歴_資格取得喪失変更事由」に退職該当（21または22）が設定された場合に、項番105「得喪履歴_資格取得喪失変更年月日」の値が項番38「直近情報_退職該当年月日」に設定される仕様となっております。項番57「基本情報_退職本人コード」は個人異動履歴の最新情報より設定されますので、項番119「基本情報_退職本人コード」の値が設定されます。 K00F39について、最新の得喪履歴が退職非該当であっても過去に退職該当の履歴がある場合は、直近情報_退職該当年月日に値が設定されますので、退職本人コードが設定されていないとエラーとなります。得喪履歴に退職該当の履歴がある場合は、現在退職非該当であっても、最新の個人異動履歴の退職本人コードを設定いただきますようお願いいたします。
437	異動処理	2011/3/17	2011/3/23	適用除外者データをアップロードする際、異動データ同様にZIPファイルにする必要はありますか。	適用除外者データも異動データと同様にZIP圧縮していただくことを推奨いたします。
438	異動処理	2011/3/29	2011/3/31	被保険者全件異動データについて、「平成23年3月末異動分」を4月8日までに報告することになっています。現行の電算システムでは、FDにて異動データを提出していますが、これについては何月分まで提出を続ける必要があるでしょうか？国保総合システムが稼働する前の4月末まで必要でしょうか？また、外字等について、現在は紙の「異動連絡票」で提出していますが、これについてもいつまで必要でしょうか？	現行システムへの異動データにつきましては、平成23年3月末異動分が最終提出となります。平成23年4月末異動分（5月提出）からは国保総合システムからのアップロードとなります。また、外字等の異動連絡票につきましても異動データと同様の取扱いとなります。
439	異動処理	2011/1/25	2011/4/5	被保険者異動データのエラーチェックにある「個人情報_生年月日(年齢65歳)と退職該当年月日の関連チェック(エラーCD: K00110)」ですが、チェック仕様ではデータ区分を参照していない為、例えば、65歳到達前の退職該当中に被保険者証番号変更があり、退職該当中のままデータ区分が2（被保険者証番号変更前旧データ）となり、現在では65歳に到達しているような人において、エラーになると思われます。このエラーチェックではデータ区分=2のデータは無視すべきではないでしょうか？	ご指摘にありますとおり、「データ区分=2」のレコードに対しては適切なチェックではないため、チェックの対象から「データ区分:2」のレコードを除外するようにチェック仕様を変更いたします。
440	異動処理	2011/3/31	2011/4/7	DT_IF011のファイルにて以下のエラーが出力された。 クリティカルエラーと思われませんが、エラーの対処方法を教えてください。 エラーコード RZZ00200 エラーコード RZZ00400 エラーコード RZZ00100	エラーコード RZZ00200 世帯主エラー-時強制エラー エラーコード RZZ00400 世帯レコード無しエラー エラーコード RZZ00100 世帯レコードエラー-時強制エラー と については、他のクリティカルエラーが出力された際に出力されるコードとなるため、他に出力されているクリティカルエラーを解消いただくと合わせて解消されます。 は異動データ（個人）に存在している被保険者証番号が異動データ（世帯）に存在していない場合に出力されるエラーとなります。異動データ（個人）に存在し、異動データ（世帯）に存在していない被保険者証番号の情報を確認していただき、不要の場合は異動データ（個人）から削除し、必要の場合は異動データ（世帯）に該当する情報を追加していただくようお願いいたします。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答												
441	異動処理	2011/4/4	2011/4/7	異動データのそれぞれのエラーに対してどう対応すべきか教えてほしい。 エラーコード ・ K0003500 ・ K0056302 ・ L0000600 ・ L0004900	K0003500 退職該当年月日に70歳以降の年月日 退職該当となったときに70歳以上の場合エラーとなります。生年月日と退職該当年月日をご確認いただき、誤りがあるものを修正してください。 K0056302 資格取得喪失変更年月日の関連日付チェック 資格取得喪失変更年月日、資格取得喪失変更年月日(次レコード)共設定されている場合、資格取得喪失変更年月日<資格取得喪失変更年月日(次レコード)の場合エラーとなります。履歴は新しい履歴 古い履歴の順に設定してください。 L0000600 データ区分の国保喪失関連チェック データ区分=1 AND 国保喪失年月日=NULL の場合エラーとなります。 データ区分が1(喪失中)のときには国保喪失年月日を設定していただくかなければなりません。 L0004900 国保喪失年月日の国保喪失事由関連チェック 国保喪失年月日と国保取得年月日が共に設定されている場合、国保取得年月日 国保喪失年月日でなければエラーとなります。国保取得前に喪失履歴があることは制度上ありませんので、取得 喪失の順に設定してください。 以上がチェック仕様となりますので、異動データ内容を確認し修正いただきますようお願いいたします。												
442	異動処理	2011/4/2	2011/4/20	下記エラーコードのエラーレベルを「ケア」に変更ください。 「K0008300」：同一世帯区分で退職本人が二人以上のチェック	K00083のエラーについては、現状のクリティカルエラーのままとさせていただきます。エラーの対処法については、以下の設定例を参照ください。 （退職本人コード設定例） <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯員</th> <th>退職本人コード</th> <th>本人との続柄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aさん（本人）</td> <td>60</td> <td>NULL 1</td> </tr> <tr> <td>Bさん（Aさんの妻）</td> <td>60 2</td> <td>03 3</td> </tr> <tr> <td>Cさん（本人）</td> <td>61</td> <td>NULL</td> </tr> </tbody> </table> 1：世帯員（本人）で退職本人コードを設定している場合、本人との続柄はNULLを設定してください。 2：退職本人と関係がある場合には、退職本人コードと同一のコードを設定してください。 3：退職本人と関係がある場合には、退職本人との続柄を設定してください。	世帯員	退職本人コード	本人との続柄	Aさん（本人）	60	NULL 1	Bさん（Aさんの妻）	60 2	03 3	Cさん（本人）	61	NULL
世帯員	退職本人コード	本人との続柄															
Aさん（本人）	60	NULL 1															
Bさん（Aさんの妻）	60 2	03 3															
Cさん（本人）	61	NULL															
443	異動処理	2011/4/8	2011/4/14	擬制世帯で世帯主の国保の資格が喪失中だとエラーになり、その場合世帯主を取得中に設定することでエラーが解消されるということだったのですが、世帯主を取得中にしてしまうと連合会で保険証を作成することになった場合、保険証の発行時世帯主の保険証まで一緒に印刷されてしまうのでしょうか。また、取得中の世帯主の異動日と届出日をいつに設定するのが正しいのでしょうか。	被保険者証の一括発行においては、異動データ個人の世帯主区分を参照しており、擬制世帯主については抽出対象外となります。このため、擬制世帯主の被保険者証まで印刷されることはありません。 また、取得中の世帯主の異動日と届出日の設定については、世帯主が喪失した日以降に「10:月報外」で取得履歴を作成してください。設定する日付は喪失日と同日を設定いただくことを推奨いたします。												

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
444	異動処理	2011/4/11	2011/4/15	<p>以下エラーの理由と対処方法が知りたい。 生年月日、年齢65歳と退職該当年月日の関連チェック(エラーコードK0011000) 被扶養者がいるのに退職者がいない(エラーコードK0008700) 国保取得事由 年月日関連チェックが「3」(エラーコードK0074300) 国保取得事由 年月日関連チェックが「3」(エラーコードK00D4100) 得喪履歴資格 取得喪失変更日 関連チェック「3」(エラーコードKJY56801)</p>	<p>K00110(ケアエラー) データ区分 2(旧データ)かつ退職該当年月日が設定されているかつ 退職非該当年月日が設定されていない場合、[処理年月『月次環境マスタ』- 1]の1日時点での満年齢を計算し、65歳以上であればエラーとする。 例) 処理年月=42005: 4200401時点での満年齢を計算65歳以上であればエラーとする。 K00087(ケアエラー) 同一世帯管理番号のデータで、退職被扶養者がいるが、退職本人がいない場合はエラーとする。また、同一世帯管理番号のデータで退職被扶養者と退職本人が存在しても、退職本人コードが異なる場合はエラーとする。 K00743(クリティカルエラー) 日付に1日が設定されている場合、国保取得事由に“14(月中社保離脱)”, “15(月中国保組合離脱)”が設定されていればエラーとする。 K00D41(クリティカルエラー) 国保取得事由に“14(月中社保離脱)”, “15(月中国保組合離脱)”が設定されている場合、日付に1日が設定されていればエラーとする。 KJY568(クリティカルエラー) “14(月中社保離脱)”, “15(月中国保組合離脱)”, “53(月中国保加入)”が設定されている場合、得喪履歴_資格取得喪失変更年月日に01が設定されていればエラーとする。</p> <p>・エラー対処法 K00110 満65歳以上で得喪履歴に退職非該当が設定されておりませんので、最新の得喪履歴に退職非該当を設定いただくようお願いいたします。 K00087 退職本人が未設定で退職被扶養者のみ存在している状態ですので、退職本人を設定いただくようお願いいたします。 K00743 K00D41 KJY568 国保取得事由に“15(月中国保組合離脱)”が設定されており、かつ変更年月日に3月1日が設定されております。国保取得事由に15を設定する場合は1日以外の日付を設定するようお願いいたします。</p>
445	異動処理	2011/4/13	2011/4/20	<p>異動処理 項番205番におきましてQ&Aがありますが、同一被保険者記号番号、同一異動年月日での世帯主変更などが行われた場合、チェックツールでは「世帯主が0人または2人以上います。(個人レコード内チェック)」のエラーが出ます。異動データを作成したとき、このエラーが多いと考えられますが、今後、データ精査チェック仕様を変更すると、エラーレベルを変更するということはないのでしょうか。</p> <p>平成23年2月4日にエラーレベルの変更がりましたが、エラーレベル変更一覧の番号_24 K00F39につきまして、この時点ではクリティカルがケアに変更されていますが、3月末異動分報告からクリティカルに戻ったのでしょうか。この時点ではケアに変更されているが、クリティカルに戻っているもの(3月異動分からクリティカルと記載のもの除く)をご教示下さい。</p>	<p>世帯主の重複チェックについて、エラーレベルを変更する予定はございません。申し訳ありませんが、同一年月日で世帯主変更を行う場合は、同一被保険者証番号の世帯主は必ず一人になるように設定いただくようお願いいたします(同一世帯内において、取得中の個人で世帯主区分が設定されている人は、1人になるように設定する)。 例) 元世帯主の世帯主区分を未設定に変更し、新世帯主の世帯主区分を設定する。</p> <p>現在のチェックでケアからクリティカルに変更しているエラーはございません。ただし、異動データ精査処理のチェック緩和、および異動データ精査処理の不具合改修等でエラーが減少したり、新たなエラーが出力される場合がございます。</p>

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
446	異動処理	2011/4/15	2011/4/20	3月審査分の異動精査結果チェックリストで名前の一部が で表示されている。医療費通知のガキはきちんと表示されているのか。また、 の部分は今後どうなるのか。	4/6にアップロードいただいた異動データにて氏名に が含まれているため、異動精査結果チェックリストに で表示されております。異動データで連絡いただいた通りに国保総合システムでは取り込まれるため、医療費通知を含む各種帳票にはそのまま として出力されてしまいます。保険者側にて で連絡いただいている部分を正しい文字に修正するよう対応をお願い致します。
447	異動処理	2011/4/22	2011/4/22	個人税区分や課税・非課税の異動連絡票について 個人税区分や課税・非課税の異動連絡票など今まで手書きで行っていた部分は今後どうなるのか。もし、システムにて操作することになれば、システムのどこを見ればよいか。	「個人税区分 課税・非課税」を所得区分、「システム」を国保総合システムのこととして回答させていただきます。現在送付いただいております異動データ（世帯）の項番57～62の所得区分の項目にて今後も報告いただくこととなります。修正・参照方法については、異動データ精査時であれば異動データ修正画面にて行うことができます。
448	異動処理	2011/4/20	2011/5/2	異動データ精査 チェックエラー K0011000 についての問い合わせです。 平成23年4月19日の事務連絡（データ精査エラーレベルの変更）にもとづいて、3月分の異動データで3件のK0011000のエラーが発生しました。いずれも、3月が65歳の誕生日のある月で、異動日が平成23年4月1日で退職非該当となった方たちでした。届出日は3月中です。ケアエラーではありますが、なるべく修正した方がよいとのことですので、どのように修正したらよいのでしょうか？3月末の異動の場合、3月中に未来日の異動を入れて保険証を発行したりすることはよくあることと存じます。	現在の設定としまして、異動データと国保総合システムの処理年月とが必ずしも正しい設定とはなっていないため、K00110のような処理年月を基準とした年齢計算等においてエラーとなることがございます。現在、処理年月は平成23年4月を設定しており、K00110のチェック仕様としては、処理年月の1日時点において、65歳以上で退職該当状態の場合エラーとなります。本稼働後は発生しないエラーかと思っておりますので、今回は無視していただいても問題ございません。
449	異動処理	2011/4/22	2011/4/26	後期高齢者医療制度加入者のエラーについて（エラーコードL0000500） 老人保健に加入をしていて、H20.4に後期高齢者医療制度が始まり75歳以上の被保険者が国保から後期へと移行になりH20.4.2付けで国保を喪失している場合、エラーコードL0000500のエラーになっていることが多く見られるのですが、どのように対応したらいいのでしょうか。	L00005のエラーはデータ区分が0（取得）が設定されている、かつ最新の得喪履歴の状態が喪失である、かつ世帯主区分が2（擬制世帯主）以外の場合に出力されます。データ区分に0（取得）が設定されている場合の最新の得喪履歴の状態は取得の事由を設定することでエラーが解消されます。
450	異動処理	2011/4/22	2011/4/26	擬制世帯主から一般の世帯主になる場合のエラーについて（エラーコードK0016000） 国保の資格を持っていない世帯主が、他の世帯員が国保の資格を喪失することで擬制世帯主から、一般の世帯主になった場合エラーコードK0016000のエラーになっていることが多く見られるのですが、どのように対応をしたらいいのでしょうか。	擬制世帯主から一般世帯主に変更する場合は、一度擬制世帯主を喪失し、取得の事由で一般世帯主の設定をしてください。 なお、K00160のエラーは世帯主区分に2（擬制世帯主）が設定されている、かつデータ区分に0（取得）が設定されている、かつ最新の得喪履歴の状態が喪失である場合に出力されます。
451	異動処理	2011/4/22	2011/4/26	退職区分の変更について 退職被保険者が退職本人から退職扶養者になった場合、退職本人喪失から退職扶養者取得というかたちで退職区分の変更とするデータを作成しているのですが、このような方法でいいのでしょうか。	退職本人から退職扶養者に変更する場合は、一度退職非該当を設定し、その後退職被扶養者の取得を設定してください。 設定例）得喪履歴の事由に以下を設定。履歴順は新 古 22（退職該当・家族） 31（退職非該当） 21（退職該当・本人） 1（取得）

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
1	過誤・再審査 保険者端末	2010/07/15	2010/07/16	返戻再審査についても、システムだけで処理できるのか。	ご推察のとおり、過誤返戻及び再審査につきましては、保険者端末から申し出が可能となっております。
2	過誤・再審査 保険者端末	2010/07/15	2010/07/20	過誤調整依頼理由や再審査申出理由は、保険者側で独自の理由をシステムに追加することが可能か。	「過誤調整依頼理由登録画面（1）」の「申出種別」、「理由番号」については保険者側で独自の理由を追加することはできません。ただし、「理由番号詳細」欄は任意のテキストを入力できるため、補足として理由を入力することは可能です。 「再審査申出理由登録画面（2）」の「申出種別」、「理由番号」、「理由内容」については保険者側で独自の理由を追加することはできません。ただし、「理由内容補足」、「備考」欄は任意のテキストを入力できるため、補足として理由を入力することは可能です。 【参考資料】 （1）次期電算システム保険者説明会資料5「保険者レセプト管理システムについて」22ページ （2）次期電算システム保険者説明会資料5「保険者レセプト管理システムについて」26ページ
3	過誤・再審査 保険者端末	2010/07/28	2010/08/02	レセプトの点検を業者に委託している場合、現在行っている付箋に関して、次期電算システムにおいても委託業者が再審査依頼をすることは可能か。それとも、委託している場合であっても再審査依頼は保険者自身がすべきか。	再審査依頼は、連合会とネットワークで繋がっている保険者端末でのみ行うことができます。外部業者がネットワークの繋がっていない端末で点検を行う場合、再審査の理由登録まで行えますが、再審査依頼をする事は、できません。外部点検終了後、オンライン端末で申出情報を作成し、再審査依頼を行います。
4	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/03	2010/08/16	次期電算システムにおいて実施する予定とされていますが、突合・縦覧・横覧点検ですが、具体的にどのような内容の点検を行うのか現時点で想定している点検の仕様を教えてください。また、このことによりこれまで保険者で行っていた突合・縦覧等の点検業務がどの程度軽減されるか、さらには毎月の再審査請求件数や保険者の点検による査定効果額にどの程度影響が出るものと想定されていますでしょうか。	次期電算システムにおいて実施予定の突合・縦覧・横覧点検は、現在構築中の状況であり、1月末に詳細な点検機能が公開される予定です。したがって、具体的にどのような内容の点検を行うかについては、2月実施予定の説明会において説明する予定ですが、判明次第ご連絡したいと思いますので、申し訳ありませんがその旨ご了承いただけますようお願い致します。
5	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 4ページNo2について 医科・歯科・調剤・DPC・訪問看護は、病院ごとで送られて来ますか？それとも番号順で送られますか？	当月審査分、過誤再審査結果登録済分ごとに送付する予定です。送付されてきたレセプトを保険者にて受領していただき、10ページの画面の中程にある機関コードで医療機関による検索、画面の左下にある被保険者証番号で被保険者証番号による検索が容易に行えます。
6	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 4ページNo2について 月遅れのレセプトは、どのように表示されますか？	月遅れという表示はされず、当月審査分の中に月遅れ分が含まれた状態で表示されます。10ページの画面の左側中程にある審査年月、診療年月（調剤年月）に月遅れの対象年月を指定することで月遅れ分のレセプト検索が容易に行えます。
7	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 4ページNo4について 資格確認データは、今までレセプト到着時に入っていた資格照合表の事ですか？ 給付確認データは、今までレセプト到着時に入っていた給付一覧表の事ですか？	4の自庁内データ取込業務は、共同電算未委託保険者等が資格確認及び給付確認が行われていないレセプトデータを、自庁内システムでチェックしたデータを出力し、レセ管に取込む業務です。したがって、自庁システムから出力される資格確認データ及び給付確認データの詳細については現時点では把握しておりませんが、仮にご使用いただく場合はシステム改修が必要になりますので、ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
8	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 4ページNo5について 担当割振とは、どのような事ですか？	点検対象レセプトを各レセプト点検担当者に割り振ることで。
9	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 5ページNo10について 再審査申出書は、今までの付せん紙の事ですか？	「再審査申出書」は、今までの「再審査申出・結果付せん」と同様のもの となります。
10	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 5ページNo10について 再審査申出表は、再審査申出書の集計表の事ですか？	「再審査申出表」は、「再審査申出書」の一覧表となります。
11	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 5ページNo10について 「過誤再審査依頼の候補レセプトに対して、一括又は選択により」とあり ますが、「一括又は選択」とは、どのようなことですか？	一括：検索画面で指定した条件と一致する過誤再審査依頼の候補レセプト 全てのことをいいます。 選択：上記から任意に選択することをいいます。
12	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 5ページNo14について 結果登録済レセプトは、「原審・容認」と分かれて表示されますか？	過誤再審査結果確認業務については現在開発中で仕様が固まっておりませ ん。2月実施予定の「次期電算システムの保険者端末に係る操作説明会」で は、具体的に説明する予定ですが、情報を入手し次第、ご連絡いたしま す。
13	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 6ページNo16について 任意項目データ取込業務とは、どのようなことですか？	標準で用意されていない項目を、任意にレセプト情報へ取り込むこと で、レセプト検索などで利用できます。
14	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 6ページNo18について メンテナンス業務は、点検業務に必要なことですか？	保険者のメンテナンス業務はレセプトの写しを印刷する時に必須な印刷事 由、および過誤再審査申出理由登録時に任意で入力する備考の定型文を登 録・修正・削除する業務で、点検業務において必須と考えております。印 刷事由には「紙による点検を行うため」といった内容、備考定型文には 「このレセプトには紙の参考レセプトがあります」といった内容を登録し ていただく運用を想定しております。
15	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 7ページNo20について スケジュール管理業務とは、どのようなことですか？	連合会に過誤再審査依頼を行うことができる期限を設定する業務のこ とで、指定した期限に自動で連合会に対し、過誤再審査依頼を行います。指 定する期限については保険者と連合会との間で調整が必要となります。
16	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 10ページについて 標準点検とは、単月点検のことでしょうか？	単月点検と同様です。
17	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 10ページについて 必須入力の点数表ですが、「医科・歯科入院」・「医科・歯科外来」・ 「DPC・調剤」は、どのような形式で表示されますか？	点数表の各チェックボックスをオンオフすることで、対象のレセプトを表 示します。例えば医科入院チェックボックスのみをチェックオンにして検 索すると、11ページの検索結果一覧画面には医科入院のレセプトのみが表 示され、医科外来と調剤のチェックボックスをチェックオンにして検索す ると、11ページの検索結果一覧画面には医科外来と調剤のレセプトが表示 されます。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
18	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 10ページについて 必須入力の基本項目に診療年月日を指定すれば、それに伴う調剤レセプトも表示されますか？	調剤レセプトの調剤年月が診療年月（調剤年月）の開始から終了の範囲内にあり、点数表の調剤チェックボックスがチェックオンになっていれば表示されます。
19	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 10ページについて 可能であれば、医科・歯科・調剤・DPC・訪問看護を別々に区分けし表示して頂きたいです。	点数表のチェックボックスのオンオフを切り替えることで、医科（「医科入院」及び「医科外来」をチェック）、歯科（「歯科入院」及び「歯科外来」をチェック）、DPC（「DPC」チェック）、調剤（「調剤」をチェック）ごとに表示することが可能となります。訪問看護の点検機能については、今後、提供予定の機能となっております。
20	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 11ページについて 画像形式の「TIFF」と「PDF」の違いを教えてください。	「TIFF」と「PDF」は画像ファイルの形式が異なるという違いとなります。レセプト点検を行う上では、特に違いはありません。
21	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 11ページについて 「別紙1 標準点検検索結果一覧CSVファイル(案)」を参照してくださいとありますが、このファイルは、どのように活用するのでしょうか？	画面に表示される検索結果一覧と同様のCSVファイルが出力されます。具体的な活用例はわかりませんが、出力されたCSVファイルはエクセルを使用して加工することが可能です。
22	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 12ページについて 「印刷」をクリックする箇所がありますが、どのような場面に印刷しますか？	紙レセプトを出力したい場合は、レセプトの写しが印刷出来ます。
23	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 12ページについて 「資格エラー一覧」と「給付エラー一覧」が画面に表示された場合操作は、どのように進めればよいでしょうか？ 点検員としては、「給付エラー一覧」を見ればよいでしょうか？	「資格エラー一覧」の例としては、「証番号登録無」・「喪失後受診」・「高齢者該当」、「給付エラー一覧」の例としては、「全部重複」・「初診1月内」・「入院中受診」が表示される予定です。それらの情報は、過誤・再審査の申し出を行う上での参考情報として利用して下さい。
24	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 13ページについて 必須入力の基本項目と点数表を入力して「医科の外来・調剤」・「医科の入院・外来」「歯科の入院・外来」「DPCは自院、他院問わず」突合点検するには、どのように操作したらよろしいでしょうか？	突合点検の点数表としては、「医科 調剤」、「歯科 調剤」、「調剤 医科」、「調剤 歯科」、「調剤 医科歯科」を選択することが可能となる予定です。従いまして、お問い合わせ内容の「医科の外来・調剤」については、点数表で「医科 調剤」を選択し、入院・外来で「外来」を選択することで、突合点検が可能となる予定です。「医科の入院・外来」及び「歯科の入院・外来」については、突合点検ではなく標準点検を利用し、点数表、被保険者証番号、機関コードを入力することで検索対象となるレセプトを絞り込み、点検をしていただくことが可能となる予定です。また、「DPCは自院、他院問わず」については、突合点検ではなく縦覧点検を利用し、点数表、被保険者証番号を入力することで検索対象となるレセプトを絞り込み、点検をしていただくことが可能となる予定です。
25	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 15ページについて ボタン表示の「点検済」をクリックするとその後、どのような表示になりますか？	「点検済」が表示されているレセプト上段部分については、現在のレセプトの状態を表す表示項目です。よってクリックすることはできません。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
26	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 15ページについて 操作途中で中止する場合、どのように操作したらよろしいでしょうか？	「戻る」ボタンをクリックすることで中止することができます。なお、過誤再審査申出を完了してしまった場合は、過誤再審査申出の取り消しを行う必要があります。
27	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 15ページについて 「操作履歴」をクリックすると、どのような表示になりますか？	現在表示しているレセプトに対して行った操作(再審査申出を行った、レセプトの写しを印刷した等)の履歴を、別画面で一覧表示します。
28	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 15ページについて 再審査提出時の参考レセプトの添付・表示の仕方は、どのように操作したらよろしいでしょうか？	参考レセプトが電子レセプトの場合は、申出の際に参考レセプトを選択していただくこととなります。参考レセプトが紙レセプトの場合は、参考レセプトを連合会へ送付する必要があります。
29	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 15ページについて 再審査提出時、原本同士を提出する場合は、どのように操作したらよろしいでしょうか？	過誤再審査申出の登録時、疑義レセプトと参考レセプトを指定していただきます。申出登録後、過誤再審査依頼時に対象となった疑義レセプトを選択し、依頼していただきます。
30	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 16ページについて H23年3月までのレセプトは紙となっておりますが、縦覧点検はどのようにすすめたらよろしいでしょうか？また、電算化になる前のレセプトのデータは、何カ月分入っているのでしょうか？	レセプトが電算化となるのは平成23年5月審査分のレセプトからと予定していますので、H23年3月以前のレセプトと電算化以降のレセプトの縦覧点検は紙レセプトと画面との点検を予定しております。また、電算化になる前のレセプトのデータは入っておりません。
31	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 16ページについて 紙レセプトと、電算レセプトを同時に再審査に提出する場合は、どのようにしたらよろしいでしょうか？	電算レセプトは、レセ管を利用して再審査申出をしていただき、紙レセプトは現行どおり、郵送していただく運用を検討しております。
32	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 16ページについて マーカーや、3月に一度の検査など、今まで用紙に控えていましたが、電算化になるとどのような方法がありますか？	レセ管では、「腫瘍マーカー」や「3月に一度の検査」による診療行為による検索は、できない予定ですが、連合会の一次審査で行う予定となっております。
33	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 16ページについて 縦覧点検をする場合に、前月分のレセプトを見たいときは、どこを操作すれば一番簡単に表示できますか？	点検画面の右側レセプトの「前レセ」ボタン、もしくは「次レセ」ボタンをクリックして、目的のレセプトを表示して頂くことが可能となります。
34	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/12	2010/08/23	6月保険者説明会 資料5の保険者レセプト管理システムについて 23ページについて 再審査を提出した場合、原本のレセプトは、データとして保険者に残りますか？	保険者が連合会に対し、過誤再審査依頼を行い、連合会が過誤再審査レセプト受領を行うと、レセプト原本は保険者から連合会に移動することになりますが、移動したレセプトは保険者から参照可能となる予定です。なお、過誤再審査依頼を行っていないレセプトの原本は保険者に残ります。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
35	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/19	2010/08/23	資料5のレセプト点検内容について質問です。 点検中に再審査提出できる内容が見つかった時、その都度、再審査申し出の処理をするのでしょうか？	再審査提出できる内容が見つかったときには、再審査申出の「理由登録」まで行い、一部(または全て)のレセプトに対して理由登録した段階で、再審査申出等の各種申出をするという流れを想定しています。詳しくは、「レセプト管理システムについて」P12とP23～26をご参照ください。画面上に表示されたレセプト(P12)に再審査提出できる内容が見つかった時、画面下の「再審査」ボタンをクリックすることで、再審査申出理由登録画面(P23)が表示され、この画面上で理由登録をしていただきます。一部(または全て)のレセプトの点検が終了した場合、「過誤再審査依頼」業務にて、理由登録されたレセプトを連合会へ申出することが可能になります。
36	過誤・再審査 保険者端末	2010/8/19	2010/8/23	資料5のレセプト点検内容について質問です。 単月点検で縦覧提出できる内容があった場合、前月レセプトを提出したかわかる様に表示されているのでしょうか？	標準点検画面を利用し、単月点検で縦覧提出できる内容があった場合、前月レセプトを提出したかわかる様に表示されてはおりません。前月レセプトを提出したか確認する場合は、レセプト照会画面を利用して確認することができます。なお、レセプト照会画面では、保険者管理分、連合会依頼中、返戻済分のレセプトを汎用的に検索し、一覧表示することが可能です。
37	過誤・再審査 保険者端末	2010/08/19	2010/08/23	資料5のレセプト点検内容について質問です。 レセプトが到着しましたら、単月点検ではなく、最初から前月(例えば半年分)と、縦覧しながらの点検に入ってもよろしいのでしょうか？ また、調剤レセプトとの突合が終わってからでなければ、縦覧点検はできないでしょうか？単月点検しながら、前月(約半年分のレセプト)を縦覧で見たいものだけを簡単に、2画面にして見る事は可能でしょうか？(入院・外来・調剤・すべてのレセプトも同様に...)	各種点検の順番に制限はありません。すなわち、縦覧点検から実施しても問題ありません。調剤レセプトとの突合が終わってからでなければ、縦覧点検ができないということもありません。また、単月点検しながら縦覧で見たいレセプトを2画面表示することは可能です。資料5のP12の画面下にある「縦覧」ボタンをクリックすることで、画面右側に縦覧対象のレセプト一覧が表示され、一覧にあるレセプトを選択し、「レセ表示」ボタンをクリックすることで、2画面表示されます。
38	過誤・再審査 保険者端末	2010/8/19	2010/8/24	資料5の再審査申出について 1枚のレセプトに対して、再審査申出が何件もある場合、どの様な手順になりますか？個々で再審査申出し、申出登録した場合、最終的に個々の申出をまとめるときは、どのようにしたらよろしいのでしょうか？ また、レセプト点検員個々での提出でしょうか？本市で一括して連合会に提出するのでしょうか？再審査申出を連合会に提出する場合、今までは「市内(市立病院・病院・その他はあいうえお順)・市外(医療機関コード順)・道外・歯科」の順で、こちらで整理して提出していましたが、レセプト管理システムでは、どのようになるのでしょうか？	例えば、1枚のレセプトに対して3つの疑義があった場合には、P23～26の再審査申出理由登録を3回行った後に「過誤再審査依頼業務」で依頼申出をするという手順になります。具体的には、以下のような手順となります。 (1)「標準点検-基本表示画面」(P12)の下にある「再審査」ボタンをクリックする。 (2)「再審査申出理由登録画面」(P23～26)で理由登録をする。 (3)「レセプト点検画面」で対象のレセプトを再度検索し、(1)～(2)の手順を繰り返す。 (4)「過誤再審査依頼検索画面」で対象のレセプトを検索後に表示される、「過誤再審査依頼検索結果一覧」にて依頼するレセプトを選択し、「依頼」ボタンをクリックする。 (4)については添付資料「過誤再審査依頼の流れについて」をご参照ください。 したがって、レセプト管理システムでは「市内・市外・道外・歯科」順のように整理して提出する必要はありません。また、「レセプト点検員個々で提出」、「貴市で一括して提出」のどちらも可能です。
39	過誤・再審査 保険者端末	2010/8/19	2010/8/24	資料5の再審査申出について 再審査に提出する際の申出理由内容は、全国共通で決められた一覧表により選択するだけで良いのでしょうか？また、決められた一覧表の内容には、ほとんどの理由内容が入っているのでしょうか？	P23の「再審査申出理由登録画面」において、全国共通で決められた一覧表(理由番号、理由内容)により選択することになります。また、一覧表の内容には、ほとんどの理由内容が入っていますが、該当する項目がない場合は、その他を選択していただくことになります。なお、全国共通で決められた一覧表以外に入力が必要な場合は、「理由内容補足」及び「備考」欄を利用し、自由に入力することが可能です。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
40	過誤・再審査 保険者端末	2010/8/19	2010/8/24	資料5の再審査結果について 何ヶ月前の再審査結果レセプトを、原審で戻ってきているものなのか、容 認で戻ってきているものなのかの確認は、可能ですか？	過去の再審査結果レセプトについて、再審査結果を確認することは可能で す。基本表示画面（P12）の左にある「レセプト表示領域」に表示されるレ セプトイメージに、再審査結果レセプトが表示される想定です。また、基 本表示画面の右上にある「申出履歴」をクリックすることで、申出理由お よび申出結果の履歴を参照することが可能となる予定です。
41	過誤・再審査 保険者端末	2010/8/24	2010/8/26	連合会に再審査したレセプトをその後、参考レセプトにすることは可能で しょうか。	連合会に再審査申出中のレセプトを、別の再審査申出において参考レセプ トとすることは不可能です。なお、連合会に再審査申出前のレセプトにつ いては、別の再審査申出において参考レセプトとし、連合会に再審査依頼 することは、可能となる予定です。また、再審査申出結果が登録されたレ セプトについて、参考レセプトとすることも可能です。
42	過誤・再審査 保険者端末	2010/8/24	2010/8/26	標準点検しながら、別のレセプトを開くことはできますか。	可能です。具体的には以下のような操作となる予定です。「次期電算シス テム保険者説明会 資料5」をご参照ください。 (1)「標準点検検索画面(P10)」でレセプトを検索する。 (2)「標準点検検索結果一覧画面(P11)」の左下にある「2面表示(本紙)」ボ タンをクリックする。 (3)「2面表示画面(P18)」(1)に、P11の検索結果一覧に表示されたレセプ トから2つが表示される。 画面右下の「次レセ」または「前レセ」ボタンをクリックすると、P11の 検索結果一覧に表示された (1)P18の「2面表示画面」は縦覧点検の画面 を表していますが、標準点検でも同様の画面が表示されます。なお、「2面 表示画面」の右下にある「追加検索」ボタンをクリックすることで、右側 に表示されるレセプトを検索し、再度表示することが可能になることが想 定されますが、現在開発中のため仕様が固まっておられません。2月実施予定 の「次期電算システムの保険者端末に係る操作説明会」では、具体的に説 明する予定です。
43	過誤・再審査 保険者端末	2010/8/31	2010/9/6	現在レセプト点検については、直営で職員が行っているが、パソコンの操 作が不慣れなため点検用として引き続き紙レセプトでの提供を希望いたし ます。特別業務等有償となってもかまいませんので、検討をお願いします 。保険者端末から写しの印刷は可能とのことですが、枚数が多く時間も かかることから、引き続き連合会で一括印刷で対応していただきたく願 いいたします。なお、再審査依頼、過誤等については、ご示しのとおり端 末より入力いたします。	次期電算システム稼働後、レセプトを本会で印刷する予定はございません ので何卒ご理解願います。来年2月に端末機を利用した研修会を開催し、レ セプト点検に関する内容についても研修いただく予定をしておりますので 申し添えます。
44	過誤・再審査 保険者端末	2010/09/16	2010/10/01	過誤調整について 今まで資格照合表のエラーを処理していましたが、オンライン化にあっ て資格照合表の紙はどうなりますか。なくなりますか。	オンライン化にあたって現行の資格照合表の紙はなくなります。資格確 認、給付点検の結果は、結果確認・エラー容認一覧画面に表示されますの で、その画面から結果確認およびエラー容認を行うこととなります。 なお、確認結果については帳票出力も可能です。（診療報酬明細書資格確 認結果表・国民健康保険給付確認結果表）

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
45	過誤・再審査 保険者端末	2010/9/16	2010/9/24	資格照合表のデータについて 資格照合表は6ヶ月しか表示できませんが、オンライン化によって国保のエラーも6ヶ月しか表示できませんか。表示できる期間は変わりますか。	次期システムでは資格確認、給付点検のチェック結果は、ある期間を過ぎても削除するようなことはいたしません。エラーに対する容認や、エラー内容の過誤調整を行わない限り、エラーは残り続けます。次期システムでは連合会で検出したエラーを容認あるいは過誤調整していただく運用想定になっています。(医療費通知、無受診世帯一覧などエラーになっているものを対象外にする処理がいくつかあります。)保険者端末の画面にて結果確認・エラー容認一覧画面に表示します。この際の検索条件としてはエラーを検出した年月を指定して抽出表示することができます。
46	過誤・再審査 保険者端末	2010/9/16	2010/9/21	過誤・再審査で提出したレセプトについて 過誤・再審査で提出したレセプトで再審査で点数が違っていた場合、提出が1回目か2回目かどうか、オンライン化になった場合、どのようにしてわかるのか。	次期電算システム保険者説明会において提示させていただいた資料5「保険者レセプト管理システムについて」の基本表示画面（P12）右上にある「申出履歴」をクリックすることで、申出理由及び申出結果の履歴を参照することが可能となる予定です。そちらの画面を利用し、再審査申出の提出が1回目か2回目かどうか、確認していただくこととなります。
47	過誤・再審査 保険者端末	2010/10/5	2010/10/7	外部点検委託業者が、診療内容の点検を行っている間に、同時に保険者で同レセプトの資格点検をすることができるのか。	ご質問の同時の点検は可能ですが、オンライン端末の処理が優先される仕様となっており、同じレセプトで過誤と再審査があった場合は、オンライン端末で処理する過誤または再審査の申出が優先され、外部点検の再審査については取込時にエラーとなります。
48	過誤・再審査 保険者端末	2010/10/15	2010/10/21	レセプトの写しを印刷する時に例えば、3万件まとめて出力が可能か？ その際、印刷事由を1件ずつ入力ではなく、まとめて入力することは可能か？	レセプトの写しを印刷する時は、1回につき、最大9,999件までの出力が可能となる予定です。3万件を印刷する場合は、4回に分けて印刷することが可能です。その際、印刷事由を1件ずつ入力ではなく、まとめて印刷する都度（上記例では4回）入力することとなります。
49	過誤・再審査 保険者端末	2010/11/17	2010/11/19	1. 保険者レセプト管理システム稼働後、レセプトデータが蓄積されていくと思うが、電子レセプトのデータはシステム上で、何年間保存される予定か。 2. 保存されている電子レセプトは何年前まで遡って閲覧できるのか。（例えば、平成27年4月に閲覧するとするとシステム稼働からの平成23年5月までのレセプトが全部見ることが出来るのか。それとも2年前までである平成24年4月からしか見ることが出来なくなるなど） 3. 全部見ることが出来なくなる場合、こちらでバックアップデータを保存したいと考えているが画像データの吐き出しは可能か。	1. 平成23年5月より稼働する保険者レセプト管理システムにて、電子レセプト原本は5年間保存する予定です。 2. 保存されている電子レセプト原本は、5年間閲覧可能となります。例えば、平成27年4月に閲覧する場合は、平成23年5月審査分以降で保険者レセプト管理システムに保存された電子レセプト（原本）を見ることが可能となります。 3. 画像データの吐き出し機能は、ございません。5年以上前の電子レセプト（原本）のバックアップについては、ハード環境や機能追加等クリアしなければならない問題があり、現在のところ想定しておりませんが、今後の状況によって判断していきたいと思っております。
50	過誤・再審査 保険者端末	2010/12/03	2010/12/06	レセプトの再審査についてお伺いします。そちらの再審査が終了したものは、国保総合システムのレセプト管理システムから参照することができると思いますが、再審査が終了した案内は来るのでしょうか。 また、再審査終了分はまとめて公開されるのでしょうか。それとも再審査が終了した分から随時公開されるのでしょうか。なお、再審査結果を一覧で確認できる、あるいは、一覧表を出力できるような機能はありますか。	再審査が終了した案内を送付する予定はございませんが、事前に再審査が終了したレセプトの公開日を決めて運用することを検討しております。また、再審査終了分は、再審査申出結果登録済分、突合申出結果登録済分、縦覧申出結果登録済分ごとに同月審査決定したレセプトと一緒にまとめて公開する方向で検討しております。なお、再審査結果のレセプトは、「依頼結果検索結果一覧画面」で確認できます。申出、結果の詳細情報については「依頼結果詳細表示画面」で確認できます。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
51	過誤・再審査 保険者端末	2010/12/06	2010/12/13	再審査提出時に、過去の受診歴の画面ハードコピーを参考資料として添付する場合がありますが、レセプト管理システム稼働後は、紙の参考レセプトと同様にハードコピーなどを参考資料として連合会に送付することは可能でしょうか。	基本的には疑義レセプトと参考レセプトのみをレセ管から申し出していた だく想定です。なお、申し出するレセプトが電子で、参考レセプトが紙の 場合の運用につきましては現在検討中のため、判明次第ご連絡いたしま す。
52	過誤・再審査 保険者端末	2010/12/15	2010/12/22	12月14日に開催の国保総合システム説明会資料No.9において、保険者は原 本レセプトを印刷できないと説明を受けましたが、医療機関から提出され る紙レセプトについても、電子化されて市町村に提供されると解釈してよ いか。	ご認識のとおり、医療機関から提出される紙レセプトについてはOCRによる 画像化した状態で市町村に提供します。(紙レセプトの画像が原本となるた め、医療機関から提出された紙レセプトは、一定期間後、廃棄します)た だし、電子化された紙レセプトについても、保険者は原本レセプトの印刷は できないので紙レセプトの画像も印刷できないことになります。
53	過誤・再審査 保険者端末	2010/12/16	2010/12/27	連合会でいったレセプト点検の内容を保険者端末のレセ管システムで内容 等を確認することは可能となるのでしょうか。	連合会の一次審査において、査定となったレセプト(レセ電レセプト及び紙 レセプト)が、現行と同様に査定された後の状態(査定箇所に取り消し線が 引かれ、査定後の点数が表示された状態)でレセ管の画面から確認するこ とが可能となる予定です。また、レセ電レセプトについては、縦覧点検・突 合点検で査定となったレセプトについても、査定された後の状態でレセ管の 画面から確認することが可能となる予定です。
54	過誤・再審査 保険者端末	2010/10/15	2011/01/13	縦覧点検について 突合の縦覧点検とはどのように申出を行うのか。 例えば48日分しか処方できない薬品のレセプトを点検する際は、3か月分の 調剤レセプトを点検する場合があります。その申出を行う場合は、医科と調剤 のレセプト3か月分を申出しています。 レセ管ではどのように申出を行うのでしょうか？	外部点検において、突合の縦覧点検として、連合会へ以下の～のレセ プトを送付するためには、以下の1及び2を実施していただく予定です。 H23.7診療分の調剤レセプト H23.6診療分の調剤レセプト H23.5診療分の調剤レセプト H23.7診療分の医科レセプト H23.6診療分の医科レセプト H23.5診療分の医科レセプト 1. 外部点検データ取出について 調剤の縦覧点検として～ 突合点検として～ 医科の縦覧点検と して～ を割振りのうえ、外部点検データ取出を実施する 突合点検として～ を取り出す場合、突合対象のレセプト～ も取 り出される 2. 外部点検の申出について 以下のア、イ、ウについてそれぞれ申出を行う ア) 突合点検にて疑義レセプト：、参考レセプト イ) 縦覧点検にて疑義レセプト：、参考レセプト、 ウ) 縦覧点検にて疑義レセプト：、参考レセプト、 レセ管システム本体へ取込むことで、レセプトを共有する結合グルー プ (、、、、、のレセプトが対象)が作成される
55	過誤・再審査 保険者端末	2011/3/4	2011/3/15	過誤申出に係る国保総合システム保険者スケジュールについて ・平成23年2月の操作研修会で参考としていただきましたスケジュール案の 中で、5月16日と6月15日に過誤申出締切日とありますが、具体的には何月 審査分をこの日までに申出することとなっているのでしょうか。 上記関連 ・平成23年4月審査分については資格照合表での電算処理はされないため、 参考資料とするとのことでしたが、この事務手続きは6ヵ月以前の過誤申出 手順ということで様式第1号、第2号による申出を行うものと理解していま すが、この分の締切が5月16日ということでしょうか。また、この様式はHP や保険者Web等でダウンロード可能なものになるのでしょうか。	4月審査分までの過誤の申出につきましては国保総合システムに変更となる ことにより、資格照合表での処理ができなくなる以外には申出方法及び スケジュールに変更はありませんので、今までどおり申出を行ってくださ い。ご推察のとおり、保険者レセプト管理システム(レセ管)から申出がで きない紙レセプトは、様式第1号、第2号を使用して申出を行っていただく こととなりますので、様式の雛形をホームページに掲載する予定です。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
56	過誤・再審査 保険者端末	2011/3/14	2011/3/18	レセプト取下依頼の処理方法について 国保総合システムでのレセプト取下依頼はどのように処理されるのでしょうか。	レセプト取り下げを医療機関からの返戻依頼としてご回答いたします。医療機関から保険者へレセプトの返戻依頼があった場合、保険者としてはまず、レセプトの所在を確認いたします。レセプト照会画面より対象のレセプトを検索し、基本表示画面にレセプトを表示します。画面左上のレセプト状態アイコンに「保険者」が表示されている場合はレセプトの所在は「保険者」にあることとなります。「連合会」が表示されている場合はレセプトの所在は「連合会」にあることとなります。レセプトの所在が「保険者」にある場合は過誤調整依頼理由登録画面を使用し、返戻の過誤調整依頼をしていただきます。その時、実施主体には「保険医療機関等」、理由には「医療機関等から依頼返戻」を選択します。依頼登録後、連合会に対し、過誤再審査依頼を行いますと、連合会で受領後、医療機関へレセプトが返戻されます。なお、「連合会」にレセプトがある場合本会に連絡いただきますようお願いいたします。
57	過誤・再審査 保険者端末	2011/3/14	2011/3/18	レセプト点検における点検観点ごとの対象件数について レセプト点検を行う際、標準点検・突合点検・縦覧点検の3つの観点それぞれにおいて担当割振を行うことと思いますが標準点検については、対象とする点数表の全てをチェックすることで全件を対象として割り振ることになると理解してよろしいでしょうか。（資格エラー等を除いた通常のレセプトということで） 突合点検については、対象とする点数表の組み合わせ全てを割り振っても突合できないレセプトもあることから、全件を割り振ることにはならないと理解してよろしいでしょうか。 縦覧点検については、対象とする点数表の全てをチェックしても縦覧対象となるレセプトが過去に無ければ、割り振りの対象から除外されると理解してよろしいでしょうか。また、その場合初回受領分のレセプト（5月審査分）については縦覧点検で割り振ることのできるレセプトは無いということになるのでしょうか。	全件のレセプトを割振するためには、点数表を全てチェックする他に、必須項目を入力する必要があります。「国保総合システム 保険者操作研修会 資料3 ～保険者レセプト管理システム編」の頁58をご参照下さい。当月審査分のレセプトを全て標準点検観点で担当割振を行う場合には、「対象となる点数表の全てをチェックする」以外に、「保険者種別の「国保」と「退職」をチェックする」、「審査年月を当月審査分の範囲で入力する（例：「平成」「23」年「05」月～「平成」「23」年「05」月）」ことが必要となります。 ご認識のとおりです。突合点検観点の割振については、突合対象のレセプトが存在するレセプトのみを割振することができます。 ご認識のとおりです。また、初回受領分のレセプト(5月審査分)について、縦覧点検で割り振ることのできるレセプトは「無い」あるいは「少量存在する」のいずれかであると想定しています。初回受領分のレセプトの中に同一被保険者のレセプトが複数診療月に存在する場合は、縦覧点検の対象となりますが、そのようなケースは少ないと思われるため上記想定をしております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
58	過誤・再審査 保険者端末	2011/4/25	2011/5/2	資料3 国保総合システム保険者操作研修会 保険者レセプト管理システム編 手順書P41(69)についてどのような疑義の場合にどの申出種別、理由を選択したらいいかパターンを一覧等で提示してほしい。	<p>申出種別、理由の選択については、以下のように申出種別ごとに選択してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申出種別：返戻の場合 資料3 国保総合システム保険者操作研修会 保険者レセプト管理システム編 P.20の資料右側の内容をご確認ください。 <p>理由の内容について 一覧に表示されている理由から選択をします。理由の内容については全国の連合会から理由を決定しています。該当が無い場合は理由内容に近いもの、その他を選択してください。</p> <p>同様に他の申出についても下記を参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申出種別：保険者振替の場合 保険者レセプト管理システム編 P.31の資料右側の内容をご確認ください。 申出種別：調整の場合 保険者レセプト管理システム編 P.41の資料右側の内容をご確認ください。 申出種別：指導・監査の場合 保険者レセプト管理システム編 P.44の資料右側の内容をご確認ください。 申出種別：保険制度修正の場合 保険者レセプト管理システム編 P.47の資料右側の内容をご確認ください。 申出種別：限度額1/2調整の場合 保険者レセプト管理システム編 P.52の資料右側の内容をご確認ください。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
1	再審査 外部点検端末	2010/6/9	2010/6/10	保険者が今後レセプト点検をどう運用していくのか。	次期電算システムの保険者レセプト管理システムを利用し、保険者端末においてレセプト情報を受領することにより端末画面で検索・点検・理由登録を行うこととなります。なお、連合会での1次審査において新たにレセプト電算処理システムで突合・縦覧・横覧点検を実施する予定であり、また、保険者レセプト管理システムの点検業務には、標準点検・突合点検・縦覧点検の抽出機能が実装されます。保険者レセプト管理システムの保険者業務機能については、6月3日付け事務連絡にて送信しました、資料6の4ページより記載がございますので参考とさせていただきます。
2	再審査 外部点検端末	2010/6/29	2010/6/30	連合会における、レセプトの1次審査の範囲として「突合点検」「縦覧点検」を行うのか。	「突合点検」「縦覧点検」に加え「横覧点検」も連合会の1次審査の中で行う予定となっておりますが、詳細内容については現時点で未定です。また保険者の方ではレセプト管理システムを使用し、「突合」及び「縦覧」の抽出機能により画面に該当レセプトを表示し、目視による点検が可能です。
4	再審査 外部点検端末	2010/07/14	2010/07/15	現状は、レセプト点検する際に、役所内の点検用の部屋に外部の業者に来てもらい、そこに紙レセプトを持ち込んで点検している。 次期電算システムの稼働後は紙レセプトがなくなるため、システムで受け取ったレセプトデータを外部媒体を介して外部委託業者に送付して点検してもらおうことを考えているが、業者と外部媒体でデータをやり取りしてもいいか？	外部点検のクライアント用に抽出するデータは、暗号化されているため簡単に解読されるデータではないと認識しております。したがって、外部委託業者とのやり取りでの事故等で個人情報流出することは想定してはおりませんが、外部へのデータ持ち出しについては、保険者側のセキュリティポリシーの問題と判断いたします。
5	再審査 外部点検端末	2010/07/15	2010/07/20	画面により一覧表示した該当レセプトを点検担当者に割り振るとあるが、点検業務を業者委託による外部点検とした場合は、レセプト情報ファイルを作成する専用機器（例：DVDRW）を保険者で用意する必要があるのか。 この専用機器の用意が必要な場合は、機器の詳細を伺いたい。	専用機器としてはDVDRW等のメディア装置が必要となります。使用可能なメディア装置につきましては、次期電算システム保険者説明会資料5「別紙9 外部点検クライアントハードウェア等調達仕様書 暫定版 抜粋」の「表1.1-1 外部点検クライアント」に記載されているメディア装置の仕様をご参照ください。
6	再審査 外部点検端末	2010/07/15	2010/07/20	外部点検業務の場合は、過去のデータや点検データを記憶媒体に取り込む方法として、一括、分割のどちらとなるのか。	「外部点検データ取出業務」では、レセプトを「一括」での取り出し、及び「分割」での取り出しも可能となります。
7	再審査 外部点検端末	2010/07/15	2010/07/20	中央会から配布となる外部点検用クライアントアプリは、 外部委託点検業者のサーバにインストールすることで、サーバからのネットワーク点検PC端末で点検処理をするシステム 外部委託点検業者のオフライン点検PCで点検処理をするシステム 上記、に対応するシステム のいずれの仕様なのか。	「外部委託点検業者のオフライン点検PCで点検処理をするシステム」となります。
8	再審査 外部点検端末	2010/07/28	2010/08/02	レセプトの点検を業者に委託している場合、点検の際はレセプトを印刷して点検するという事は可能か。	レセプトを印刷しての点検はできない想定です。外部点検端末の画面上で点検することを想定しています。保険者側で、レセプトの写しを印刷して外部業者に渡すことは可能ですが、外部点検用に抽出したデータは、印刷することができません。紙で外部点検した場合、保険者側で戻って来た紙レセプトを参照し外部業者で作成した申出を保険者側の端末を使用して、再度申出情報を作成することになります。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
9	再審査 外部点検端末	2010/08/05	2010/08/12	当市では現在レセプト外部点検を検討していますが、外部点検用アプリについて、複数端末での利用をする場合、どのような利用イメージとなるのでしょうか。（レセ管システムで点検用データを担当者別に振り分けて複数データを作成する方法以外で想定される方法はありますでしょうか。）また、外部点検用アプリを委託先の端末にインストールする場合、ライセンス数などによる台数制限は一切ないということによろしいのでしょうか。	外部点検を複数端末で利用する場合は、お問い合わせ内容にありますように、レセ管システムで点検用データを担当者別に振り分けて複数データを作成する方法を想定しています。その後、振り分けた複数データは、複数の外部点検端末に取り込み、各担当者ごとに作業する運用を想定しています。具体的には、外部点検端末Aは担当者X、外部点検端末Bは担当者Y、外部点検端末Cは担当者Zが利用するイメージを想定しています。また、現時点において、外部点検用アプリのライセンス数などによる台数制限は、ない予定です。
10	再審査 外部点検端末	2010/08/05	2010/08/10	システム操作説明会について質問します。 次期電算システムの保険者端末に係る操作説明会は2月に実施予定となっておりますが、外部点検用アプリについての操作説明会は開催されるのでしょうか。開催される場合、実施時期はいつ頃になるのでしょうか。	現在、次期電算システムの点検機能と、外部点検の点検機能の違いについて、中央会へ問い合わせ中です。2月実施予定の「次期電算システムの保険者端末に係る操作説明会」では、次期電算システムの点検機能を中心に、外部点検と点検機能との違いについても具体的に説明する予定です。
12	再審査 外部点検端末	2010/8/31	2010/9/2	レセプト点検外部委託の場合について 理由登録等（現行の紙レセプトの付箋記載）は外部アプリを利用し委託先で作成可能なようですが、その後の作業の申出情報（レセプトへのコード入力等）は、委託先ではなく保険者で行わなくてはならないのでしょうか。保険者で行う場合、レセプトに入力するコードというのは、具体的にどのような方法で確認を取り合えばよいのでしょうか。	その後の作業の申出情報は、委託先ではなく保険者で行う必要があります（お見込みの通りです）。外部点検データ取出から、連合会への過誤再審査依頼までの具体的な流れは以下の通りです。 外部点検データ取出を行い、外部点検データを委託業者へ搬送する 委託業者による点検（疑義レセプトがあれば、理由登録を行う） 委託業者から、点検済（理由登録済）レセプトを受領する 外部点検結果データ取込を行う委託業者から、点検済（理由登録済）レセプトを受領する 「取込結果一覧」画面より「理由登録」画面を起動し、詳細な申出箇所（傷病、摘要）を指定する 「過誤再審査依頼」業務にて連合会への依頼を行う（夜間バッチによる自動依頼も可能です） 外部点検を行ったレセプトが、レセ電コード情報の場合には、画面審査を行うため上記作業（～）をすべて行いますが、外部点検を行ったレセプトがOCR（紙レセ）で読み込みした画像レセプトの場合には、書面審査のため の作業が不要となります。なお、外部点検機能については、現在未だ検討段階となりますので、上記回答内容と実際に提供される機能に相違がある可能性がございます。その旨ご了承いただければと存じます。
13	再審査 外部点検端末	2010/9/29	2010/10/5	レセプト点検を外部委託しており、今後電算化となった場合も外部委託予定です。平成23年5月審査分のレセプトから電算化予定とのことですが、平成23年3月以前のレセプトと電算化以降のレセプトの縦覧点検は紙レセプトと画面との点検をするということでしょうか。また委託先での縦覧点検は可能ということによろしいでしょうか。	ご推察のとおり、電算化以前の紙レセプトとの縦覧点検は、紙レセプトと画面との点検をしていただく予定です。また外部委託先での縦覧点検は平成22年10月1日付け北国保連シ第193号に添付の外部点検クライアント仕様を満たしているものにおいて可能ですが、外部点検の機能については同日付けの事務連絡をご参照願います。
14	再審査 外部点検端末	2010/10/5	2010/10/7	外部点検について、外部委託したものについては保険者のオンライン端末で、申出情報にかかる傷病名等を画面から選んで設定する作業が発生するというイメージなのか。これについては、外部委託業者が設定したものを、そのままオンライン端末に設定して申出ができる仕組みに改善されることはあるのか。	お見込みのとおり、原本がコード情報のレセプトの外部点検では、外部点検として取出した場合、画像レセプトの取扱いとなる（コード情報として持たなくなる）ので、外部点検結果をオンライン端末に取り込む際に、コード情報として申出箇所を登録する作業が発生いたします。（原本がコード情報のレセプト＝電子レセプト）現在、外部点検でコード情報で取り出すとなると、コード情報の基となるマスタファイルが膨大となるなどの理由により、画像レセプトの形で取り出す方法となっており、今のところ改善が見込めない状況です。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
15	再審査 外部点検端末	2010/10/5	2010/10/7	オンライン端末は、外部点検委託業者に設置することは可能なのか。	連合会の保険者ネットワークを利用したオンライン端末なので、その接続先は保険者のみとしており、外部点検委託業者に設置できない仕組みとなっております。
16	再審査 外部点検端末	2010/10/5	2010/10/7	委託業者で外部点検する場合、点検用クライアントアプリについては、保険者から国保連合会に必要な台数分を依頼すれば、無償でもらえるものなのか。	点検用クライアントアプリについては、オンライン端末から保険者がダウンロードにより媒体に取り込み、外部点検委託業者に提供いただく方法を想定しております。アプリについては無償でダウンロードできます。
17	再審査 外部点検端末	2010/10/4	2010/10/13	当町では、今年度から外部委託によるレセプト点検を実施しております。次年度以降の電子レセプト点検の実施は当然のことながら未経験で不安もあるのですが、10月1日の事務連絡で通知のあったオンライン点検と外部点検との処理内容の相違について教えて下さい。外部委託した際、当該月のレセプト電子データを一括、外部点検委託業者が受理します。その後、再審査請求の電子レセプトデータが仕分けされた状態で納品され、保険者が連合会にデータ送信する際に、「申出箇所を指定」することで再審査依頼が完了すると把握しました。この内容把握で問題ないか、更には保険者が実施する「申出箇所を指定」する行為は面倒なものではないのかをお尋ねします。	オンライン点検と外部点検との処理内容の相違については、「（別紙）オンライン点検と外部点検の機能の違い」をご参照ください。「申出箇所を指定」することの内容把握については、ご認識のとおりで問題ありません。「申出箇所を指定」する行為は、傷病名・摘要の申出箇所を一覧から選択していただく予定です。
18	再審査 外部点検端末	2010/10/4	2010/10/20	外部委託業者用端末の希望に関して、委託業者によって複数の保険者を担当していた場合、複数の端末を業者は保有することとなるのか。その辺の調整についてどうすべきか確認したい。	外部点検クライアントについては、複数の保険者の情報を取り込み、レセプトの点検を行うことは可能です。また、外部委託業者が保有する端末台数等については、保険者と外部委託業者の間で調整することになります。
19	再審査 外部点検端末	2010/10/5	2010/10/12	データの収納管理について、被保険者個人ごとにレセプト一覧が可能でしょうか。又作業単位は、病院別単位ごとになりますか、それとも一月総単位になるのでしょうか。	被保険者個人ごとにレセプト一覧を表示することは可能です。具体的には以下の手順となります。 レセプト点検画面において、画面左側にある保険者種別、審査年月・診療年月、点数表、被保険者証記号、被保険者証番号を入力する 「一覧表示」ボタンを押下する 検索結果一覧画面が表示される 手順 において、検索した被保険者のレセプト一覧を参照することが可能となります。また、 の一覧から参照したいレセプトを選択し、「基本表示」ボタンを押下することで、レセプトの内容を参照することができます。 作業単位については、病院別単位、一月総単位のどちらも可能となります。「担当割り振り・進捗管理業務」において、点検担当者に対して（標準点検、突合点検、縦覧点検、資格不突合点検、給付不突合の各観点で）病院単位、一月総単位での作業割振が可能です。 例えば、 点検担当者Aには、標準点検の観点でX病院のレセプトを全て割り振る 点検担当者Bには、縦覧点検の観点で一月分のレセプトを全て割り振るといった作業割振が可能です。 例 は標準点検観点の病院別単位、例 は縦覧点検観点の一月総単位となります。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
20	再審査 外部点検端末	2010/10/14	2010/10/19	当町においては、来年度の国保総合システム導入による、紙レセプトの運用から電子レセプト運用への変更に合わせて、レセプト点検業務を民間委託する方向で検討しております。これは、当町における点検業務について、直接雇用の自前点検より業者委託の方が、効率的かつ効果的に実施できると判断した結果であります。しかしながら、先日の通知によると、外部点検とした場合、受託業者内では業務は完結せず、保険者側にも一部の作業（申出箇所の指定）が必要であるとのことであり、そうすると、当町職員が入力するか、または業者の点検員に来てもらい端末に入力してもらうなど、当初予想していなかった作業が発生し、人件費や委託料の増にもつながります。それでは当町が当初業者委託を判断した「効率的・効果的」な点検業務の実施とはならなくなるのではと困惑しております。外部委託している（検討中）保険者は少なくないと思います。この問題について、業者側で作業が完結できる何か良い方法はないのでしょうか。この問題が解消できれば、道全体として大きな経費節減や効率化が図られることと思います。システム改修してでも改善していただければと考えますが、いかがでしょうか。	外部点検データを抽出する保険者レセプト管理システム側ではカスタマイズが許されていない仕様になっており、仮に外部でカスタマイズを行っても取り込むのが用意されておりません。また、外部点検用に抽出されるデータは暗号化されており外部で自由にデータの加工もできない状況であります。ご指摘のとおり、保険者が「効率的・効果的」な点検業務を実施できないことが徐々に判明してきておりますが、この仕組みは全国標準システムで現時点ではシステム改修の予定もないことから、現状でご使用いただくしかない事をご理解くださいますようお願い申し上げます。なお、今後中央会に対しては要望として上げさせていただきます。
22	再審査 外部点検端末	2010/10/26	2010/11/1	23年6月から画面での操作となるが、流れとしては「国保連から外部クライアントアプリを提供していただき、町から外部委託者に提供する」ということでよいですか。基本的な流れを教えてください。	外部に委託する場合の流れについては、問い合わせのご認識で問題ありません。
24	再審査 外部点検端末	2010/10/26	2010/11/1	レセプト点検の外部発注について 全体的な流れ図がHPや提供資料などに提示されているのであれば教えていただきたいです。もしないのであれば、送っていただければと思います。	レセプト点検の全体的な流れ図については以下の資料をご参照ください。 【レセプト点検の流れ】 次期電算システム保険者説明会 資料5「保険者レセプト管理システムについて」 2、3頁外部点検の流れについては、以下の資料をご参照ください。 【外部点検の流れ】 平成22年10月1日事務連絡「保険者レセプト管理システム 外部点検機能について」 なお、外部点検機能については、現在未だ検討段階となりますので、上記回答内容と実際に提供される機能に相違がある可能性がございます。その旨ご了承いただければと存じます。
26	再審査外部点 検端末	2010/10/21	2010/11/19	レセプト情報が電算化され、内容点検業務を業者に委託している保険者は外部媒体にデータを取り出す事になりますがデータ量はどの程度を見込んでいけば良いのか回答願います。ちなみに、本町はポータブルのハードディスクを用意する予定ですが、予算要求の関係で11月には媒体を選定したいと考えております。本町のデータ量で回答が難しいようであれば最大でどの程度の容量を考えていけば、取り出し及び業者からデータが増えて（申出情報の登録等）戻っていく場合対応可能かをお知らせ願います。	回答につきましては、貴町のデータ量としての回答は難しいため、最大のデータ量として回答させていただきます。外部点検クライアントでは、蓄積可能なレセプト件数が、60万件までとなります。その60万件のレセプトを格納する場合、データ搬送用外付けハードディスクのデータ量は、40GB必要となります。
27	再審査外部点 検端末	2010/11/9	2010/11/16	現在、電算化に向け外部委託を検討中である。来年度からの運用の前に異動等に関するテストは実施されるようですがレセプト点検についてのテスト（外部委託も含む）の実施予定はありますか。再審査について外部での入力が出来ないなど運用に変更があるようなので、年度内のテストの実施の有無を確認したいです。	レセプト点検外部委託に係るテストについて、実施予定はございません。保険者レセプト管理システムを利用したレセプト点検については、2月の「国保総合システム操作説明会」にて説明を予定しており、その後、操作習熟期間にシステムを利用いただくことを検討しております。ただし、外部点検のアプリケーションは、中央会から本会への提供時期が3月末予定のため、保険者へは4月以降に提供する予定で検討しています。そのため、操作習熟期間に、外部点検の操作習熟はできないことが想定されますので、その旨ご了承いただければと存じます。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
28	再審査外部点検端末	2010/11/16	2010/11/19	11月16日付け事務連絡「外部点検端末機の仕様及び外部点検機能について」 保険者レセプト管理システム外部点検機能についての6.外部点検結果データ取込における留意事項の「過誤再審査申出理由登録ですが、の外部点検データ取込のデータをいじらないで取込作業をしています。の作業がなぜ必要となりますか。 また、で申出登録されたレセプトに対してデータ取込を行う場合、の申出が優先され、で過誤申出理由の登録が行われている場合、取込時にエラーとなる等と記載されていますが、エラーがでるのはどのような場合ですか。	の作業（過誤再審査申出理由登録）は、外部点検データ取出によって取出されたレセプトについて、外部点検で行う再審査申出理由登録と同様の作業を本体側でも行うことが可能であることを表しています。したがって、の作業については、必ず必要となる作業ではございませんので、（外部点検データ取出）の後に、（データ取込）を行っていただいて問題ありません。 また、の作業を実施した場合について、の作業時に、対象レセプトが申出情報登録済となっている場合は、本体機能で行った申出が優先されるため、外部点検データ中の申出がエラーとなります。 の作業を実施しない場合は、の作業時にエラーとはなりません。
31	再審査外部点検端末	2010/12/2	2010/12/6	再審査申出の添付書類について 縦覧点検において、当月分のレセプトはオンラインで参考添付のレセプトはオンライン以前の紙レセプトの場合、参考添付のレセプトについては写しを連合会に送付するとありましたが、その写しには当月分のレセプトの写しやこれまでの付せんのようなものなど、何か添付が必要なものはありますか。 介護保険該当分レセプトについて、紙レセプトを送付する際は介護認定の状況がわかる書類を添付していましたが、オンライン後も書類の送付は必要と思われませんが上記のように何か添付が必要なものはありますか。	当初、そのような説明をしておりましたが、システムの詳細が徐々に判明してきており過渡期運用（疑義レセプトが電子で、参考が紙）の流れについても現在検討しており、介護保険該当分も同様の取扱いとなりますので決まり次第ご連絡いたします。
32	再審査外部点検端末	2010/12/2	2010/12/6	レセプト点検の担当者割振機能について、受領したレセプトデータを被保険者番号順に点検人数で等分することはできますか。（例：5万件受領して点検員が10人の場合、被保険者番号順に10等分して5千件くらいずつを各担当者に割振る）	レセプト点検の担当者割振機能は、「被保険者証記号」、「被保険者証番号」、「個人番号」、「世帯番号」等を割振順として選択し、点数担当者により「均等割り」機能が可能です。例えば、レセプトデータ5万件を「被保険者証番号」順に10等分して5000件くらいずつを各担当者に割振ることが可能です。
33	再審査外部点検端末	2011/2/9	2011/2/17	レセ電コード情報提供について 当組合では、レセプト外部点検を実施します。外部点検時にレセ電コード情報データを使用して作業をしたものを、外部点検クライアント 保険者システム 国保システムへ情報を出力する場合にもレセ電コードを使用する必要があります。使用する場合は、当組合で外部委託する業者でシステム構築が必要となるので情報提供をお願いします。	お問合せのレセ電コード情報につきましては、医療機関等から請求されたレセ電情報をそのままデータ抽出し提供するものになりますが、提供目的としては、外部点検業者がレセ電コード情報を取り込みレセプト点検ができる機能を持っている場合には活用できますが、点検機能を持っていない場合には必要ないデータとなりますので、外部点検業者に確認して頂いた上で必要有無の判断をしていただきたいと思います。
34	再審査外部点検端末	2011/2/9	2011/2/15	外部点検用にレセ電データの受け取りができるようになったが、再審査請求をデータで受け取って自動でオンライン処理するためのデータの受け口が国保総合システムにあるのか？それとも、レセ電データは受け取れるが再審査請求は手入力が発生するのか？	外部点検用のレセ電コード情報提供につきましては、国保総合システムで取り込むためのデータではなく、外部点検業者がレセ電コード情報を基にレセプト点検ができるシステムを有している場合に必要データとなります。保険者において、再審査請求に係る業務については、ブロック別説明会でご説明しましたとおり、手入力による業務は変わりません。
35	再審査外部点検端末	2011/2/22	2011/2/24	11月16日付け事務連絡「国保総合システムのHW等調達仕様書」について 外部点検端末のソフトウェアに関して、誰がどのように設定するのか。	外部点検用アプリケーションと設定手順書は、3月末に国保中央会より配布され、本会にて精査後4月に保険者へお渡しする予定をしておりますので、手順書に従い保険者または委託先にて設定していただくこととなります。
36	再審査外部点検端末	2011/3/17	2011/3/24	外部点検用のパソコンを独自に購入したのだが、オラクルのソフトが必要ということで聞いている。電算会社よりオラクルのソフトを導入するには少々時間がかかるとのことなので、ソフトの置き場所等現時点でわかっている情報がほしいのだが。	申し訳ございませんが、現時点で情報はありませんので、オラクル等の導入手順につきましては、外部点検用アプリケーションと合わせて提供する予定です。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
1	特別業務及びデータ提供	2010/6/11	2010/6/14	次期電算システムにおける「医療費のお知らせ」について現在、当町では「医療費のお知らせ」を年間12回（無料分2回含む）作成していますが、次期電算システムにおいても、作成回数は引き継がれるのでしょうか。また、次期電算システムを導入する際には、改めて作成回数等を調査するのでしょうか。（年間12回から6回への変更を検討しています。）	現在の作成回数を次期電算システムにおいて引き継ぐという想定はございません。次期電算システムは平成23年5月（4月診療分）稼動のため作成回数等の調査を今後実施いたします。なお、無料分2回についても現行同様となります。
2	特別業務及びデータ提供	2010/7/1	2010/7/2	2010年6月23日実施の保険者説明会資料に関する質問（資料5 4～7ページ） 現在、特別業務でレセプトデータをお貸りしていますが、次期電算システム稼動後は資料5の4～7ページのどのタイミングでレセプトデータの取り出しができるのでしょうか。また、現在のレセプトデータと同等のチェックを実施したデータという認識でよろしいでしょうか。 上記のレセプトデータのレイアウトは、（現時点の想定で）資料6の36ページの内容であるということでしょうか。また、レセプトデータのレイアウトが確定する時期はいつ頃になる想定でしょうか。	についてレセ管から取り出しが可能なレセプトの情報について回答いたします。レセ管から取り出しが可能なレセプトの情報は、資料5の4ページNo06「検索・点検・理由登録業務」からCSV出力が可能となります。しかし、現在、「特別業務で提供しているレセプトデータ」と「レセ管から取り出しが可能なレセプトの情報」を比較すると、「レセ管から取り出しが可能なレセプトの情報」は、約20項目と少ないため、次期システムにおいてのレセプトデータの提供は、レセ管以外の機能から提供する予定で検討しています。 資料6の36ページの内容は、の回答の中のレセ管以外の機能から提供する予定のレイアウトになります。また、レイアウトの確定時期は未定ですが、確定次第お知らせいたします。
3	特別業務及びデータ提供	2010/7/1	2010/7/5	保険者（自庁）システムで被保険者証の随時発行できる場合は、印影の登録はしなくても良いのでしょうか。（現在国保連さんに登録している印影と、現在保険証に使用している印影は異なります。証発行すべて自庁で行っているため）『次期電算標準システムにおいては、印影登録機能及び印影管理機能の定義がないので現在検討中』とご説明ありましたが、定義の中に印影の大きさは検討されていますか？（条例で方ミリメートルとなっているため）	自庁システムにおいて被保険者証の発行を行なう場合、本会に印影の登録は不要と考えています。平成23年5月稼動の次期電算システムの標準機能には証発行機能がありますが、印影等の定義が不明確のため現在外付けシステムを新たに構築し証発行が保険者で可能となる機能を検討中です。この機能を使用される保険者においては、印影を本会に登録していただくことにより、本会より印影付白紙証の作製・送付が可能となり、窓口発行等にご活用いただく想定です。なお、貴町の場合、現在本会から白紙証（印影なし）を受領し自庁システムにて証発行されているかと思われませんが、現行の白紙証（印影なし）のサイズ等が、上記外付けシステムで対応可能かについては現在不明のため今後作業部会等で検討して参ります。また印影の大きさについても、作業部会等で検討いたします。
4	特別業務及びデータ提供	2010/7/8	2010/7/9	被保険者証 随時の被保険者証発行するための自庁システムから次期電算システムへ随時データ移行を検討中と説明会で話があったと思うが決定はいつ頃になるのか。	説明会で話しました随時の被保険者証機能につきましては、実現可能か現在検討中ではありますが、問題も多く決定時期も定まっていない状況です。ご迷惑をお掛けしますが、決定次第早急にご連絡いたします。
5	特別業務及びデータ提供	2010/7/8	2010/7/9	被保険者証 被保険者証は現在と同じように連続紙で提供されるのか。	現段階ではカット紙を想定して検討しております。
6	特別業務及びデータ提供	2010/7/9	2010/7/13	一括更新の保険証の出力について 本市では、一部世帯に対して簡易書留で送付しており、その分の保険証は別に出力する必要があるが、可能か？	次期電算システムには一部世帯を抽出する機能はありませんので、別途、抽出ツール等の開発が必要となり、運用スケジュール等の検討も必要となります。
7	特別業務及びデータ提供	2010/7/9	2010/7/13	一括更新の保険証の出力について 短期証については、地区担当者のコード別に出力しているが、担当者コードを渡すことにより、地区担当者ごとの出力が可能か？	次期電算システムでは担当者コードによる抽出は出来ませんので、別途、抽出ツール等の開発が必要となり、運用スケジュール等の検討も必要となります。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
8	特別業務及びデータ提供	2010/7/9	2010/7/13	一括更新の保険証の出力について 現在抜き取りのための連番を窓あき封筒の見える位置に印字しているが、同様の対応が可能か？	郵送先の宛名部分に連番を印字することで、窓あき封筒の見える位置に対応は可能です。
9	特別業務及びデータ提供	2010/7/9	2010/7/13	一括更新の保険証の出力について 個人ごとの郵送では、郵送代が高いため、カード型出力でも世帯ごとに郵送したい。出力した保険証の欄外にでも、世帯が変わるサインマークを付けてほしいができるか？	印刷技術で情報の変更時にサインマークの印字は可能と思われます。
10	特別業務及びデータ提供	2010/7/9	2010/7/13	一括更新の保険証の出力について 一括更新用には、例月の異動連絡データではなく、一括更新用の保険証データから出力することは可能か？ その場合の印字日数は何日間くらいか？	保険証データが次期電算システムから抽出する被保険者証のインタフェースに合わせた形式であれば出力は可能と考えられますが、独自のインタフェースの場合は検討が必要となります。印字日数につきましては、委託全保険者で最大10日程度と想定しております。
11	特別業務及びデータ提供	2010/7/9	2010/7/13	保険証の随時発行について 日々の保険証データは当日夜にデータを渡せば、翌日朝に出力できるのか？	現在、リアルタイムで作成可能な機能を想定しておりますので、データ送信後すぐに出力可能となる予定です。
12	特別業務及びデータ提供	2010/7/8	2010/7/23	被保険者証 一括印刷を特別業務で委託した場合、発行履歴は次期電算システムにデータ入力されるのか。	個人異動履歴画面の証管理履歴にて確認可能ですが、全件異動時にデータが塗り替えられてしまうため、証を発行してから最初の全件異動までの短期間となります。そのため、現在中央会の方に全件異動時も履歴が残るように要望しておりますので決まり次第ご連絡いたします。
13	特別業務及びデータ提供	2010/07/23	2010/07/27	被保険者証はカット紙の提供とありますが、一括印刷時においても連続紙は提供されないのでしょうか？ 現在、自庁システムにより、高速プリンタ（連続紙）で出力していますが、カット紙での提供となると多大な時間を要するため、変更可能であるか、どのように対応すれば良いかご教示願います。	次期標準システムを使用して被保険者証を印刷する場合、連合会より提供されるプリンタは連続紙非対応のためカット紙と回答いたしました。 貴市の様に、自庁システムにより高速プリンタで被保険者証を印刷する場合に提供する白紙証は連続紙での提供を予定しております。
14	特別業務及びデータ提供	2010/07/23	2010/07/27	「保険証について、裏面の臓器提供意思表示欄に関しては、そのみを表示し、注意事項は別紙で送付とする対応を考えている」とのことであったと認識しています。その他詳細を含め検討中とのことでしたが、いつ頃、決定する予定であるかお知らせ願います。	更新時発行用の白紙証については、現行様式のまま提供する予定としており、被保険者証の裏面を臓器提供意思表示欄に変更して提供いたします。また、注意事項等については、台紙の裏面の空きスペースに印刷することを現在検討しております。なお、新様式（裏面変更）での対応については、23年9月更新時からとし、23年4月更新時は現行様式での発行となります。
15	特別業務及びデータ提供	2010/8/24	2010/8/25	2010/6/24開催の次期電算システム保険者説明会において、配布された資料中、「資料6」特別業務の取り扱いP4「17番 重度等内訳書データ媒体作成」について、現在M0にて出力をお願いしております。次期システムではデータ抽出機能により対応予定とありますが、ファイルレイアウト部分で変更になる箇所があるのでしょうか？システムにM0データを取り込んで処理していることから、変更になる場合プログラム修正が必要になる場合があります。	保険者説明会資料のとおり、「重度等内訳書データ」を保険者端末で取得可能となる想定ですが、インタフェースも変更となります。10月～11月頃確定版のインタフェースをお示しいたします。
16	特別業務及びデータ提供	2010/8/9	2010/9/13	医療費通知について 自家印刷の場合、国保連システムからのデータ取得は可能か	次期システムでは、特定の医療費通知書作成条件にて引抜いた印刷用データが作成されますので、それを保険者へ提供することを予定しております。保険者においては、提供されたデータをもとに自家印刷を実施いただけます。なお、印刷用データの送付方法につきましては、現在検討中です。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
17	特別業務及びデータ提供	2010/8/9	2010/9/13	医療費通知について 印刷・封入・封緘・発送までの業務委託は可能か	当初、現行のA4様式により医療費通知を作成する旨説明しておりましたが、先般開催した作業部会においては保険者の負担軽減を考慮し、郵便代50円で送付可能な三つ折圧着ハガキタイプへの変更提案をいたしました。その結果、部会員より理解が得られ現在圧着ハガキタイプで検討を進めております。このことから、本会で印刷後圧着した通知書を保険者へ一括送付する運用になると思われます。また、業務委託については、おって各保険者に委託の有無を確認させていただきます。
18	特別業務及びデータ提供	2010/8/9	2010/9/13	医療費通知について 発送対象外の場合は、引抜等が可能か	発既転出者、既死亡者、資格確認エラー、給付点検エラー、医療機関コード、診療科コードを医療費通知の不成条件として指定することが可能です。
19	特別業務及びデータ提供	2010/8/9	2010/9/13	医療費通知について 病院名など特定箇所を印字しないことは可能か	不成条件の医療機関コードの指定により、特定医療機関を医療費通知に出力しないことが可能となります。なお、医療費通知作成条件の設定に係る運用については、設定誤り等による誤印刷の影響なども考慮し一定の設定ルール（規約）を設ける等、運用検討を進めております。
20	特別業務及びデータ提供	2010/8/25	2010/9/10	過去に使用し、現在は削除している保険証番号については、新システムにおいてどのように対応すればよいか連絡をお願いします。	喪失後、期間が経過している被保険者情報について、どこまでを異動データに含めるかについては保険者任意となります。なお、月遅れレセプトが発生することを想定しますと、現時点で喪失状態であっても最低3年分は異動データに含めていただくことを推奨いたします。
21	特別業務及びデータ提供	2010/9/22	2010/9/28	9月21日に開催された医療費分析研修会に参加させていただき、講師の方より電子レセプトの可能性についてご教示いただきました。今後の連合会の特別業務の方向性についてお伺いしたいのですが、現行の特別業務でも生活習慣病や、脳血管疾患患者、生活習慣病予防該当者一覧、医療費増加要因別分析表など特別業務が可能となっております。レセプトが電子化されることに伴い、連合会では特別業務としてどのような内容の業務を検討されているのでしょうか。新たに追加されるもの、取りやめするものなどございましたら、情報の提供をお願いしたいと存じます。可能であれば次年度の予算要望(12月)に間に合えばと考えておりますが、いかがでしょうか。	連合会では次期電算システムから出力される標準帳票を活用して、基本的には特別業務(医療費のお知らせ及び被保険者証関係を除く)はすべて廃止する方向で考えております。ご照会の生活習慣病・脳血管疾患患者・生活習慣病予防該当者一覧などの帳票も廃止し、その代りに全保険者に毎月レセプトデータを無料で提供して、保険者側で自由に分析を行っていただくことを想定しております。ただし、講師がお話していた電子レセプトを活用するためには、レセプト電算処理システムからデータを抽出しなければならず、上記のレセプトデータとは仕様が異なり標準からもデータ抽出機能はありません。仮に、保険者から電子レセプトデータの提供依頼があった場合は、検討が必要になる案件と考えております。
22	特別業務及びデータ提供	2010/10/6	2010/10/8	保険証の台紙の購入について、保険者説明会の資料にあった、保険証のレイアウトのものを購入するという認識で間違いはないか。保険者説明会の資料6のP5に関して、次期電算システム稼働後の「種類」が検討中となっているが、その後どうなったか。また、保険証について、現在は連続帳票で頂いてるが、これが単票に変更されることはあるか。それとも今までどおり連続帳票で頂けるのか。	保険証の台紙については、保険者説明会資料のレイアウトから変更を予定しております。7月28日に開催した事業運営委員会作業部会で示した資料を8月12日に全保険者へメールにて送信しておりますので、資料1のP7～P15をご覧ください。P7は更新時に本会で作成する印字証となりスプロケット部分をカットして保険者へ送付予定です。P9からP11は保険者において連続印刷に対応する白紙証を3タイプ提供する予定です。P8は裏面のためP7・9・10・11共通です。また、随時発行用としてP12・13のA5タイプとP14・15のA4タイプのどちらかの提供を現在検討中です。なお、印字項目の位置などについては変更する可能性がありますので申し添えます。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
23	特別業務及びデータ提供	2010/10/22	2010/10/28	医療費通知書について 国保総合システムでは、医療費通知1枚当たり22円以下となっておりますが、単価を22円と仮定した場合、1世帯3通のはがきが必要となった場合、@22円×3通=66円という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
25	特別業務及びデータ提供	2010/10/22	2010/10/29	医療費通知意向調査について 新共同電算でも医療費通知の請求月は、現在と変わらないでしょうか。	国保総合システム(次期電算システム)稼働後の医療費通知書の請求月は、未定ではありますが現行同様となる想定をしております。なお現行の請求月は5月～6月分を作成した場合、8月発送、9月請求となっております。
26	特別業務及びデータ提供	2010/10/25	2010/10/28	医療費通知書について 作成診療月によって、郵送の回数も異なってくると思いますが、郵送料と八ガキ単価は作成診療月によって変わってくるということでしょうか。	ご認識のとおり作成診療月によって、作成枚数が異なるため郵送料と八ガキ作成代に違いが発生すると思います。なお、八ガキ単価は、入札前のため1枚あたり22円以下としてお示ししておりますが、作成診療月によって単価が変更することはありません。
27	特別業務及びデータ提供	2010/10/27	2010/10/28	10/21事務連絡の「国保総合システム稼働後の特別業務（医療費通知書）について」別紙1の案にある、000001は何を表しているのか。被保険者ごとに連番になる番号であるのか。	作成した通知書が例えば100枚まであれば、1番から100番の印字を想定しています。
28	特別業務及びデータ提供	2010/10/27	2010/10/28	10/21事務連絡の「国保総合システム稼働後の特別業務（医療費通知書）について」通知書を開かずに、（八ガキの表などで）「被保険者番号」を確認することは可能か。	現在の想定では、医療費通知書を作成する前に、保険者端末にて作成対象者の確認と、作成後に作成者を端末機で被保険者番号も含め確認可能となる予定です。
29	特別業務及びデータ提供	2010/10/27	2010/10/28	10/21事務連絡の「国保総合システム稼働後の特別業務（医療費通知書）について」作成診療月は年度途中で変更可能か。（年度切り替えの3月で変更等も可能なのか）	変更可能です。
30	特別業務及びデータ提供	2010/10/27	2010/10/29	10月21日付けで、特別業務（医療費通知）についての意向調査がありましたが、作成診療月の参考として、国保総合システムでの、通知書の納品月と請求月についてご教示願います。 例えば、1～2月、3～4月、5～6月、7～8月、9～10月、11～12月と作成している場合、1～2月診療分の納品月はこれまでどおり4月で、請求月は5月となるのでしょうか。	国保総合システム（次期電算システム）稼働後の医療費通知書の納品月と請求月は、未定ではありますが現行同様となる想定をしております。お見込みのとおり、1～2月診療分の納品月は4月末、請求月は5月となる想定です。
31	特別業務及びデータ提供	2010/10/27	2010/10/28	医療費通知書について 平成23年4月診療分の医療費通知より今回の圧着八ガキ様式に変更になると言うことなので、当然平成23年3月診療分までは現行の3ツ折りで封筒で送付する様式のもが提供されると考えておりますが、いかがでしょうか。 また、医療費通知用の封筒が不要になりますので、例年2月頃に行われている斡旋はなくなるという予定で考えていてよろしいでしょうか。	ご推察のとおり、平成23年4月診療分以降の医療費通知から圧着八ガキの様式に変更となります。また、窓開き封筒の無料配付分及び斡旋もなくなります。
32	特別業務及びデータ提供	2010/10/28	2010/11/1	国保総合システム稼働後の特別業務（医療費通知書）について 情報が多く、八ガキの欄から漏れる場合どうなるか。2枚目に記載されるのか。	現行の様式は明細行28行となっております。29行以上となる場合は2枚目が作成されています。来年度からの三ツ折り圧着八ガキタイプにおいても、1枚の八ガキ明細行は28行を予定しており、29行以上となる場合2枚目の八ガキに記載されることとなります。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
33	特別業務及びデータ提供	2010/10/28	2010/10/29	特別業務 項番15で、重度ひとり親に関するインタフェースは10月～11月頃示されるとのことだったが、その後どうなったか。乳幼児に関するインタフェースについても、いつ頃示されるのか確認したい。	重度ひとり親に関するデータ提供につきましては、請求内訳データ及び医療機関別請求事務手数料内訳データを予定しておりますが、現在、最終調整を行っておりますので、11月中旬までにはご提示可能と思われます。また、乳幼児医療のデータ提供につきましては、検討中であるためインタフェースのご提示時期は11月下旬になる予定です。
34	特別業務及びデータ提供	2010/10/29	2010/11/2	医療通知書について 医療通知書はハガキになる場合、保険者説明会の際、各保険者でA4サイズ用の紙に印刷できると聞きましたがパンフレットを同封したいのではありませんか。	6月に実施いたしました保険者説明会の際は、国保総合システムには保険者側で医療費通知書を作成できる機能はありますが、明細行が10行であることや保険者によっては圧着機が必要となることから、現行同様の様式により本会で特別業務として受託する予定である旨ご説明しておりました。しかし、その後開催した事業運営委員会作業部会において下記理由により今回お示しました三つ折圧着ハガキに変更することで検討を進めており、現行同様に本会で特別業務として受託し作成する予定をしております。 様式を変更した理由と致しましては、 1. 郵送料が80円から50円になること。 2. 送付するための窓開き封筒が不要になること。 3. 医療費通知の三つ折作業がなくなること。 など、保険者の経費節減を考慮して検討いたしました。保険者によりましては、医療費通知にパンフレットやリーフレットを同封していることは承知しておりますが、すべての保険者のご要望をお聞きできないこともご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、無料分の医療費通知におきましても、複数月の対応ができるよう変更いたしましたことを含め、本会の方針に、ご協力くださいますようお願いいたします。
35	特別業務及びデータ提供	2010/11/1	2010/11/4	現在特別業務でいただいているレセプトデータについては、北海道独自で作成する予定であるとお聞きしておりますが、ファイルレイアウトの変更はありますでしょうか。また、固定長から可変長へ変更になるのでしょうか。また、文字コードなどは変更する予定はあるのでしょうか。 もし変更を予定している場合は、取り込みテストを行わなければならないことからテストデータをいただきたいと思っております。	レセプトデータについてはご認識の通り北海道独自となり、ファイルレイアウトも変更する予定です。レイアウトについては可変長となりますが、項目や文字コードなど詳細については検討中となります。テストデータの提供時期は平成23年2月を予定しています。
36	特別業務及びデータ提供	2010/10/22	2010/11/25	医療費通知について、国保総合システムでは通知を希望する世帯のみに送付するという委託は可能なのでしょうか。また、こちらから被保番等で指定した方のみ、抽出して医療費通知を作成してもらうことは可能か。	国保総合システムによる医療費通知作成条件設定は、多くの設定が可能な仕様となっております。この設定は保険者または連合会で行えるよう設計されていますが、通知書は保険者側で作成するのではなく連合会で作成するため、設定によっては意図する通知書が作成されないことが懸念されています。このようなことから現在の想定としては、設定は本会で行い事前に保険者に設定条件を認識していただいた上で通知書を作成することとしており、従来どおりの設定を基本に進める予定です。なお、基本設定以外の条件を要望する保険者も想定されることから、基本設定以外の設定も可能とする予定です。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
37	特別業務及びデータ提供	2010/11/2	2010/11/26	<p>医療費通知について下記の機能が備え付けられるか確認させてください。</p> <p>世帯単位か被保険者個人単位で発送するか選択できる機能</p> <p>指定した被保険者の医療費通知を不作成指示できる機能（医療費通知を不必要だと申し出た世帯）</p> <p>資格喪失した被保険者の医療費通知を不作成指示できる機能</p> <p>特定の医療機関や特定の診療科の医療費通知を不作成指示できる機能</p> <p>現在は世帯単位で送付しており、例えば世帯主（夫）と世帯員（妻）の世帯で離婚により世帯分離した場合、離婚前の診療分について、当時の世帯主である夫に送付することはやむを得ないとも思いますが、離婚したこともあり、両者からの苦情が発生しております。同様に死亡した者に対しての送付も苦情が発生しております。上記のように苦情の発生原因となる</p> <p>資格喪失者に対して保険者で不作成指示できる機能は必要だと考えております。また、については、精神病の方への配慮から精神病院分を除外できるような機能も必要だと思われませんが、現在どのような機能を備えつけた予定であるのか確認させていただけますか。</p>	<p>国保総合システムにおける医療費通知作成条件設定機能は、多くの設定が可能な仕様となっている反面、設定が非常に複雑となっております。この結果、設定の誤りにより保険者の意図した通知書が作成されない等、安定したサービス提供が行えないのではないかと懸念しております。このため、現在の想定としては、設定作業は本会で実施し事前に保険者に設定内容を認識いただいたうえで通知書を作成することで考えており、従来通りの設定を基本に進める予定です。</p> <p>なお、基本設定以外の条件を要望する保険者も想定されることから、基本設定以外の設定も可能とする予定です。</p> <p>左記問い合わせに対して標準システム機能での設定が可能か否かについては、次の通りとなります。</p> <p>可能です。発送単位として、世帯単位（世帯票）または個人単位（個人票）を選択することができますが従来通り世帯単位の作成をする予定です。</p> <p>可能です。この場合、作成したくない被保険者（世帯）の被保険者証記号および被保険者証番号を入力したデータまたは作成したくない被保険者（個人）の被保険者証記号及び被保険者証番号及び員番を入力したデータのいずれかのファイルを保険者にて作成いただき、決められた期日までに連合会に送信いただく必要があります。</p> <p>資格喪失者を作成しないという機能はありませんが、上記の運用を行う（資格喪失者の被保険者情報を送付いただく）ことで可能となる想定ができます。</p> <p>可能です。特定の医療機関や診療科を不作成条件に指定することができます。</p> <p>以降の内容については、下記の通りとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡した者に対する送付については、既死亡者を不作成条件に含めることができますので、不作成指示が可能です。 ・離婚による世帯分離発生時、離婚前診療分についての取り扱いについては <p>ですが、直接不作成指示を行うことではないですが、上記の被保険者（個人）データをいただく運用にて、分離元世帯から該当世帯員を抜くことが可能です（引き抜いた該当世帯員の通知書については、引抜分として別に印刷する、もしくは印刷しないのいずれかの運用も可能です）。</p>
38	特別業務及びデータ提供	2010/11/10	2010/11/24	<p>乳幼児給付一覧を現行MOにて出力していますが、国保総合システムに移行後も変更ありませんか。</p>	<p>国保総合システムにおいては、本会で決定レセプトデータを毎月無償で作成しますので、保険者Webを通じて保険者の業務端末からダウンロードできるようになります。乳幼児給付一覧については、この決定レセプトデータを保険者において、生年月日により抽出することによって把握が可能となりますので、現行MOなどによる媒体提供は廃止の予定です。なお、レセプトデータのファイルレイアウトは11月末に周知予定であり、また特別業務についての今後の対応についても今後周知する予定ですので申し添えます。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
39	特別業務及びデータ提供	2010/11/15	2010/11/18	ジェネリック医薬品の差額通知について 現在、特別業務として調剤関係の取扱いをおこなっているが、23年4月以降はどのような仕組みになるのか。現行と同様に調剤データを貴会から頂けるのか、それとも保険者自らが国保総合システムからデータを取り出せる仕組みになるのか、教えていただきたい。	後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用差額通知が、国保総合システムに標準で機能追加されることになりましたので、各保険者には無料でデータ提供できる予定です。詳細な仕様については、今後中央会で検討される予定です。現在提供している調剤データの提供が可能なのかも含め、改めて通知いたします。 なお、12月開催予定のブロック別説明会においてジェネリック医薬品の利用差額通知について、ご説明する予定としております。
40	特別業務及びデータ提供	2010/11/16	2010/11/26	退職者等適用適正化業務に関して 退職被扶養者疑該当者リストは、該当者特定リストと同時に出力できるのでしょうか？それとも、該当者特定リストを元に入力処理をすることにより出力できるようになるのでしょうか？ 該当者特定リスト及び退職被扶養者疑該当者リストはデータで取得は可能でしょうか？ 該当者特定リスト及び退職被扶養者疑該当者リストを元に、自庁システムのみで退職者等適用適正化業務を行った場合、翌月には異動データとして反映されるかと思いますが、問題はありますか？ 退職者等適用適正化業務をシステム上行わず、現在と同じくMOでの年金受給者情報を提供していただくことは可能でしょうか？	退職被扶養者疑該当者リスト・退職被扶養者処理票については、画面からの入力ではなく、被保険者マスタを元に連合会にて作成します。出力タイミングは該当者特定リストと同時期となる見込です。 該当者特定リスト及び退職被扶養者疑該当者リストは、データでの配布は予定しておりません。 自庁システムにて退職者等適用適正化業務を行って頂き、翌月の異動データに反映されることで特に問題ございません。 年金受給者情報は、現在MOを提供している保険者には同様にMOでの配布を予定しております。
41	特別業務及びデータ提供	2010/11/17	2010/11/19	後発医薬品（ジェネリック医薬品）については、国保総合システムにおいてどのように対応されるのか。差額通知まで出力できるのか。国保連合会で一括印刷まで行ってもらえるのか。次年度の予算計上のためにご教示願いたい。	後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用差額通知が、国保総合システムに標準で機能追加されることが判明しましたので、各保険者に無料でデータを提供できる予定です。しかし、詳細な仕様が今後国保中央会で開催される会議の中で協議されますので詳細が決まり次第ご通知いたします。現段階で本会が把握している情報を基にしますと、印刷は各保険者で行っていただく想定となっております。
42	特別業務及びデータ提供	2010/11/24	2010/11/26	乳幼児医療のインタフェースについて、来年6月請求分から変更になることはあるか。	乳幼児医療を公費負担医療として、レセプト請求で現物給付した場合を想定してお答えします。国保総合システムでは、公費負担医療として取込んだ乳幼児医療のデータはレセプトデータとして作成されます。レセプトデータについては、無償で保険者へ提供いたしますので、保険者ではレセプトデータから乳幼児分のデータを抽出し活用することが可能です。 また、レセプトデータとは別に乳幼児分の公費受給者別一覧表もPDFデータで作成されますので、保険者において紙出力して帳票としても活用できます。なお、インタフェースは確定していませんが、乳幼児分データのCSVファイルも作成予定です。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
43	特別業務及びデータ提供	2010/11/30	2010/12/3	<p>重度・ひとり親 項番5番に関連して「平成23年度の手数料、特別業務の取り扱いについては、12月上旬を目途に通知」とありますが、12月上旬とは具体的にいつかというのは決まっているか。（今週末までに予算を決めたいので、今週末までにわからなければ22年度を参考にすることを考えている）</p>	<p>1. 特別業務にかかる手数料については、現在、検討しているところであり、まだお示しできない状況にあります。 2. 審査支払手数料については、平成22年度と同様の額で据置きとの予定であります。なお、介護給付費等審査支払手数料及び公費負担審査支払手数料が74円から70円に4円引き下げを予定しております。 3. 予定単価については、例年ホームページにてお知らせしているため、今年度も同様にお知らせしたいと考えております。予定単価については、12月中にお示ししたいと考えておりますが、その際、お示しできない項目の単価がある場合は、別途お示ししたいと考えております。</p>
44	特別業務及びデータ提供	2010/11/17	2010/12/13	<p>連合会の設置する端末の保険証の発行機能について本町では保険証を2年更新としており、そのうち短期証交付者は有効期間が変わるため、自庁システムにより作成していました。連合会の設置する端末にも保険証の発行機能があると伺っていますが、3箇月証ですと次回更新までの間で6回の出力が必要になります。そこで照会したいのですが、</p> <p>更新の履歴は残りますか。</p> <p>更新の履歴は世帯単位となりますか、個人単位となりますか。</p> <p>事後に発行者一覧等の帳票の出力機能は備わっているのでしょうか。</p> <p>連合会の端末から保険証を随時発行する機能は、短期証交付者のように処理件数として200件を超えるような処理にも、操作が簡易で短時間で処理できるシステムとなっているのでしょうか。</p>	<p>更新の履歴については、自動で証管理履歴に追加されますが、全件一括異動方式の場合、被保険者マスタ更新のタイミングで異動データ内の証管理履歴情報で上書きされてしまうため、保険者にて証発行の履歴を異動データに改めて設定いただく必要があります。</p> <p>個人単位となります。証管理履歴に設定いただくと資格管理業務の「個人異動履歴」画面にて、履歴情報の管理（照会・修正・削除）が可能となります。</p> <p>標準システム機能には、発行者一覧等の帳票出力機能がないため、別途提供できるよう検討中です。</p> <p>保険証の随時発行については発行対象者を検索して個人単位に発行することになりますので、200件を超えるような場合には処理が大変になるかと思われます。 なお、参考として端末から随時発行するための白紙証の単価は、入札前の概算ですが1枚当たり61.60円（発注枚数2万枚）、111.30円（発注枚数5千枚）となっております。</p>
45	特別業務及びデータ提供	2010/11/29	2010/12/7	<p>特別業務及びデータ提供 項番40番で回答を得た、退職者等適用適正化業務に関し確認させていただきます。回答で「年金受給者情報は、現在MOを提供している保険者には同様にMOでの配布を予定しております。」とありますが、MOでの配布は、現在と同じように数ヶ月に1回となるのでしょうか？毎月配布ということも可能なのでしょうか？ 現在MO配布と同時に、共済年金等の紙リストも配布されますが、その取扱いはどのようになるのでしょうか？ 共済年金等の紙リストは、該当者特定リスト・退職被扶養者疑該当者リストに反映しているのでしょうか？</p>	<p>年金受給者情報については、国保中央会から本会を経由して保険者に提供される情報で、MO媒体で希望があった保険者名を国保中央会に伝えることで、国保中央会のタイミングで配付される情報です。国保中央会からも毎月配付するといった説明がないことから、現在と同じように数ヶ月に1回となる見込みです。</p> <p>共済年金等の紙リストの取扱いは、現行と全く同じ取扱いになりますので、紙リストの配付のみとし、各種リストには反映されませんのでご了承ください。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
46	特別業務及びデータ提供	2010/12/2	2010/12/7	<p>現在の共電システムから特別業務でレセプトデータを提供していただき、自庁電算システムにデータを取り込んでおります。</p> <p>国保総合システムに移行した場合であっても、同様のレセプトデータを提供していただけるということを聞いておりますが、ファイルレイアウトが変更になるとも聞いております。</p> <p>ファイルレイアウトが変更になった場合は、自庁電算システムの改修が必要となるため、テストデータを提供していただき、改修テストを行いたいと考えておりますが、テストデータを提供していただくことができるかどうか教えていただけないでしょうか（提供していただける場合はいつ頃いただけるかも教えていただけますでしょうか）。</p> <p>また、提供についてはオンラインで行うと聞いておりますが、1ファイルの最大容量は決められているのでしょうか。決められているとした場合、2ファイル以上になったときは、どのようにファイルが提供されるのでしょうか。異なるファイル名がそれぞれ別に設定されるのでしょうか。それとも同一ファイル名が設定され、ファイル内のヘッダーに連番などが設定されるのでしょうか。</p>	<p>レセプトのテストデータ提供時期は平成23年2月を予定しています。保険者WEBシステムにて、1ファイルの最大容量は現時点では伝送負荷等を考慮し、決定する予定です。2ファイル以上となった場合のファイル名については、現在検討中ですので、決定次第、別途連絡させていただきます。</p>
47	特別業務及びデータ提供	2010/12/10	2010/12/13	<p>後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知に要する費用は封筒代以外は無償提供となるのか。また、毎月提供されるのでしょうか。作成条件として、傷病名を指定することは可能でしょうか。</p>	<p>現在のところ、ジェネリック医薬品利用差額通知の窓空き封筒は連合会より斡旋、データにつきまして無償提供を予定しております。また、提供時期につきましては、委託希望であれば毎月の提供も可能です。なお、作成条件として、傷病名を指定することが可能かどうかは现阶段の資料では判断できませんので詳細が示され次第、情報提供をいたします。</p>
48	特別業務及びデータ提供	2010/12/16	2010/12/27	<p>ブロック別説明会での不明な点についてご教示をお願いします。</p> <p>被保険者証の更新について、本町では来年9月更新で、連合会に委託して一括作成を検討しておりますが、現行システムですと被保険者一覧表を特別業務で委託すれば提供されましたが、国保総合システムでは提供されるのでしょうか。</p> <p>本町では、被保険者証の更新を簡易書留により郵送しております。そのためには郵便物にバーコードシールを貼付し、送付先とバーコードの番号を記載した一覧表を作成し、郵便局に提出する必要があります。この一覧表を作成するために、一括作成した被保険者証のデータ（CSV形式）があると業務的に緩和されるのですが、このデータの提供は可能でしょうか。</p>	<p>国保総合システムの標準帳票として、被保険者証を発行した被保険者一覧表は存在しないため別途作成する方向で検討しております。</p> <p>被保険者証データは送付可能です。データについての詳細は、インタフェース設計書を添付しますのでご確認願います。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
49	特別業務及びデータ提供	2010/12/16	2010/12/29	<p>医療費通知の無償分の対象月の意向調査はありますか。</p> <p>保険証と封筒の数量取りまとめ日と納品日を教えてください。</p> <p>14日のブロック別会議資料及び説明では、現行の業務から新システムの業務に替わることでどの業務がなくなり、どの業務が新たに委託料が発生するかがわかりやすく明確に示されていません。予算計上の失念を避けるため委託料単価も含めた新旧対照表の一覧のようなものがあれば助かります。</p>	<p>医療費通知の無償分の対象月の意向も含め、各作成条件設定に関する調査を今後実施いたします。</p> <p>保険証は、数量取りまとめの日程は未定ですが全ての保険者あて調査を実施する予定です。この調査に基づき白紙証を7月か8月に納品予定です。封筒は、23年2月に数量取りまとめの調査を実施し、6月に納品を予定しております。</p> <p>大変申し訳ございませんが、平成22年12月20日付け事務連絡「国保総合システム導入に伴う国保共同電算処理事業における特別業務の取扱いについて」と本会ホームページには「平成23年度負担金及び審査支払手数料等予定単価について」を掲載いたしましたのでご覧ください。</p>
50	特別業務及びデータ提供	2010/12/22	2010/12/27	<p>平成22年12月20日付け事務連絡において、平成23年度以降の特別業務の取扱いについて周知がありました。次の業務については一覧にはない業務ではありますが関連がありますので、どのような取扱いとなるのか教えてください。</p> <p>「高額医療・高額介護合算処理特別業務手数料」</p>	<p>国保共同電算処理手数料に含まれる予定となっております。</p>
51	特別業務及びデータ提供	2010/12/18	2010/12/21	<p>レセプトデータについて</p> <p>項番4：国保連レセプト番号にはどのような情報が出力されるのか教えてください。平成23年4月審査以前のレセプトが過誤データ・再審査データで発生した場合、現行のレセプトデータで保有しているバッチ番号・綴順が当該項目に出力されるのでしょうか。</p>	<p>項番4：国保連レセプト番号には、「審査年月（西暦4桁）+バッチ番号・綴順（10桁）」を左詰めで出力いたします。（前ゼロ設定は行わず、16桁の項目に14桁での設定となります。）また、23年5月以降に対象レセプトが過誤・再審査の対象となった場合には、同じ国保連レセプト番号を引き継ぐこととなります。</p>
52	特別業務及びデータ提供	2010/12/18	2010/12/21	<p>レセプトデータについて</p> <p>現行の本市の特別業務で出力していただいているレセプトデータの項番19：エラー区分は非常に重要な項目であります。当該項目に「1」が出力された場合は、資格照合表に出力されたことを示し、資格に疑義があるレセプトとなります。資格に疑義がある場合は、高額療養費の支給計算をするのは好ましくないことから、本市では当該項目に「1」が出力された場合は、高額療養費の支給計算をしておりません。</p> <p>新レセプトデータでは提供されない項目ということですが、提供されなければ全てのレセプトを高額療養費の支給計算の対象としてしまいます。本市といたしましては、新レセプトデータにエラー区分情報の追加を希望します。追加不可能であるならば、代替手段があるかどうかを教えてください。</p>	<p>国保総合システムから出力されますレセプトデータにつきましては、ご指摘のとおりレセプトの資格エラー情報を出力する項目が存在しません。国保中央会に項目追加の要望をいたしますが、現段階では難しいと思われれます。</p> <p>代替手段としましては、資格エラーとなった情報が出力される資格確認結果表を活用することが想定されますが、保険者端末での処理としては、画面での確認がXML帳票での出力しかできませんので、CSVデータが必要な場合には協議が必要となりますので、ご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
53	特別業務及びデータ提供	2010/12/18	2010/12/21	<p>レセプトデータについて 現行の本市の特別業務で出力していただいているレセプトデータの項番20：修正入力コードは非常に重要な項目であります。当該項目からレセプトの返戻状況等を把握することができます。 新レセプトデータでは提供されない項目ということですが、提供されなければレセプトの返戻有無が把握できません。本市といたしましては、修正入力コード情報の追加を希望します。追加不可能であるならば、代替手段があるかどうかを教えてください。下記のコードは、現行の修正入力コードで最低限本市が必要となるコードとなります。 11：機関返戻 12：金額調整 21：項目修正 22：データのみ抹消 31：正当データとして扱う</p>	<p>現行出力しております修正入力コードは、過誤処理が行なわれた場合の修正コードになりますが、国保総合システムでは過誤・再審査別に理由番号及び審査結果コードを保持しておりますので、レセプトデータへ項目の追加をいたします。 なお、過誤の理由番号及び審査結果コードにつきましては、「IF001：レセプトデータ」ではなく「IF002：過誤データ」で確認することになります。</p>
54	特別業務及びデータ提供	2010/12/18	2010/12/21	<p>レセプトデータについて 現行の本市の特別業務で出力していただいているレセプトデータの項番21：異動区分は非常に重要な項目であります。当該項目から一度決定したレセプトデータであるか確認することができます。新レセプトデータでは提供されない項目ということですが、提供されなければ全てのレセプトを新規レセプトと認識してしまいます。本市といたしましては、修正入力コード情報の追加を希望します。追加不可能であるならば、代替手段があるかどうかを教えてください。</p>	<p>現行のレセプトデータでは、同一ファイルの中に通常の決定レセプトと過誤レセプトが混在しているため、判別するフラグが必要ですが、国保総合システムから提供するデータはレセプトデータと過誤データでファイルが異なりますので判別する必要はないと思われま。なお、現行データでは資格照合表に出力するデータも「3：修正」で設定しておりますが、このデータにつきましては、資格確認結果表で確認が可能です。</p>
55	特別業務及びデータ提供	2010/12/18	2010/12/21	<p>レセプトデータについて 項番2：処理年月は現在の審査年月が設定されるということですが、この処理年月は当初の審査年月が設定され続けるということによろしいでしょうか。本市は、IF001（レセプトデータ）は当月審査のみのレセプトデータ、IF002（過誤データ）及びIF003（再審査データ）は過去審査月のレセプトデータと認識しておりますが、IF002（過誤データ）及びIF003（再審査データ）の項番2は過誤・再審査処理した月ではなく、当初の審査年月が設定され続けるということによろしいでしょうか。</p>	<p>IF002（過誤データ）及びIF003（再審査データ）につきましては、ご認識のとおり当初の審査年月が設定されます。</p>
56	特別業務及びデータ提供	2010/12/18	2010/12/21	<p>レセプトデータについて 新ファイルにおいて、退職本人と退職扶養を判別する項番はあるのでしょうか。</p>	<p>退職本人と退職扶養者の判別方法としましては、項番27：保険制度（保険種別）で4：退職であり、項番29：本人家族入外の01：本人入院、05：家族入院などで判別できる想定です。</p>
57	特別業務及びデータ提供	2010/12/20	2010/12/27	<p>特別業務の取扱いについて 特別業務として共同電算処理手数料とは別に支払いをしている、広域連合向け請求内訳は、今後はどのような形になりますか。廃止と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>広域連合向け請求内訳の出力にかかる特別業務については、平成23年5月の国保総合システムの稼働後、本会にて構成市町村分とは別に作成し、保険者Webシステムから毎月ダウンロードできる想定であります。この処理の経費について、共同電算処理手数料とは別に費用は発生しないものとして予定しております。</p>

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
58	特別業務及びデータ提供	2010/12/20	2010/12/27	国保総合システム導入に伴う特別業務の取扱について 12月20日付け事務連絡にて、次年度からの特別業務についての取扱を示していただきましたが、当広域連合につきましては、お示しいただいた以外の特別業務として、当方で事務処理上必要な「広域連合向け帳票2部作成」と「請求内訳書作成」をお願いしているかと思っております。そちらの今後の取扱（費用等含む）についてご教示いただけますか。	広域連合向け請求内訳書の出力にかかる特別業務については、平成23年5月の国保総合システムの稼働後、本会にて構成市町村分とは別に作成し、保険者Webシステムから毎月ダウンロードできる想定であります。この処理の経費について、共同電算処理手数料とは別に費用は発生しないものとして予定しております。また、広域連合向け帳票2部作成については、国保総合システムは保険者業務端末から帳票やデータを確認することを前提としたシステムのため、本会から紙帳票による提供はしないこととなりますので、必要部数を貴広域連合で出力することによる方法で特別業務は廃止とさせていただきます。
59	特別業務及びデータ提供	2010/12/21	2010/12/27	新年度予算について 国保総合システム導入後、特別業務からなくなり予算がかからなくなるものを具体的に教えていただきたい。また、費用の面で残るものはなにか。	国保総合システム導入後では、国保共同電算処理の特別業務として、被保険者証の一括印刷及び医療費通知の一括印刷のみとさせていただきます。この部分は費用面として残ることとなります。その他の現行システムにおいて国保共同電算処理の特別業務として処理している業務は、国保総合システムに実装される標準機能の活用及び提供するデータの加工により対応していただくこととし、予算上は特別業務の手数料が発生しない取扱いとする予定です。現行システムにおける国保共同電算処理の特別業務の内容及び本年度における手数料については、本会のホームページに掲載しておりますので、現在本会に委託している業務を把握する際の参考としてご活用ください。なお、23年度における手数料に関しては、ホームページにて2010年12月27日付け掲載「平成23年度 負担金及び審査支払手数料等予定単価について」で公開しております。
60	特別業務及びデータ提供	2010/12/21	2010/12/22	レセプトデータについて 特別業務及びデータ提供 項番51番において、「項番4：国保連レセプト番号には、「審査年月（西暦4桁）+バッチ番号・綴順（10桁）」を左詰めで出力いたします。（前ゼロ設定は行なわず、16桁の項目に14桁での設定となります。）また、23年5月以降に対象レセプトが過誤・再審査の対象となった場合には、同じ国保連レセプト番号を引き継ぐこととなります。」と、ご回答をいただきましたが、項番4は平成23年4月審査月以前のレセプトに設定されるだけであり、平成23年5月審査月以後のレセプトはNULL値が設定されるということでしょうか。	平成23年5月審査分以降のレセプトにつきましては、医療機関等から紙で請求されたレセプトはOCR処理により一意となるIJP番号（15桁）が設定されます。また、レセ電レセプト（媒体・オンライン請求）やOCR処理ができない柔整・鍼灸のレセプトについては、IJP番号を設定することができないため、NULL値が設定されることとなります。なお、平成23年5月審査分以降では項番3の「レセプト全国共通キー」が全てのレセプトデータに設定されますので、保険者で管理する場合には「レセプト全国共通キー」が有効と思われます。
61	特別業務及びデータ提供	2010/12/27	2010/12/29	レセプトデータについて 新項番3：レセプト全国共通キーは、各レセプトに付番された固有のキーであり、重複することはないと認識しておりましたが、間違いありませんか。	間違いございません。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
62	特別業務及びデータ提供	2010/12/27	2010/12/29	<p>レセプトデータについて 現行レセプトデータ項番19:エラー区分については、新項番では設定されない。また、現行レセプトデータ項番20:修正入力コードについては、「IF002:過誤データ」に追加設定されると回答をいただいております。 現行修正入力コードの「31:正当データとして扱う」コードについては、資格照合表に出力されたレセプト(エラー区分が設定されたレセプト)を正当扱いにするためのコードだと認識しております。 新レセプトデータでは、エラー区分が設定されませんが、それでも資格照合処理において正当扱いとした「31」コードが当該レセプトに設定され、「IF002:過誤データ」にレセプトデータが出力されるのでしょうか。 (そもそもエラー区分が設定されないことから、当初から正当レセプトと認識されており、「31」コードを設定する必要がない。と考えておりますがいかがでしょうか。)お手数をおかけしますが、現行コードと新コードとの対応表をいただけますでしょうか。</p>	<p>回答を以下のQ1～Q4に分けて記載させていただきます。 Q1. 現行レセプトデータ項番20:修正入力コードについては、「IF002:過誤データ」に追加設定されると回答をいただいております。 A1. 「過誤・再審査理由番号」「過誤・再審査審査結果」「過誤区分」が「過誤データ」「再審査データ」に追加設定されます。「レセプトデータ」にも項目は追加されますが、内容は空欄になります。 Q2. 資格照合処理において正当扱いとした「31」コードが当該レセプトに設定され、「IF002:過誤データ」にレセプトデータが出力されるのでしょうか。 A2. ご質問の処理は行われません。 Q3. (そもそもエラー区分が設定されないことから、当初から正当レセプトと認識されており、「31」コードを設定する必要がない。と考えておりますがいかがでしょうか。) A3. ご認識の通りです。 Q4. お手数をおかけしますが、現行コードと新コードとの対応表をいただけますでしょうか。 A4. 対応表を作成しましたので添付いたします。あわせて新コードのコード表を添付いたします。こちらは国保中央会から提供されたコード表の一部抜粋となります。</p>
63	特別業務及びデータ提供	2011/1/4	2011/1/5	<p>レセプトデータについて データが提供されるのは毎月何日ぐらいとなるのでしょうか。 医療機関からのレセプト提出方法が電子媒体または紙媒体であるかにかかわらず月1回の提供ということによりよいでしょうか。 また、過誤データ・再審査データの提供スケジュールについても教えていただけますでしょうか。 過誤データ: 月 日までに入力したものが、月の過誤データとして提供 再審査データ: 月 日までに入力したものが、月中に審査され、月の再審査データとして提供</p>	<p>国保総合システム(国保請求支払システム)で作成するレセプトデータの提供日は、毎月月初を予定しておりますが今の段階では確定スケジュールをお示しできません。しかし、現在のレセプト発送日より早く提供できる予定であります。 また、保険医療機関等からレセプトが何の媒体で請求されていても月1回の提供となります。 なお、過誤・再審査データの提供もレセプトデータと同じ日に提供でき、提供月の前月に処理した過誤・再審査情報が格納されます。 【システム稼働後の基本的なスケジュール】(過誤・再審査の締切を毎月15日とした場合) 過誤 提供月の前月15日までに受付けたデータを格納。 再審査 提供月の前々月15日までに受付けたデータを格納。 ただし、あくまでも現段階での想定ですので、変更することがありますので申し添えます。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
64	特別業務及びデータ提供	2011/1/7	2011/1/12	医療機関マスタについて インタフェース仕様書にある項番5の受理年月日の16桁にはどのような日付がどのように設定されているのでしょうか？また、項番6の医療機関名（カナ）、項番17の振込銀行名（カナ）、項番20の振込支店名（カナ）、項番24の口座名義（カナ）にはそれぞれ全角カナが設定されているのでしょうか。	項番5「受理年月日」 医療機関より届出情報を受理した日付 形式は、3（昭和）または4（平成）+ EEMMDD 例）平成22年12月1日の場合、" 4221201 " 項番6.17.20.24「カナ」項目 半角カナを設定します。 その他、現在開示している保険者様向け医療機関マスタの「インタフェース設計書」に誤りがありました。近々に連合会サイトへの掲載内容を差し替え致します。ご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございませんでした。
65	特別業務及びデータ提供	2011/1/11	2011/1/14	特別業務にかかる費用について 12月20日付け事務連絡「国保総合システム導入に伴う国保共同電算処理事業における特別業務の取り扱いについて」より 別紙(2)特別業務一覧の記載事項に、「原則共同電算処理手数料内で処理する予定」と書かれてあるが、この他に追加費用はかからないと考えてよいか。 5月から国保総合システムでスタートするが、特別業務一覧項番2の中の生活習慣病予防該当者一覧は今までと中身が同じだと思うのだが、そうすると費用が発生するのではないか。 対応区分項目で、「無償提供」はわかるのだが、「データ加工」や「標準機能」と記載してある部分も費用はかからないと考えてよいか。	現時点での追加費用は想定されておらず、また今後においてもできる限り追加費用が発生しないようにする方針です。 現行の生活習慣病予防該当者一覧は、本会で帳票として作成してありますが、国保総合システムでは、無償で提供するレセプトデータに入力されている疾病情報（レセ電レセプトのみ）を表計算ソフトなどで保険者の方で加工していただくことを想定しているため、費用は発生いたしません。 ご認識のとおり費用はかかりません。 無償提供 本会で処理を行い無償で提供するものとなります。 データ加工 本会で提供するレセプトデータを保険者で加工してご利用いただくものとなります。 標準機能 全国共通で使用できる機能として国保総合システムに搭載されているものとなります。
66	特別業務及びデータ提供	2011/1/14	2011/1/18	12月20日の事務連絡、国保総合システム導入に伴う国保共同電算処理事業における特別業務の取扱いについての特別業務一覧の項番2.乳幼児給付一覧表について 取込の給付レイアウトの表記がありませんでしたが、連合会ではいつ頃提示していただく予定ですか。 また、公費（併用レセプト）を持ってありますが、そのレイアウトもいつ頃提示していただけますか。	乳幼児給付一覧表については、平成23年5月審査分以降について、本会が無償で提供するレセプトデータを保険者Webシステムからダウンロードし、加工することによって同等の情報を把握していただく予定です。このレセプトデータは、本会ホームページに掲載しておりますので、ご確認願います。 公費（併用レセプト）の件ですが、国保組合で貴市の公費を持っている患者のデータは提供されるかという点について、本会では公費連名簿データを保険者Webシステムから無償でダウンロードできるよう検討しております。現在、未定稿になりますが別添のインタフェースがありますので、ご確認願います。公費連名簿データについては、今月中に市町村に通知する予定です。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
67	特別業務及びデータ提供	2011/1/17	2011/1/18	<p>特別業務の手数料について下記のとおりの方考え方でよろしいかご回答をお願いします。</p> <p>脳血管疾患患者一覧表 例年、5月診療データを使って7月頃作成、納品、8月請求 作成データが5月診療分で新システムが稼働しており、保険者でデータ加工対応。（手数料は発生しない）</p> <p>医療費増加要因分析表 例年、5月作成、納品、6月請求 平成22年12月20日事務連絡の内容により、廃止となる。（平成23年度は手数料が発生しない）</p> <p>医療費通知 当町では、1～3、4、5～7,8,9～10,11～12という診療月の区分で発行を依頼しております。国保総合システムでは6か月を1単位として年2回の発行を考えておりますが、その場合1～3月診療分は、現行システムの三つ折りA4で5月に納品となり、以降は圧着ハガキで、4～9月診療分が11月納品、10～翌年3月診療分が平成24年5月納品となるようなサイクルとなる考え方でよろしいでしょうか？（平成23年度は三つ折りA4と圧着ハガキのモノが存在する。） また、診療月区分の最終的な申し込みはいつになる予定ですか？（アンケート調査後、当町の意向が変わっていることから）</p>	<p>についてはご認識のとおりです。</p> <p>各作成月に対する納品月は、ご認識のとおりです。また1月中に本会より作成月等の設定に関する通知を行い、その回答をもって23年度より作成する設定を本会で行う予定をしております。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
68	特別業務及びデータ提供	2011/1/24	2011/1/26	<p>レセプトデータの新旧項目対比表について確認させていただきたいと思っておりますので、ご回答を頂きますようお願いいたします。</p> <p>(1) 第二公費患者負担額の項目が『公3_一部負担額』となっていました。このままで構いませんか。</p> <p>(2) 以下の項目の特記事項での判定方法をご教授ください。 交通事故表示、税区分、長期疾病区分</p> <p>(3) レセプト様式番号と本人家族区分の判定方法をご教授ください。 どのように判定すれば宜しいでしょうか。</p> <p>(4) レセプト全国共通キーの内容はどのようになっているのでしょうか。 バッチ番号、綴順の内容は含まれておりますでしょうか。</p>	<p>(1) 申し訳ございません。ご指摘の通り誤りとなります。正しくは項番78:公2_一部負担金となります。</p> <p>(2) 交通事故表示は特記事項1~5に「10:第三」が含まれる場合となります。税区分は項番135:所得区分が対応しますが、コード体系が異なり、次期では70歳以上でコードが変わります。 < 現行 > 1: 非課税、2: 課税上位、ブランク又は0: 課税一般 < 次期 > 70歳未満:「0:課税、1:非課税、2:上位所得者」(特記事項に限度額適用認定の区分が無い場合は0固定とする) 70歳以上:「5:一定所得以上、6:一般、7:低所得者、8:低所得者」 長期疾病区分は特記事項1~5に対応します。具体的には、1:長期療養02:長、2:長処 03:長処、3:長期療養(2万) 16:長2、0:なし 特記事項1~5に02,03,16が含まれない場合となります。</p> <p>(3) 申し訳ございませんがレセプト様式番号は北海道独自の項目であるため次期システムに存在しません。事業区分、保険種別、本人家族内外、点数表等で判断してください。</p> <p>(4) レセプト全国共通キーの定義は都道府県コード2桁+処理年月(和暦)5桁+レセプト区分2桁+識別コード2桁+予備エリア(00)2桁+連番7桁となります。 <レセプト区分> 01:医科、02:DPC、03:歯科、04:調剤、06:訪問看護療養費、07:柔道整復・療養費 <識別コード> 10:電子レセプト(国保)、20:紙レセプト(国保/県内・受託分)、30:柔道整復(国保)、40:療養費(国保)、50:紙レセプト(国保/委託分) なお、バッチ番号、綴順は北海道独自の項目であるため次期システムに存在しません。</p>
69	特別業務及びデータ提供	2011/1/18	2011/1/20	<p>医療機関マスタについて、以下のとおり質問させていただきます。 現行の医療機関マスタには項番36:送付人先氏名(カナ)がございましたが、新規のレイアウトからは、なくなったと理解してよいのでしょうか？</p>	<p>ご認識のとおり、新規のレイアウトからはなくなりました。</p>
70	特別業務及びデータ提供	2011/1/26	2011/1/27	<p>レセプトデータについて RP_IF002XXXXXXYYYYMM.csv(過誤データ)の項番142過誤・再審査審査結果について、コード202の定義は、「項番3レセプト全国共通キー以外の項目において、保険者が修正処理を行ったレセプト」と、考えてよろしいでしょうか。また、RP_IF002XXXXXXYYYYMM.csv(過誤データ)に出力されたレセプトであって、項番142が202であった場合は、現行修正入力コード「21」と同じレセプトであると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>項番142過誤・再審査審査結果の「202:調整の場合」はご認識のとおり現行修正入力コード「21」に対応します。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
71	特別業務及びデータ提供	2011/1/26	2011/1/27	レセプトデータについて RP_IF003XXXXXXXXXXMM.csv（再審査データ）の項番143過誤区分について、増減点がなかった原審通りのレセプトであった場合はNULL値が設定されるということでしょうか。また、RP_IF003XXXXXXXXXXMM.csv（再審査データ）に出力されたレセプトであって、項番143が1又は2であった場合は、現行修正入力コード「12」と同じレセプトであると考えてよろしいでしょうか。	項番143過誤区分について、ご認識のとおり増減点がなかった原審どおりのレセプトであった場合は空欄が設定されます。項番143過誤区分「1:増」「2:減」の場合はご認識のとおり現行修正入力コード「12」に対応します。
72	特別業務及びデータ提供	2011/1/27	2011/1/28	レセプトデータについて 電子化に伴い、3月診療分は既存の紙レセプトで出力されると思いますが、4月診療分から電子化されるので、3月と4月分は紙レセプトと電子化にてそれぞれ同時に利用するということでしょうか。	3月診療分は4月審査となり、5月に紙での提供となります。 4月診療分は5月審査となり、6月に保険者レセプト管理システムからの提供となります。
73	特別業務及びデータ提供	2011/2/3	2011/2/7	レセプトデータのインターフェース設計書にある予備の項目ですが、何桁あるのでしょうか？	予備の項目につきましては、今後の予備項目として設定しているため、桁数については設定していません。
74	特別業務及びデータ提供	2011/2/2	2011/2/8	新レセプトデータについて 「保険_請求一部負担金」と「保険_一部負担金」また「請求公費負担額」と「公費負担額」には、どのような金額が設定されるのでしょうか。 ・「保険_一部負担金」には説明がありませんが「保険_請求一部負担金」とどのような違いがあるのでしょうか。 ・「請求公費負担額」と「公費負担額」の説明内容に違いがないように思われますが、どのように利用する項目でしょうか。	・「保険_請求一部負担金」は医療機関で記載された金額となり、「保険_一部負担金」は連合会で査定された後の金額となります。 ・「請求公費負担額」と「公費負担額」についても同様に「請求公費負担額」は医療機関で記載された金額となり、「公費負担額」は連合会で査定された後の金額となります。
75	特別業務及びデータ提供	2011/2/2	2011/2/8	新レセプトデータについて 被保険者が、実際に窓口で支払された金額が設定される項目はあるのでしょうか。	患者負担額は費用算定結果となるため、本レセプトデータには設定されていません。
76	特別業務及びデータ提供	2011/2/2	2011/2/8	新レセプトデータについて 人工透析を実施している慢性腎不全、血友病、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群のレセプトは特記事項1="02:長"である場合で判断することで問題ないでしょうか。 ・人工透析を実施している慢性腎不全については、所得により自己負担が異なりますがこれについてはどのように判断すべきでしょうか。 ・これらについての自己負担額は、金額として設定される項目はないのでしょうか。	人工透析を実施している慢性腎不全、血友病、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群のレセプトは特記事項1~5が「02:長」「03:長処」「16:長2」となる場合で判断できます。 70歳未満の現物給付または前期高齢者の入院の場合、自己負担限度額が「02:長」「03:長処」だと10,000円、「16:長2」だと20,000円となります。
77	特別業務及びデータ提供	2011/2/2	2011/2/8	新レセプトデータについて 被保険者が窓口で現物給付を受けた場合、本人窓口支払額はどのように設定されるのでしょうか。 また、現物給付されたレセプトを判断するには、どの項目を参照し、どのように判断するとよいのでしょうか。	70歳未満の現物給付の場合は、特記事項「17:上位」「18:一般」「19:低所」の項目にて判断することができます。
78	特別業務及びデータ提供	2011/2/2	2011/2/8	新レセプトデータについて 70歳以上被保険者のレセプトで指定公費を含んでいるレセプトの場合、指定公費分と本人支払分を把握可能な項目はありますか。	費用算定結果は本レセプトデータには設定されていません。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
79	特別業務及びデータ提供	2011/2/2	2011/2/8	新レセプトデータについて 公費によっては、所得により限度額がことなるような場合がありますが、このような場合いつの所得状況で判定され本人支払額が算定されるのか。この場合、レセプト上どのように設定されるのか。	限度額は診療年月時点の所得で判定されます。 国公費51の場合は特記事項「17:上位」「18:一般」「19:低所」「22:多上」「23:多一」「24:多低」にて判定されます。道単公費83の場合は被保険者マスタの所得区分で判定されます。
80	特別業務及びデータ提供	2011/2/2	2011/2/8	新レセプトデータについて 1.医療と公費の併用があるレセプトの本人窓口支払額は、どの項目になるのでしょうか。あるいは、どのように計算すると算出されるのでしょうか。 2.公費併用（第2公費・第3公費）がある場合に、本人窓口支払額は、どの項目になるのでしょうか。あるいは、どのように計算すると算出されるのでしょうか。	1.本人窓口支払額は費用算定結果となるため、本レセプトデータには設定されていません。 2.公費の計算については公費の種類によって計算が異なるため一概に算出方法をご提示することができません。
81	特別業務及びデータ提供	2011/2/3	2011/2/8	乳幼児公費連名簿データインタフェース設計書がホームページに掲載されていますが、乳幼児医療費明細の連携は「公費負担医療受給者別一覧表」がなくなり「乳幼児公費連名簿データ」のインタフェースに変わるという認識でよろしいでしょうか？また、乳幼児公費連名簿データのレイアウトについて処理年月のような項目が設けられていませんが審査を実施した年月はどこで判断すればよろしいでしょうか？	国保総合システムにおいても、「公費負担医療受給者別一覧表」は同様に出力されます。また、ご認識の通り、処理年月の項目は設定されておりません。申し訳ございませんが、データの提供月で処理年月を判断していただくようお願いいたします。（データ提供された前の月が処理年月となります）
82	特別業務及びデータ提供	2011/2/7	2011/2/9	次期レセプトデータインタフェースファイルについて 項目18：処理区分 1:受託 2:県内 3:委託 とありますが、保険者の給付業務においてこの区分を意識する必要がありますか。	処理区分について、基本的には以下の設定になります。 医療機関が道内で保険者が道外の場合は1:受託 医療機関が道内で保険者が道内の場合は2:県内 医療機関が道外で保険者が道内の場合は3:委託 柔整、鍼灸等（道外施術機関も含む）については2:県内 左記の区別が必要でなければ保険者の給付業務においてこの区分を意識する必要はないと思います。
83	特別業務及びデータ提供	2011/2/7	2011/2/9	次期レセプトデータインタフェースファイルについて 項目22：転帰レコード区分 1:合計レコード 2:内訳レコード とありますが、内訳は取り込まず合計レコードの点数で給付処理をしようと考えていますが問題ありませんか。	柔整で複数月の請求がある場合は、「転帰レコード区分」が「2:内訳レコード」に各診療年月の点数が設定され「1:合計レコード」に複数月の合計金額が設定されます。柔整の複数月以外では設定されない項目となります。柔整で複数月の請求がある場合で各診療年月の金額が必要でなければ合計レコードの金額のみで問題ありません。
84	特別業務及びデータ提供	2011/2/7	2011/2/9	次期レセプトデータインタフェースファイルについて 項目24：支給決定年月 療養費・医療費：支給決定月（処理年月+1月） 項目25：自支給期間 項目26：至支給期間 これらの項目の意味を教えてください。保険者の給付業務に影響するのでしょうか。	「項目24：支給決定年月 療養費・医療費：支給決定月（処理年月+1月）」には柔整鍼灸の場合には処理年月（連合会で審査した年月）+1がセットされます。 「項目25：自支給期間」には柔整鍼灸の場合に施術開始日がセットされ、 「項目26：至支給期間」には柔整鍼灸の場合に施術終了日がセットされます。 左記3つの項目について、柔整鍼灸以外の場合は設定されません。
85	特別業務及びデータ提供	2011/2/7	2011/2/9	次期レセプトデータインタフェースファイルについて 項目27：保険制度（保険種別） 1:国保 3:老人保健 4:退職 私どもは組合健保なので3,4は想定していません。 この項目に3,4が設定されていたら処理はしない予定ですが問題ないですか。	国保組合は「保険制度（保険種別）」が「1:国保」のデータのみとなるため問題ありません。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
86	特別業務及びデータ提供	2011/2/7	2011/2/9	次期レセプトデータインタフェースファイルについて 項目107～109：算定区分1～3 ロジカルチェック項目 これらの項目は保険者側は意識しなくてよいですか。	算定区分につきましては、 01.低所得 02.低所得 03.3月超三月超 04.多数該当 05.公的年金等控除の見直し等に伴う経過措置対象者 06.老年者に係る住民税非課税措置対象者 07.市町村/保険者変更 08.特別療養費 09.限度額1/2非該当 10.限度額1/2該当 15.経過 を判断する項目となっています。必要でなければ意識しなくても問題ありません。 なお、インタフェース説明の「ロジカルチェック項目～算定区分1に変更」と記載されている部分についてはシステム内部の記載であるため意識しなくても問題ありません。
87	特別業務及びデータ提供	2011/2/7	2011/2/10	次期レセプトデータインタフェースファイルについて 項目118～128：突合情報 130～132：レセ電突合点検データ 137～140：費用算定結果値 これらはレセ管内部で使用する項目で保険者側は意識しなくてよいと考えますが問題ないですか。	これらの項目は医科（歯科）と調剤の突合審査で使用する項目となります。ご質問のありました項目につきましては、一次審査の突合審査で設定される項目となります。例えば、医科（歯科）と調剤で突合審査が行われ、医科から金額を調整する場合は、調剤側のレセプトに、医科で調整する点数や金額が設定され、医科側のレセプトには設定されません。保険者側で一次審査の突合審査で設定された内容が不要であれば意識しなくても問題ありません。
88	特別業務及びデータ提供	2011/2/7	2011/2/10	高額療養費支給システムに対応するための新レセプトの項目内容確認について インタフェース項目の7番8番にある旧総合病院診療科と任意診療科の違いは何か？どのように設定されるのか？現行レセプトでは診療科は1項目となっています。	旧総合病院診療科は平成22年3月以前の診療分に設定され、平成22年4月以降の診療分には設定されません。任意診療科は各連合会で任意に設定する診療科であり、北海道では設定されない項目となります。
89	特別業務及びデータ提供	2011/2/7	2011/2/10	高額療養費支給システムに対応するための新レセプトの項目内容確認について インタフェース項目の107番108番109番にある算定区分に設定される情報はどのような意味を持つ情報でしょうか。負担区分等を表し、高額療養費支給計算情報となるのでしょうか。1.2.3とありますが、違いがよくわかりませんが、項目135番の所得区分との関係をお教え願います。	低所得等の場合は算定区分が設定され、システム内で所得区分を設定する場合等に使用されます。算定区分が複数ある場合には1.2.3の順で設定されます。（例えば、低II、三月超のレセプトは算定区分1が02、算定区分2が03となります。）所得区分については本人家族入外や算定区分等から設定される項目となり、費用計算の際に自己負担限度額の判定を行うために使用されます。
90	特別業務及びデータ提供	2011/2/7	2011/2/10	高額療養費支給システムに対応するための新レセプトの項目内容確認について インタフェース項目の135番の所得区分の70歳未満の特記事項に限度額適用認定の区分が無い場合は0固定とするとは現物給付であるならばと解してよいのでしょうか。70歳以上の場合において、限度額適用認定証があるなしにかかわらず、区分の表示がされるのでしょうか。	項番135の所得区分では、70歳未満の現物給付は判断できませんので、項番45～49の特記事項又は公費併用の有無により判断願います。また、70歳以上では、項番107～109の算定区分にレセプト記載の所得区分が出力されます。なお、これらの項目に出力される値につきましては、あくまでもレセプト記載の情報となりますので、実際の所得区分とは異なる場合もあり、異なった場合には資格確認結果表が別途出力されます。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
91	特別業務及びデータ提供	2011/2/8	2011/2/15	<p>乳幼児医療助成事業にかかる公費連名簿データのインタフェースについて以下8点、確認いたします。</p> <p>1. 現行のMOIには、法別90と91以外のデータも含まれていたが、今後も同様の取り扱いなのか。</p> <p>2. 新レイアウトの提示のみで内容についての説明がないが、新旧比較表のような、何がどう変わったのかを説明している資料はないのか。</p> <p>3. 各金額は現行と同じく下2桁は小数点が表示されるのか。</p> <p>4. 従来データは法別90.91で各項目の表示方法が異なっていたが、今後は同じ表示方法になると考えていいのか。</p> <p>5. 新レイアウトの保険者番号は、加入医療保険の保険者番号か当市の保険者番号どちらが表示となるのか。</p> <p>6. 公費患者負担額は受給者本人が窓口で支払った額（一部負担金or初診時一部負担金）が表示となるのか。</p> <p>7. 公費併用者は法別90の公費患者負担額と市町村負担額に1割の額が設定され、法別91の公費患者負担額に窓口で支払った額、市町村負担額に残りの額が表示となるのか。</p> <p>8. データの並び順は、項番1～18の順序そのままデータ提供されるのか。</p>	<p>1. 法別90と91と92（法別92を実施している負担者のみ）の取り扱いとなります。</p> <p>2. 申し訳ございませんが、新旧比較表等の資料はございません。</p> <p>3. 各金額は小数部分がなく、整数での表示となります。</p> <p>4. 今後はどの法別も同じ表示方法となります。</p> <p>5. 新レイアウトの保険者番号は、公費負担者となる市町村の保険者番号を設定しています。（加入医療保険の保険者番号ではございませんのでご注意ください。）</p> <p>6. ご認識の通り公費患者負担額は受給者本人が窓口で支払った額（一部負担金or初診時一部負担金）が表示されます。</p> <p>7. ご認識の通りとなります。</p> <p>8. ご認識の通りとなります。</p>
92	特別業務及びデータ提供	2011/2/9	2011/2/15	<p>レセプトデータについて、現在使用しているレイアウトに存在する項目の中で、新しいシステムには存在しないものがあるので、どのように設定すると良いかお示しください。また、新しいレイアウトに存在しない項目の中で、備考欄の説明では変換方法がわかりにくいものがあります。正確な変換方法を教えてください。</p> <p>例) 「交通事故表示」の備考欄には「特記事項1～5で判断してください」とあるが、【特記事項1】</p> <p>01：公、02：長、03：長処、04：老保、05：高度、07：老併、08：老健、09：施、10：第三、11：薬治、12：材治、13：先進、14：制超、15：経過、16：長2、17：上位、18：一般、19：低所、20：二割、21：高半、22：多上、23：多一、24：多低、25：出産、40：50/100、90：被災、91：労災/公害</p> <p>のいずれが、「1：交通事故」、「0：なし」に当たるのでしょうか？</p> <p>現在使用しているレイアウトには、最後に【自己負担限度額特例CD】と【処方箋医療機関CD】がありますが、今回お示しいただいた対応表には、その項目がありません。項目を追加したレイアウトを再度お示しいただけますか。</p>	<p>対応表を添付します。なお、レセプト全国共通キーの定義は都道府県コード2桁+処理年月（和暦）5桁+レセプト区分2桁+識別コード2桁+予備エリア（00）2桁+連番7桁となります。</p> <p><レセプト区分> 01: 医科、02: DPC、03: 歯科、04: 調剤、06: 訪問看護療養費、07: 柔道整復・療養費</p> <p><識別コード> 10: 電子レセプト（国保）、20: 紙レセプト（国保/県内・受託分）、30: 柔道整復（国保）、40: 療養費（国保）、50: 紙レセプト（国保/委託分）</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
93	特別業務及びデータ提供	2011/2/17	2011/2/18	<p>レセプトデータについて 自庁システムにデータを取り込む際にあらかじめデータ型や最大桁数等を設定しなければなりませんので、下記の質問にご回答いただけますでしょうか。</p> <p>項番11「被保険者証記号」...日本語20桁 半角でしょうか。</p> <p>項番16「氏名」...日本語50桁 全角でしょうか。</p> <p>項番17「個人番号」 左詰め設定でしょうか。前ゼロ設定でしょうか。</p> <p>項番110～114「疾病コード」 左詰め設定でしょうか。前ゼロ設定でしょうか。</p> <p>項番119「突合先国保連レセプト番号」...日本語8桁 半角でしょうか。</p> <p>項番137～140「算定_xx_調整金額」...数字10, 2桁 何桁になるでしょうか。（10桁 OR 12桁）</p>	<p>全角になります。</p> <p>全角になります。</p> <p>最大12桁となります。12桁に満たない場合はその桁数で出力されます。前ゼロ設定はされません。</p> <p>項目としては5桁となっておりますが、実際には4桁の121分類コードが出力されます。0101などの場合は前ゼロが削除されず、そのまま0101と出力されます。</p> <p>申し訳ございません、中央会からの仕様に誤りがありました。正しくは半角16桁になります。</p> <p>整数部8桁+小数部2桁の計10桁となります。</p>
94	特別業務及びデータ提供	2011/2/18	2011/2/18	<p>レセプトデータについて 特別業務及びデータ提供 項番93番でご回答いただいた件について再質問させていただきます。</p> <p>項番17「個人番号」 最大12桁となります。12桁に満たない場合はその桁数で出力されます。前ゼロ設定はされません。</p> <p>というご回答ですが、本市の場合は個人番号ではなく2桁固定の前ゼロを設定した員番を登録する予定です。「前ゼロ設定はされません」ということですが、例えば員番を「01」や「02」などに設定した場合は、レセプトデータでは「1」や「2」と設定されるのでしょうか。それとも員番と同じく「01」や「02」と設定されるのでしょうか。</p>	<p>説明不足となり、申しわけございませんでした。「前ゼロ設定はされません」につきまして、桁数に満たない場合はゼロ埋めしないという意味であり、「000000000001」といった設定は行いません」という意味でした。員番を「01」や「02」などに設定した場合は、項番17「個人番号」も員番と同じく「01」や「02」と設定されます。</p>
95	特別業務及びデータ提供	2011/2/21	2011/2/28	<p>平成23年2月18日付け文書にて特別業務依頼書の提出がありますが、これまで委託しているものについても新たに提出するということですか。また、特別業務依頼書の様式を送ってください。</p>	<p>平成23年2月18日付け「現行共同電算処理事業における特別業務の取り扱いについて」は、現行共電の特別業務の取り扱いになりますので、現行共電分（平成23年3月診療分まで）の特別業務を新たに申し込む場合は3月31日までに特別業務依頼書による申込が必要ですが、新たな申込がなければ特別業務依頼書の提出は不要です。なお、国保総合システム（平成23年4月診療分以降）における特別業務は医療費のお知らせと被保険者証の作成のみとなりますが、依頼の方法等については現在検討中ですので、決まり次第お知らせいたします。</p>
96	特別業務及びデータ提供	2011/2/21	2011/2/23	<p>各保険者へ提供されるレセプトデータについての質問です。</p> <p>1. 各保険者へ提供されるレセプトデータは、レセプトデータインタフェース設計書のレイアウトと考えて良いですか？</p> <p>2. レセプトデータのテストデータの提供は可能ですか？</p> <p>3. 提供可能であれば、いつ頃テストデータが受領できますか？</p>	<p>1. ご認識の通り、レセプトデータインタフェース設計書のレイアウトとなります。</p> <p>2. 可能です。</p> <p>3. 3月上旬頃を予定しています。</p>

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
97	特別業務及びデータ提供	2011/2/21	2011/3/7	後発医薬品データの提供について 現行にデータ提供していただいているのと同様に、抽出した後発医薬品データを連合会から保険者WEBシステムを通して提供していただけることは確定したか。もしデータ提供が確定していない場合はいつ確定するのか。	希望保険者に保険者Webシステムにて提供することと致します。希望有無の確認については、また後日ご案内させていただきます。
98	特別業務及びデータ提供	2011/2/26	2011/2/28	レセプトデータについて 下記の項番について、ファイルレイアウトの説明では「01」など前ゼロが設定されておりますが、提供されるデータについても「1」ではなく「01」と前ゼロが設定されたデータが提供されるということによろしいでしょうか。 項番29、30、32、45～49、107～109	ご認識の通り、項番29、30、32、45～49、107～109は前ゼロが設定されたデータが提供されます。
99	特別業務及びデータ提供	2011/2/26	2011/3/1	先日いただきましたレセプトデータのサンプルデータの注意点には、CSVファイルの仕様として「項目をダブルクォーテーション" "で囲む」との記述があります。サンプルデータだけではなく、本番データも項目をダブルクォーテーションで囲んだデータとなるのでしょうか。	本番データも項目をダブルクォーテーションで囲んだデータとなります。
100	特別業務及びデータ提供	2011/3/1	2011/3/4	レセプトデータについてお伺いします。 1 医療機関コードについて コード桁数が旧コードでは9桁だったものが新コードでは10桁となっておりますが、9桁のまま対応する方法はありますでしょうか。なお、新コード（10桁）の「点数表」を削除して9桁とした場合、旧コード（9桁）として取り扱うことができると考えておりますが、この場合、旧コード末尾1桁のチェックデジットの計算方法を御教示ください。 2 疾病（統計）コードについて コード桁数が旧疾病統計コードでは4桁だったものが新疾病コードでは5桁となっておりますが、4桁のまま対応する方法はありますでしょうか。	1. 医療機関コードについてはご認識の通り10桁コードの3桁目が点数表となり、3桁目を除いたものが9桁コードとなります。チェックデジットの計算については10桁コードでもジュラス10の計算が行われ、9桁コードにした場合は、9桁コードの末尾1桁も10桁コードの末尾1桁と同じ値が設定されます。9桁コードのまま末尾1桁のチェックデジットの計算は行うことができません。 2. 疾病コードについては国保総合システムでは5桁に設定されていますが、実際には121分類の4桁のコードで出力されます。
101	特別業務及びデータ提供	2011/3/9	2011/3/11	高額療養費支給システムに対応するための新レセプトの項目内容確認について 現行レセプトでのエラー区分（資格照合表）のように、高額療養費の計算時対象としてはいけないレセプトデータは今後どのように判断するのでしょうか。	レセプトデータ上からは判断することができません。国保総合システムにて資格確認や給付点検を行うことにより資格確認結果表が出力され、保険者側で対象のレセプトを確認することができます。また、出力された資格確認結果表をもとに保険者側で高額療養費の計算対象から除外することも可能となります。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
102	特別業務及びデータ提供	2011/3/3	2011/3/8	<p>レセプトのレイアウトについて 現在、MOによる特別業務でレセプトを依頼しております。今後はダウンロードによる方式で新レイアウトになるということですが、項目の「特記事項1～5」についてご教授願います。</p> <p>1. 「交通事故・世帯の税区分・長期疾病区分などの設定は、特記事項1～5で判断してください」とありますが、複数設定される場合はあるのでしょうか。また、複数設定される場合は、どのような優先順位があるのでしょうか。</p> <p>2. MOでの旧レセプトのレイアウトでは、税区分・個人税区分として、世帯と個人の税区分が分かれていましたが、新レイアウトでは1つとして管理されるということなのでしょうか。</p> <p>3. 税区分について、「17：上位」「18：一般」「19：低所得」により判断するということでしょうか。また、「22：多上」「23：多一」「24：多低」も今までと同等のコードでよろしいのでしょうか。（22：多上 多数該当である上位所得者）</p> <p>4. 先日いただいたレセプトのサンプルデータでは特記事項1～5が空欄のものが多数ありました。税区分も入る以上1～5の全てになにも入らないということは考えにくいのですが、今後は必ず設定される想定で間違いはないのでしょうか。</p> <p>5. 以上の質問に加えて、全体として特記事項1～5に係る設定要領を具体的にご教授いただけますでしょうか。</p>	<p>1. 交通事故表示は特記事項1～5に「10:第三」が含まれる場合となります。世帯の税区分は設定されません。 長期疾病区分は特記事項1～5に対応します。具体的には、1：長期療養02:長、2：長処 03:長処、3：長期療養(2万) 16:長2、0：なし 特記事項1～5に02,03,16が含まれない場合、となります。</p> <p>2. ご認識の通り、1つとして管理されます。</p> <p>3. 税区分は項番135:所得区分が対応しますが、コード体系が異なり、次期では70歳以上でコードが変わります。 < 現行 > 1：非課税、2：課税上位、ランク又は0：課税一般 < 次期 > 70歳未満:「0:課税、1:非課税、2:上位所得者」 （特記事項に限度額適用認定の区分が無い場合は0固定とする） 70歳以上:「5:一定所得以上、6:一般、7:低所得者、8:低所得者」</p> <p>4. レセプトに特記事項が記載されていないものについては設定されません。</p> <p>5. 特記事項については医療機関から請求されたレセプトに記載された特記事項がそのまま設定されます。</p>
103	特別業務及びデータ提供	2011/3/3	2011/3/7	<p>レセプトのレイアウトについて 現在、MOによる特別業務でレセプトを依頼しております。今後はダウンロードによる方式で新レイアウトになるということですが、レイアウトの新旧対応表の中でエラー区分に該当するデータは対応項目なしとなっていますが、資格照合対象となったレセプトは新レイアウトとなった場合には、どのような表示となるのでしょうか。それとも提供対象から除外となるのでしょうか。</p>	<p>国保総合システムから出力されるレセプトデータには、資格エラーとなった場合のエラー区分が存在しないため、データ上では資格エラーとなったレセプトの判断はできません。なお、国保総合システムにて資格確認や給付点検を行ない、現行の資格照合表に替わり資格確認結果表が出力されますので、保険者で対象のレセプトを確認することができます。</p>
104	特別業務及びデータ提供	2011/3/3	2011/3/7	<p>レセプトのレイアウトについて 現在、MOによる特別業務でレセプトを依頼しております。今後はダウンロードによる方式で新レイアウトになるということですが、項目の「算定区分1～3」についてご教授願います。</p> <p>01.低所得 02.低所得 03.3月超3月超 04.多数該当 05.公的年金等控除の見直し等に伴う経過措置対象者 06.高齢者に係る住民税非課税措置対象者 07.市町村/保険者変更08.特別療養費 09.限度額1/2非該当10.限度額1/2該当 15.経過</p> <p>の設定を想定されているようですが、設定の優先順位などを含めた、具体的な設定要領をご教授願います。</p>	<p>低所得等の場合は算定区分が設定され、システム内で所得区分を設定する場合等に使用されます。算定区分が複数ある場合には1.2.3の順で設定されます。（例えば、低11、三月超のレセプトは算定区分1が02、算定区分2が03となります。）所得区分については本人家族入外や算定区分等から設定される項目となり、費用計算の際に自己負担限度額の判定を行うために使用されます。順番については医療機関から請求されたレセプトに記載されたものがそのまま設定されます。</p>

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
105	特別業務及びデータ提供	2011/3/3	2011/3/8	レセプトのレイアウトについて 現在、MOによる特別業務でレセプトを依頼しております。今後の新様式では「診療科」がなくなることですが「診療科」により対象者を抽出して行っている事業がありますので、「診療科」の項目がないと困ります。「旧総合病院診療科」または「任意診療科」の項目で結構ですので、今までMOと同様に「診療科」の情報を入れていただきますようお願いいたします。	現在、MOで提供しております特別業務のレセプトデータは北海道独自のシステムで作成しており、自由にカスタマイズが可能であるため、様々な項目の出力が可能となっております。 一方、国保総合システムにつきましては、全国共通の標準システムであるため、システム自体のカスタマイズは許されず、ご要望の「診療科」を出力する仕様となっていないため、大変申し訳ございませんが出力することができません。 なお、平成23年5月処理分より、レセ電コード情報のCSVデータを無償提供いたします。 このデータは医療機関等から提出されたレセ電のレセプトデータをそのまま抽出し提供するデータとなりますが、このデータには医療機関が入力した「任意診療科コード」が含まれておりますので、活用をお考えであればテストデータを提供いたしますので、ご連絡願います。 紙レセプト分は含まれておりませんので、紙レセプトの診療科が必要な場合には医療機関マスタの標榜診療科を参照してください。【医療機関マスタも無償提供です。】
106	特別業務及びデータ提供	2011/3/16	2011/3/18	EJ_IF105重度ひとり親請求書内訳データではエンコーディングがUTF-8(BOMあり)となっておりますが、乳幼児公費連名簿データ出力機能のEX_IF003公費連名簿データのインタフェースは掲載されているとおりシフトJISでよろしいでしょうか？ また、テストデータ提供時の通知に記載されているように、EX_IF003公費連名簿データも項目をダブルクォーテーションで囲むのでしょうか？	ご認識の通り、EX_IF003公費連名簿データのインタフェースはシフトJISとなります。また、EX_IF003公費連名簿データも項目をダブルクォーテーションで囲みます。
107	特別業務及びデータ提供	2011/3/4	2011/3/8	保険者向け医療機関マスタインタフェースについてお尋ねします。また、現在は新規・変更など更新のあった医療機関のみ抽出して送付（紙媒体にて）していただいておりますが、今後は紙媒体は原則廃止ということですが、たとえば、更新分のみPDF化して送付していただくことは可能でしょうか？	配信形式は電子ファイル（CSV）のみ、配信内容は毎回全件データを予定しております。紙媒体、PDFによる配信および更新分のみ配信等は予定しておりません。 但し、保険者において電子ファイル（CSV）から、項目「更新日」を条件として抽出することで更新分データのみを特定することが可能となります。なお、項目「更新日」は、保険者向けインタフェースデータ項目以外に変更があった場合にも更新される点についてご留意願います。（提供データに新規・変更などの更新がないが更新されたものとして抽出される可能性があります。）
108	特別業務及びデータ提供	2011/3/4	2011/3/8	保険者向け医療機関マスタインタフェースについてお尋ねします。医療機関マスタはCSV形式で配信されるとのことですが、1回に配信されるデータの件数を教えてください（Excel等に読み替える際の容量確認のため）	約15,000件ほどのデータを配信する予定です。
109	特別業務及びデータ提供	2011/3/4	2011/3/23	保険者向け医療機関マスタインタフェースについてお尋ねします。データ提供は5月審査分（6月提供）からとのことでしたが、保険者webシステムより毎月何日頃にデータ配信されますか？（できればスケジュールを送付願います）また、その配信日には、いつまでに更新されたデータが配信されてきますか？ 例：5月1日配信のマスタには、更新日がその前日（4月30日）までのデータが載っている 等	毎月の配信予定日については、現在検討中ではありますが、概ね月初めを想定しております。決まり次第ご連絡申し上げます。 また、配信データの中には、前月審査で確定したデータ（基本的には月末）までが含まれることとなります。 例：5月審査分で確定したマスタデータ（+追加補正分）を6月初旬に提供予定

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
110	特別業務及びデータ提供	2011/3/8	2011/3/10	<p>国保総合システム稼働後の新レセプトにおいて全件データを全項目ダウンロードすることは可能か。</p> <p>また可能である場合、各項目見出しおよび仕様内容を提示して頂くことは可能か。</p> <p>被保険者の支払った窓口負担額を把握したいのですが把握可能な方法をご教授願います。</p>	<p>平成23年5月処理分より無償提供しますレセ電コード情報は外部点検用として提供予定ですが、このデータは医療機関等から提出されたレセプト情報を抽出するため、レセプトの全項目が設定されます。ただし、レセ電レセプトのみの情報となりますので、紙レセプト分は含まれません。ご要望の全件データの全項目は不可能となります。</p> <p>被保険者の支払った窓口負担額は四捨五入等を行なっているため、レセプトの記載からは正確な金額の把握は不可能です。なお、レセプト情報を基に費用計算した患者自己負担額につきましては、保険者端末から参照可能です。</p>
111	特別業務及びデータ提供	2011/3/9	2011/3/11	<p>高額療養費支給システムに対応するための新レセプトの項目内容確認について旧レセプト項目に存在していた本人家族種別は、新レセプト項目ではどの項目にあたるのでしょうか。</p>	<p>本人家族種別は項番29:本人家族入外が対応します。なお、本人家族入外では以下の対応となります。</p> <p>< 現行 > < 医科・歯科・調剤・訪問看護 > 1: 本人入院、2: 本人入院外、3: 就学前入院、4: 就学前入院外、5: 家族入院、6: 家族入院外、7: 高齢者入院一般、8: 高齢者入院外一般、9: 高齢者入院現役並み、0: 高齢者入院外現役並み</p> <p>< 柔整・鍼灸 > 1: 高齢者一般、2: 高齢者現役並み、3: 就学前（高齢者および就学前以外はブランク）</p> <p>< 次期 > 01: 本人入院、02: 本人外来、03: 未就学者入院、04: 未就学者外来、05: 家族入院、06: 家族外来、07: 高齢者入院一般、08: 高齢者外来一般、09: 高齢者入院7割給付、00: 高齢者外来7割給付</p>
112	特別業務及びデータ提供	2011/3/10	2011/3/15	<p>乳幼児公費連名簿データ出力機能から作られるファイル名が明示されていませんが規則等はないのでしょうか？</p> <p>また、乳幼児医療費明細の連携を行っている「公費負担医療受給者別一覧表」のファイルレイアウトで公費負担金額や公費患者負担額、決定点数などの項目が小数点以下2桁付 前0となっていますが、「乳幼児公費連名簿データ」でも同様に小数点以下2桁付 前0となっているのでしょうか？</p>	<p>乳幼児公費連名簿データ出力はEX_IF003 + 保険者番号（6桁） + 処理年月（YYYYMM）.CSVの24桁のファイル名となります。「乳幼児公費連名簿データ」では小数点以下の設定はありませんが、前0は付加されます。</p>
113	特別業務及びデータ提供	2011/3/11	2011/3/14	<p>レセプトデータの「レセプト全国共通キー」についてお伺いします。当市では、旧コードの「バッチ番号」、「綴順」により各種処理を行っていますが、新コードとなる「レセプト全国共通キー」の中から「バッチ番号」、「綴順」を取り出すには、どうすればよいでしょうか。</p>	<p>申し訳ございませんが、「バッチ番号」、「綴順」は廃止させるため取り出すことが出来ません。</p>
114	特別業務及びデータ提供	2011/3/28	2011/3/29	<p>平成23年3月以前受診分の遡及レセプトが発生した場合は、現行レセプトデータ同様にFD等で別途作成されるのでしょうか。また、全国共通キーではなく、現行キーが設定されるのでしょうか。</p>	<p>平成23年3月以前の診療でも、平成23年5月以降に請求するレセプトであれば国保総合システムでのレセプトデータで出力されます。国保総合システムで出力されるため、現行キーではなく全国共通キーが設定されます。</p>
115	特別業務及びデータ提供	2011/3/28	2011/3/31	<p>高額療養費支給システムに対応するための新レセプトの項目内容確認について現行システムでは、国保世帯の所得区分を税区分として設定いただいております。新レセプトレイアウトでは、これにあたる項目はどの項目にあたるのでしょうか。</p>	<p>国保総合システムでは世帯の税区分は設定されません。現行システムでは被保険者マスタより世帯の税区分を設定していましたが、国保総合システムでは同様の処理を行っていないため、世帯の税区分を設定することができません。</p>

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
116	特別業務及びデータ提供	2011/3/28	2011/3/31	高額療養費支給システムに対応するための新レセプトの項目内容確認について 現行システムでの前期高齢者の低所得区分の項目は、新レイアウトでは135「所得区分」がこれにあたるのでしょうか。70歳以上の場合は、70歳未満のような条件はなく設定されるのでしょうか。	項番135:所得区分では、コード体系が現行と異なり、次期は70歳以上でコードが変わります。 < 現行 > 1: 非課税、2: 課税上位、ブランク又は0: 課税一般 < 次期 > 70歳未満:「0: 課税、1: 非課税、2: 上位所得者」(特記事項に限度額適用認定の区分が無い場合は0固定とする) 70歳以上:「5: 一定所得以上、6: 一般、7: 低所得者、8: 低所得者」
117	特別業務及びデータ提供	2011/3/28	2011/4/8	医療機関マスタについてお伺いします。新規に医療機関が追加になった場合、医療機関マスタに追加され、更新日が設定されるという認識でよろしいでしょうか。また、廃止になった医療機関がある場合、医療機関マスタから削除されることはなく、廃止日が設定されるという認識でよろしいですか。	新規登録の場合、該当の機関情報がマスタレコードとして追加し、登録日を「更新日」へ設定いたします。廃止の場合、該当の機関情報は一定期間(廃止後5年間)マスタレコードとして存在し、「廃止日」が設定されております。いずれの場合も、ご認識のとおりです。
118	特別業務及びデータ提供	2011/3/31	2011/4/4	高額療養費支給システムに対応するための新レセプトの項目内容について 再審査レセプトデータについては、他のレセプトデータとは区別できる状態で保険者に送られるのでしょうか。また、その他の月遅れ請求のレセプトデータは一般のレセプトデータと区別して送られるのでしょうか。	再審査レセプトデータは「RP_IF003XXXXXXXXXXYYYYMM.csv」、レセプトデータは「RP_IF001XXXXXXXXXXYYYYMM.csv」とファイル名が異なります。また、月遅れ請求のレセプトデータは一般のレセプトデータと一緒に送られますが、レセプトデータの項番23:診療年月で確認することができます。
119	特別業務及びデータ提供	2011/4/1	2011/4/7	『国保総合システムレセプトデータ新旧対応表(FD・MO用)』について 「疾病コード2~5」に値が入ることはあるのでしょうか？ 「疾病コード2~5」に値が入ることがある場合、どのような意味合いの値なのでしょうか？	医療機関からオンラインや媒体で請求があった場合は「疾病コード2~5」に値が入る場合があります。 レセプトに複数の疾病の記載があれば「疾病コード2~5」に値が入りません。
120	特別業務及びデータ提供	2011/4/1	2011/4/7	レセプトデータのテストデータについてお伺いします。 現行のレセプトデータ(レセプトMO、平成22年5月審査分)の件数は2,347件だったのに対し、レセプトデータの件数は2,340件でした。7件少なくなった理由を教えてください。	テストデータのため、実際のデータ件数とは完全に一致しませんのでご了承ください。テストデータ作成の都合上、平成22年5月審査後に過誤返戻されたレセプトが含まれていない場合があります。(本番運用後はこのようなことはありません。)
121	特別業務及びデータ提供	2011/4/1	2011/4/7	レセプトデータのテストデータについてお伺いします。過誤データ及び再審査データは、現行のレセプトデータ(レセプトMO、平成22年5月審査分)に含まれておりませんでした。今まで送られていなかったデータが送られるようになるということでしょうか？	ご認識の通り、今まで送られていなかったデータが送られるようになります。なお、過誤データは過誤調整後のレセプトデータ、再審査データは再審査後のレセプトデータとなります。
122	特別業務及びデータ提供	2011/4/1	2011/4/7	『レセプトデータインタフェース設計書』についてお伺いします。「診療開始日1」の説明欄に「初診料有無が1または2の時、」という記載がありますが、「初診料有無」という項目がインタフェース設計書にありません。これから追加されるのでしょうか？追加する予定のない場合、自庁でレセプトチェックを行うために必要な項目のため、追加の検討をお願い致します。	初診料有無は国保総合システム上のデータベースの項目となりますが、レセプトデータに含まれません。「初診回数」の項目がありますので、こちらでご確認ください。
123	特別業務及びデータ提供	2011/4/5	2011/4/7	乳幼児のデータに関して 現在FDでもらっている乳幼児のデータは、6月審査分からどのように提供されるのか確認したい。	5月審査分から乳幼児医療公費連名簿データという形式で提供されます。インタフェース仕様はホームページをご覧ください。ファイルは保険者Webにて提供する予定です。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
124	特別業務及びデータ提供	2011/4/11	2011/4/14	『レセプトデータインターフェース設計書』についてお伺いします。特別業務及びデータ提供 項番122番で初診料有無について問い合わせさせていただきました。回答で、初診料有無については「初診回数」の項目がありますので、こちらでご確認ください。」とのことでしたが、具体的に「初診回数」の値がどうであれば初診料有、または初診料無となるのでしょうか？	「初診回数」が1以上であれば初診料有、それ以外は初診料無となります。
125	特別業務及びデータ提供	2011/4/11	2011/4/14	現在M0で頂いているレセプトデータは何月審査分まで頂けますか？ 並行でテストを行いたいため、 ・平成23年4月審査分（平成23年3月診療分）の現行レセプトデータ ・平成23年4月審査分（平成23年3月診療分）のレセプトデータ（新） の2つを5月中旬頃までに頂けますでしょうか？	現在M0で提供しているデータは4月審査分までとなります。 平成23年4月審査分（平成23年3月診療分）のレセプトデータ（新）は提供する予定はありませんので、お送りしている平成22年5月審査分のテストデータにてご確認をお願いいたします。
126	特別業務及びデータ提供	2011/4/11	2011/4/14	「レセプト様式番号（レセプトI/D）」に対応する新レイアウトの備考欄に、「事業区分、保険種別、本人家族入外、点数表等で判断してください。」とありますが、具体的に「221」「222」等の番号を設定するためには、対応表等がなければ判断できないと思いますが、いかがでしょうか？	レセプト様式番号は北海道の現行システムで管理している項目であるため国保総合システムでは設定することができません。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
1	外字	2010/6/7	2010/6/9	次期電算システムについてですが、外字も含めて確認があります。本町では、独自外字が存在しており、統一文字コードとの整合性はIT部門にて、ひも付き作業を行って対応しています。この度の電算化は、電子レセプトがメインと考えてますが、他の業務（高額療養費請求や第三者行為等）を自前で行っている本町は、これら外字については特段了知でよろしかったでしょうか。	ご認識のとおり、高額療養費請求や第三者行為など自前で行っている業務につきましても問題ありませんが、現行共電に登録されている外字につきましては、連合会への委託業務であります医療費通知の出力に影響があると考えております。したがって、貴町で登録している102文字の外字につきましては、7月下旬に本会から送付予定の外字同定結果リストで登録内容の確認をお願いいたします。なお、被保険者異動情報と外字の関係につきましては、6月24日開催の次期電算システム保険者説明会の中で説明する予定であります。
2	外字	2010/7/1	2010/7/13	2010年6月23日実施の保険者説明会資料に関する質問（資料2 17ページ）（2010年5月17日の国保中央会資料 6-2（被保険者異動情報の報告について）11ページ 関連） 異動データ（世帯、個人）の文字コードについては、コード変換ソフトにてコード変換実施後に保険者端末から異動データを送信する手順となるのでしょうか。また、コード変換ソフトについては、連合会より提供されるのでしょうか。 連合会への外字登録が不要な場合は、対象文字を特定の方法（「」等へ置き換えなど）で変換し、データ送信することになるのでしょうか。外字を含むコード変換に関する資料があればご提示願います。	異動データの文字コードについては、コード変換ソフト等によりコード変換を実施後に保険者端末から伝送いただく手順となります。コード変換ソフトについては、連合会より提供予定はございません。 連合会への外字登録が不要なものについては、対象文字を特定文字に変換して伝送いただく必要はございません。ただし、連合会で定義した外字以外の文字コードにて伝送した場合は、連合会内部で特殊な文字（ ）に変換し管理され、画面や帳票上には空白で表示されることとなりますのでご注意ください。
3	外字	2010/7/5	2010/7/5	外字の同定基準書が再度送付され、初めて周知を受けたため確認させていただきます。6月上旬から同定作業が進められ、同定結果リストが送付されてくるスケジュールになっておりますが、本市におきましては、毎月の異動連絡で、国民健康保険加入者の漢字氏名データを送付しておりませんがこのような場合は、どのような対応になるのでしょうか？また、平成23年5月以降の次期電算システムで、漢字氏名をデータ送付し利用する場合の対応方法、及び、漢字氏名を今後も継続してデータ送付しなかった場合の影響についてご指導願います。	貴市の登録内容を確認いたしますと、漢字氏名のエリアにカタカナが登録されております。したがって、同定作業を実施しても漢字氏名の登録がない貴市には、同定結果リストが送付されないこととなりますので、確認作業を行っていただく必要はありません。また、次期電算システムに漢字氏名を登録する場合は、自庁システムで管理している外字を本年8月末に送付予定の、次期電算システムに登録済みの同定結果リストに自庁システムの外字が存在するか確認していただき、無い場合には新たに次期電算システムに登録する必要があります。なお、被保険者証及び医療費のお知らせなど被保険者にお渡しするものを、今後も次期電算システムを活用して利用する予定がない場合は、漢字氏名の登録は必要ないものと想定しております。
4	外字	2010/7/6	2010/7/8	7月下旬に外字の同定結果リストを送付いただけるとのことだが、それまでの間、保険者側で何かしておくことはあるか？	外字に関しては保険者の方で準備して頂くことはありませんので、7月下旬の外字同定結果リストをお待ちください。
5	外字	2010/7/9	2010/7/13	漢字データの受け渡しについて確認させていただきます。当市におきましては、旧JISを使用しているため、一部の文字については同一のSJISコードで文字の字形が異なることが懸念され、文字変換テーブルを準備する必要があると想定されます。まず、当市から提供する異動連絡のデータについては、Unicodeでの受け渡しになるかと思われそうですが、逆に、次期電算システムから抽出されるCSVデータについては、Unicodeなのでしょうか？SJISなのでしょうか？	次期電算システムから抽出されるデータについては、基本Unicodeとなります。なお、CSVダウンロード時に、UnicodeとSJISを選択しダウンロードできる機能を検討中とのことです。中央会より最新情報が通知され次第、ご通知いたします。
7	外字	2010/7/9	2010/7/13	漢字データの受け渡しについて確認させていただきます。連合会における同定作業等で変換テーブルを作成している場合、変換テーブルを提供していただけたりはしないでしょうか？	内字についての変換テーブル情報の提供予定はありません。なお、現行の異動データ上での外字コード（JIS）と次期での外字コード（Unicode）の変換情報については8月下旬に送付を予定しております同定結果FIX版として、ご提供可能です。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
8	外字	2010/07/15	2010/07/20	今、共同電算で使用している外字で、次期電算システムでは使用できなくなる文字をあえて今後も使用していくことが可能かどうか	現在、共同電算で使用している外字については文字同定作業をおこなっております。文字同定作業および保険者様の確認結果を受けて、次期電算システムで保険者様が使用可能な外字一覧を整備する予定です。もしその外字一覧で記載されていない文字を使用する場合には、外字文字の追加が必要になります。外字文字の追加方法については8月末にご送付予定の外字一覧（同定結果FIX版）と合わせてお示しする予定です。
9	外字	2010/07/15	2010/07/20	連合会で登録している文字と保険者が保有している文字が同一ではない場合、レセプトデータでアンマッチとなる可能性はあるか？	連合会で登録している文字と保険者が保有している文字が同一ではない場合にもレセプトデータでアンマッチとなることはありません。ただし、連合会から出力される氏名は登録のある文字で出力されるため医療費通知等に影響があります。
10	外字	2010/07/26	2010/08/03	現在、当市では漢字氏名データの登録を行っていませんが、次期電算システムでは医療費通知等の新たな業務委託も考えられるため、漢字氏名の登録が必要と考えています。8月に送付される同定結果リストと照合し、無い外字は、新たに登録が必要とのことですが、照合、登録件数が膨大となることが予想されるため、当市の漢字氏名データ全件を送付するなどの方法で個別対応は可能でしょうか。	保険者様個別の同定作業を連合会にて実施することは困難ですので、システムを管理されているベンダーまでお問い合わせ願います。
11	外字	2010/07/27	2010/07/28	後期広域連合の文字コードをそのまま次期電算システムで使用できますか？	次期電算システムの外字のうち、後期広域連合の外字文字（2010年3月時点）については文字コードを合わせる予定です。
12	外字	2010/07/27	2010/07/28	外字で追加が発生した場合、次期電算システムと後期広域連合側のシステムで別々に登録する必要があるか？それとも同期が取れるものなのか？	次期電算システムと広域連合の標準システムとは全く別システムですので、別々に登録していただく必要があります。
13	外字	2010/08/02	2010/08/03	外字に関して、いままでブランク（等）として登録していたものについては、どのような対応になるか。	現行電算システムにおいて外字登録をしていない文字は今回の同定作業の対象外ですので、現行電算システムと同様にブランク扱い（画面上では ）になります。また、8月末に送付するFIX版には次期電算システムに登録する全ての外字を掲載いたしますのでFIX版にない字を新規に外字登録を行いたい場合には同時期に提示予定の新規外字登録手順に従って外字登録の依頼を連合会までお願いします。
14	外字	2010/08/02	2010/08/03	次期電算システムに登録する外字の同定結果リストの送付について、同定不可文字（MS明朝・北海道広域外字欄が空白になっている外字）については、新規に外字の作字を予定しているとのことでしたが、国保連合会の方で作字していただけるのか、それとも当市で作業を進めなければならないものなのかを確認させてください。国保連合会で作字する場合、上記以外の文字が確認できれば、「同定結果リスト確認書」を返信すれば良いでしょうか。	同定不可文字（MS明朝・北海道広域外字欄が空白になっている外字）については、国保連合会にて新規に外字の作字を予定しております。その前提で問題ない場合には、「同定結果リスト確認書」をご返信ください。
15	外字	2010/08/03	2010/08/06	次期電算においての同定外字について、現行の字形と置き換え同定不可がある場合について、レセ等にどのような問題が生じるか教えていただきたい。本町においては、自庁で保険証等は印刷していますので被保険者本人においては問題はありますが、その他のデータ等においてのかかわりについてよろしく申し上げます。	レセプトには外字は入力されませんので資格確認等については問題はありません。次期電算システムを使用するオンライン端末から画面の閲覧、帳票出力、データ出力を行う際に、外字登録がされていない文字が含まれる場合には、外字が表示されない事になります。
16	外字	2010/08/03	2010/08/06	同定対象外の外字は8月末に送付予定の「次期電算システム登録済同定結果リスト」に掲載されているかを確認するとあるが、その確認方法はどのようになるのか。リストが紙ベースで提供され、目視で確認するのか。又はリストがデータで提供され、機械上で確認できるのか。できれば機械上で確認できるものを提供していただきたい。	8月末に送付予定の「次期電算システム登録済同定結果リスト」（同定結果FIX版）は今回の「同定結果リスト」と同様に端末環境（文字コードや文字フォント）の違いによる文字化けを防止するためにPDFファイルでの提供を予定しております。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
17	外字	2010/08/03	2010/08/06	同定対象外の外字データを国保連合会に送付し、国保連合会において文字同定作業を行っていただき、その結果を同定結果リストとして提供していただくことはできないのか。	大変申し訳ありませんが、今回の同定対象外の外字を本会にて同定することは困難であります。 対象外の外字については、8月末頃にすべての外字を記載した外字一覧を送付いたしますので、対象外の外字が一覧に掲載されているかをご確認ください。確認後一覧にない場合は新規に外字登録が必要となりますが、その手順についてはおってお示いたします。 もうひとつの手法としては、被保険者の全件異動のテストを12月から順次開始いたしますが、被保険者名の情報が外字登録されていない場合、デルタ()表示されますので、その際外字一覧に記載のコードを使用し修正いただければと思われま。
18	外字	2010/08/03	2010/08/06	外字の作成依頼について 平成22年7月30日付け事務連絡「次期電算システムに登録する外字の同定結果リストの送付について」では、「現行システムで使用している外字」欄に外字があり、「MS明朝」欄及び「北海道広域外字」欄にも字体イメージが表示されていないものは、新規に外字の作字を予定している文字とあるが、当町では連合会に外字の作成依頼を行わず未登録の文字（被保険者証の発行等に必要なため独自に当国保組合のシステムに登録している文字）があるが、これらの文字について今回作成をお願いしたいと考えている。 作成が可能か否か、また、依頼の時期はいつか回答をお願いします。	未登録の文字については、すべての保険者に確認いただいてまとめた外字一覧を8月末頃に送付いたしますので未登録文字が一覧に掲載あるかを確認願います。確認後、一覧にない場合は新たに外字を登録することとなります。その際の手順についてはおってご連絡いたします。
19	外字	2010/08/03	2010/08/06	次期電算システムに登録する外字の同定結果リストに関する問い合わせ 同定不可な文字については新規に外字を作字することも検討したいと考えておりますとのことですが、これについて改めて各保険者から依頼するものなのか？特に各保険者からの依頼なく国保連合会で作字していただけるものなのか？	新規の外字作成については、8月末に本会から送付する外字同定結果FIX版をご確認後となります。 この外字同定結果FIX版はすべての保険者からいただいた外字一覧となっておりますので、新規に外字作成を考えている外字が含まれている場合は、作成不要となります。一覧に掲載されていない外字が、新規に本会で作成することとなり手順については、おってお示します。
22	外字	2010/8/12	2010/08/18	外字の印字について 現行電算システムでは、特定健診の受診券等の宛名に外字が使用されている場合、となり、外字が印字されないケースがありますが、次期電算システムにおいては、今回の同定作業により、字形の置き換えが完了した外字であれば、印字されるようになるのか、ご教授願います。	現在保険者に確認をお願いしている外字は現在の共電の被保険者マスタに外字が使用されているものを抽出しており、次期電算システムの被保険者マスタに使用するものとなります。特定健診の受診券の被保険者名はカナ登録ですので、外字が想定されるのは受診券の住所欄が想定されます。現在、住所欄でとなっている場合を想定しますと、それが外字であれば8月末に送付予定の外字結果リスト（FIX版）より該当外字を使用していただけです。また、現行共電で変換不能文字として例えば という文字が で表示されておりますが、次期電算システムにおいては、内字としてUnicodeを使用いただければ表示可能と思われま。なお、次期電算システムにおいて外字変換不可の場合 で表示されますが、この表示のある分を抽出し保険者端末で確認いただけるよう検討中でございます。次期電算システムの保険者窓口は国保担当者様ですので、保険者内で連携していただきますようお願いいたします。
23	外字	2010/8/31	2010/9/2	国保連合会より各国保に提供していただいているPCに外字データはセットされているのでしょうか？また、他国保等より共通外字が追加になった場合はご提供PCに外字データはセットされるのでしょうか？	外字データはPC設置完了後にデータ配信を行う予定です。PC配付時に外字データはセットされております。運用開始後に追加された外字は定期的にデータ配信を行う予定です。データ配信は自動実行を予定しておりますが、現時点では未確定のため詳細は確定次第ご通知します。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
24	外字	2010/9/22	2010/9/27	新規追加文字の登録依頼について12月～1月に行うとの事ですが、今回頂いた使用外字一覧の新規登録外字字形を登録依頼するということなのでしょうか。	使用外字一覧の新規登録外字字形については、既に新規登録することを決定しておりますので登録依頼は不要です。9月17日付け事務連絡（次期電算システムに登録する外字の同定結果FIX版の送付について）の「送付資料2次期電算システム使用可能文字一覧」に記載されていない文字を新規に利用されたい場合には、新規追加文字の登録依頼をお願いします。
25	外字	2010/9/22	2010/9/27	前回の同定結果リスト送付の際にも確認させていただきましたが、今後正字に置き換えて対応したい文字がいくつかあります。その場合はどのような処理をしたら良いですか。	正字に置き換えて対応したい文字がある場合には、連合会送付用の異動データ作成時に正字の文字コードをセットしてください。
26	外字	2010/9/24	2010/10/5	今年の3月時点で広域連合で同定されている文字については、同じコードで問題なく使用可能となるか。	広域連合にて使用されている外字のうち、次期電算システム向けとして一部登録しない文字も存在するため、使用される文字コードは外字同定結果FIX版における「次期電算システム使用可能文字一覧」を必ずご確認ください。
27	外字	2010/9/24	2010/10/5	新インターフェースの異動報告に関して、11月中旬（10月末）に異動報告とあるが、この時点では外字の扱いをどうすべきか。ブランクや等で問題ないか。	同定結果FIX版の次期電算システム使用可能文字一覧の通りに設定してください。なお、該当外字コードへの置き換えができない場合には、未登録外字コードとして「F8FF」（16進表記）にて報告をお願いいたします。
28	外字	2010/10/4	2010/10/6	しばらくの間は連合会で出力していただく個人帳票（医療費通知など）はない予定ですが、外字の同定は、時間をかけて行いたいのですが、問題があるでしょうか。また、いわゆる「NEC外字」の取扱はどうなるでしょうか。	次期電算システムから被保険者向けに出力する帳票がない場合には、業務上大きな影響はないと思われますので、時間をかけて行っていただく事に問題はございません。（外字を含む文字が存在する場合には、画面上は「」表示、帳票は「空白」として出力される見込みです） なお、「NEC外字」の取扱いはありませんので、現在保有されている外字と「次期電算システム使用可能文字一覧」との同定作業を行っていただき、新規に外字登録が必要な場合には、連合会へ追加登録依頼をお願いします。（12月以降を予定しております）
29	外字	2010/9/30	2010/10/12	現在、こちらで使用している文字として「」「」という文字があります。今回の外字同定結果による使用可能文字一覧にはありませんでしたが、新規文字追加登録をしないと使用できませんでしょうか。	「」「」は外字ではなく、Unicode3.2において内字として用意されているため登録することなく使用可能です。使用される場合にはUnicode3.2の該当文字コードをセットして異動データをご送付ください。
30	外字	2010/10/6	2010/10/12	外字 項番27番にて、「同定結果FIX版の次期電算システム使用可能文字一覧の通りに設定してください。」とあるが、それは難しいと考える。ブランクや等のままでは問題があるのかどうかを確認したい。 また、外字 項番26番にて、「広域連合にて使用されている外字のうち、次期電算システム向けとして一部登録しない文字も存在するため」とあるが、これでは結局外字すべてを確認しなければならないということか。	外字登録がされていない文字コードを使用する場合、システムへのデータ登録時に連合会にて自動的に文字コード変換し、画面上は「」表示、帳票（被保険者証や医療費通知等）においては「空白」として印刷されます。Unicode3.2の内字として用意されている文字コードは使用可能ですので、ブランクや のままでも問題はないと考えております。 また、外字 項番26番の件ですが、広域連合外字との相違点は「E000」～「E03E」等、漢字以外の文字を登録していないだけです。記号等の特殊な文字を使用されていない場合には、広域外字の文字コードをそのまま使用されても問題ないと考えております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
31	外字	2010/10/6	2010/10/12	外字の同定は必ず行う必要があるのか。同定をせずに済むのであれば、しない方向で考えたい。保険証等に等と印刷される分には、町としては問題ないが、システムの的に問題はあるのか。	9/17に送付した「同定結果リスト」をそのまま使用可能であれば、文字コードを変換する事によって同定作業を行うことなく外字の使用が可能と考えております。 また、外字登録をしていない文字を使用する場合には、被保険者証や医療費通知において「空白」として印刷されますが、その仕様で問題ない場合には、外字同定・外字登録を行うことなくシステムを利用することが可能です。
32	外字	2010/10/18	2010/10/26	現在、外字同定作業を行っているが、被保険者異動データについては最低でも過去36ヶ月以上作成することとされている。この異動データにも外字は含まれているが、これについても同定作業は必要でしょうか？また、その中には喪失済みの被保険者しか使用していない外字も含まれていますが、その分も同定作業は必要でしょうか？	国保総合システム稼働後に医療費通知や被保険者証等の外字が印字される帳票を次期電算システムから出力しないのであれば喪失済みの被保険者分を含めて外字同定・登録依頼作業は不要と想定しております。外字登録が行われていない場合であっても、異動データ受付後に連合会側にて自動変換を行いますので処理上のエラーは発生しません。（Unicode3.2の内字もしくは外字コードを使用されている必要があります） なお、外字登録されていない文字をオンライン端末の画面上で閲覧すると「」表示されます。
33	外字	2010/10/22	2010/10/28	保険者から国保連合会に報告する「被保険者マスタ」の文字コードは、どちらになりますか。 ・Uniコード ・住基ネット統一文字コード	使用する文字コードは【Uniコード】になります。
34	外字	2010/10/22	2010/10/28	(1)被保険者マスタを作成する保険者環境は、住基ネット統一文字コードで管理しているため、統一文字コードからUniコードへ文字コード変換して被保険者マスタを作成します。統一文字コードはUniコードのハングル文字領域に日本語漢字を内字として割り当てている関係から、その領域の文字コードの取扱いも含めた「外字」としての定義をご確認させてください。 国保連合会が「外字」として定義するUniコードの文字コード領域をご教授ください。 確認したい「外字」の文字コード領域とは、外字同定しないと「（デルタ）」を出力される文字コード領域、もしくは、「（デルタ）」とならないよう外字対応する文字コード領域です。 (2)上記(1)で定義したコード領域の文字は、同定作業を実施する予定ですか。 (3)同定作業は、国保連合会、保険者(市町村)様のどちらになりますか。	(1)「外字」として定義するUniコードの文字コード領域は、私用領域(E000～)のみになります。Uniコードのハングル文字領域は「外字」として定義されません。「外字同定しないと」（デルタ）」と出力される文字コード領域は、私用領域(E000～)のうち、「次期電算システム使用可能文字一覧」に記載されていない文字コードが入力された場合になります。 (2)連合会で実施した同定作業は、現行電算システムで管理している外字がUnicode内字もしくは広域外字と同一の文字とみなせるかを同定規準書に従って実施したものです。従いまして(2)の回答としては、現行電算システムで管理している外字分の同定は行いますが、ハングル文字領域の同定は連合会にて行う予定はありません。 (3)「同定結果リスト(更新版)」にお示しした外字のみを使用される場合には保険者(市町村)様による同定作業は不要と考えております。ただし(1)、(2)にて記載した通り、ハングル文字領域を利用されている場合には、「次期電算システム使用可能文字一覧」からどの文字を利用されるのかをご確認いただく必要があります。
35	外字	2010/10/22	2010/10/28	同定結果に基づいて、文字コードを変換する処理は国保連合会、保険者(市町村)様のどちらになりますか。	文字コードの変換は原則、連合会では行いませんので、保険者(市町村)様にて行っていただく必要があります。なお、「（デルタ）」文字への置換は連合会にて行いますので、保険者(市町村)様での設定は不要です。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
36	外字	2010/10/22	2010/10/28	国保連合会が同定した結果の「変換表」、あるいは保険者が同定した結果の「変換表」の授受はどのようになるのでしょうか。	連合会にて同定した結果の「変換表」および保険者(市町村)様が作成される「変換表」の授受は現在のところ予定しておりません。
37	外字	2010/11/5	2010/11/8	テストデータの外字について 11月15日報告データについて、外字同定作業が終わっていないこともあり、送付する外字を自治体所有の外字コードそのままの無変換状態で送付しても問題ないでしょうか？外字コード範囲はE000～E500までとして送付します。	11月15日報告データについては、無変換状態で問題ありません。
38	外字	2010/11/12	2010/11/16	平成22年9月17日付け事務連絡で、次期電算システム使用可能文字一覧をいただきましたがこの一覧をベンダに提供したいため、電子ファイルをいただけないでしょうか。	PDFファイルでのご提供となります。
39	外字	2010/11/16	2010/11/19	外字コードについて 外字の同定結果リスト（使用外字一覧）に記載されている「MS明朝コード」と「北海道広域外字コード」はUnicodeのUTF-8ではなく、UTF-16だと思われるのですが、この認識で間違いはないでしょうか？ 上記認識で間違いがない場合、被保険者異動データを作成する際には、このコード（UTF-16）をUTF-8に変換して提出する必要があるでしょうか？ 上記が必要である場合、使用外字一覧の「MS明朝コード」と「北海道広域外字コード」をUTF-8で記載したもので提供頂くことはできないのでしょうか？	同定結果リストに記載している文字コードは、UNICODEスカラ値（UTF-16）になります。4桁コードにてお示ししているのは、Unicodeの一般的な文字セットとして、広く4桁コードが普及されているためであり、UTF-8の文字コードを別途お示しする予定はありませんのでご了承ください。被保険者異動データを作成される際にはUNICODEスカラ値をUTF8にエンコードしデータの作成をお願いします。
40	外字	2010/11/17	2010/11/19	国保総合システム稼働後に未登録外字が発生した場合、どのように取り扱えばよろしいのか教えていただけますか。	新規外字登録に関する依頼書を11月下旬に送付予定ですので、その依頼書に従い登録依頼をお願いします。なお、11月下旬に送付予定の依頼書は平成23年5月の異動データ受付分に対して、9月に送付した外字同定結果FIX版「次期電算システム使用可能文字一覧」に示している外字に加えて、追加の外字登録が必要な場合の依頼方法を示しております。平成23年5月以降の異動データ受付分に対しては、別途依頼書を送付予定ですので、その依頼書に従って登録依頼をお願いします。
41	外字	2010/11/17	2010/11/19	国保総合システム導入により使用するパソコンはwindows7で文字コード規格はJIS2004規格であります。当市の行政関係で使用しているパソコンはwindows XPでJIS90規格です。そのため、同じ文字なのですが、微妙に字画が異なってしまうものが存在しています。そのままの状態に対応する県や、対象となる字を外字登録する県など、都道府県によって対応が異なっていると聞きしているのですが、北海道ではどのように考えていますか。	北海道としては、外字登録しない予定です。字画が異なる文字を同定すると同定結果が同じ文字として判断される確率が高いことと、対象文字全て外字登録を行った場合、外字と内字が混在している状態で二重管理となる運用を北海道の全保険者に対して誤解無く理解していただく事が容易ではないことをふまえて、このような対応をさせていただき予定としております。考えられる影響といたしましては自庁システムの画面と国保総合システムの画面では見える字画が異なることと、国保総合システムから被保険者向け帳票（被保険者証、医療費通知等）を出力する場合は、JIS2004規格で印字されるためご注意ください。 JIS90規格の文字を使用したい場合は連合会に外字登録の依頼をしていただき、外字と内字の二重管理になることをご理解頂いたうえで、貴委託ベンダに文字コード変換を依頼する等の対応をお願いいたします。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
42	外字	2010/11/18	2010/11/24	<p>1. 国保総合システム(次期電算システム)で利用されるUNICODE(UTF-8)は3バイトだと認識しているのですが、間違いはないでしょうか。</p> <p>2. 仮に1の認識で間違いがない場合、9月17日付け事務連絡にはどのコードも2バイトで表示されているのですが、外字の追加登録が必要となった場合、どの文字コードをセットすればよろしいでしょうか。「次期電算システム使用可能文字一覧」だと認識しているのですが、2バイトで表示されているため。</p>	<p>1. ご認識の通りです。</p> <p>2. 9月17日付けの事務連絡において2バイトコードでセットしているのは、Unicodeの一般的な文字セットとして、広く4桁コード(UNICODEスカラ値)が普及されているためです。被保険者異動データを作成される際にはUNICODEスカラ値をUTF8にエンコードしデータの作成をお願いします。なお、9月17日付け事務連絡「次期電算システム使用可能文字一覧」に示している外字に加えて、追加の外字登録が必要な場合には、外字登録依頼書を11月下旬に送付予定ですので、そちらをご確認ください。追加登録依頼を受付けた後に、連合会にて外字の追加登録を行う場合の文字のコードについては、3月上旬に更新版の国保総合システム(次期電算システム)使用可能文字一覧として送付予定です。</p>
43	外字	2010/12/7	2010/12/15	<p>国保連合会から外字FIX版が紙媒体で送られてきたため、外字を同定させるのに目視によるマッチングが大変なのですが、何かよい方法はありますか。 もし、出来なかったときはどうなるのかについてもお聞きしたいです。</p>	<p>現行共電に登録されている文字については既に同定結果としてFIXしておりますので、特に確認は不要です。残りの独自で管理されている外字につきましては、申し訳ございませんが現在は目視による確認しか行うことができません。今後部首や画数順等に並び替えた国保総合システム使用可能文字一覧を1月下旬に送付する予定です。また、同定出来なかった場合、国保総合システムの画面には「デルタ」表示され、同システムより出力する帳票(被保証、医療費通知等)は保険者定義マスタ設定を行うことで、カナ置換や空白にする設定が可能となる予定です。なお、外字登録されていない被保険者マスタの一覧が『被保険者未登録外字リスト』として3月に一度、本稼働後は毎月出力されますのでご活用ください。</p> <p>【訂正事項】 医療費通知はカナ置換のみとなります。</p>
44	外字	2010/12/8	2010/12/14	<p>全件異動情報を提出する際に、現行システムで利用している外字を国保総合システムで利用予定の外字に変換したコードにするのか、現行システムで利用している外字のコードのまま提出し、国保連合会において変換されるのか。</p>	<p>異動情報の提出の際には現行システムで利用している外字のコードではなく、同定結果FIX版に記載しているUnicode(スカラ値)をUTF8にエンコードして送付をお願いします。</p>
45	外字	2010/12/13	2010/12/14	<p>外字についてご質問いたします。9月17日に保険者に送付された「同定結果リスト」をそのまま使用するのであればUnicode3.2の文字コードをセットして異動データを送付すると外字は帳票にも反映されますか。</p>	<p>ご認識の通り、Unicode3.2の文字コードをUTF8にエンコードして異動データを送付いただくことによって漢字が表示される帳票には外字が反映された帳票表示・帳票出力することが可能です。</p>
46	外字	2011/1/11	2011/1/14	<p>以前、連合会で現行システムにて外字同定した結果が使用外字一覧として配られたが、こちらでOKした場合の文字コードは何で登録したらよいか。例えば「崎」の場合、MS明朝コードの項目にFA11と書いてあるが、FIX版にはない。他にもこういった文字が存在するが、何で登録したらよいか。</p>	<p>「MS明朝コード」に記載している文字はUnicode3.2における内字になりますので、新たな外字登録は不要です。異動データ作成の際にはUnicode3.2のスカラ値(FA11等)をUTF-8にエンコードし送付してください。同定結果FIX版には、外字として登録する文字のみ抜粋して送付しております。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
47	外字	2011/1/18	2011/1/26	<p>今後のテスト及び本稼働後の文字コード変換について、以下のように変換したデータを送付しても問題はないでしょうか。</p> <p>(1)外字を使用しない保険者 外字については、連合会仕様と同様に「<code> </code>」（UTF16：22BF）に変換する。「<code> </code>」に変換することにより、連合会では「未登録外字なし」と判断される。</p> <p>(2)外字を使用する保険者 該当する外字がある場合、「国保総合システム使用可能文字一覧」に記載のコードに変換する。 該当する外字がない場合、未登録外字コード（UTF16：F8FF）に変換する。</p> <p>現時点では、文字コード変換ツールの制約により一部の正字を正しく変換することができないため、(1)と(2)の何れの場合も、文字コード変換ツールでエラーとなった文字はツールの変換結果（誤ったコード）のまま（不定文字）となる可能性があります。また、送付データの外字の確認ができるようになるのはいつ頃の予定でしょうか。</p>	<p>(1)保険者側で「<code> </code>」に変換し、送付された場合には、「未登録外字あり」として未登録外字リストに出力されます。未登録外字なしと判断するためには、Unicode3.2の内字領域（<code> </code>や<code> </code>等）として送付いただく必要があります。ただし、その場合には被保険者向け帳票（被保険者証や医療費通知等）において、カナ氏名への置換設定が行えなくなりますのでご注意ください。</p> <p>(2)はご認識の通りです。送付データの外字の確認ができるようになる時期ですが、2月下旬頃に1/31までにご送付いただく異動データを基に未登録外字の判定を行い、未登録外字リストとして送付する予定です。</p>
48	外字	2011/2/9	2011/2/10	<p>使用可能外字一覧にある文字コードは何か。UTF-8であれば、変換して送る必要があるのか。</p> <p>また、新規外字の登録申請した結果は、どのような形式やファイルレイアウトで返ってくるのか確認したい。</p>	<p>使用可能外字一覧にある文字コードはUNICODEスカラ値（UTF-16）になります。被保険者異動データを作成する際にはUNICODEスカラ値をUTF8にエンコードし、データの作成・送付をお願いします。新規外字の登録申請した結果に関しては、平成23年1月7日付けの事務連絡（国保総合システムに登録する外字の新規追加受付について）に記載している通り、追加外字の判定を連合会にて行った後に、「（添付資料1）国保連 外字登録依頼書」のファイルレイアウトにて保険者Webシステムより返信します。</p>
49	外字	2011/2/15	2011/2/16	<p>SJISをUTF-8に変換するソフトをベンダーから買ったが、SJISの文字1文字に対し、UTF-8の文字も1文字しか振り分けられない。SJISで同じような文字が複数ある場合、UTF-8では全てを振り分けきれない。そうなることで出てきてしまうのではないかと。こういった場合はどういった対処をしたらよいのか。</p>	<p>連合会での取込時に「<code> </code>」に変換する条件としては、同定結果FIX版で示している「国保総合システム使用可能文字一覧」以外の文字コードを、異動データ中に使用されている場合となります。「<code> </code>」で出力しないようにするためには、該当文字ごとに正しい文字コードをエンコードしていただく必要があります。お問い合わせのツールの使用可能有無については、連合会では判断できませんので、恐れ入りますが対応ベンダー様にご確認いただけますようお願いいたします。</p>
50	外字	2011/3/13	2011/3/17	<p>WindowsVista以上のOSでは文字の字体が変更になります。例として、「ツジ」という文字は、WindowsXPでは一点しんじょう、Windows7では二点しんじょうになります。現在連合会へ毎月送付している被保険者データでは、二点しんじょうの「ツジ」は登録されている外字コードに変換して送付していますが、国保総合システムではMS明朝字形を使用することになるため正しい表記がされます。逆に現在正字として通常コードで送付している一点しんじょうの「ツジ」はどのように対応すればよろしいでしょうか。</p> <p>JIS2004の字体を使用するのであれば、一点しんじょうの「ツジ」は存在しないため、外字として「使用可能文字一覧」に記載されている「F199」に変換して送付することによるのでしょうか。なお、「汲」や「考」など、他にも字体が変更になる文字が170文字ほどあると思います。それらは文字一覧に全て登録されていますか。ないのであれば、新規外字を作成依頼する必要がありますか。</p> <p>また、国保総合システムが稼働するOSはWindows7で、特定検診システムが稼働するOSはWindowsXPですが、上記の対応を行った場合でも、双方のシステムにおいて問題はないでしょうか。</p>	<p>ご認識の通り、WindowsXP（Shift-JIS）とWindows7（JIS2004）では字体が変更されている文字が170文字ほど存在します。国保総合システムではJIS2004を基本としたシステムとなるため、WindowsXPの字体は内字としては使えないこととなります。</p> <p>極力JIS2004の字体をお使いいただきたいと考えておりますが、Shift-JISの字体を使う必要がある場合には、外字として新規に登録する必要がありますので、登録依頼をお願いします。</p> <p>なお、特定健診システムが稼働するOSはWindowsXPですが、国保総合システムと共用を行う場合にはJIS2004へのバージョンアップを行っていただくこととなります。変更手順に関しましては3月下旬頃に送付する予定です。</p>

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
51	外字	2011/3/18	2011/3/24	国保総合システムの外字についてですが、北海道広域外字に準拠した文字があります。この文字につきまして、同一文字で北海道広域連合外字の文字コードと国保総合システムでの文字コードが変更になっているものがあるかと思われます。つきましては、北海道広域連合外字の文字コードと国保総合システムでの文字コードの対照表を提供していただけないでしょうか？ 例えば国保総合システムにはない「AC1D」等	国保総合システムの外字については、北海道広域外字の全てに準拠している訳ではなく、住基ネット統一文字におけるハングル領域には対応していません。例の「AC1D」については住基ネット統一文字におけるハングル領域内の文字であり、該当文字を利用するためには、外字として新規に登録する必要がありますので、外字の登録依頼をお願いします。北海道広域連合外字の文字コードと国保総合システムでの文字コードの対照表に関しては、同定結果FIX版（国保総合システム使用可能文字一覧）の備考欄に記載しておりますが、文字コードとして、「E03F」～「EC57」まで準拠しております。本コード内の外字については国保総合システムとして使用可能ですのでご確認ください。
52	外字	2011/3/17	2011/3/24	平成23年3月17日付け事務連絡にて通知のありました未登録外字リストについてアップされましたが、その後どのような対応をしていけばよいのでしょうか。修正方法および期限等について教示願います。また、本稼働後について、全件異動データを提出するときは当然未登録外字のまま提出することになるため、毎月同じ未登録外字リストが出ることになるのでしょうか。	デルタ（ ）表示されている被保険者情報の修正方法は、今後提出される異動情報で正しい文字コードに置き換えて提出願います。期限等は設けておりませんが、医療費通知及び被保険者証を作成する前までにデルタ（ ）表示の解消を推奨します。なお、未登録外字リストは国保資格取得中の被保険者を対象に異動情報に正しい文字コードが設定されていない場合毎月お知らせすることとなります。
53	外字	2011/3/25	2011/3/31	外字について 2回目の被保険者未登録外字リストでFIX版に掲載されている外字が表示されています。3回目の4月提供分から改修される分かどうか知りたい。	「004049」の表示されている文字に関して、異動データを調査したところ該当文字の文字コードは「E004」（Unicode）がセットされておりました。「E004」については同定結果FIX版（国保総合システム使用可能文字一覧）にお示ししているように、外字として存在しないため変換しております。3回目の4月提供分においても変更の予定はないため、次回の異動データ作成時に正しい文字コードがセットされるよう恐れ入りますが再度ご確認をお願いします。
54	外字	2011/4/13	2011/4/15	3月分の異動データ精査チェックデータの中の名前に「・」がある。「 」と「・」の違いを知りたい。	「 」は未登録外字となります。「・」につきましては、本来、登録外字が表示されますが、現在調整中ですので次回出力時までには正しく表示する予定です。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
1	端末	2010/6/4	2010/6/7	次期電算システムの導入にあたり、特定健診端末の流用が可能とのことですが、特定健診端末と保険者端末の2台で運用することは可能でしょうか。（特定健診端末では、主にレセプトの閲覧を行いたいと考えています。）	特定健診端末と本会より提供する保険者端末で運用することは可能となる予定です。
2	端末	2010/6/9	2010/6/10	現行の特定健診端末を次期システムと共用する場合、保険者におけるレセプト点検用端末は何台まで利用可能か。	特定健診用端末と共用可能な次期電算システム用端末は1台となりますが、これとは別にレセプト点検用端末は台数に制限はなく利用可能と思われます。
3	端末	2010/06/25	2010/06/28	本広域連合においては、構成町村（16町村）にも、PC・プリンタが配付されるものと考えてよいか？	端末機の提供については、平成22年1月21日付け北国保連シ第15号にて調査を行い、町・村・町・村・町・村は配付端末機を不要と回答しておりますので提供いたしません。プリンタについては、16町村にも配付いたします。
4	端末	2010/06/25	2010/06/28	レセプト点検は直営で行っているが、点検自体は別の場所で行っている。この場合、24日の研修で説明があった「外部点検」と同じ扱いになり、外部点検用のアプリケーションが必要になるという認識であっているか？また、「外部点検」として扱う場合のパソコン、プリンタの調達は町で行うのか？それとも、連合会を通して調達することになるのか？	ご認識のとおりです。パソコンについては、他市町村の状況もあるため近々アンケート調査を行い、希望が多いようであれば連合会での調達を検討する予定です。プリンタの調達については、斡旋は行いませんので町で使用していないプリンタを設置するか、町の方で調達を行っていただくこととなります。
5	端末	2010/06/30	2010/06/30	10月までに配置されるパソコン、プリンタの費用負担についてリースですか、それとも購入したものを設置ということでしょうか。保険者の負担はありますか。	本会にて一括購入したものを設置いたします。本会で費用負担いたしますので、保険者負担はございません。貴村の場合、希望調査により端末機1台を要望されておりますので、プリンタ1台とあわせて設置いたします。
6	端末	2010/06/30	2010/07/08	現在、保健センターに特定健診用の端末がある。次期電算システム用端末は本庁舎に設置する予定である。庁舎の次期電算システム用端末は、特定健診用の端末として併用したく、また、保健センターの特定健診用の端末は次期電算システム用端末と併用したいが可能か。	保健センターで使用されている特定健診用端末は、OS、Webブラウザ、Adobe Readerのバージョンアップをすることにより、次期電算システムの端末として併用可能となっております。バージョンアップの詳細については、本会の特定健診等データ管理システムの担当より、7月1日に文書にてご連絡申し上げているところです。貴町の本庁舎に設置予定の本会より配付する次期電算システム用端末は、Windows7、IE8、Excel2007となっており、特定健診等データ管理システムの動作保証外となっておりますので、併用できる仕様とはなっておりません。
7	端末	2010/7/1	2010/7/2	次期電算システム「国保共同電算処理」及び「保険者レセプト管理システム」ともに、保険者（本広域連合事務局内）において複数台の端末により同時に作業を行うことは可能なのでしょうか？可能な場合、北海道国保連合会から提供される端末以外に保険者が用意する、各端末の最低限の仕様（OS・ソフト等）はどのようなものになるのでしょうか？	ユーザIDを取得することにより複数台の端末で同時に作業を行う事が可能です。（例の場合4つのユーザIDが必要になります） 端末の仕様については7月8日付け「次期電算システム導入に係る端末機の調査について」で添付しました別紙1の仕様を参照願います。
9	端末	2010/07/01	2010/07/02	無料で配付される端末のほかに1～2台増設したいと考えているが、その分の端末について連合会で斡旋してもらえるのか？	複数台の端末機希望については、他市町村の状況確認も含め、今後アンケート調査を行い希望が多いようであれば、連合会でまとめて調達を行い、斡旋により提供する予定です。
10	端末	2010/07/08	2010/07/12	次期電算システム導入に係る端末機の調査について標記の件で7月15日までの報告がございましたが外部点検用クライアント（オフライン用）は具体的にはどのような用途で使用を想定したらよいですか。参考までにご教示ください。	例えばオンライン端末から離れた場所での複数人によるレセプト点検や、外部業者に委託する際に外部点検用クライアントを使用する場合です。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
11	端末	2010/07/09	2010/07/12	当町では、増設端末の他に既存の特定健診端末をセットアップし、増設端末は異動連絡用に、特定健診端末はレセプト点検用としても利用したいと考えているが、保険者ネットワークは既に特定健診で使用されているネットワークであり、その環境が使用できるようになっているということであり、上記のように特定健診端末の利用を考えているが問題はありますか。	回線については、特定健診で使用の回線を共用するため、別棟に移転しない限り特に問題ははありません。特定健診用端末を共用する場合は、本会の特定健診等データ管理システムの担当より7月1日付けの文書で通知いたしましたOS、Webブラウザ、Adobe Readerのバージョンアップをすることで問題は無いです。また、現在「次期電算システム導入に係る端末機の調査」を行っており、端末機の仕様書を参考添付しておりますのでご確認願います。今後、変更等がありましたら随時お知らせいたします。
12	端末	2010/07/09	2010/07/13	保険者が所持している端末を、次期電算のクライアントとして使用することは可能か。	次期電算システム用端末として使用する場合は、7月8日付け「次期電算システム導入に係る端末機の調査について」で添付しました別紙1の仕様を満たしていれば使用可能です。また外部点検用として使用する場合は、同じく添付しました別紙2の仕様を満たしていれば使用可能となります。なお、現段階の仕様となっておりますので、今後変更及び追加が発生することもありうることをご承知ください。また上記仕様書内のソフトウェアの他に次期電算システム用アプリケーションと外部点検用アプリケーションを本会より提供する予定としております。
13	端末	2010/07/09	2010/07/13	来年5月以降（運用開始後）に、連合会へ端末の提供を希望することは可能か。	現在のところ斡旋の予定はございません。
14	端末	2010/07/09	2010/07/13	次期電算システム導入後におけるレセプトの保険者点検については、連合会よりデータが提供され、画面を見ながら点検作業を行うことになろうかと思っております。7月8日の端末機調査にも関係することからお尋ねいたします。本町はレセプト点検を業者委託しており、オンライン端末とは別に、オフラインの端末がさらに必要と考えておりますが、端末の調達については、連合会に追加申し込みするか、独自で調達することも考えられます。保険者が独自で端末を調達した場合に、画面でレセプトを点検するために必要なソフトの提供は可能でしょうか。	保険者が独自でオフラインの端末を調達した場合に、「画面でレセプトを点検するために必要なソフト」について回答します。「画面でレセプトを点検するために必要なソフト」は、「連合会から提供するソフト」と「保険者に用意していただくソフト」があります。「連合会から提供するソフト」は、「点検用クライアントアプリ」となります。こちらは、次期電算システム保険者説明会「資料5 保険者レセプト管理システムについて」の28ページに記述している「点検用クライアントアプリ」のことです。一方、「保険者に用意していただくソフト」は、次期電算システム保険者説明会「資料5 保険者レセプト管理システムについて」の「別紙9 外部点検クライアント ハードウェア等調達仕様書 暫定版 抜粋」の項番2「ソフトウェア構成」として記述しておりますので、ご確認ください。なお、別紙9の資料は、暫定版となっております。確定版については、別途、ご連絡させていただきますので、その旨、ご了承いただけますよう、よろしくお願いたします。
15	端末	2010/07/15	2010/07/20	自庁内システム（保険者独自システム）からデータを取込システムは、連合会から提供となるPC端末に組み込まれているのか。	自庁内システム（保険者独自システム）からデータを取り込む機能は、連合会から提供予定のPCに組み込む予定です。「自庁内データ取込業務」は、「保険者レセプト管理システム」の機能となり、連合会から提供予定のPCで利用することが可能となります。こちらの機能は、次期電算システムにおいて「共同処理」を連合会へ未委託の場合に、自庁内システム（保険者独自システム）から資格確認データ及び給付確認データを取り込む運用を想定しています。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
16	端末	2010/07/15	2010/07/20	画面により一覧表示した該当レセプトを点検担当者に割り振るとあるが、割り振ったレセプトを複数のネットワークPC端末(別途連合会からリース等予定)により点検業務が可能か。 点検業務が可能の場合は、複数のネットワークPC端末には点検用システムが連合会から提供となるのか。 また、点検用PC端末(点検用システム含む)を連合会からリース等の金額は、1台当たりどの程度となるのか。	「担当割振、進捗管理」について、割り振ったレセプトを複数のネットワーク端末から点検業務が可能となります。 複数のネットワーク端末には、点検業務を行うために「保険者レセプト管理システム」を提供する予定です。 また、リース等金額は、現在アンケート結果を集計中ですが、外部点検用のPCを含め約100台の申し込み希望がありました。 連合会ではこれをもって入札を行い最低価格業者に落札予定ですが、金額はその時点でなければ分かりませんので、上記希望台数でスケールメリットが働くことを考慮して、保険者側で予定価格を算出願います。
17	端末	2010/07/15	2010/07/20	「次期電算システム導入に係る端末機の調査について」に関して、一括調達による斡旋となると、その時期はいつ頃か。その後いつ頃配置される予定か。	端末機の調達時期は8月頃を予定しており、10月頃には配置できるよう落札業者と調整する予定です。
18	端末	2010/07/15	2010/07/20	「次期電算システム導入に係る端末機の調査について」に関して、一括調達による斡旋となると、その支払い方法はどうか。連合会経由か、直接業者か。	支払の方法については、購入を希望する台数が保険者によってまちまちであったり、また、全道全ての保険者が希望されていないことから、連合会は価格だけを決定して支払い等につきましては業者と保険者で個別に対応していただく予定です。なお、増設用の外部点検クライアント及び保険者端末は、ソフトウェアのインストール及び設定等をすべて行ったものを納品する予定としております。
19	端末	2010/07/20	2010/07/22	「次期電算システム導入に係る端末機の調査について」に関して、保守料等は込みか。	保守は保険者においてそれぞれお考えがあると思いますので、本会の調達時に保守は考慮しておりません。保険者任意となります。
20	端末	2010/07/20	2010/07/23	ディスプレイの解像度は1,280×1,024固定なのか。	ディスプレイの解像度は1,280×1,024以上、サイズは19インチ以上が必要となります。また、ワイド画面は不可になっています。
21	端末	2010/07/20	2010/07/23	バックアップのためのHDDは必要ではないのか。	バックアップ用のHDDは任意となります。バックアップは、CD/DVDライティングソフトとクライアント環境バックアップソフトを利用することを考えておりますが、どちらのソフトも扱いは任意となります。
23	端末	2010/07/30	2010/08/02	当市では、現在レセプト点検業務について、外部委託しており、今後も外部委託を予定しています。外部点検を行う機器については委託先で準備していただく予定ですが、機器については、レセプト点検専用機器として使用することになりますか。事務用機器として使用しているものに、点検用ソフトをインストールして点検作業を行うことは可能ですか。	可能ですが、レセプト点検専用機器としての使用を想定しており、他のソフトと共有する事で、不具合等が発生する事も考えられます。また、外部点検を行った場合、申出情報は保険者端末で作成することになります。
24	端末	2010/07/30	2010/08/02	OSについての仕様ですが、Windows 7 Professional (32ビット版) 限定となりますか。Windows XPでも対応できるように仕様変更される可能性はありますか。	OSは、「Windows 7 Professional (32ビット版)」限定として、検討しています。
25	端末	2010/8/25	2010/8/26	第2回のQ&Aに、特定健診システム端末機と共用するため、次期電算システム用端末機（無償分）を希望しなかった場合でも、その後次期電算システム用端末機（無償分）を希望することは可能とありますが、いつ頃までに申込をすれば間に合うでしょうか。また、その場合申込に所定の用紙・様式はあるのでしょうか。	平成22年1月21日付け北国保連シ第15号にて端末機の調査を行った際、不要と回答をいただいていた保険者でその後希望される場合は、早急に電話連絡をいただき同時に1月21日付けの調査票を修正し提出願います。なお、次期電算システム用端末の回線敷設は保険者でご負担いただくこととなりますのでご了承願います。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
26	端末	2010/10/4	2010/10/8	端末の設置時期はいつ頃の予定ですか。	設置時期については、12月初旬から中旬にかけて調整のうえ端末機とプリンタと一緒に設置する予定です。なお、当初は10月末日までに設置する旨ご説明していましたが、プリンタ仕様の検討に日数を要したため遅延しております。大変ご迷惑をおかけいたします。
27	端末	2010/10/4	2010/10/8	平成22年10月1日付にて次期電算システム導入に係る追加端末機の調達について照会がありましたが、現状での斡旋購入は、指名業者の問題や入札・見積り合せ等の契約方法の問題で当市では難しいかと考えております。その場合、当市の契約方法で独自調達することになりますが、オンライン端末のウイルス対策ソフトSOPHOSは提供していただけるのでしょうか？独自調達になるのでしょうか？提供していただけない場合、ウイルス対策ソフトはSOPHOSに限定されるのでしょうか？SOPHOS限定の場合、購入諸条件(ソフォス製品種・ライセンス年限等)と提示してください。帳票管理ソフトXML印刷エンジンについてですが、以前問い合わせた中で、「ソフトを国保中央会で作成し、今後連合会から提供を予定している」旨の回答がありましたが、その後どのようになっているのでしょうか？独自調達した場合でもXML印刷エンジンを提供していただけるのでしょうか？またその場合有償なのでしょうか？	本会より提供いたします。 の回答によります。(国保保険者ネットワーク加入のためSOPHOS限定となります) の回答によります。なお本会の契約年限は5年間となっております。独自調達した場合でも提供します。 無償提供します。
28	端末	2010/10/4	2010/10/12	当町では現在、特定健診用端末を本庁舎に1台、別棟に1台設置していますが、この2台と今回提供される国保総合システム用端末を合わせた3台で国保総合システムの運用は可能でしょうか。	現在使用されている2台の特定健診用端末機に対して、本会より7月1日付け文書でOS等のバージョンアップを行っていただいている前提でお答えいたしますと、貴町の現況から国保総合システム用端末機としては3台、特定健診用端末機としては2台で運用可能となります。なお、本会より提供する国保総合システム用端末機は、OSがWindows7のため特定健診用端末機として使用できません。今後、国保総合システム用アプリケーション等のインストール手順書をお送りいたしますのでよろしくお願いたします。
29	端末	2010/10/7	2010/10/19	クライアント仕様書のソフトウェア構成について「帳票管理ソフト」の「XML印刷エンジン」は、有償のものと無償のものがありますが、指定はありますか？「ウイルス対策ソフトウェア(SOPHOS)」の商品名、型番等の指定はありますか？	無償です。連合会より配布いたします。名称は「XML印刷プレビュー」になります。SOPHOSの場合、個別に購入しなくて結構です。リモートでインストールします。インストール手順書は連合会より配布します。費用に関しては、別途ご案内いたします。
30	端末	2010/10/19	2010/10/25	連合会のPC端末(オンライン)を年内の斡旋とした理由を説明してほしい。	異動処理のテストを11月中旬より開始する予定となっていることから、年内に配付となりました。
31	端末	2010/10/25	2010/10/28	保険者端末機は、保険者に必ず1台提供されるものなのか。	国保総合システム(次期電算システム)用端末機を1台無償で提供いたします。なお、保険者によっては設置スペースの問題や特定健診用端末を併用するため不要としている保険者が若干あります。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
32	端末	2010/10/26	2010/11/1	国保総合システムにかかるプリンタの件ですが、平成22年1月21日付け北国保連シ第15号の「次期電算システム導入に係る端末機の提供について（調査）」にて“プリンタにつきましては、機種（型番）が指定され必須となりますのでご了承願います”との記載がありました。当町の事情として、稼働率の低いプリンタが多く設置され、管理部門より必要最小限の台数にとどめるよう指示が出ていたため、通常のコピー用紙を使用した印刷であれば、どんなプリンタでも対応可能なのではないかと問い合わせをしたところ、「圧着式用紙への医療費通知印刷があるため機種指定になっている。医療費通知が今までどおり業務委託なのか各市町村が出力なのか専門会議にかかっておらず、明らかになっていない部分があり、また被保険者証印刷機能がどうなるかなど仕様が完全ではない。はっきりした仕様がわかり次第再度調査を行うことになるかと思うので、もう少しお時間をいただきたい。」とのことでした。その後、プリンタはどうなるかといった話は見ていないように思いますが、10/21付けの導入スケジュールにプリンタの設置時期が書かれているところを見ると無償分端末を導入するのであればプリンタも必ず導入ということになったのでしょうか？	無償分端末機を導入する保険者はプリンタ導入が必須ということではありませんが、国保総合システムの機能には、プリンタから被保険者証の作成や医療費通知書の作成といった様々な機能があるため、これら機能を使用することとなった場合に対応するプリンタを提供することとしております。
33	端末	2010/10/27	2010/10/28	提供端末について デスクトップメーカー：富士通 品名：FMV-D5290 型名：FMVDD2A0E1 12月納入予定とのことでしたが、品名、型名はこれで決定でしょうか。	本会より提供する無償端末機の品名、型名は左記の通りになります。
34	端末	2010/10/5	2010/10/12	保険者に1台無償で配布されるパソコンの仕様は、平成22年10月1日付（北国保連シ第193号）次期電算システムクライアント仕様書(外部クライアントではない(参考)に印されている方)に記載されているスペックのものなのか？	ご認識のとおりです。
36	端末	2010/10/5	2010/10/12	「次期電算システムクライアント仕様書」の「2 ソフトウェア構成」中、帳票管理ソフトの「XML印刷エンジン」は製品名なのか？インターネットで調べても何の事を指しているのか不明で特定できない。	本会より無償提供する帳票管理ソフトです。
37	端末	2010/10/5	2010/10/12	各保険者で補正予算を要求するにあたり、連合会ではパソコン増設に伴う定価での価格も示すつもりはないのか？	増設端末機の台数が現在不明であること、また入札前のため価格をお示しできませんが、参考として既に調達済みの社会保障カード端末機購入時の価格から考慮すると概ね12万円前後となる想定をしております。
38	端末	2010/10/5	2010/10/12	端末 項番1番の中で、既存の特定健診端末とレセプト点検端末を併用できると記載されているが、連合会にて既に各保険者に配布が済んでいる特定健診端末はレセプト点検端末の仕様を満たしているのか？（ディスプレイが19インチ以上となっている点など）	特定健診端末のバージョンアップを実施されていまして、併用可能です。なお、特定健診端末のディスプレイは17インチのためレセプト点検時等スクロールを行う動作が発生するかと考えられます。
40	端末	2010/10/6	2010/10/8	当初は自庁でレセプト点検を行うつもりで端末の無償分を1台希望していたが、外部委託することとなった。当初希望して無償分の端末を、外部委託用には可能か。	国保総合システム用クライアントと外部点検クライアントでは、ハードウェア仕様およびソフトウェア構成が異なるため、現状では無償分の端末を外部委託用にはできないと考えられます。また、無償提供をする端末機は、保険者内に設置する端末として提供いたしますのでご理解願います。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
41	端末	2010/11/11	2010/11/12	国保総合システム導入に伴う保険者の準備状況の調査について11月11日付けの事務連絡「国保総合システム導入に伴う保険者の準備状況の調査について」のネットワーク回線関係の2.LAN配線及び電源タップの有無について LAN配線は2本あるかという意味は、PCとプリンタの1本ずつで2本という意味でしょうか。	ご認識のとおり、PCとプリンタの1本ずつで2本となります。
42	端末	2010/11/11	2010/11/12	国保総合システムで設置予定のプリンタについて 次期電算システムで設置予定のレーザープリンタの仕様について教えて下さい。（設置場所の確保のため）	商品名 リコーIPSIO SP 6320 となります。 寸法 478 (w) × 445 (D) × 396 (H) mm (本体のみ) 標準トレイB4以上使用時 (D)575mm 質量 約23.9kg (本体のみ、消耗品含む)
43	端末	2010/12/1	2010/12/8	これまでの通知のとおり、特定健診システム端末をXP SP3にバージョンアップし、国保総合システムの端末として併用すべく準備をしています。これに関連して、その他 項番25番にあるとおり、現状としては「OSをWindows 7へアップグレード」せず、XP SP3で使用するにとする予定ですが、今後「OSをWindows 7へアップグレード」する必要がある場合は、いつの時期にどんな状態となったときに必要となるのか。	現在は特定健診システム端末のOSはWindows XP SP3にバージョンアップすることにより国保総合システム端末として併用可能であり、OSをWindows7にアップグレードすると特定健診システムが動作されないとのことからWindows7にすることはしないと思います。
44	端末	2010/12/1	2010/12/8	当市では国保連の斡旋による端末を特定健診システム端末で使用しているプリンタにつなげて、両端末でプリンタを使用することを想定しています。その他 項番26番の問い合わせ内容の中では「特定健診システムのプリンタは次期電算システムには使用できないということでしたが・・・」とありますが、国保連の斡旋による端末に特定健診システム端末で使用しているプリンタのプリンタドライバをインストールすれば使用可能になると思われるが、それでも使用できない理由があれば教えていただきたい。	お見込のとおり、国保総合システム用端末に現在特定健診システム端末に繋がっている既存プリンタドライバをインストールすると、定型用紙(A3・A4など)は印刷されると思います。国保総合システムでは、保険者端末より被保険者証の随時印刷が可能となる予定であり、提供するプリンタは専用紙の印刷が可能な仕様のものを提供いたします。そのため左記運用を行う場合は、国保総合システム端末や特定健診システム端末に提供するプリンタドライバをインストールする必要があります。
45	端末	2010/12/8	2010/12/9	OSについての仕様ですが、Q&AでもWindows 7 Professional (32ビット版)限定となっていますが、増設分として既存の特定健診端末にインストールして利用しようと思いますが、OSがWindows XP又インターネットブラウザもInternet Explorer V7.0となっています。そのままの利用は可能でしょうか。	特定健診システム端末を7月1日付けのバージョンアップ手順により実施されているのであればそのまま国保総合システム端末として併用可能となります。Windows7は国保総合システム単体で使用する端末（本会提供分）のOSとなります。
46	端末	2010/12/15	2010/12/27	保険者から連合会へ各種データをアップロードする際の時間帯に制限はあるか。	アップロード可能な時間帯は、基本は日中帯と考えておりますが、時間帯の制限等については負荷状況を確認したうえで最終判断を行いたいと考えております。負荷状況を確認し、制限なしの運用が困難だと判断した場合、アップロード時間帯制限や、標準のアップロード以外の送信方式への見直しも含め対処を検討いたします。
47	端末	2010/12/13	2010/12/14	国保総合システム追加インストールについて 国保総合システムを既存の特定健診端末に追加インストールする際、OSはWindows XPでも可と伺っていましたが、システム導入手順書（追加保険者クライアント編）作業フローでは、Microsoft Windows7 Professional (32ビット版)からとなっています。項番何番からの作業になりますか。	今回、無償端末機設置時にお渡ししましたシステム導入手順書については、今後保険者において独自に端末機を増設する際に必要となる手順書となっております。特定健診用端末機に追加インストールするための手順書ではありません。その他保険者に行っていただく作業については後日連絡いたします。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
48	端末	2010/12/14	2010/12/15	12月13日付け事務連絡「保険者Webシステム導入手順書の追加について」より「無償分端末はIE8のため対応をお願いいたします」と記載してあるが、これはどういう意味なのか。	事象1への対応として、今回手順に追加した「2.2 アドオンの設定」については、Internet Explorer8(以下、IE8)を利用した端末のみ実施する手順となっており、Internet Explorer7を利用した端末は実施不要となります。ご利用の端末が無償分端末もしくは斡旋分追加端末の場合は端末にIE8がインストールされておりますので、手順書の「2.2 アドオンの設定」に従いIE8の設定変更をお願いいたします。 ご利用の端末のInternet Explorerのバージョンが不明の場合は、手順書の「2.2 アドオンの設定」にバージョン情報の確認手順が記載されておりますので、こちらを実施してIE8であった場合は設定変更を実施していただきますようお願いいたします。
49	端末	2010/12/14	2010/12/15	保険者WEBシステムについてパソコン起動時における「ユーザー名」と「パスワード」を教えてください。また、次回起動時においてこれが自動設定できるものなのか。（起動の度に入力しなくてもよい方法）	国保総合システム用端末機(無償分)を順次設置しており、その際本会の封筒に入った環境設定書等が納品されております。その中の『環境設定書(追加保険者クライアント編【Microsoft Windows 7 Professional(32ビット版)】)』が表紙としてまとまっている資料の後のページより3枚目に端末機を起動する際に必要となるユーザIDとパスワードの記載がありますのでご確認ください。 自動設定を行うと誰でもパソコンの起動が出来てしまうため、セキュリティ上の観点から起動時にはユーザ名とパスワードの入力をお願いいたします。
50	端末	2010/12/29	2011/1/6	保険者WEBシステムからファイルをダウンロードする際、ブラウザ上部に「セキュリティ保護のため、このサイトによる、このコンピュータへのファイルのダウンロードが・・・」というメッセージが表示されます。また「ファイルのダウンロード」をクリックすると、「このページから他のページに移動しますか?」というウインドウが表示され、「OK」をクリックするとエラーとなりファイルのダウンロードができません。(システム上はダウンロード済みとなっています)ブラウザを閉じて再度ログインし直し、同じ作業を2,3回繰り返すと正常にダウンロードできるようになります。上記のエラーを回避する方法をご教示願います。	連合会より提示済みの「保険者Webシステムを利用した異動データ等授受手順書」の2.事前準備/2.1 信頼済みサイトへの登録の手順を実施済みかをご確認ください。 5頁の画面を表示した際に「Web サイト」の欄に"http://10.201.81.203"が既に表示されている場合、端末設定に問題がある可能性がありますので、再度ご連絡願います。
51	端末	2011/1/11	2011/1/14	保険者WEBシステムを利用した異動データ等授受手順書にて、2.1信頼済みサイトへの登録 2.2アドオンの設定までは終了しましたがお気に入りの登録ができません。「このページを表示できません」と表示されます。アドオンの設定でWindows Live サインインヘルパーがありませんでしたが、これが問題でしょうか。	(1)Internet Explorerのお気に入りから「外付けシステム本番環境」をクリックし、以下の文字が表示されることをご確認ください。 「It works! ZZ01EAWB03」 表示される場合、「2.3 お気に入りの登録」の で入力するアドレスに誤りが無いかを今一度ご確認ください。「全角にて入力している」「.(ドット)を,(カンマ)と入力している」などの場合が考えられます。表示されない場合、端末のLANケーブルが接続されていることをご確認ください。 (2)「Windows Live サインインヘルパー」が無い場合でもシステムの動作には問題ありません。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
52	端末	2011/3/2	2011/3/7	保険者がレセプト点検用（保険者端末）のPCを独自で調達した場合に必要な作業等を確認したい。ネットワークの設定は誰がすべきか、ソフトは何が必要で、別途購入するものはあるのか。	オンライン用端末機の場合は、ネットワークに接続する作業としてLAN配線等による設置作業及びIP等の登録が必要であり、設置・設定は保険者で行うこととなります。また、ソフトウェアのセットアップについても保険者で行うこととなり、導入手順書等については12月に無償端末機及びプリンタ設置の際、保険者の担当者へお渡ししております。その際に提供している内容としては、下記のとおりとなっております。 ・システム導入手順書（追加保険者クライアント編【概要・IE8・Microsoft Office 2007】） ・システム導入手順書（追加保険者クライアント編【外字管理ツール】） ・システム導入手順書（追加保険者クライアント編【XML印刷プレビュー】） ・システム導入手順書（追加保険者クライアント編【Adobe Reader】） ・環境設定書（一式）、基本動作確認項目書（一式） ・【CD-R】XML印刷プレビューインストールメディア ・【CD-R】外字管理ツールインストールCD （Office製品については、平成22年11月16日付け事務連絡をご確認願います。） なお、コンピュータ名・IPについては、端末設置が決まり次第本会へ連絡願います。おって、IPアドレス等をお知らせいたします。 全て設定後、WSUS及びウイルス対策ソフト（Sophos）のインストールも必要なため平成22年12月28日にメールにて導入手順書を送信しておりますので、ご確認いただき設定願います。
53	端末	2011/3/17	2011/3/24	保険者Webシステムについて3月17日付の事務連絡についての質問です。保険者Webシステムの先行版を利用しておりますが、本稼動版では、特定健診の端末と共用可能かどうか。またその際、端末の設定が必要になるかどうか。	本稼動版の保険者Webシステムは、先行版と同様に特定健診の端末と共用可能です。既に特定健診の端末で先行版の保険者Webシステムをご利用中であれば、とくに設定の変更は不要です。 設定が必要な場合は、本会ホームページ「保険者のみなさま」の国民健康保険関連に「国保総合システム保険者Webシステムを利用した異動データ等授受手順書2010.12.13」を掲載しておりますので、ご確認いただき設定願います。
54	端末	2011/4/19	2011/4/25	保険者で調達した端末を増設する際に、必要な手続きはどのようなものがありますか？ 例えば、IPアドレスは空き番使用でよろしいのでしょうか？ コンピュータ名等での制限や指定はあるのでしょうか？	大変申し訳ありませんが、コンピュータ名及びIPアドレス等を、別添のとおりお知らせいたしますので設定をお願いいたします。
55	端末	2011/4/20	2011/4/28	Windows7と一緒にプリンタ・USBケーブル3mも送られてきたが、USBケーブルは必ず使用しなければならないのか。	プリンタをネットワークで接続可能であれば、USBケーブルの利用は不要となります。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
1	ネットワーク	2010/07/01	2010/07/08	本年2月に連合会の方でインフラ整備をして、ADSL回線を設置してもらいましたが、本町は本年度光回線のインフラ整備が整うことになり、今後のデータ授受を考えると光回線を使用した方が良いと思われませんが、連合会さんの方で回線の変更はお考えでしょうか？ また、光回線への変更を希望する保険者が多数いると思われませんが、意向調査などの実施はお考えでしょうか？	本会が保険者のADSL回線から光回線への変更を対応することに関しては現在検討中であり、後ほど本会よりご連絡いたします。光回線への変更を希望する保険者への意向調査については、本年2月の時点で光回線の整備が可能な保険者は変更工事を終了しており、22年度に光回線が整備される地域も限られると予想されることから、調査を実施する予定はございません。
2	ネットワーク	2010/07/06	2010/07/08	1月の庁舎移転に伴い、ネット回線（特定健診用の回線と共用）を現在のADSLから光回線に変更する予定だが問題ないか？なお、工事は町で行う予定。また、プロバイダの変更などの対応はどうすればいいか？	ADSLから光回線に変更することについては、問題はございません。また、次期電算システムと共用の特定健診用回線については単独回線となっているため、プロバイダの契約はありません。
3	ネットワーク	2010/07/07	2010/07/09	本市では今後の給付業務を、自庁システムから連合会次期電算システムへ的大幅移行を検討しております。それに伴い、連合会にて設置される端末1台の他に、10台程度の端末を設置しなければならないと考えています。連合会次期システムを運用するにあたり、ハードウェア仕様とソフトウェア構成について情報提供していただけますようお願いいたします。また、既に工事は終わっていますが、ネットワークにつきまして、10台以上の端末が接続して耐えうるものなのかどうか、連合会設置端末1台+本市設置端末にてLAN接続するにあたり、ルーター直後にハブを設置しLAN設定すればよるしいのか教えていただけますようお願いいたします。併せて、ネットワーク仕様・ソフトウェアの設定仕様なども教えていただけますようお願いいたします。	ハードウェア仕様及びソフトウェア構成については、昨日全保険者にメールいたしました「次期電算システム導入に係る端末機の調査について」にて参考情報として仕様書等を送付しておりますのでご確認願います。また、貴市は光回線での運用となり、全ての端末をネットワークに接続した場合の帯域上には問題はないと思われま。す。（現在、接続台数に上限があるのか確認しておりますので、わかり次第連絡いたします。）LAN接続においては、ルーターからハブを設置し、端末までLAN配線をつなぐ形になります。ネットワーク仕様については、まだ示されておられません。
4	ネットワーク	2010/07/09	2010/07/12	当町では、増設端末の他に既存の特定健診端末をセットアップし、増設端末は異動連絡用に、特定健診端末はレセプト点検用としても利用したいと考えているが、平成23年度から保険者ネットワークの運用経費として回線使用料の負担が必要とされているが、既に利用している特定健診の回線使用料とは別に負担することになるのか。	平成23年度においては、現在の拠点に変更がなければ1回線分の回線使用料の負担の他に、国保保険者ネットワークに係る費用についてご負担いただくこととなります。負担額の算出方法としては、保険者数割、拠点数割、被保険者数割とし別途ご提示する予定です。（平成22年3月4日に開催した第1回通常総会の資料2「議案第6号関係」を参照願います。）
5	ネットワーク	2010/07/09	2010/07/13	連合会から提供される端末を、保険者独自のシステムのネットワークに接続することは許されるか。	保険者独自のシステムのネットワークには接続できません。次期電算システム用端末は、特定健診用端末のネットワークに接続するか、単独で回線を敷設することとなります。
6	ネットワーク	2010/07/21	2010/07/22	保険者側で負担する、ネットワークの改修運用費の金額を知りたい。	ネットワークに係る回線使用料については、現在特定健診で使用の回線を利用するため、新たに費用は発生しません。なお、23年度においては国保保険者ネットワークに係る運用経費を、保険者按分することとしており、保険者数割・拠点数割・被保険者数割で算出し負担を定めることとしております。
8	ネットワーク	2010/11/16	2010/11/18	回線使用料について 国保総合システムを利用するにあたって、回線使用料は保険者負担でしょうか。	国保総合システムに係る回線使用料については、23年度より2回線分を貴町では負担することとなります。貴町は、既に特定健診等データ管理システムでの回線使用料を負担しておりますが、21年度に国保総合システム用端末機の設置場所が別棟のため、新規で回線を敷設していることから2拠点分となります。22年度については、再開通工事後連合会で負担いたします。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
9	ネットワーク	2010/11/16	2010/11/19	来年度より国保総合システムが導入されるが、負担金内訳で拠点数割の案が2となっている。現在、保健センターに特定健診専用端末があり、今後、役場にも国保総合システム用の端末が設置される予定だが、その際、特定健診専用端末を独立させこのまま使った場合でも、拠点数割は変わらず2のままなのか。	構成市町村の2町は、1拠点を特定健診専用として使用した場合であっても、国保保険者ネットワークに接続の回線を2回線引いていることから拠点数は変わりません。（北海道においては国保保険者ネットワークに加入）
10	ネットワーク	2010/11/18	2010/11/19	回線使用料について、特定健診で使用してる端末と併用するということは別途、回線使用料は発生しないという認識で問題ないか。	貴町は特定健診用端末設置場所と同部屋に国保総合システム用端末機の設置をすることとなっているため、回線使用料については別途発生いたしません。（23年度においては、回線使用料とは別に保険者ネットワークに係る経費をご負担いただくこととなります。）
11	ネットワーク	2010/11/19	2010/11/26	新年度予算作成締切が12/3となっております。平成23年度に係るネットワーク運用経費はいつ頃示されますか？（平成23年度負担金及び各手数料も含む）	ネットワークの経費については、11月末に国保保険者ネットワークに係る費用が示されるため、その後保険者数割20%・拠点数割30%・被保険者数割50%により算出し、平成23年度の予算として計上いただくため、12月中にはお示しする予定です。平成23年度の一般負担金及び審査支払手数料等については、例年通り12月中にお示しする予定です。
12	ネットワーク	2010/11/19	2010/11/26	国保総合システムの拠点数について ネットワーク 項番9番についてですが、2回線引くと2拠点と言う考え方ということは、庁舎が同じでも回線を2つにしたら2拠点と言うことでしょうか。（将来保健センターが本庁舎に入った場合を想定） 負担金が発生するのは、今回の改修によりシステムが完成し負担金が4月より発生することになったと考えてよろしいのか。（今までの特定健診のシステムには負担金はないと思います。）…特定健診のシステムも一連のシステムと言うことでしょうか。	庁舎が同じであっても、既存の回線からHUBやLAN配線のみで対応が出来ない場合は、新規で回線を敷設する必要があるため、拠点数が増えることとなります。 特定健診で使用しているネットワークは、国保総合システムで使用するネットワークと同様で、本会が加入している国保保険者ネットワークに接続し運用することとしており、現在ネットワークの運用経費は全額本会が負担しておりますが、平成23年4月からは、理事会及び総会において提示しましたとおり、レセプト情報等をオンラインで公開することが義務化されることから、回線共有の有無にかかわらずネットワーク運用経費及び回線使用料を保険者にてご負担いただくこととなっております。
13	ネットワーク	2010/11/30	2010/12/01	ネットワークランニングコストについて 1月13日付け事務連絡に「負担金手数料を6ヶ月ごとに2回払う」と記載されています。この手数料は国保連に対して支払いをするのでしょうか。	ご認識のとおりで23年9月と24年2月に請求する予定です。
14	ネットワーク	2010/12/02	2010/12/06	ネットワーク回線の経費について 連合会へ支払う経費とは別途にNTTなどの回線業者にも支払わなければならない経費は発生するか。	現在特定健診で使用の回線とは別に、国保総合システム用の回線(Bフレッツ)を貴町においては新規で敷設していることから、23年度よりもう1回線分の回線使用料が発生し、NTTへ支払うこととなります。（Bフレッツ使用料金:5,460円(税込)）
15	ネットワーク	2010/12/14	2010/12/15	国保総合システムに係る経費について確認したい。ネットワーク使用料、セキュリティ、保守料など国保総合システムに係る予算を計上したいので、具体的に金額を教えてください。	金額については、12月に開催の「国保総合システムブロック別説明会」で資料で 2の「平成23年度国保保険者ネットワークランニングコスト保険者別負担額（案）」にて各保険者ごとの負担金額をお示しておりますので、ご確認願います。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
16	ネットワーク	2011/2/10	2011/2/14	用語ですが 1.「ネットワーク運用経費」=国保総合システムを使用するにあたり発生する負担金手数料で6か月ごとに2回支払う。 2.「回線使用料」=現在特定健診システムで使用しているADSL回線の使用料。相乗りするため来年度からは保険者が毎月支払う。 という、認識でよろしいでしょうか。 また、1及び2について請求予定の金額がわかるのであれば教えてください。	1.平成23年度から国保保険者ネットワークに係る費用を保険者に負担していただくこととしており、特定健診等データ管理システム及び国保総合システムを使用するにあたり、北海道では国保保険者ネットワークを利用し、接続に係る費用の総額を保険者数割（20%）・拠点数割（30%）・被保険者数割（50%）の按分により、4月1日を基準として算出し9月・2月の2回で支払っていただくこととしております。請求予定の金額については、平成22年12月に開催した「国保総合システムブロック別説明会」資料2「平成23年度国保保険者ネットワークランニングコスト保険者別負担額（案）」にてご負担いただく概算の金額を掲載しておりますので、ご確認願います。 2.「回線使用料」については、現在特定健診システムで使用しているADSL回線の使用料金（5,712円）を貴町で毎月支払っており、23年度においては国保総合システムと回線の共用をしますが、毎月の使用料の支払金額に変更はありません。
17	ネットワーク	2011/4/20	2011/4/26	事務連絡の文書「負担金および審査支払手数料」の中で保険者割がネットワーク負担金では町の数が違っているので、保険者割自体の考え方を知りたい。平成22年12月のブロック研修会の資料の中のランニングコストの保険者割では4市町村分（3町と1広域連合分）となっていた。	一般負担金と国保保険者ネットワーク負担金の保険者割の算定基準は、それぞれ異なります。一般負担金の算定は（3町+1広域連合）を1保険者で算出することとしており、国保保険者ネットワーク負担金は（3町+1広域連合）を4保険者での算出としているため、考え方が異なります。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
1	高額療養費	2010/7/8	2010/7/13	高額療養費のMOデータについて現在、前期高齢者のMOを診療月の2か月後の末頃、70歳未満のMOを診療月の2か月後の中旬頃に頂戴しているところがございます。H23.4月から、新たに共同電算システムが導入された際、4月診療分から新システムで稼働されるということによろしいでしょうか？つまり、H23.3月分のMOデータは、前期分は6月末頃に、70歳未満分は6月中旬頃に今までどおり送られてくるという考えでよろしいでしょうか？また、H23.4月以降のMOデータも引き続き頂けるものなのか合わせてご回答願います。	次期電算システム稼働前のH23.3月診療分は現行システムより出力されますので、5月中旬頃に70歳未満分、5月下旬に前期高齢者及び高齢者算分のMOデータを送付予定です。また、H23.4月診療分以降のデータにつきましては、磁気媒体（MO・FD）による提供は廃止予定としております。なお、次期電算システムでは保険者端末より支給結果の確認、帳票の出力、支給額の訂正・再計算等が可能となるため、データ提供の有無について、再検討をお願いいたします。
2	高額療養費	2010/07/23	2010/07/27	高額療養費のMOデータについて共同電算・項番45について、再度ご質問致します。H23.4月以降のMOデータは廃止になるということ次期電算システムで現物分の支給額の訂正・再計算等できることは承知しました。そのデータを自庁システムで取込み、現金給付分等を計算し被保険者に対し振込みをしなければなりません。次期電算システムから自庁システムへのデータの移行は可能でしょうか？可能な場合、どのような形で対応できるのか、ご教示願います。	23年度からの高額療養費支給処理業務につきましては、保険者端末から支給処理結果をダウンロードし、自庁システムへの移行は可能と考えております。なお、次期電算システムでは、現金給付分等の情報を保険者端末から入力して頂くことにより現金給付分を含んだ高額療養費計算が可能となります。
3	高額療養費	2010/08/04	2010/08/09	保険者における各業務機能について、資料3「保険者における各業務機能について」において「5高額療養費業務」が掲載されていますが、留意事項として、「当資料は、現時点で中央会から配布されている資料を参考にしており、今後、変更となる可能性がある。」とあります。「5高額療養費業務」の掲載内容が大幅に変わることはありますか。また、高額療養費については今後も制度改正が想定されているが、その都度システム改修されると考えてよいのか。	国保中央会が作成している仕様のため、当会では回答いたしかねます。ただし、国保中央会が現時点で提供しているシステム（新共電システム）の稼働実績、次期システムにおいてもその仕様を継承している部分が多いことから、機能が大きく変わることはないであろうと考えております。法改正の対応については、中央会に対応を行っていくことと考えております。
4	高額療養費	2010/08/03	2010/08/12	Q&Aの項番45（共同電算）の関連質問ですが、今回を機会に、高額療養費の支給事務を自庁システムから、新共同電算システムへの移行を検討しております。ついては、支払い事務の関係で、会計部門にFDで、氏名、口座番号、支給額等を報告していますが、FD作成に必要（キーとなる）な被保険者番号（または、世帯主の個人番号）、支給金額等をCSV等で供給できるシステムとなっていますか。	ご要望のようなCSVはありませんが、高額療養費の振込データの作成は可能です（CSVではなく固定長データ）。振込データ内には被保険者番号の設定はされませんが、支給申請・決定登録画面で指定した「口座名義人カナ」が設定されることとなります。 参考） 現在、特別業務にて提供しております高額療養費支給処理簿のデータ提供機能についてですが、次期システムで同等のデータの提供機能はございません。高額療養費計算結果については、保険者端末で閲覧が可能となりますので、画面にてご確認のうえ、支給決定を行っていただければ、その対象者の振込データを作成します。
5	高額療養費	2010/08/09	2010/08/16	70歳未満の多数該当の判定（支給済分のカウント）はどのようにするのか診療月順に申請がない場合（中抜けしている場合）など	北海道連合会で持っているレセプト情報と保険者から提供いただく被保険者情報（異動データ）を使用して平成21年4月診療分から24ヶ月間、次期システムにて高額療養費計算処理を実行して作成します。高額該当情報は申請の有無は関係なく作成しますので、申請がない場合でも高額該当になることがあります。次期システムでも同様に申請の有無によらず高額該当情報を判断します。
6	高額療養費	2010/08/09	2010/08/16	過去の支給実績情報を次期電算システムに設定することは可能か	支給実績の移行ツールを使用し、設定することは可能ですが平成23年2月～3月診療分の支給については、本稼働後の5月以降となるため、現段階では運用面またはスケジュール面について不確定な部分もあり、検討中です。運用面等が確定次第早急に連絡いたします。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
7	高額療養費	2010/08/09	2010/08/24	高額療養費、療養費、高額介護合算療養費について 自庁システムの支給実績を国保連システムに取込むことは可能か 2年間分は支給実績の確認等が必要	療養費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給実績を保険者端末からアップロードしていただければ、取込みます。インターフェースは8月末に提示する予定ですのでお待ちください。療養費支給実績は高額療養費の算定に使用し、高額療養費支給実績は高額介護合算の自己負担額情報作成に使用します。療養費支給実績と高額介護合算療養費支給実績に関しては月報の該当する項目に反映します。
8	高額療養費	2010/08/09	2010/08/24	高額療養費、療養費、高額介護合算療養費について 医療助成制度の資格データを管理できるのか	詳細仕様に不明確な部分があるため現在検討中です。
9	高額療養費	2010/08/09	2010/08/24	高額療養費、療養費、高額介護合算療養費について 自庁システムへの取込のため、国保連システムから支給実績は取得可能か	保険者端末からは、紙出力は可能ですが、データ抽出は出来ません。
10	高額療養費	2010/08/09	2010/08/24	療養費、高額介護合算療養費について 支払先は何件まで指定可能か。	療養費、高額介護合算療養費 支払先は1件となります。
11	高額療養費	2010/08/12	2010/08/24	高額療養費 [算定]・月遅れ、過誤、再審査レセプトを反映するとのことだが、（保険者における各業務機能についての5（1）高額療養費業務[概要]より）どのように変わるのか、もう既に支給してしまった分に関してはどのように処理されるのか。（SC_KDKR006高額療養費支給申請・決定登録の今回・前回の差額での表示なのか）	再計算を行った分は「高額療養費支給台帳」の調整額として出力します。次期システムで申請書入力・支給決定の機能を使用している場合は、支給決定通知には差額を出力します。画面への表示はご認識のとおりです。
12	高額療養費	2010/08/12	2010/08/24	外来と調剤はどれとどれが合算し、対象となるのかをどのように判定するのか？	調剤のレセプトには処方箋発行医療機関コードが設定されていますのでその情報を元に内科のレセプトと突合・合算して費用額の患者負担額相当(3割)が21000円を超える場合に高額療養費の計算対象にします。システムとしては高額療養費支給額計算結果確認画面から内科・調剤突合レセプト一覧として突合候補を示しますので、合算対象の調剤レセプトを選択して設定していただいてから再計算の指示を行っていただきますようお願いいたします。
13	高額療養費	2010/08/12	2010/08/24	高額療養費償還払い支給額計算の確認で、給付記録の修正等による再計算可能とあるが、どのように修正するのか。（給付記録はいつどのように直されるのか、給付記録修正後、高額療養費支給額は自分で計算したのものを入れるのか、給付記録が修正されれば自動で再計算されるのか。	給付記録の補正が必要な場合は保険者で行っていただきますようお願いいたします。給付記録補正後に高額療養費の再計算指示を行っていただければ、高額療養費償還額を再計算します。給付記録補正の結果については、月報に影響します。
14	高額療養費	2010/08/12	2010/08/24	支給額計算結果確認 で出される支給額は、対象レセプトに対する合計額か。委任払い・医療支援払い・償還払いの支給金額を分けるのは保険者での作業になるか。	ご推察のとおりです。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
15	高額療養費	2010/08/12	2010/08/20	高額療養費支給額計算結果情報をもとに帳票「高額療養費支給申請のお知らせ」と、「高額療養費支給申請書」が作成されると思うが、今厚生労働省より申請の簡素化を求められているが、それに合致した内容で作成されるのか。（番号、氏名、生年月日、医療機関名、支給金額等あらかじめのっているのか）	「申請の簡素化」について、申請書等の出力時に上記のような項目が初期表示されるかという観点で回答します。「高額療養費支給申請書」の出力時には、番号、氏名、生年月日、医療機関名、支給金額等といった項目についてはあらかじめ表示された状態で出力可能となります。被保険者においては、振込先口座等の必要最低限の情報を申請いただくこととなります。
16	高額療養費	2010/08/12	2010/08/20	支給申請のお知らせと申請書は前期高齢者も70歳未満の世帯の分も同じ様式なのか。	「高額療養費支給申請のお知らせ」については、様式等について検討中です。前期高齢者も若人も同じ申請書様式となります。
17	高額療養費	2010/08/12	2010/08/20	資格情報で、住民登録地と別に宛先が設定されている人は、給付業務（お知らせのあて先等）に加味されるのか。	異動データの「発送用住所」に登録されていればその値を出力します。
18	高額療養費	2010/08/12	2010/08/20	お知らせ通知は世帯主に送付するのだが、資格異動等の情報は最新の情報が取り込まれるのか。死亡等での世帯主変更はいつ時点でのものが反映されるのか。また、死亡等の世帯主変更は、毎月のデータ更新以外の修正が可能か。現在、自庁システムではお知らせ通知作成時の世帯主で作成し、死亡等で世帯主の変更、相続人へ送付する場合は、送付直前にお知らせ通知の送付データを再度最新の資格データと突合し、送り先を確認することができる。お知らせ通知は、第三者行為疑いがあるもの、医療助成を受けて自己負担が限度額にはいかない者、重複レセプトによるもの、既に申請を受けているもの等に関しては引抜を行っているが、これらの情報はどの様に連合会で把握、管理するのか。例えば、レセプト情報に第三者疑い、未就学、障害等の表示がされることで自動引抜はできないか。（資格確認メッセージはエラー時に出る項目ですが、それと同じように出ないのか）	お知らせ通知については高額療養費の勤奨用の通知のこととして回答いたします。運用スケジュールは検討中ですが、資格情報は「最新」の状態では出力しないと考えています。たとえば、5月審査分のレセプトを処理する際には、4月異動分(5月報告)の異動データを元にした被保険者マスタを使用して高額療養費の処理を実行しますので、暦上は6月に提供する場合であっても、4月異動分の情報を使用して結果出力しますので、最新状態にならない場合があります。ご要望の条件での自動引抜きはできません（）。ただし、高額療養費の計算結果確認画面において、個別に合算対象から除く指示をすることができます。同画面上で除外の指示を行った後、再計算を指示すれば、高額療養費の合算対象外として再計算します。除外対象の確認については、自動的に対象外にする機能はありませんので、画面の情報から判断していただく必要があります。：勤奨通知を行う設定を行い、かつ、高額勤奨引抜対象金額の設定を行っている場合、金額に引抜き設定は可能です。
19	高額療養費	2010/08/12	2010/08/20	帳票「高額療養費支給申請書」とあるが、様式はどのようなものが現在、償還払い用（70歳未満用・前期用）・委任払い用・医療支援払い用とと分かれたものを使用している。次期電算システムでも、それぞれの支給対象に合った申請書が作成されるのか。	参考用に、現時点での高額療養費支給申請書の様式を提示します。なお、ご質問の帳票には、質問内容による分類はありません。同一様式です。
20	高額療養費	2010/08/12	2010/08/24	高額療養費支給申請・決定登録[SC_KDKR006]で入力を行い、支給状況確認リスト[RP_KDKR0007]が保険者に届き、連合会にて支給決定通知書が作成され、その後「再計算を指示する場合」とあるが、このときにならないと金額や入力情報の訂正を行うことができないのか。通常での処理と、再計算を依頼した場合に要する期間はどれくらいなのか。	ご認識のとおりです。時間については、当方もまだ動作環境がないため正確な回答はできませんが、指示していただいた後に連合会でのバッチ処理で動くため、翌日に再計算結果を提示できると考えています。
21	高額療養費	2010/08/12	2010/08/24	入力情報を修正したい場合、何がどこまで修正可能か。	計算結果に関するレセプト単位の項目修正については、給付記録補正画面より、保険総費用額公費分総費用額等の修正を行うことができます。申請書・決定通知書に関する項目修正は、高額療養費支給申請・決定登録画面において、申請年月日、決定年月日、支払方法、振込みに関する情報等の修正が可能です。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
22	高額療養費	2010/08/12	2010/08/24	現在、支払い方法を「口座・税充当・窓口払い・納付書払い」に分けて使用し、支払先も、「医療機関・本人・医療助成（市）・保険者充当」と分けているが、次期電算システムでの口座データの形式・項目はどのようなものか。	支払方法は、「窓口払い、口座払い」となります。税充当は、高額療養費申請・決定登録にて充当金額を入力するような管理となります。納付書払いは、システムで管理できませんので、運用で管理頂く想定です。支払先は、口座払いに対する振込先を9つまで設定可能です。「本人、医療機関、貸付基金」を管理することができます。保険者充当は、充当金額の管理を行い、支払を行うという考えではありません。医療助成（市）についても、地方単独公費償還額として支払額の管理を行うことは可能ですが、保険者充当と同様、支払を行うという考えではありません。地方単独公費償還額の設定は、高額療養費償還算定後、高額療養費地単分を抽出可能ですので、保険者にて再計算後次期電算システムに登録することにより設定致します。口座データの項目は、銀行コード、支店コード、預金種目、口座番号、名義人カナです。
24	高額療養費	2010/08/12	2010/08/24	自庁システムでは、一度口座情報を入力すると登録され、それを呼び出すことができ、次回から入力する必要がないが、次期電算システムでは同じようにできるか。	以前に申請した被保険者証番号の口座情報を管理する機能はあります。
26	高額療養費	2010/08/12	2010/08/20	振込依頼書とはどのような様式か。そのまま伝票作成に利用できるものなのか。現在、自庁システムでの入力情報を抽出し、CSV形式にて財務会計システムに取り込んでいる。（住所、世帯主名、口座情報、振込先等）	帳票様式公開後にご判断くださいますようお願いいたします。振込データ(全銀フォーマット固定長)を出力する機能はありますがCSVで振込依頼書情報を出力する機能は標準機能には存在しません。
27	高額療養費	2010/08/12	2010/08/20	振込依頼書は異動連絡の情報を加味して自動で世帯主変更がわかるのか。	システム上は異動報告により世帯主変更を認識します。なお、異動報告をいただいてもそのタイミングによっては反映できないことがあります。
28	高額療養費	2010/08/12	2010/08/20	自動修正不可能だとしたら、申請入力時から世帯主が変更になったときは修正が可能か。また、いつ修正できるのか。	申請入力でも修正登録はできません。申請書出力時の高額療養費処理用の被保険者マスタの世帯主名を出力します。
29	高額療養費	2010/08/12	2010/08/20	実際に支給額計算から支給までどれくらいの時間を要するのか。現在の自庁システムでは、診療月から3～4ヶ月で支給できている。（お知らせ後の申請者＝最短4ヶ月・自分からの申請者＝最短3ヶ月）（レセプト取り込みお知らせ通知作成 チェック（支給済・医療助成・第三者行為等引抜）お知らせ送付 申請 入力 伝票作成 支給 *レセプト到着から約2ヶ月	運用スケジュールについては検討中です。後日公開いたしますのでお待ちくださいますようお願いいたします。
30	高額療養費	2010/08/12	2010/08/20	高額療養費の支給実績を自庁システムに取り込めるのか、前回の質問で出ささせていただきましたが、取り込みができるとして、最新の情報は取り込みが完了するまでは、支給情報は見ることができないのか。いつの時点で見ることができるのか。	連合会側で高額療養費支給実績情報の取り込みを完了すれば閲覧可能です。（取込前はシステムで認識していないので閲覧不可）支給情報が何をさしているのかによりませんが、連合会で計算した値のことであれば、計算後は見ることができます。
31	高額療養費	2010/08/12	2010/08/20	お客様から、申請が済んでいるかどうか、いつ振込か、金額はいくらなのか等問い合わせが入る。医療機関から高額療養費の回数の照会が入る。現物給付はレセプトが来た段階でカウントされるが、償還払いは申請を受け、支給しないとできない。現在の自庁システムでは入力情報をすぐに確認できるため、問い合わせに対応できる。回数の確認も、過去の支給実績から最新の入力情報を含めて答えることができる。	連合会では振込データ作成までであり、実際に振込を行うのは保険者業務と考えています。申請入力情報の確認は、入力後であれば可能です。支給実績の情報は申請書入力画面とは別画面です。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
32	高額療養費	2010/08/12	2010/08/20	<p>保険者事務共同電算処理事業の7、高額療養費事務より、高額療養費支給実績データを投入することにより月報に数値を反映することができる。とあるが、まだ反映できるか不明とのことですが、できるとしたら、支給実績データでもし修正があった場合、修正はいつまで可能か。</p>	<p>高額療養費支給実績の値を月報に反映されるかどうかは明確になっておりません。運用スケジュールについては検討中です。後日公開いたしますのでお待ちくださいますようお願いいたします。</p> <p>（国保中央会からの回答） 月報については、実績データを投入するテーブルとは異なり、高額療養費支給申請・決定テーブルを参照しています。支給決定年月日を確認し、対象データを特定しています。そのため、実績データの投入のみでは月報に反映されない仕様となっております。</p>
33	高額療養費	2010/08/12	2010/08/20	<p>高額介護合算療養費について 高額支給実績データを投入することで、自己負担額を正しく算定することができるのか。高額療養費を委託していなかったため、仮算定時、本申請時の自己負担額が実際の自己負担額と一致していなかった。 現在は、国保連合会に仮算定を依頼し、その情報をもとに支給申請書、勸奨通知を作成していたが、次期電算システムでは「仮算定も可能」とのこと。どのように行うのか。これが、6(1)高額介護合算療養費事務の「自己負担額情報作成元データから自己負担額情報テーブルを生成する」ということなのか。</p>	<p>登録していただいた高額療養費支給実績の値が正しければ、正しくなるものと考えます。</p>
34	高額療養費	2010/08/12	2010/08/20	<p>高額介護合算療養費について 現在は、国保連合会に仮算定を依頼し、その情報をもとに支給申請書、勸奨通知を作成していたが、次期電算システムでは「仮算定も可能」とのこと。どのように行うのか。これが、6(1)高額介護合算療養費事務の「自己負担額情報作成元データから自己負担額情報テーブルを生成する」ということなのか。</p>	<p>連合会の介護保険のシステムから国保・介護両方の資格を持つ被保険者を対象に、レセプト・療養費支給実績・高額療養費支給実績の値を使用して自己負担額確認情報を作成します。</p>
35	高額療養費	2010/8/18	2010/8/26	<p>高額療養費 項番5の回答で、高額療養費の該当情報は申請の有無は関係なく作成するので、申請がない場合でも高額該当になる。また、次期システムでも同様の判断とのことでしたが、国民健康保険法施行令により、支給実績で多数該当の判断をすることになってはいますが、その点についてはどのように考えられているのでしょうか。（多数該当の判断は、どこの市町村でも同じだと思います。）</p>	<p>高額療養費の多数該当カウントにつきましては、高額現物給付化されたレセプトを除いては、実際に支給があった場合にカウントをすることになっておりますが、次期電算システムでは償還払い分でレセプト単位では多数該当のカウントは発生しませんが、世帯合算で世帯限度額を超えた世帯については多数該当のカウントは発生するシステムとなっております。</p> <p>また、次期電算システムでは勸奨機能があり、高額療養費の算定時に未支給である高額該当を対象とすることにより、未申請世帯であっても多数該当となるべき診療月を把握した上で算定を行っております。未申請世帯である場合も、勸奨通知に多数該当とした支給額で通知することを目的としていと考えられます。なお、次期電算システムの開発にあたっては、国保中央会が厚生労働省保険局に確認を行っており、仮に未申請世帯をカウントに含めないとする、後から申請があった場合に、支給済みの月の限度額まで変更されることになり、実務上無理があることから、法令上には明記されていませんが、高額療養費については、仮に申請していなくても支給を受ける権利は既に発生しているものであることから、未申請の月についても多数該当のカウントに含めてよいとの回答を得ております。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
36	高額療養費	2010/8/30	2010/9/1	高額療養費 項番35の回答で、「法令上には明記されていませんが、高額療養費については、仮に申請していなくても支給を受ける権利は既に発生しているものであることから、未申請の月についても多数該当のカウントに含めてよいとの回答を得ております。」とあるのは、実際に保険者が世帯の高額療養費を算定する作業のことを指しているかと理解してよろしいでしょうか。あるいは、世帯に対する勧奨通知を行うための該当情報等を作成する作業のことを指しているのでしょうか。	国保中央会が厚生労働省保険局に確認を行なった事項につきましては、次期電算システムの開発にあたり確認を行なった事項になりますので、お問い合わせの保険者が実際に世帯の高額療養費を算定する作業のことや、勧奨通知を行なうための該当情報等を作成する作業には該当しないと思われます。なお、次期電算システムは全国標準システムであるため、カスタマイズ等の対応は不可能なため、ご理解くださいますようお願いいたします。
37	高額療養費	2010/10/20	2010/11/1	高額療養費 項番2を見ると、保険者端末から支給処理結果をダウンロード出来ると回答されていますが、現在自庁システムを利用しているため、このまま自庁システムを継続して使うか国保総合システムに移行するか、機能・操作感を比較し、検討しております。国保総合システムでのファイルレイアウトはどのようになり、いつごろ公開されるのでしょうか？	高額療養費支給処理結果のデータ提供につきましては、データ形式が現行と大きく異なるため、検証作業に時間を要しております。ファイルレイアウトの公開につきましても現在のところ未確定な状況ですが、12月中旬には公開できるよう調整中ですので、ご理解くださいますようお願いいたします。
38	高額療養費	2010/12/16	2010/12/22	1.高額勧奨通知及び支給決定通知を発送する際の封筒の斡旋は行う予定ですか。 2.レイアウトを保険者で変更することは出来ますか。(宛名の印字位置、表記の内容等)	1.高額勧奨通知及び支給決定通知の各様式は現在検討中のため、封筒が伴う様式となるか現在未定のため判明次第ご連絡いたします。 2.レイアウトを保険者で変更することは出来ない仕様となっております。
39	高額療養費	2010/12/17	2011/1/31	高額療養費支給実績データ(KD_IF040)の設定項目について 当市では、高額療養費業務については自庁で行っており、国保総合システム稼働後も標準システムによる運用は行わない予定です。 しかし、月報及び高額介護合算に支給情報を反映させるために支給実績データは送付する予定ですが、支給実績データの「9：償還額」の内訳（「10：償還額（一般）」～「17：70歳以上償還額（退職）」）を設定することができません。 「9：償還額」に支給額を設定し、「10：償還額（一般）」～「17：70歳以上償還額（退職）」にはゼロを設定することで問題はないのでしょうか。	バッチ処理の場合、「償還額」にのみ設定することで、支給実績に登録できます。 但し、「償還額」以外の金額は0円で設定してください。また、オンラインで上記の入力を行うと登録できませんのでご注意ください。
40	高額療養費	2011/1/21	2011/1/26	1/19付けの事務連絡にて、全件異動データを提出期限である1/31までに提出しなかった場合、「国保総合システムにおける高額療養費及び高額介護合算療養費の算定値が使用できない値となる可能性が高くなる」とありますが、具体的にどうなるのでしょうか。2月以降提出するまでの間の高額合算の計算が全く行われないうことでしょうか。	現行共電で保有しているレセプト情報を国保総合システムに移行した後、高額療養費の再計算処理を行ないます。この目的は2つあり、 1.計算結果から高額療養費の支給回数をカウントし、多数該当の算定に使用します。 2.計算結果から高額介護合算療養費の自己負担額情報を作成します。 高額療養費の再計算処理には、所得区分の情報が不可欠であること、また、24ヶ月分のレセプト情報の再計算処理には、相当な処理時間が想定されており、5月本稼働までに再計算処理を完了するには、1月末までに全件異動データをいただく必要がございます。1月末までに全件異動データがいただけない場合は、平成21年4月診療分から順次再計算が出来ないことになり、その間の高額療養費の支給回数や自己負担額情報が移行できない恐れがあります。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
41	高額療養費	2011/1/27	2011/2/1	<p>高額療養費 項番40番の回答において、「高額療養費の支給回数や自己負担額情報が移行できない恐れがあります」とありますが、具体的に保険者側から見た場合どのような影響があるのか。</p> <p>「所得区分の情報が不可欠」とあるが、所得区分に関するエラーを処理した状態であれば再計算処理はとりあえず可能となるか。問い合わせ未解決のエラーに関しては、とりあえず現状のままでの連絡もあったので確認したい。</p> <p>異動データの提出が2月以降になることを連絡済であるが、2月以降の提出となっても通常通り高額療養費の再計算処理は可能か。</p>	<p>高額療養費は、過去2年分のレセプトをもとに再計算を行う予定としております。2年分の高額療養費再計算を行う理由として、多数該当に伴う限度額判定の精度を向上させることを目的としており、あわせて高額介護合算業務における自己負担額情報の算出に影響を与えないことを考慮した期間となります。保険者への影響点としては、多数該当情報が存在しない（もしくは計算期間が短く正確でない）ことが原因で、限度額判定が不正確なものとなり、その結果、支給額の計算結果が実際と異なる可能性が高くなります。この場合、保険者にて多数該当情報の変更をいただき、再計算指示を行う必要があります。また、高額介護合算業務は、高額療養費の計算結果にもとづいて自己負担額情報を作成しますので、実際の負担額と差異が発生する可能性が高くなります。この場合、保険者にて自己負担額補正を実施いただくケースが多くなることとなります。</p> <p>高額療養費を計算するうえで所得区分が重要な情報のひとつとなりますが、前提として被保険者情報が正常に取り込まれることが必要となります。クリティカルエラーが残存している状態では該当被保険者情報がシステムに取り込まれず、高額計算の対象から除外されることとなりますので、クリティカルエラーについては、できる限り修正いただけますようお願いいたします。なお、保険者でのエラー発生状況を踏まえ、本会でもエラーレベル変更の検討を行っている最中でございます。詳細については、別途、ご通知いたします。</p> <p>再計算処理は実施いたしますが、計算期間については、予定の2年より短くなります。提出時期および計算期間につきましては、別途、ご通知いたします。</p>
42	高額療養費	2011/2/9	2011/2/10	<p>高額療養費 項番37番の回答部分で、「高額療養費支給処理結果のデータ提供につきましては、～ファイルレイアウトの公開につきましても～12月中旬には公開できるよう調整中～」とありましたが、確認させていただいたところ、当該データのファイルレイアウトは公開されていないようですが、いつ頃になるでしょうか。連合会のホームページを確認しましたところ、高額療養費支給実績データインタフェース設計書2010.12.20というものはありましたが、これは保険者側でデータ登録する際のもののようなので、上記Q&Aで言うところの支給処理結果データは連合会より提供されるデータと読み取れますことから、別のものと思われるかもしれませんがいかがでしょうか。こちらの見落とし或いは解釈誤りでしたら申し訳ありませんが、まだ公開されていないようでしたら、なるべく早急に出していただけますようお願いいたします。</p>	<p>高額療養費支給処理結果のデータ提供につきましては、国保総合システムの標準データがそのまま使用できないことが判明し、抽出データ等の確定に時間を要しております。大変ご迷惑をお掛けして申し訳ございませんが、もうしばらくお待ちくださいますようお願いいたします。なお、2月末までにはホームページに掲載する予定です。</p>
43	高額療養費	2011/2/18	2011/2/21	<p>高額療養費等に関して、ハガキで金額等詳細のお知らせがあると思うが、その際にcsvデータも提供を希望したいが可能か。</p>	<p>先日配付しました「保険者契約情報」初期設定シートで、データ提供関連にあります高額療養費計算結果データが希望するデータとなります。貴市の設定では提供不要となっておりますので、ご連絡いただければ設定変更は可能です。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
44	高額療養費	2011/2/28	2011/3/8	国保総合システムに係る高額療養費の申請案内（ハガキ）についての問合せです。先般、プライバシー保護シールの斡旋についてご案内をいただき、サンプルシールもご提供いただいたところですが、当広域連合では自庁システムにより独自の申請案内ハガキと目隠しシールを作成・使用しております。つきましては、現在使用しているシールにてレイアウトの確認を行う必要があることから、国保総合システムから出力される申請案内ハガキの参考様式がありましたらご提供下さいますようお願いいたします。	大変申し訳ございませんが、現段階では様式等が確定していないため、サンプルの提供はできません。なお、国保総合システムから出力される標準帳票は「三つ折圧着ハガキ」であるため、「標準ハガキ」で出力できるように帳票カスタマイズを検討中です。参考までに、毎年、全保険者にお配りしております「保険者事務共同電算処理事業事務取扱要領」に掲載しております「国民健康保険高額療養費の申請について」のハガキがカスタマイズのベースとなりますので、このハガキで現在使用していますシールが使用できれば問題ないと思われれます。
45	高額療養費	2011/4/22	2011/4/27	高額療養費の支給実績データを国保総合システムに取り込むにあたり、事前にテストを行いたいが可能か。運用開始後に初めてデータを取り込み、エラーとなるようなことを防ぎたい。	高額療養費の支給実績データをテストする時期につきましては、5月11日以降を予定しておりますので、それまでにテストデータを作成し、本会へ保険者Webシステムにて送付してください。
46	高額療養費	2011/4/20	2011/5/2	国保総合システムで、平成23年3月診療以前の高額療養費支給決定処理はできるか。また、平成21年度分 高額介護合算費支給決定処理はできるか。	本会ではレセプトデータの国保総合システムへの移行を平成21年5月審査分から行っております。その間にデータがある高額療養費の支給決定であれば、可能です。ただし、高額療養費は先だって通知しておりますとおり、レセプトの移行後に再計算させることによって稼働後の環境を作成しておりますため、平成23年6月までは使用できません。（平成23年5月審査分の高額療養費結果を提供するのが6月であり、その時期をターゲットにして再計算を行っております。その前に機能を使用していただくことはできません） なお、支給決定を行うためには申請情報を入力していただく必要がありますのでご注意ください。 平成21年度分の高額介護合算療養費は処理可能です。こちらも、申請情報を入力していただく必要がありますのでご注意ください。既に連合会で高額介護合算の支給額計算を処理した結果についてはデータ移行をしようため、再度の支給決定はできません。新規分のみとお考えください。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
1	分担金	2010/07/21	2010/07/22	保険者側で負担する、保険者分担金システム最適化に関する特別調整交付金の金額を知りたい。	現在は本会においても、第1回通常総会時（3月4日開催）の資料でお示しした予定金額のみ把握している状況ですので、今後情報が入り次第ご連絡いたします。
4	分担金	2010/11/5	2010/11/9	国保総合システムにかかる負担金ですが、国保連合会の負担金に含まれますか。 被保険者数の単価が56円だったと思いますが、同じでしょうか。 また、負担金の金額がいつごろ出るか知りたい。	国保総合システムにかかる負担金は、国より昨年12月18日付けで内かんが示され平成22年度の特別調整交付金として交付される予定である旨示されており、同時に保険者別の交付予定額が記されておりました。その後、特別調整交付金の交付要綱は例年同時期に国から示されるのではないかと情報が国保中央会よりありましたので、交付確定額もあって判明すると思われま。この交付額を本会より保険者へ分担金として求める予定をしております。ご質問の国保連合会の負担金（被保険者数の単価が56円）とありますのは、連合会より毎年保険者に求めている一般負担金と推察いたしますが、本会で保険者別に負担額の算出を行い例年5月に保険者へ負担を求めています。前述した国保総合システムにかかる交付確定額は国が示す特別調整交付金の交付要綱により算出されますので一般負担金の算出方法とは異なります。
5	分担金	2010/11/25	2010/11/29	特別調整交付金の財政支援を受けるに当たって質問ですが、国保総合システムの改修における保険者分担金の金額はいつごろ決定しますか。	現在、国保中央会が全国の連合会の国保総合システムに係る経費を取りまとめ厚生労働省と協議を進めております。12月には分担額が示されるとの情報がありますが、いつ頃なのか定かではありません。本会といたしましても、分担額が決まり次第早急に各保険者へお示しいたします。
6	分担金	2010/11/30	2010/12/1	特別調整交付金の財政支援を受けるにあたって質問です。特別調整交付金の分担金支払期日は何月何日を予定していますか？	特別調整交付金の分担金について、国から特段納期限を示されない限り、本会としては3月末日を支払期日とする予定です。
7	分担金	2010/12/15	2010/12/27	特別調整交付金について道から、国保総合システムに係る特別調整交付金の上限についての通知がきましたが、保険者側で負担する特別調整交付金の金額はいつごろ連合会から通知されますか。	12月22日に通知させていただきました。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
1	重度・ひとり親	2010/11/10	2010/11/11	重度ひとり親について 以前レイアウトが変更になるというアンケートをいただきました。今まではMOでデータをいただいていたのですが、国保総合システム(次期電算システム)導入によりどの点が変わりますか。(データが変わる旨は聞いているのですが) また、変更の時期はいつからでしょうか。	今まではMOでの提供でしたが、今後は保険者Webシステムにより保険者業務端末からダウンロードする方式に変更となります。データの提供は、5月審査分(4月診療分)を6月からの提供になります。 レイアウトの変更点は、11月末に公開される予定になっておりますので、もうしばらくお待ちください。
2	重度・ひとり親	2010/11/10	2010/11/11	特別業務 項番15番の重度等内訳書データ媒体作成のMO出力について、「重度等内訳書データ」を保険者端末で取得可能となる想定ですが、インタフェースも変更となります。10月～11月頃確定版のインタフェースをお示しいたします。との回答でしたが、いづろ確定版がでますか。	「重度ひとり親請求書内訳データ」及び「重度ひとり親医療機関別請求事務手数料内訳データ」のインタフェースにつきましては、11月末日を目途に本会ホームページに掲載予定としております。
3	重度・ひとり親	2010/11/26	2010/12/1	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費請求書に関する調査について インタフェースの作成要領がわかりません。エクセル形式であれば人による入力作業が可能と思われそうですが、数値によるデータ作成であった場合は、現在使用している給付システムからのデータ転送・互換性・プログラム修正等が可能であるかを利用しているシステム会社と検討しなければなりません。	同インタフェースは、受給者情報全件を毎月アップロードされることを想定していることから、給付システムをお持ちであれば、給付システムからのデータ抽出によりCSV形式のデータ形式になるかと思われます。受給者資格チェックは、希望市町村のみの受託ですので委託電算会社とご協議のうえ、ご検討されますようお願いいたします。
4	重度・ひとり親	2010/11/19	2010/11/26	重心医療費助成等の公費負担に関わる医療費明細書について 現在、連合会より紙媒体だけで医療費明細を取得している場合は、今後は国保総合システムから帳票を出力することで確認することが可能であるという認識でよろしいでしょうか。 また、MO等のデータ連携を行っている場合は、今後は連合会の国保総合システムと支払基金様の何等かの媒体を利用した2か所から同じインタフェースのデータが提供されるという認識でよろしいでしょうか。	重度心身障害者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成についての医療費請求内訳書の帳票は、国保総合システムにおいて、保険者WebシステムによりPDF形式で閲覧・印刷が可能となる予定です。また、MOについては、同システムにてCSVデータとして全市町村が無償でダウンロード可能になる予定です。そのため、MO等媒体提供は廃止となります。 インタフェースについては、本会独自のもので11月末に提示できる予定です。また、上記を含め当該医療費助成の国保総合システムにおける処理については、平成22年11月24日付けで事務連絡を送信しておりますので、ご確認いただきますとともに、添付のアンケートにご協力をお願いします。 なお、当該医療費助成事業は、現在本会において国保以外の受給者についても処理しているところで、データ内容についても、国保以外のデータが混在した状態でのデータ提供となり、このデータ提供に関しては支払基金と関連性がないことを申し添えます。
5	重度・ひとり親	2010/11/15	2010/11/18	重度・ひとり親等医療費請求書は次期電算システムではどのような処理が行われるのか。本町では、特別業務において、重度等機関別請求事務手数料内訳はデータで重度等内訳書データは帳票で提供を頂いている。今後はどのようなになるのか。例えば、手数料内訳のデータは、2月～1月診療分について1年間分依頼し、特別業務の手数料を支払っているが、4月診療分から新システムでの提供となると、2月～3月診療分はどのようなになるのか。昨年まで12月に次年度の手数料関係の情報提供が国保連合会からあったが、今年も通常通りにあると考えて良いか。	重度・ひとり親等医療費請求書の処理については、関係通知を11月中に送信することを予定しており、受給者の資格チェックを本会で実施することも検討しておりますが、詳細は同通知をご確認いただきたく存じます。特別業務で提供しているご質問のデータは、帳票の提供を廃止し、保険者Webシステムを使用して連合会が作成したデータを市町村で無償でダウンロードする仕組みを検討しております。貴町で従来特別業務でご依頼の手数料内訳データは、2月診療分から1月診療分の年間データを作成し、作成経費は3月に請求させていただいておりますが、23年2月診療分・3月診療分を含め、24年1月診療分までの年間データを無償でダウンロードできる予定で、また作成サイクルについては改めてアンケート調査いたします。上記業務を含め、平成23年度の手数料、特別業務の取り扱いについては、12月上旬を目途に通知するべく処理をすすめております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
6	重度・ひとり親	2010/11/25	2010/11/30	11月24日付け事務連絡「重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費請求書に関する調査について」の別紙1 重度ひとり親受託処理内容の拡充等についての3、重度等内訳書データの無償提供について、M0の提供が23年5月審査分から廃止とのことですが、ダウンロードは有償でしょうか、無償でしょうか。有償の場合は、費用を知りたいのですが、 なお、24年度にシステム改修する場合、M0の提供を一年間延長していただくことは可能でしょうか。また、審査支払手数料は23年5月以降も連合会へ支払いするのでしょうか。	重度等内訳書データは無償でダウンロードすることが出来ます。 また、M0の提供についてですが、連合会のシステムが汎用機からサーバー方式に変更になるということで現行の重度等内訳書データと項目は近いもののデータ形式等が全く異なるため、大変申し訳ありませんが現在と同様のM0をご提供することができません。 審査支払手数料につきましては23年5月以降も連合会にお支払いいただくことになり、手数料に関する通知は12月中にお示しする予定となっております。
7	重度・ひとり親	2010/11/24	2010/11/29	重度等機関別請求事務手数料内訳書の経費について、5月審査分から帳票やFDは廃止され、総合システムでダウンロード出来るということですが、平成23年度の経費はどのようになるのでしょうか。	現行は特別業務として依頼のあった市町村に対し、有料で帳票やFDの提供を行っていましたが、国保総合システム稼働後は保険者Webシステムを使用し、データ形式は変更となりますが全市町村が無償で重度等機関別請求事務手数料内訳書に近い内容のCSVデータをダウンロードすることが可能となる予定です。
8	重度・ひとり親	2010/11/24	2010/11/26	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費請求書に関する調査について受給者チェックの委託に関する質問です。 1. 過誤処理における参考資料として活用との事ですが、それ以外には使用しないですか。 2. 質問1がそうである場合、現在は、重度・ひとり親医療費請求書にて過誤等のチェックをしています。従来どおり紙の原本を送付頂けるとのことですので、受給者チェック委託を希望せず過誤についても従来どおりの対応をする事は可能ですか。	1. 連合会としては過誤処理の参考資料と考えておりますが、具体的な使用用途は市町村の任意となります。内容としては頂いた受給者情報をもとに、存在しない受給者番号で請求している又は、課税なのに非課税で請求している等の情報となります。 2. 受給者チェックは、現在市町村で行われていることの一部を機械的に行い情報提供するだけとなりますので、希望しない場合は従来どおりの対応をすることとなります。
9	重度・ひとり親	2010/11/24	2010/11/26	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費請求書に関する調査について受給者チェックを委託する場合受給者情報を毎月作成との事でしたが、事前テストデータ（H23年1月～3月提供）の様式はメールで送付して頂けるのでしょうか。別紙2の様式を受給者数分作成するという事なののでしょうか。	申し訳ございませんがテストデータの様式はメール送付いたしませんので、別紙2インタフェースの項目を受給者分作成し、CSVファイルとしてのご提出をお願いいたします。
10	重度・ひとり親	2010/11/24	2010/11/26	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費請求書に関する調査についてスタート時に委託希望せずに年度の途中で委託を希望することは可能ですか。	受給者情報をご提供いただければ可能となりますが、事前にテストを行う必要がありますので委託希望後すぐには出来ない場合があります。
11	重度・ひとり親	2010/11/24	2010/11/29	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費請求書に関する調査について医療費請求がレセプトと併用になった場合、現在示されている受給者資格チェックのインタフェースが変更になることはあるか。	レセプト化になった場合の受給者資格チェックは、他の公費と同様の取扱いとなりますので行わない予定です。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
12	重度・ひとり親	2010/11/22	2010/11/29	11月24日付けの事務連絡「重度心身障害者及びひとり親家庭等医療請求書に関する調査について」の別紙1 重度ひとり親受託処理内容の拡充等についての2、重度等機関別事務手数料内訳書と3、重度等内訳書データとは何でしょうか。提出していない市町村もありますか。	<p>ご質問頂いている2つについては、市町村から提出いただいているものではなく、現在連合会に依頼のあった市町村に対し特別業務として有料で、媒体や帳票の提供を行っております。来年度23年5月審査分より全市町村が無償で保険者Webシステムを使用し、データ形式は変更となりますが下記2と3に近い内容のCSVデータをダウンロードすることが出来るようになるので、ご活用していただければと思っております。</p> <p>2、重度等機関別事務手数料内訳書 市町村が医療機関に支払う1件210円の事務手数料が医療機関別にまとめられ、当該医療機関の口座情報が掲載されているもので、手数料を振り込む際に利用されているものと思われます。現在は帳票とFDでの提供を行っております。</p> <p>3、重度等内訳書データ 医療機関から連合会に請求のあった、重度とひとり親請求書の受給者番号や、請求点数等を一行単位でパンチしたデータで、現在はMOで提供しております。紙の請求書がデータ化されたものとなっております。</p>
13	重度・ひとり親	2010/11/25	2010/11/26	<p>重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費請求書について 来年度から紙ベースでの帳票が廃止されるとのことだが、4月以降からは端末から帳票を出力できるようになるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費請求内訳書 ・受給者別参考リスト ・保険医療機関別決定内訳書 ・保険医療機関別過誤精算内訳書 など 	<p>左記帳票については、すべてPDF形式での提供となります。連合会にて作成したPDFファイルは「保険者Webシステム」よりダウンロードしていただけます。 ダウンロードしたPDFファイルを任意の端末より印刷していただくことが可能です。</p>
14	重度・ひとり親	2010/11/25	2010/12/2	<p>重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費請求書に関する調査について 文字コードはUTF-8を使用することになっている。データを送る際、同定されていない文字は などの特定の文字がブランクを使用して送ることができるのか。それとも必ず同定しなければならないのか。</p>	<p>受給者が国保の被保険者の場合は、管理されている外字がそのまま利用可能です。他の医療制度の被保険者の場合は、外字が正しく印字されないおそれがあります。送信した受給者データにエラーがあった場合に、保険者側で誰のデータを直せばよいか確認できる程度の文字が利用されていれば、文字の置き換えは必要ありません。</p>
15	重度・ひとり親	2010/11/25	2010/12/2	<p>重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費請求書に関する調査について 別紙2より、データ項目の項番9:保険種別の備考で、「7割」「8割」はどういったものを想定しているのか。</p>	<p>前期高齢、後期高齢以外の被保険者の場合、被保険者証に記載される給付割合を想定しています。受給者が就学前の児童の場合には8割、それ以外の場合は7割となりますので、該当するコードを設定していただくようお願いいたします。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
16	重度・ひとり親	2010/11/26	2010/11/29	先般通知のありました重度等機関別事務手数料等内訳書及び重度等内訳書データの作成についてお伺いします。上記について、平成23年5月審査分から廃止することですが、5月審査分とは平成23年3月診療分からという理解してよろしいでしょうか。 予算上は平成23年4月に2月診療分を支出しており、新年度予算では4月に市町村が支出する分は従来通りの予算を計上する必要があります。5月以降は国保総合システム稼働後の委託料、手数料等の設定があるのでしょうか。	23年4月診療分からとなります。なお、媒体等の提供は廃止し、保険者Webシステムを活用した提供を行う予定です。 重度等機関別事務手数料内訳書及び重度等内訳書データの単月分につきましては、3月診療分まで現行システムから出力するため、今までと同様に特別業務として行いますので予算計上が必要かと思われます。5月以降国保総合システム稼働後の重度等機関別事務手数料内訳及び重度等内訳書データは保険者Webシステムを使用し、CSVデータを無償でダウンロード可能となる予定です。また、重度機関別事務手数料内訳書の複数月分に関しては2月診療分からデータを移行し、国保総合システムより出力いたしますので、単月分以外で委託されている場合は23年2月診療分を含むサイクルから無償でご提供可能となる予定です。
17	重度・ひとり親	2010/11/26	2010/12/2	受給者証記号については、インタフェース上任意項目となっておりますが、設定なしでデータ提出した場合に影響があるか。	受給者証記号の設定は任意です。受給者証番号のみで管理できる場合は設定の必要はありません。重度ひとり親医療費請求書に記載されるのは受給者証番号であり、受給者記号がチェックに利用されることはないため、提供予定の過誤処理参考資料の内容に違いありません。
18	重度・ひとり親	2010/11/29	2010/12/1	重度ひとり親受託処理内容の拡充について、受給者資格チェックを委託することが可能とありますが、受給者情報は毎月1日時点で重度もしくはひとり親の資格保持者の一覧でよろしいでしょうか？もしくは、前回の提出時から異動があった分を提出するのでしょうか？ また、各項目の文字数について桁数に満たない場合は空白で埋めるのでしょうか？埋めるのであれば半角空白/全角空白についてもご指定願います。	異動分だけではなく、前月末日時点での全件データ（資格喪失分を含む）を送信していただくようお願いいたします。フォーマットは可変長になりますので、桁数に満たない場合の空白埋めは不要です。
19	重度・ひとり親	2010/11/30	2010/12/1	重度ひとり親受託処理内容の拡充等について 11月24日付けの事務連絡別紙1の 1、受給者資格チェック の初回の作業は具体的にどんな作業になりますか。所要時間を事前に把握しておきたいので知りたいのですが。 また、受給者情報を毎月作成する作業は具体的にどんな作業になりますか。	重度ひとり親の受給者資格チェックの委託を希望する場合には平成22年11月24日付け事務連絡の別紙2重ひ受給者データインタフェースでデータを作成していただきます。 作成していただいた受給者データは平成23年1月～3月にかけてテストを実施いたしますので、保険者ネットワークに接続された端末より保険者Webを利用してアップロードをしてください。詳細な日程につきましては、確定次第ご連絡いたします。 本稼働後の作業につきましては、毎月上記受給者データをアップロードしていただくこととなります。また、作成いただくデータについては異動のあったデータだけではなく、全件データとして作成いただくこととなりますので、ご注意ください。なお、受給者資格チェックによりエラーとなったデータにつきましては、参考資料として保険者へ還元いたしますので、過誤処理等の確認にご活用していただける想定です。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
20	重度・ひとり親	2010/12/1	2010/12/3	11月24日付け事務連絡「重度ひとり親家庭等医療費請求書に関する調査」について 受給者資格チェックを国保連で行うと記載しているが、このチェックを行っていただかなくても医療費支給データは提供して貰えるのか。	医療費支給データとは、重度等内訳書データのことと思われませんが、受給者資格チェック委託の有無に関わらず、重度等機関別事務手数料内訳書、重度等内訳書データのCSVデータを提供いたします。保険者Webシステムより無償でダウンロードしてご利用いただけます。
21	重度・ひとり親	2010/12/1	2010/12/3	重度ひとり親受託処理内容の拡充等について 受給者資格チェックは、毎月異動情報のみアップロードするということでしょうか。 また、重度等機関別事務手数料内訳書とは何を指しますか。	異動分だけではなく、前月末日時点での全件データ（資格喪失分を含む）を送信していただくようお願いします。重度等機関別事務手数料内訳書とは、医療機関単位の重度/ひとり親の請求内訳件数、請求事務手数料額、医療機関の口座情報を一覧にしたもので、医療機関へ請求事務手数料の支払いに利用するための情報になります。
22	重度・ひとり親	2010/12/1	2010/12/3	重度ひとり親受託処理内容の拡充等について 11月24日付けの事務連絡の別紙2 インタフェース設計書に関して 項番3の受給者証記号ですが、市町村記号のことでしょうか。 項番9の保険種別と項番10の課税区分ですが具体的に何のことでしょうか。	受給者証記号とは、受給者証の記号の欄に記載されているものとなります。 保険種別は、前期高齢、後期高齢に該当しない場合は、受給者証、または、被保険者証に記載されている給付割合になります。重度ひとり親の判定による、課税・非課税区分で設定願います。
23	重度・ひとり親	2010/12/1	2010/12/3	11月24日付け事務連絡「重度ひとり親家庭等医療費請求書に関する調査」について 受給者資格チェックの資格チェックとは、具体的に何をチェックするのか。 受給者資格チェックを委託した場合、過誤に関してどういったメリットがあるのか。 今回の調査は参考程度のものなのか、確定してしまうものなのか。また、締め切りが12/3（金）だが、締め切り以降に回答しても大丈夫か。 委託をしても、場合によって運用後に委託しない方へ変更することは可能か。	チェック内容は以下の7種類の予定です。 ・受診日確認 : 資格取得喪失と同月の受診 ・資格確認（開始日） : 資格取得（開始日）月前の受診 ・資格確認（終了日） : 資格喪失（終了日）月後の受診 ・資格確認（該当なし） : マスタに該当者なし ・資格確認（保険種別） : マスタと請求の保険種別不一致 ・資格確認（年齢） : 年齢と請求点数の関連チェックエラー ・資格確認（課税） : マスタと請求の課税区分不一致 上記のチェック結果が重度ひとり親受給者別参考リストの備考欄に印字されます。過誤の点検を行う際の参考にご利用ください。 確定ではありませんが、この調査結果を元に進めていきます。回答後の変更は可能ですので調査票は12/3までにご提出願います。 委託解除の申し込みを受付けた月の翌月審査分から変更可能です。
24	重度・ひとり親	2010/12/1	2010/12/3	平成23年5月からの国保総合システム稼働に伴い、重度心身障害者医療及びひとり親家庭等医療助成の各請求書データの取扱いが変更となりますが、国保総合システム、保険者Webにおける処理方法（アップロード、ダウンロード等）は、どのようになるのでしょうか。	保険者Webの処理方法については、本会ホームページに掲載しております「国保総合システム保険者Webシステムを利用した異動データ等授受手順書」と同様ですので資料をご覧ください。正式な利用手順は、別途提示予定です。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
25	重度・ひとり親	2010/12/2	2010/12/6	当町の国保システムには、北海道医療給付等のシステムが入っていません。受給者資格チェックにあたり、町のシステムの改修が必要でしょうか。また、支給されるパソコンにて対応できるようになっているのでしょうか。（WEBシステムをダウンロードをすれば、対応可能なレベルなのでしょうか。）	受給者の情報をエクセル等で管理しているのであれば、データを加工して受給者情報の作成が可能です。電算システムで管理しているのであれば、そのデータを抽出して受給者情報の作成が可能と思われます。受給者資格チェックは、希望市町村のみの受託ですので委託電算会社とご協議のうえ、ご検討されますようお願いいたします。支給されるパソコンとは、保険者端末のことと思われますが、保険者端末には受給者情報データの作成・編集等の機能は含まれておりません。保険者Webシステムを通してデータの授受に利用するものとお考えください。
26	重度・ひとり親	2010/12/2	2010/12/6	重度ひとり親受託処理内容の拡充等について 受給者資格チェックにて、資格エラーが出た場合、連合会から病院へレポートを送っていただけますか。	本会で実施する受給者資格チェックによる重度・ひとり親医療費請求書の返戻の取扱いについては、医療機関において本会が返戻した請求書の資格情報に関して市町村へ問い合わせるなどの大きな影響が想定され、現時点では当初から返戻することは行わない予定であります。本会で返戻することによって市町村の過誤処理の軽減に繋がることは承知しておりますが、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
27	重度・ひとり親	2010/12/2	2010/12/6	重度ひとり親受託処理内容の拡充等について 受給者資格チェックを委託するにあたって、今後の処理内容の拡充等がありますか。	受給者資格チェックの処理内容を拡充する予定は、現時点ではありません。
28	重度・ひとり親	2010/12/3	2010/12/6	重度・ひとり親の受給者情報を投入するために利用するインタフェースについて 各項目は指定されたバイト数分必ず必要ということによろしいですか。（前ゼロを省略とかはないでしょうか。） 日付型に「GYMMDD形式で設定」とありますが、「G」は元号と考えています。具体的な値を各元号毎に教えてください。 外字について「国保以外の受給者の場合、外字の同定がされておらず外字の利用はできません」とありますが、該当者の外字を何かに変換して（例えば空白）データを作成するということでしょうか。そもそも国保以外（社保？）のデータを作成する必要があるのでしょうか。 作成データは、医療費助成受給者全員ですか？ データをアップロードするタイミングは月1を想定しています。利用頻度・利用タイミングに「随時・N回/1月」と記載している意味は？ 1レコードあたりの合計欄（桁数・バイト数ともに）数値が合いません。	データは可変長のCSV形式ですのでフル桁で作成する必要はありません。前ゼロの省略とは、受給者証番号と思われますが7桁固定を想定しており、前ゼロを付けてデータの作成をしていただくようお願いいたします。 1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成 で作成願います。 国保以外の受給者も対象となりますのでデータ作成は必要となります。外字については送信した受給者データにエラーがあった場合に、保険者側で誰のデータを直せばよいか確認できる程度の文字が利用されていれば、文字の置き換えは必要ありません。 資格喪失後の受診のチェックも行っていますので、資格喪失者も含めた全員のデータを作成していただくようお願いいたします。 基本的には毎月1回の送信となりますが、エラーがあった場合など受付期間中は何度でも送信することが可能です。 ご指摘のとおり、桁数・バイト数の合計が誤っております。後日修正した資料を送信します。
29	重度・ひとり親	2010/12/3	2010/12/7	重度ひとり親受託処理内容の拡充等について 受給者資格チェックを委託するにあたって、初回提供するデータは複数年に遡った請求を想定されているか。	毎月末日時点での受給者情報を当月の審査に利用することを想定しています。受給者情報の履歴は保持しないため、月遅れの請求があった場合等は、チェック結果を参考に保険者様で点検していただきますようお願いいたします。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
30	重度・ひとり親	2010/12/3	2010/12/7	重度ひとり親受託処理内容の拡充等について 現在、連合会からMOで送られてくる重度内訳書データは、過誤分が含まれていないが今後は過誤分が含まれるのか。 また現在の過誤申出書は紙で出力しているが、今後は変更等あるか。	今回の機能拡充では、過誤分のデータ提供は予定しておりません。 過誤の申し出についても従来どおり紙の運用からの変更は予定しておりません。
31	重度・ひとり親	2010/12/3	2010/12/9	受給者資格チェックについて 現在は、レセプトとは別に医療機関からも請求が来ているのだが、今後、電子化され併用レセプトになった場合はどのような対応になるか。現在自前システムで作業を行っている部分でもあるので、併用レセプトになった場合の関連性を教えていただきたい。	レセプト化になった場合の受給者資格チェックは、他の公費と同様の取扱いとなりますので行わない予定です。
32	重度・ひとり親	2010/12/6	2010/12/7	重度・ひとり親の内訳書(事務手数料・レセプト)について、送付いただいているアンケートの別紙にて平成22年11月末提示予定とありましたが、実際はいつごろの提供になり、どのような通知方法となるのでしょうか。	提示が遅れ大変申し訳ありません。本会ホームページ「保険者のみなさま」の国民健康保険関連及び「国保連合会の概要」に掲載いたします。
33	重度・ひとり親	2010/12/9	2010/12/16	重度ひとり親の受給者資格チェック 重度ひとり親 項番18番にて、「前月末日時点での全件データ（資格喪失分を含む）」とのご回答をいただきましたが、資格喪失者は有効期限の終了日を喪失日にするのでしょうか？また、前月に1日でも有効期限の範囲内であった対象者の一覧という認識でよろしいでしょうか？	資格喪失者は有効期限の終了日ではなく、資格喪失日を設定してください。 取得中の受給者については有効期限（証更新等）の設定は必要ありません。 資格喪失後の受診があったことをチェックするために利用します。喪失後の受診が喪失の翌月だけとは限らないため、前月に資格を喪失したものだけでなく、全件のデータを作成していただくようお願いします。受給者を管理している台帳をそのまま送っていただくイメージとなります。また、資格喪失者ではない場合の有効期限（証更新等）は喪失日としての設定は必要ありません。
34	重度・ひとり親	2010/12/10	2010/12/13	重度・ひとり親請求書内訳インタフェース設計書について 現在、委託しているMOデータは、重度及びひとり親について毎月限度額の超過を受給者番号順に並びかえをし、チェックする事に活用しているのですが、今後提供されるデータも受給者番号順等の並びかえをすることは可能ですか？	データの出力順は、医療機関コード、重度ひとり親区分、請求書番号順となっております。出力の形式は変更されますが、内容は従来どおりです。並び替えや集計などのデータの活用は、従来通り保険者様で自由にご利用していただくことができます。
35	重度・ひとり親	2010/12/10	2010/12/14	重度ひとり親請求書内訳データの新しいレイアウトの提示について 旧レイアウト上にあった「審査年月」がなくなりましたが、それに代わるものが「処理年月」になるのでしょうか？「処理年月」の意味合いを教えてください。 個人を特定するものは、以前から「受給者番号」のみですが、個人を特定する情報がこれ以外にないので、「受給者番号」自体が過誤であるというチェックをする事ができません。（他市町村のデータである場合など、同じ番号が存在する可能性もあると思います）「氏名カナ」や「生年月日」といった、「受給者番号」以外に個人を特定できる情報をデータ項目として付加する事を要望します。	レイアウトの論理項目名が審査年月から処理年月に変わりましたが、内容は従来通りです。 申し訳ありませんが両医療費請求書の氏名欄には漢字とカナが混在し、パンチ項目として取り扱うことが出来ず、生年月日は同請求書に項目がないため、追加を行うことが出来ません。そのため受給者チェックにおいても存在チェックしか行うことが出来ず、存在しない受給者番号であれば「該当者なし」のエラーを印字することができますが、他市町村のデータで費市に存在する受給者番号の場合はエラーとすることが出来ない形での過誤情報の提供となりますのでご了承願います。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
36	重度・ひとり親	2010/12/13	2010/12/14	12月9日付け事務連絡で通知のあった「国保総合システムにかかる各種ファイルレイアウトについて」中、重度ひとり親「EJ_IF105重度ひとり親請求書内訳データ」エンコーディング：UTF-8（BOMあり）について、OS：Windows XP エクセル2003で、正常に作動（漢字変換）するのか確認願います。Windows7のみに対応するようでしたら、上記のOS等で使用する方法があるのかを併せて回答願います。	重度ひとり親請求書内訳データには漢字のデータはありませんが、文字コードがUTF-8(BOMあり)のCSVファイルは、WindowsXP、エクセル2003での表示が可能です。 【訂正事項】 重度ひとり親請求書内訳データ 項番17は医療機関名(漢字)となっております。
37	重度・ひとり親	2010/12/14	2010/12/16	重度ひとり親 項番36番より 回答に「重度ひとり親請求書内訳データには漢字のデータはありません」と記載されているが、項番17は医療機関名(漢字)となっている。UTF-8になるとうまく取り込めないのではないかと。 重度ひとり親請求書内訳データのインターフェース設計書では「BOMあり」となっている。しかし、ベンダーによると以前「BOMなし」という情報ももらったことがあると言っていた。自庁システム(Windows XP)にデータの取り込みを行っているのだが、「BOMあり」では正常に作動せずうまく取り込みが出来ない。XPでも対応できる手順があるか。	大変申し訳ありません。ご指摘のとおり医療機関名が漢字の項目となっております。漢字の項目があってもUTF-8(BOMあり)で作成されたデータは、エクセル2003での表示が可能となっております。 国保総合システムから出力されるCSVデータに関しては、すべてUTF-8(BOMあり)に統一されます。自庁システムでの取込前に取込可能なエンコードへの変換をご検討いただきますようお願いいたします。
38	重度・ひとり親	2010/12/15	2010/12/16	重度等内訳書データについて 現在、特別業務として共同電算処理手数料を審査手数料とは別に連合会へお支払いしています。内訳書データのMOの提供は、平成23年5月審査分から廃止とのことですが、平成23年2月、3月診療分は2ヶ月遅れで4月、5月に共同電算処理手数料の支払いが発生すると考えてよろしいでしょうか。	ご推察のとおりとなります。
39	重度・ひとり親	2010/12/15	2010/12/27	重度等機関別事務手数料内訳書について 平成23年5月からの国保総合システム稼働に伴い、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療助成の請求書及び請求事務手数料データがWebシステムによる提供となりますが、本市においては現在、請求事務手数料については、MOにて提供いただいている内訳書データを元に四半期毎の支払処理しており、FD等による「医療機関別事務手数料内訳書」の提供は受けておりません。今後の国保総合システムでは、「医療機関別事務手数料内訳書」は、先に照会のありました内訳作成希望サイクルにて無償提供されることとなりますが、各医療機関の振込先口座の管理等もあり、当該Web提供データの活用については、各市町村の事務処理方法に応じるという理解で良いでしょうか。	国保総合システムで提供します「重度ひとり親医療機関別請求事務手数料内訳データ」は、各市町村の希望作成サイクルで提供しますので、貴市の支払処理をしています四半期毎の提供も可能です。 なお、23年度からは各市町村の使用の有無に関わらず毎月アップロードしますので、必要に応じてご活用ください。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
40	重度・ひとり親	2010/12/22	2010/12/27	<p>国保総合システム稼働に伴い、重度心身障害者医療およびひとり親家庭等医療に関して下記の変更があるものと把握しております。</p> <p>1. 受給者資格チェックに伴う受給者情報CSVのアップロード 2. 重度等期間別事務手数料内訳書データの提供 3. 重度等内訳書データの提供</p> <p>上記のうち、1の受給者情報CSVのアップロードに関しては連合会より、テスト実施予定と伺っております。</p> <p>2および3で提供されるデータに関しても、自治体に納品しているシステムでの取込み確認を行いたいと考えております。そのため、国保総合システムから提供される2および3のテスト用のデータを提供してはいただけませんか。</p> <p>提供の可否および、可能な場合の提供時期をお知らせ願います。</p>	<p>受給者情報のチェック及びテストデータの提供は3月中旬以降を予定しております。それまでの間は、インタフェース仕様を参考にデータを準備していただくようお願いいたします。</p>
41	重度・ひとり親	2010/12/27	2010/12/29	<p>重度ひとり親請求書内訳データのインタフェース設計書を先日いただきました。データ提供は5月審査分（6月提供）からとのことでしたが、保険者webシステムより毎月何日頃にデータ配信されますか？（できればスケジュールを送付願います）また、12月1日に平成23年度の重度・ひとり親請求書の引渡し予定表が届いておりましたが、平成23年5月までとなっております。請求書の引渡しは6月以降も引き続きあると思われまので、6月以降の予定表も送付いただけますようお願いいたします。</p>	<p>重度ひとり親請求書内訳データの提供日程は、国保総合システム稼働のため未定となっておりますが、MOではなく直接データ提供となるため現行よりも少し早めの提供が出来る予定となっております。また、請求書の引渡し日程につきましても現行同様の日程と想定しておりますが、未定となっております。決まり次第ご連絡いたします。</p>
42	重度・ひとり親	2011/1/13	2011/1/17	<p>国保総合システムの稼働に伴う、重度及びひとり親受給者の資格チェックの無償委託について通知をいただいているところでありますが、インタフェースについて以下のとおり質問させていただきます。</p> <p>保険者番号について、国保の保険者番号を設定すればよいのでしょうか。受給者によっては、国保以外の方も存在しますので、どのように設定すべきがご説明願います。</p>	<p>国保以外の場合も国保の保険者番号を設定してください。</p>
43	重度・ひとり親	2011/1/13	2011/1/17	<p>先日いただきました重度ひとり親請求書内訳データのインタフェース設計書を本市のベンダーに提示したところ、現在、本市システムでは扱えないファイル形式であることが判明しました。</p> <p>（本市のファイル形式はJIS X0208,SJIS です。）</p> <p>国保総合システム稼働後もファイル形式はJIS X0208,SJISでお願いすることは可能でしょうか？</p>	<p>大変申し訳ありませんが国保総合システムから出力されるCSVデータに関しては、すべてUTF-8（BOMあり）に統一されるためシステムでの取込前にSJISへのコード変換をご検討いただきますようお願いいたします。</p>
44	重度・ひとり親	2011/1/20	2011/1/25	<p>国保総合システムの重度ひとり親請求書内訳データについてお尋ねします。</p> <p>6月以降は保険者WEBシステムから重度ひとり親請求書内訳データが配信されると思いますが、ファイルの名称はどうなりますか？</p> <p>現行MOで提供いただいているファイル名は一律「JYUDOTOU.TXT」となっていますが、データ配信される運用に変わった後も、「JYUDOTOU.CSV」など、一律のファイル名称で提供していただくことはできますか？</p>	<p>ファイル名は「EJ_IF105保険者番号（6桁）年月（西暦6桁）.csv」となります。</p> <p>例：EJ_IF105xxxxxx201101.csv</p> <p>ファイル名の変更については、保険者Webシステムからダウンロードするときに保存するファイル名を変更できますので、適切なファイル名で保存してください。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
45	重度・ひとり親	2011/1/20	2011/1/25	国保総合システムの重度ひとり親請求書内訳データについてお尋ねします。 新インタフェース設計書を確認したところ、医療機関コードが10桁で定義されています。 現行ファイルレイアウトでは医療機関コードが9桁で定義されており、頭2桁の"01"を除いた末7桁を本市システムで使用しております。 新レイアウトの頭3桁を除いた末7桁の数値は、現行レイアウトの末7桁の数値と同値になりますか？	10桁コードの下7桁は、9桁コードの下7桁コードと一致します。 7桁コード:地区(2)+点数表(1)+番号(3)+CD(1) 10桁コード:都道府県コード(2)+点数表(1)+地区(2)+点数表(1)+番号(3)+CD(1)
46	重度・ひとり親	2011/1/28	2011/2/8	重度・ひとり親の受給者情報について インタフェース設計書にしたがいフォームを作成していますが、対象者はあくまでも月末現在の対象者なのでしょうか。月の途中で、転出や死亡により資格を喪失した者は含めるのでしょうか。含めるとするならば、どれぐらいの期間含めれば良いのでしょうか。 含めないならば、月の途中での喪失した者の（喪失した月の）請求が医療機関より来た場合には、どのような扱いになるのでしょうか。	月の途中で資格を喪失した場合ですが、医療機関からの請求はその月の何日に受診したか判断できないため喪失月に受診した場合は、請求誤りの場合があります。 市町村で確認を容易にするため、受給者別参考リストに「受診日確認」と印字してお知らせします。 また、資格を喪失した場合は、有効期限（終了日）に喪失日を設定してください。資格喪失した受給者をどれぐらいの期間データに含めるかについてですが、基本的には台帳に管理されている間はデータに含めるものとして問題ないと思います。資格喪失した受給者をデータに含めなかった場合、受給者別参考リストに「該当者なし」と印字してお知らせすることになります。
47	重度・ひとり親	2011/2/3	2011/2/8	重ひ受給者データのインタフェース設計書ではエンコーディングの項目にBOMなしとして記載されていますが、平成23年1月28日に作成された「重度・ひとり親事業の受給者資格データ検証作業について」に記載されている、「EJ_IF112/重ひ受給者データ作成チェックリスト」ではBOMありになっているのが正しいとされています。どちらに合わせればよろしいのでしょうか？	申し訳ありません。ホームページに掲載されているインタフェースが古いまま更新されておりませんでした。正しくは「BOMあり」となります。ホームページ上のインタフェースについては近日中に更新する予定です。
48	重度・ひとり親	2011/2/3	2011/2/7	重ひ医療請求書の受給者チェックにかかるデータ検証について 22年11月24日の事務連絡で重ひ調査票を提出し、受給者チェックの委託を希望しないにチェックしましたが、23年2月1日の事務連絡では、受給者資格データを連合会へ提出するように記載されています。これはすべての保険者向けか、任意が確認したい。	今後委託する場合も同様の流れとなるため全市町村に通知を行いました。データの提出に関しては、委託を希望する市町村向けとなっております。
49	重度・ひとり親	2011/2/3	2011/2/7	重ひ医療費請求書の受給者チェックにかかるデータ検証について 受給者資格データを提出したいのですが、現在当町ではExcelで管理しており、CSVファイルにするとうまく取込できません。そのためCSV作成ツールを連合会にて準備していただくことは可能でしょうか。 不可能でしたら、ファイル作成方法を教えていただけませんか。	CSV作成ツールの提供は予定しておりません。 作成方法の概要は以下の手順となります。 1. インタフェースの項目に合わせてExcel上で列を作成します。 2. データを入力します。 3. 名前をつけて保存で「CSV（カンマ区切り）（*.csv）」を選んで保存します。 4. シフトJISから文字コードを変換するために、メモ帳でファイルを開き、UTF8形式で保存します。 5. 詳細はチェックリストをご確認ください。
50	重度・ひとり親	2011/2/3	2011/2/7	重ひ内訳書データについて 現在、MOでいただいておりますが、国保総合システム移行後は、既存のMOと同じ内訳書データの形式でしょうか。	ファイル形式、エンコードなどが変更になっています。新しいインタフェースについては、ホームページに掲載しているインタフェース定義をご覧ください。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
51	重度・ひとり親	2011/2/7	2011/2/14	国保共同電算システムにおける重度・ひとり親医療費の対応について従来委託している上記事業について、国保総合システムの移行に伴い変更する部分はあるのか。国保総合システム稼働後も以前同様にM0データの提供を行ってくれるのか。（有償で）	国保総合システムの移行に伴ない変更する部分としては、受給者資格チェックが新たに実施されます。受給者チェックについては、平成23年2月1日付け事務連絡をご確認願います。また、平成22年12月20日付け事務連絡でお伝えしておりますとおり、現在有償で提供している重度等内訳書データ（M0）と重度等機関別事務手数料内訳書（FD・帳票）はデータ形式は異なりますが、同内容のCSVデータとして保険者Webシステムより毎月無償でダウンロード可能となります。ファイルレイアウトにつきましては、本会ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。
52	重度・ひとり親	2011/2/14	2011/2/16	重度ひとり親請求書内訳データ及び、重度ひとり親医療機関別請求事務手数料内訳データの医療機関コードについて、10桁に変更されているが、コード体系の仕様を教えてください。 保険者向け医療機関マスタインタフェースに、以下の通り記載されていますが、それぞれの仕様を教えてください。 医療機関コード(10桁)：都道府県コード(2)+点数表(1)+地区(2)+番号(4)+CD(1)	医療機関コード(10桁)の仕様は以下のとおりです。 [都道府県コード(2桁)] 01:北海道 [点数表(1桁)] 1:医科、3:歯科、4:調剤、5:施設療養費、6:訪問看護療養費、7:柔整、8:鍼灸マッサージ [地区(2桁)] 01~80:点数表別に異なる地区コード体系 [番号(4桁)] <点数表(1桁)> 1:医科、3:歯科、4:調剤、5:柔整、6:鍼灸マッサージ、8:施設療養費、9:訪問看護療養費 <番号(3桁)> 通番 [CD(1桁)] チェックディジット
53	重度・ひとり親	2011/2/14	2011/2/15	重度ひとり親請求書内訳データについて、請求書番号、内訳番号には、何がセットされるのか？	請求書番号のコード定義は次のとおりです。()内の数字は桁数です。 請求書番号：処理年月(5) + 通番(6) 処理年月：和暦コードC + YYYY(和暦年月)C = (4:平成) 通番：毎月1から採番 000001~999999 内訳番号は、請求書番号ごとに1から連番です。
54	重度・ひとり親	2011/2/14	2011/2/15	重度ひとり親請求書内訳データについて、過誤があった場合、どのように調整されるのか？ 調整前データとの差額データが送付されるのか、訂正後のデータが送付されるのか？	重度ひとり親請求書内訳データには当月の決定点数(金額)が出力されません。過誤との調整は行われません。
55	重度・ひとり親	2011/2/14	2011/2/15	重度ひとり親請求書内訳データで、過誤があった場合、重度ひとり親医療機関別請求事務手数料内訳データは、過誤調整後の件数、金額で作成されるのか？	重度ひとり親請求書内訳データには過誤のデータは出力されません。重度ひとり親医療機関別請求事務手数料内訳データには当月に確定された過誤の件数が反映されます。 例えば、ある医療機関について請求10件、過誤3件だった場合、 件数 = 7件 金額 = 7件 × 手数料210円 = 1470円 となります。 請求と比べて過誤が超過した場合、件数、金額ともにマイナスの値になります。
56	重度・ひとり親	2011/2/17	2011/2/23	2月15日付け事務連絡の「受給者資格チェックに係る外字の取扱い」についてBOMありで作成とのことだが、BOMありとは具体的にどう作成するのか。	Excelでcsvデータを作成した場合、出力されるファイルのエンコードはシフトJISになります。シフトJISから文字コードを変換するために、メモ帳でファイルを開き、UTF8形式で保存します。メモ帳でUTF8形式で保存するとBOMありのファイルが作成されます。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
57	重度・ひとり親	2011/2/18	2011/2/21	(重度・ひとり親事業)について、受給者チェックを行うにあたって、審査支払手数料(79.7円)の他に手数料は発生するのでしょうか。また、CGチェックについても同様でしょうか。	受給者資格チェック、CGチェック共に、審査支払手数料以外の手数料は発生いたしません。
58	重度・ひとり親	2011/2/18	2011/2/25	平成23年2月分の重度・ひとり親受給者データを作成する場合のデータ作成範囲についてご教授下さい。 平成23年2月28日届出、平成23年3月2日取得となる受給者については、受給者データに含まれるべきでしょうか？ 平成23年3月3日届出、平成23年2月28日取得となる受給者については、受給者データに含まれるべきでしょうか。	市町村のデータの作成は、前月末日時点のもの全件を当月送信してください。データによるチェックは開始日(資格取得日)で判断を行います。届出日ではなく資格取得日を開始日に設定いただくようお願いします。なお、データによりチェックした結果は、審査確定後に受給者別参考リストの備考欄に印字してお知らせします。 の場合で、仮に2月分の請求が医療機関からあった場合、市町村においてデータを作成すると、「資格確認(開始日)」となります。市町村においてデータを作成しないと、「該当者なし」となります。 の場合で、仮に2月分の請求が医療機関からあった場合、市町村においてデータを作成すると、「受診日確認」となります。市町村においてデータを作成しないと、「該当者なし」となります。 どちらの場合でも資格確認の情報が印字されますので、上記を踏まえてデータ作成方法をご検討されますようお願いいたします。
59	重度・ひとり親	2011/2/18	2011/2/25	受給者証の更新月が8月の市町村ですが、有効期限(開始日)、有効期限(終了日)の設定方法についてご教授ください。 受給中で、取得日:平成18年3月20日、証有効期間:平成22年8月1日~平成23年7月31日の場合 喪失中で、取得日:平成18年4月1日、喪失日:平成20年9月2日、最後の証有効期間:平成20年8月1日~平成21年7月31日の場合 停止中で、取得日:平成18年3月20日、受給取消日:平成22年8月1日、最後の証有効期間:平成22年8月1日~平成23年7月31日の場合(停止の事由は、「所得制限のため」「後期高齢を優先」等です。)	~ に共通の注意点ですが、受給者証の有効期限をそのまま設定するのではなく、資格の取得日、喪失日を設定するようお願いします。 開始 4180320 終了 現在受給中の場合は、開始日に資格取得日を設定してください。 開始 4180401 終了 4200902 喪失後の場合は、開始日に資格取得日、終了日に資格喪失日を設定してください。 開始 4180320 終了 4220801 停止中の場合は、開始日に資格取得日、終了日に受給取消日を設定してください。また、停止が解除になった場合は、開始日に停止が解除になった日を設定し、終了日は空欄としてください。月遅れの請求があった場合で、その請求月が前回の受給取消前の資格が有効な状態であったとしても、月遅れの請求があった場合で、その請求月が前回の受給取消前の資格が有効な状態であったとしても、資格の情報が履歴を保持していないため、資格取得前の受診としてエラーになります。
60	重度・ひとり親	2011/2/18	2011/2/25	後期高齢施行前の平成18年に喪失済み(喪失当時77歳)で、社会保険加入(家族)の受給者の場合、保険種別には何を設定すべきでしょうか？ 作成対象データは「全件(資格喪失後含む)」と回答いただいております。上記のように、かなり過去の喪失者について、作成不要等の条件はありますか？(例えば作成対象月の過去2年以上前に喪失済みは不要等)	年齢から推察すると、4:障老 になるものと思われます。4:障老に設定した場合で、仮に、当月の医療機関からの請求があった場合で、7割の給付割合で請求があった場合は、「資格確認(年齢)」「資格確認(保険種別)」が受給者別参考リストに印字されます。 月遅れ請求の可能性のある範囲まで作成することをお勧めします。市町村においてデータを作成しなかった場合は「該当者なし」となりますので、間違った請求を判別する参考情報は印字されます。データの作成時期については条件は定めておりませんので、月遅れ請求の頻度や月数を考慮の上ご判断願います。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
61	重度・ひとり親	2011/3/28	2011/3/11	<p>保険者操作説明会で配布された重ひ請求内訳データ等スケジュールについて</p> <p>1.国保総合システム保険者操作研修会で配布された、保険者国保総合システム スケジュール（案）の【時期未定であるが今後予定しているもの】で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度ひとり親請求内訳データ（テスト用）の提供（アップロード） ・重度ひとり親機関別請求事務手数料内訳データ（テスト用）の提供（アップロード） <p>対象が希望保険者になっていますが、希望は既に募っていただけでしょうか。</p> <p>2.国保総合システムで使用する、特別業務のユーザIDはどのユーザIDを利用すればよいか。</p>	<p>1.重度ひとり親請求内訳データ（テスト用）、重度ひとり親機関別請求事務手数料内訳データ（テスト用）については、3月中旬以降、保険者Webシステムを通してダウンロードが可能になる予定です。全市町村を対象にダウンロードが可能となりますので、テストデータが必要な市町村は、保険者Webシステムからダウンロードして頂くこととなります。そのため、希望調査は行ってないところです。</p> <p>2.特別業務のユーザIDとは保険者Webシステムを利用するユーザIDのことと思われま。保険者WebシステムのユーザIDは現在ご利用いただいているユーザIDとパスワードを平成23年4月中旬までご利用いただけます。平成23年4月中旬以降については、国保総合システム本稼働後のユーザIDと同一となります。詳細な変更日程については、別途連絡いたします。</p> <p>現在ご利用いただいているユーザID：平成22年11月に配布したユーザID 国保総合システム本稼働後のユーザID：平成23年2月の保険者操作研修会にて配布したユーザID</p>
62	重度・ひとり親	2011/3/2	2011/3/7	<p>以下のように、停止となっていた受給者が喪失した場合の有効期限（開始日）、有効期限（終了日）の設定方法についてご教授ください。</p> <p>取得日：平成20年 3月 1日 停止日：平成20年 8月25日 喪失日：平成21年 7月29日</p> <p>重度・ひとり親 項番59番にて「喪失後の場合は、開始日に資格取得日、終了日に資格喪失日を設定してください。」と回答いただいておりますが、同じ喪失後でも上記のケースの場合は設定が異なるのではないかと思います、質問させて頂きました。</p>	<p>ご質問の状況の場合、以下のように設定してください。</p> <p>開始 4200301 終了 4200825</p>
63	重度・ひとり親	2011/3/18	2011/3/24	<p>重ひ機関別請求事務手数料内訳について</p> <p>テストデータも提供されておりますが、システムの改修を行う予定もないため、CSVファイルをダウンロードすることができません。そのため、手数料内訳書の紙ベースの一覧表のようなファイル提供の予定は今後あるかどうか知りたい。</p>	<p>CSVファイルのダウンロードは、国保総合システムの保険者端末から保険者Webシステムを利用してダウンロードできるようになっております。</p> <p>請求事務手数料内訳書を帳票として提供することは申し訳ございませんが、予定しておりません。</p> <p>印刷して利用する場合は、CSVファイルをExcelで開いて印刷していただくようお願いします。</p>
64	重度・ひとり親	2011/3/15	2011/3/16	<p>重度ひとり親の受給者データに関して</p> <p>保険者番号が不明な場合どうすべきか。（国保以外の場合）</p> <p>不明な場合に使用する保険者番号が存在するのか。</p>	<p>ご質問の保険者番号については、本会の重ひ事業における受給者データに設定する保険者番号は各市町村国保の保険者番号を設定いたします。社保等の保険者番号を設定する必要はありません。</p>
65	重度・ひとり親	2011/3/30	2011/4/8	<p>国保総合システムで提供する重度・ひとり親請求書内訳のレイアウトについてですが、医療機関の名称に外字が使われないかどうか教えてください。</p>	<p>医療機関名称に外字が含まれる想定はございません。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
1	その他	2010/5/27	2010/5/28	5/25の作業部会で、インタフェースの改修は保険者が行うと説明があったが、具体的にいつまでに改修を終えればいいのか？（スケジュールを見ても7月～4月までとなっていてよくわからない）	インタフェースに合わせた保険者システムの改修後に、保険者で作成された異動報告用データの投入テストを実施する予定であり、そのテストを実施するため、次期電算システムにおいて検証環境を整備することを想定しております。現時点で、この検証環境を本年11月以降に整備する予定としておりますので、これを目安にシステム改修を行っていただきたいと考えております。
3	その他	2010/06/25	2010/06/28	ヘルプデスクへ問い合わせ票を送付する際は、私どもベンダーも直接（委託保険者を通さず）ヘルプデスク宛に問い合わせ票を送付させて頂いて差し支え有りませんか。それとも必ず委託保険者経由で送付するように致しますか。	ベンダー様から直接ヘルプデスクに問い合わせいただいてもかまいません。なお問い合わせの回答は、保険者とベンダー様に送信いたします。
4	その他	2010/06/25	2010/06/28	ホームページ上で公開されている『ヘルプデスクについて』によると、留意事項（2）において『みなさまからの問い合わせをまとめたQ&Aを、本ホームページの『保険者の皆様へ』へ掲載いたします。』とありますが、こちらについては私どものようなベンダーが参照できるページへの掲載予定はありますか。	本会ホームページ『国保連合会の概要』の中の『次期電算システム導入に関する情報』に掲載予定です。
5	その他	2010/6/29	2010/6/30	次期電算システム保険者説明会[資料4]「保険者で実施いただく作業内容について」の5ページにある、No1（例月 統計データ分析）に関して、年間でも確認が可能であるか。	統計データ分析における疾病分析については、現時点では診療年月単位の統計となる想定で、年間での確認はできません。年間分のデータ統計が必要である場合、本会より毎月提供するレセプトデータを取得・蓄積いただき、年間統計資料作成にご活用ください。ただし、6月審査分以外は、レセプト分レセプトが対象となります。医療費分析につきましては、中央会での仕様検討中の部分が多く未確定部分が多いため、仕様確定次第、別途ご通知いたします。
6	その他	2010/6/30	2010/6/30	自庁システムの改修に係る費用負担について10割保険者負担でしょうか。（調整交付金等での措置があるのでしょうか）	自庁システムの改修費用は、すべて保険者負担となります。なお、平成22年5月18日付け事務連絡「平成22年度特別調整交付金（その他特別の事情がある場合）における交付基準策定のための調査」が厚生労働省保険局国民健康保険課財政第二係長名で発出されており、各総合振興局を通じ調査依頼がされているものと思われるのでご確認願います。
7	その他	2010/07/09	2010/07/13	プリンターの機能について 一括出力の際のプリンターはレーザーorシリアル？区役所のプリンターは？保険証は一括出力も区役所出力も同じものなのか？	一括出力は外部業者に委託予定としておりますので、プリンターは不明です。保険者への提供プリンターはレーザープリンターを予定しております。また、一括出力の保険証と随時印刷の保険証は同様のものを予定しております。
8	その他	2010/07/15	2010/07/26	現金給付の支給範囲について 高額介護合算の関係で、療養費や高額療養費については連合会へ通知することとなりますが月報も作成可能なように、情報提供するとすれば出産育児一時金や葬祭費などの情報提供は必要ないのでしょうか。	次期電算システムで作成される月報につきましては、A表、C表、E表、F表となります。お問い合わせの出産育児一時金、葬祭費はB表とC表の項目となりますが、次期電算システムでは出産育児一時金及び葬祭費は出力されない項目となりますので、報告の必要はありません。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
9	その他	2010/07/15	2010/07/26	取込む資格確認データについて、本市の資格情報は、月末締めデータをMO（平成23年4月からはデータ伝送）により連合会へ送付しているが、この資格データとは別に、レセ管用の取込データが必要となるのか。また、必要となる場合、どのような条件のデータが必要か。	自庁内データ取込業務とは、自庁側で独自の資格確認・給付確認を実施し、その結果（資格確認・給付確認のエラー情報）を取り込むための機能となります（共同処理未委託保険者の場合や、独自の資格確認・給付確認を実施したい保険者の場合のみ必要となる機能です）。共同処理委託保険者（つまり異動データを毎月送付いただいている保険者）の場合、国保共電システムにて実施された資格確認・給付確認のエラー情報が、国保共電システムよりレセ管システムへ自動連携されますので、特に保険者でのデータ作成・取り込み等は不要となります。
11	その他	2010/07/21	2010/07/22	その他、保険者側で負担する諸経費があれば項目と金額を知りたい。	例えば、現在本会よりレセプトデータ等各種データの提供を受け、自庁システムで処理されている場合、次期電算システム稼働後はインターフェースが異なるため、改修が発生するかと思われます。また、次期電算システム用端末は本会より1台無償で提供いたしますが、この他に貴町で必要な場合は端末機購入費用等が発生いたします。
12	その他	2010/07/21	2010/07/22	次期電算システムは、全国共通のシステムと聞いていますが、北海道国民健康保険団体連合会様で稼動する次期電算システムについて北海道独自仕様のためにカスタマイズ等を行った箇所、今後行う予定の箇所はありますか。北海道独自仕様の箇所がありましたら、その仕様分かる資料を提供していただけないでしょうか。	全国共通の次期電算システムについては、カスタマイズを行う予定はありませんが、北海道単独事業であります重度心身障害者・ひとり親家庭・乳幼児医療等につきましては、次期電算システムで取込むことが出来ませんので、外付けシステムによる取込みを予定しております。なお、現在、保険者へ提供しております北海道単独事業等のデータにつきまして、インターフェースが確定次第、本会ホームページへ掲載予定としております。
13	その他	2010/08/05	2010/08/06	保険者側のシステム改修後に11月頃のテストを予定しているとのことですが、全国共通のシステムということで、ベンダが同じ場合、保険者毎にテストをする必要はあるのでしょうか。	異動データのテストを行うのは、システムの観点ではなく異動データの内容をチェックするものですので、ベンダが同じ場合であっても、保険者毎にテストする必要があります。
14	その他	2010/08/04	2010/08/12	柔整・鍼灸について、今までと同様に紙媒体でくるが、それに伴う被保険者給付一覧表（特別業務）・レセプトデータ(FD)・柔整請求内訳書(L-031)・柔整機関別内訳書(L-032)・柔整機関別過誤内訳書(L-033)・鍼灸請求内訳書(L-062)鍼灸請求内訳書(L-062A)・鍼灸請求内訳書(L-062H)・鍼灸機関別内訳書(L-063)も今後、紙媒体でくるのでしょうか。	現在、特別業務で提供しております被保険者給付一覧表は次期電算システムでは出力することができませんが、レセプトデータは無償で提供予定としております。また、柔整・鍼灸請求内訳書につきましても提供予定としておりますが、次期電算システムでは柔整・鍼灸・マッサージ別に出力する機能がいないため現在調整中です。なお、提供情報につきましては、磁気媒体、紙媒体は廃止とし、すべて保険者端末からのダウンロードを予定しております。
15	その他	2010/08/04	2010/08/12	療養費支給・不当利得等による指定公費の請求・返還方法について、紙媒体で報告していますが次期システムでは、どの様に報告すればいいのでしょうか。	次期電算システムに療養費等の指定公費を取込む機能は搭載予定としておりますが、現段階では詳細が示されておりませんので、詳細が示され次第ご連絡いたします。
16	その他	2010/07/30	2010/08/17	自庁システムを改修するにあたり、現在示されているインターフェースの他に、まだ示される予定のインターフェースがあるのか。もし、あるのであればどのようなインターフェースで、いつまでに示されるのか。	説明会資料「4. 保険者で実施いただく作業内容について」の中で、「IF」欄に記載のあるものがインターフェースの主なものとなります。現時点では、異動関連および初期設定に必要なインターフェースのみをご提示している状況ですが、8月末を目処にその他インターフェース情報についてもご提示する予定です。
17	その他	2010/8/19	2010/8/31	P8-P9の給付点検メッセージについて。資料3についての質問です。全て、連合会の方で先に審査されているものでしょうか？	給付点検メッセージについては、給付チェックでエラーになったレセプトを連合会が点検し返戻や減点処理を行います。保険者側で確認するものについては保険者で確認し過誤返戻等の処理を実施していただくこととなります。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
18	その他	2010/08/20	2010/08/23	本体・プリンター設定の設置スケジュールについて 国保連から知らされているスケジュールには10月末頃と書かれており、費用は国保連で負担していただけるみたいだが、これに関し保険者で別途費用負担が発生する部分はあるのか。	搬入・設置・設定（LAN線接続含む）までの費用は本会で負担しますので、保険者の負担は発生しないものと想定しております。なお、機器保守は今回の調達に含まれないので、保険者の任意でご対応願います。
19	その他	2010/08/20	2010/08/23	本体・プリンター設定の設置スケジュールについて 設置後において、保険者で実施しなければならないことはあるのか。	設置後に作業をお願いする部分については、情報提供する予定です。
20	その他	2010/08/20	2010/08/23	本体・プリンター設定の設置スケジュールについて 10月末頃というのは明確に"いつ"なのか。	10月末までに全道各地の保険者に搬入することから、搬入スケジュールは一定期間を要することになります。
21	その他	2010/8/20	2010/8/23	新システムのレセプト情報について 当市では、国保加入世帯で一定期間無受診の世帯に表彰を行っています。現行システムでは、毎月MOで届くレセプト情報を自庁システムに取り込み、そこから受診歴を抽出し、何年間無受診かを毎年更新しているのですが、この業務に関する事で質問です。 新システムのレセプト情報を抽出することは可能か。（指定された期間の全データ）	期間を指定してレセプト情報を抽出するのではなく、1ヶ月分のレセプト情報のファイルを毎月提供する予定です。
22	その他	2010/8/20	2010/8/23	新システムのレセプト情報について 新システムのレセプト情報を自庁システムに取り込むことは可能か、またどのような方法で取り込まれるか。データ化すると、今までのMOでもらっていた情報と同じ項目での取り込みとなるのか。[増減される項目はあるのか。（点数・公費負担額等）]	新システムのレセプト情報に合わせたファイルを提供する予定です。項目数やコードの内容が新システムに準拠するため、自庁システム側の改修が必要になります。どの項目をレセプト情報ファイルに含めるかは現在検討中です。
23	その他	2010/8/20	2010/8/23	新システムのレセプト情報について レセプト情報は、新システム端末から直接抽出するのか、それとも従来通り連合会から送付されるMOから取り込むのか。	MO媒体ではなく、保険者がレセプト情報のファイルをダウンロードできる機能を連合会で検討しています。
24	その他	2010/8/20	2010/8/23	新システムのレセプト情報について 新システムでレセプト情報を確認する場合、どのように検索できるか。自庁システムでは、国保番号、個人番号（当市の共通コード）、生年月日、住所、氏名のいずれかの項目より検索できる。	新システムでは国保共同電算処理システム、保険者レセプト管理システムでレセプト情報を確認することができます。国保共同電算処理システムでは給付記録確認画面よりレセプト情報の検索が可能です。被保険者番号、世帯番号、個人番号、氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所で検索できます。保険者レセプト管理システムではレセプト点検画面よりレセプト情報の検索が可能です。審査年月、診療年月、点数表、被保険者番号などで検索できます。次期電算システム保険者説明会「資料5 保険者レセプト管理システムについて」の10～11ページを参照してください。
25	その他	2010/8/25	2010/8/26	すでに設置されている特定健診システム端末機で共用した場合、OSはWindows XP SP3 のままでの運用となることですが、次期電算システム運用開始以降、次期電算システムのためOSをWindows 7にアップグレードする必要が生じた場合、ライセンス等購入費用は保険者負担となるのでしょうか。	費用は保険者のご負担となります。なお、現在は特定健診システム端末機で共有する場合、OSをWindows7にアップグレードしてしまうと特定健診システムに不具合が生じるとされており、XP SP3のまま使用されることを推奨しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
26	その他	2010/8/25	2010/8/26	設置場所の関係で特定健診・次期電算それぞれのプリンターを設置できません。特定健診システムのプリンターは次期電算システムには使用できないということでしたが、特定健診システムのプリンターをはずし、次期電算システムのプリンターを共有することは可能でしょうか。	定型サイズ用紙（A4等）を通常印刷するといった運用においては、次期電算システム用プリンタドライバを特定健診端末にインストールすることにより印刷可能と思われますが、機能面においての差異が生じることが予測されます。例えば特定健診用プリンタでは両面印刷対応ですが、次期電算システム用プリンタはそのような機能は想定されていないことや、印刷速度も異なってくると思われます。次期電算システム用プリンタの仕様が明確になっておりませんが、現在特定健診用プリンタで特殊な印刷をされているのであれば両プリンタの設置も検討が必要かと思われます。
27	その他	2010/8/27	2010/8/31	次期電算システムと保険者レセプト管理システムについて確認させていただきます。上記システムは、完全なる別システムという考え方でよろしいのでしょうか？それとも、どちらかのシステムの一部機能としてもう一方のシステムが存在するのでしょうか？	次期電算システムの一部機能として保険者レセプト管理システムが存在します。後者のご認識となります。
28	その他	2010/8/27	2010/9/3	共同電算処理業を行うにあたり、連合会と保険者と委託契約を行っているかと思いますが、この中の一般業務（レセプト入力）について確認させていただきます。一般業務（レセプト入力）は、医療機関からレセプト情報が伝送されレセプト入力のほとんどがなくなると想定されます。よってこの項目に関しまして、現行38,89円という単価設定になっていますが、単価設定そのものが無くなるか、もしくは単価の大幅減額と考えますがよろしいか？また、連合会で別に定める保険者事務共同電算処理事業規則につきましても変更になるかと想定されますが、変更になるのでしょうか？	共同電算処理手数料は、レセプトの入力経費のほか、共同電算処理システム全般に係る運用経費や保守管理経費等を勘案して単価設定を行っております。ご指摘のとおり、レセプトの入力経費につきましては大幅に減少すると想定しておりますが、前述の運用・保守管理経費は引き続き発生すること、さらにはレセプトの電子化に対応するため、新たに「保険者レセプト管理システム」を導入・運用することもあり、同手数料がゼロになるということではありません。また、次期電算システム構築経費の一部を借入金で対応する予定としておりますが、その返済に充てる財源として同手数料収入の一部を見込んでいることから、当面は同手数料単価を据え置かせていただきたいと思います。なお、保険者事務共同電算処理事業規則につきましては改正する予定としております。
29	その他	2010/9/17	2010/9/24	レセプトのフォーマットについて 次期電算関連の質問ですが、レセプトデータが国保連合会から送られてくるということで、レセプトのフォーマットが新しいものと旧式のもの（今まで使っていたもの）がありますが、都道府県ごとに使用するものが異なるという情報を得ました。北海道はどちらを使うのでしょうか。	北海道では次期電算システムのレセプトデータをベースとしてデータを提供する予定です。そのため、旧式ではなく新しいフォーマットとなります。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
30	その他	2010/9/1	2010/9/16	<p>次期電算システムと保険者レセプト管理システムについて 次期電算システムの一部機能として保険者レセプト管理システムが存在するとのことですが、 次期電算システムを利用せずに、保険者レセプト管理システムのみ利用するということは可能でしょうか？ 次期電算システムを利用しないとした場合、レセプト情報についてはどのような受け渡しになるのでしょうか？ 次期電算システムを利用しないとした場合、月次の異動情報も必要とするのでしょうか？ で月次異動情報を必要とする場合、委託契約内容の共同電算使用料金は発生するのでしょうか？</p>	<p>について、総合的に回答いたします。次期電算システムは、共通基盤システムの上で「レセプト電算処理システム」「国保請求支払システム」「国保共同電算処理システム」「保険者レセプト管理システム」の4つの業務システムが機能する仕組みとなっていますので、次期電算システムはすべての保険者が利用することになります。また、次期電算システムにおいて被保険者資格チェックを行わない場合は、国保共同電算処理システムの運用を行わないこととなりますので、月次の異動情報は不要となります。 資格チェックされていないレセプトデータ及び画像イメージは、保険者レセプト管理システムから公開することになり、レセプト情報も保険者レセプト管理システムから取得できる仕組みとなっていますが、現在提供していますレセプトデータよりは項目数も少なく異なったものとなります。なお、被保険者資格チェックを行わない場合は、共同電算処理手数料（38.89円）は発生せず、保険者レセプト管理システムにかかる処理手数料が新たに発生することになります。しかしながら、国保共同電算処理システムを利用しない場合については、資格チェックを行わないこととなりますので高額療養費業務、保険者月報・保険者年報、疾病分類を含む統計データ分析、退職者等適用適正化業務、高額医療費共同事業・保険財政安定化事業等々の処理が行えないこととなります。</p>
31	その他	2010/9/3	2010/9/10	<p>資格照合表について 現在、資格照合表には負担区分不一致の項目があり該当者は記載されていますが、次期システムでも負担区分不一致の項目はありますか。 また、次期システムで負担区分不一致の項目がある場合、該当レセプトは保険者で受領となりますか。それとも返戻となり受領できませんか。</p>	<p>負担区分不一致の項目は次期システムでもあります。 レセプト記載事項から判断した所得区分と、被保険者で確認することになります。このため、当該レセプトは、当会において医療機関への返戻を行いません（保険者で受領）。 また、負担区分不一致となったデータは高額療養費の処理対象外となりますので、保険者で過誤処理を行っていただくようお願いいたします。</p>
32	その他	2010/9/3	2010/9/14	<p>H22.8.12付事務連絡の作業部会資料について 資格関連エラーの取扱についてで、現行システム導入時に一定条件のもとレセプトを修正することが取り決められたとありましたが、現在までのエラーの項目及び修正件数を教えていただきたい。</p>	<p>毎月レセプト発送時に同封しております「診療報酬明細書同一診療月の資格確認給付確認処理状況（KL-117）の項目「該当者なし」「＃（同一生年月日性別）」「＃（生年月日性別不一致）」が作業部会において提示した部分になりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。</p>
33	その他	2010/9/3	2010/9/14	<p>H22.8.12付事務連絡の作業部会資料について 資格関連エラーは、「被保険者マスタと完全一致」が大前提とのことなので、給付割合エラーなどについても返戻されるとの解釈でよろしいか。</p>	<p>前期高齢者のレセプトにおいて、被保険者マスタが9割のところ7割と請求があった場合は、資格確認結果表に出力し、保険者で受領いただきます。（基本的には返戻いたしません）</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
34	その他	2010/9/22	2010/9/28	<p>次期電算システムと保険者レセプト管理システムについて 項番30番で回答を得た件について確認させていただきます。 「レセプト電算処理システム」とは、どのようなシステムなのでしょうか？ 「国保請求支払システム」とは、どのようなシステムなのでしょうか？ 「保険者レセプト管理システム」から現在よりも少ない項目のレセプトデータを取得できるとのことですが、取得可能な項目・データレイアウト等の情報を提供してください。 被保険者資格チェックを行わない場合は、共同電算処理手数料（38.89円）は発生せず、保険者レセプト管理システムにかかる処理手数料が新たに発生するとありますが、金額はいくらになるのでしょうか？ 国保共同電算処理システムを利用しない場合、退職者等適用適正化業務がシステム上行えなくなりますが、その場合は、現在と同じくMOでの年金受給者情報を提供していただく処理方法を継続することでよろしいでしょうか？</p>	<p>「レセプト電算処理システム」及び「国保請求支払システム」については、「次期電算システム保険者説明会」資料1の「次期電算システムの概念図」として説明させていただいたシステムとなります。 について 保険者レセプト管理システムから取得可能な項目は、「次期電算システム保険者説明会」資料5の別紙1～3となる予定です。また、データレイアウトについては、現在開発中のため、現段階では回答いたしかねますが、今後、データレイアウトについても提供する予定です。なお、現在、「特別業務で提供しているレセプトデータ」と「保険者レセプト管理システムから取得可能な項目」を比較すると、「保険者レセプト管理システムから取得可能な項目」は、約20項目と少ないため、次期システムにおけるレセプトデータの提供は、レセ管以外の機能から提供する予定で検討しています。 について 保険者レセプト管理システムにかかる処理手数料が発生するのは事実ですが、現在のところ全く試算しておりません。 について ご推察のとおり、現行どおりMOのみの提供となります。</p>
35	その他	2010/9/16	2010/9/21	<p>資格照合表の集計表について 資格照合表の返戻理由ごとに点数の集計表を作成していますが、オンライン化に伴い、引き続き作成可能かどうか。</p>	<p>過誤理由（返戻理由）別の点数の集計については「過誤理由別一覧表」に出力される予定です。</p>
36	その他	2010/10/4	2010/10/7	<p>現行の庁内システムにレセプト情報を取り込み平行稼働する予定ですが、レセプトデータの取り込みはオンラインで行えず、従来通り有料で媒体でもらうしかないのでしょうか。</p>	<p>次期電算システムでは、レセプトデータの提供はオンラインによる無償提供となります。具体的には、本会より確定済のレセプトデータをアップロードしますので、各保険者が保険者端末よりダウンロードする運用を想定しております。なお、現行のレセプトデータとはインターフェースが異なりますので、確定次第お知らせいたします。</p>
37	その他	2010/10/4	2010/10/7	<p>「国保情報」に月の審査支払が2回になる可能性と、審査支払手数料の低廉化の可能性が書かれていましたが、H23年度も現行の手数料に変更はないと考えてよいのでしょうか。</p>	<p>お問い合わせの審査支払が2回とは、電子レセプト医療機関等の診療報酬の支払早期化により、紙レセプト機関と電子レセプト機関で支払日を2回に分けることだと思われませんが、現在のところ、厚労省では23年度から実施することを目標に検討を進めている段階であり、本会としても国からの正式通知もないため情報を収集しているところです。また、平成23年度の審査支払手数料につきましては、現行どおりの単価で据え置く予定としております。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
38	その他	2010/9/28	2010/10/29	<p>その他 項番34番の で回答を得た件について確認させていただきます。現在当市に置かましては、共同電算システムに加入するメリットが感じられないため、また、その他 項番28番で確認させていただいている共同電算処理手数料(38.89円)が財政当局等の理解が得られないため、共同電算システムからの離脱も視野に入れ検討しております。共同電算未委託保険者がなくなる想定で作業されているところ申し訳ありませんが、保険者レセプト管理システムにかかる処理手数料がどれほどの金額になるのか早急に試算していただき、試算内容と金額を提示していただきますようお願いいたします。</p>	<p>国保総合システムは共通基盤上で複合的に絡み合うシステムで、レプト電算処理システム・画面審査システム・国保請求支払システム・共同電算処理システム保険者レプト管理システムの機能に分かれておりますが、どれも単独で機能するシステムではないことをご理解ください。また、紙レプトについては電子化するためにOCRシステムで審査支払のためだけでなく共同電算処理システム・保険者レプト管理システムに反映させておりますことから、どのシステムに対していくらか手数料が発生することではなく、共通基盤上の全てのシステムが効率的に機能することにより、審査支払から共同処理などによって保険者レプト管理システムが機能するとお考えいただけます。さらに、レデータ・OCRデータを共同処理用のデータに変換する処理や、保険者レプト管理システムの業務へ移行する処理が発生し、そのデータを用いてあらゆる共同処理機能やレプトの授受・過誤再審査業務を行っていただくこととなります。これらはいずれの機能も共通基盤システム上で稼動するアプリケーションに過ぎませんので、これら全てが国保総合システムの運用経費として手数料が発生するのであって、現行の共同電算処理手数料のようなコストコンピュータの維持運用費用とは意味合いが異なるため、現時点では保険者レプト管理システムの処理手数料をお示しできないことをご理解いただきたいと思います。そこで、仮に共同電算から離脱された場合、保険者レプト管理システムの機能だけをご使用いただくこととなりますが、その際生ずる問題点について次にお示しいたしますのでご検討願います。</p> <ol style="list-style-type: none"> レプトデータ提供ができなくなり、そのレプトデータは保険者レプト管理システムからも抽出できません。 平成23年度からKISSを廃止する予定ですので医療機関からの取得ができなくなります。 高額介護合算業務では、保険者端末でデータ作成ができないため、現在使用している保険者入力機能で申請書データ等を作成し提供いただくこととなりますし、自己負担額確認情報も保険者側で作成する作業が新たに発生します。 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業につきましても交付申請書に被保険者名などが出力されない項目が発生しますし、被保険者数や一般及び前期高齢者の医療費等を報告していただくこととなります。 国保総合システムではシリアル医薬品差額通知が作成できますが、被保険者データがないため作成できないこととなります。 特定健診データ管理システム向けの被保険者データは国保総合システムから連携することが可能ですが、現行どおり直接報告いただくことになり、インターフェースが変更されているため自庁システムを改修する必要があります。 社会保障カード構想が実現した場合、被保険者情報がないため対応できないこととなります。 資格確認でエラーとなったレプトで保険者の確認が不要なものは、平成23年5月処理から連合会の一次審査で医療機関に返戻する予定ですが、被保険者データが存在しないためすべて過誤返戻の対象レプトとなってしまいます。 病類別疾病分類統計表については、冊子及びデータ提供が後期分のみで作成し提供することとなります。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
39	その他	2010/10/5	2010/10/12	以前担当者スケジュール(全体的なもの)をいただいたが、色々変わってきている部分や未定であったスケジュールが確定している部分もあるかと思われる。その後のスケジュールについての詳細版を提供していただきたい。またホームページにも掲載していただきたい。	10月8日現在の未定稿版となっておりますが、取り急ぎスケジュールを送付いたします。別添資料をご参照願います。後日全保険者宛に最新スケジュールを送付予定となっております。今回送付のスケジュールを異なる部分があるかと思いますがご了承願います。 ホームページ掲載につきましては、現時点では流動的であり随時最新のスケジュールを掲載するのが難しいため、掲載しない予定です。 10月22日付け事務連絡にて、スケジュールについて通知いたしました。
40	その他	2010/10/6	2010/10/14	10月1日付け事務連絡より 異動情報チェックツールの送付が10月下旬とあるが、連合会から送られてくるのか。 全件異動情報の提出とあるが、連合会に普段送っているデータを送ればよいのか。それとも、提出用として別にデータを作成しなければならないのか。 チェックツールにてデータチェックをする場合だが、特定健診端末は11月中旬までに提供されるが、無償の保険者業務端末については12月に提供予定となっている。こちらが来るまでデータチェックは出来ないと思うが、それまで待つのか。それとも特定健診端末と併用するかたちになるのか。	異動情報チェックツールはCD-R媒体にて連合会より送付いたします。 「全件異動情報」とは、次期システムにおいて利用する「全件の被保険者データ」となります。詳細な説明は保険者説明会資料をご参照いただければと思います。現行、連合会に送付いただいている事由別異動データとは全く異なるデータとなります。今回、配布を予定しております異動情報チェックツールは前者の「全件異動情報」をチェックするものとなります。 チェックツールは下記の環境下であれば動作可能です。 OS:Windows XP SP3 Windows 7 細かな動作要件については、10月下旬に送付する予定となっておりますので少々お待ちください。 10月28日付け事務連絡「国保総合システムにかかる被保険者異動データのチェックツールの提供について」をご参照ください。
41	その他	2010/10/6	2010/10/22	レセプトデータについて 電子レセプトで請求されたレセプトデータを使用することにより、疾病データや薬剤データなどから医療費分析等を行いたいと考えておりますが、保険者がレセプトデータを抽出することができるのでしょうか。 もし、抽出することができないのであれば、医療機関から電子データで提出されている以上、保険者が当該電子データを受け取ることができない理由がありませんので、抽出することができるよう検討していただくようお願いいたします。	レセ電コード情報で請求されたレセプトデータにつきましては、保険者レセプト管理システムから保険者へレセプト公開することになりますが、保険者がレセプトデータを抽出することはできません。 そのため、現在連合会でレセ電コード情報を抽出して保険者に提供する方向で検討しております。
42	その他	2010/9/29	2010/9/30	平成22年9月28日付事務連絡にて、次期電算システム導入に関するQ&Aのホームページ掲載が周知されましたが、9月6日までにヘルプデスクから回答を得ているにもかかわらず、当市から、または、胆振総合振興局 保険環境部 保健福祉室 社会福祉課からの質問内容が2010.09.06現在のQ&Aに掲載されていないものが見当たります。(高額療養費 項番35番、高額療養費 項番36番、その他 項番28番等) これはPDFファイル作成時に誤って漏れたものなのでしょうか?そうでなければ、なぜ掲載されていないのでしょうか?早急に説明をお願いいたします。	ホームページには、個々の事情と判断するものは掲載しておりませんが、問い合わせの内容から個別の内容とは判断し難い内容でありましたので早急にホームページに掲載いたします。お詫び申し上げます。 今後も個々の事情と判断するものは掲載いたしません、慎重に判断したいと考えております。
43	その他	2010/10/7	2010/10/12	データチェック用ソフトを10月下旬に送付とのこと。これはどの端末でチェックをかけるためのソフトでしょうか。12月に連合会から提供されるPC端末にインストールするソフトであれば、その時点でインストールするものでしょうか。それとも、既存住民記録システムにインストールするものでしょうか。	データチェックソフトについては、貴町で所有のウィンドウズXP SP3若しくはウィンドウズ7の環境に、インストールしてチェックして頂く想定でしたが、全件異動情報が12月末に提出できる見込みとのことであれば、本会から提供するPC端末に、媒体でお配りするデータチェックソフトをインストールしてご使用ください。

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
44	その他	2010/10/12	2010/10/19	10/12事務連絡の「次期電算システム稼動に伴う特定健診等データ管理システムの被保険者マスタについて」に関してKD_IF015は中央会で使ってるインタフェースなのか、それとも北海道独自のものが。	KD_IF015は連合会内で国保総合システムより特定健診等データ管理システムの被保険者マスタ情報を連携するためのインタフェースで、中央会で標準的に利用しているものとなります。
45	その他	2010/10/13	2010/10/19	現行で出力されている帳票、KL-702（現在の年齢階層別被保険者数調べ）に関して次期電算システムでは現行と同様に出力されるものか。	次期システム標準ではKL-702年齢階層別被保険者数調べと同様の帳票は出力されませんが、北海道独自帳票として年齢階層別被保険者数の帳票作成を検討中です。保険者WEBシステムにより無償でダウンロード可能な仕様を想定しております。
46	その他	2010/10/13	2010/10/19	10月12日付け事務連絡にて提供された参考資料の「特定健診等データ管理システム被保険者マスタに設定が重要な項目（世帯レコード）」でNo60の特定健診用被保険者マスタでは住民税課税状況になる。課税区分別に受診券を発行したい場合は必須項目とあるが、独自で発行している場合は必須かどうか。	<p>受診券発行は、未委託の保険者の場合は必須ではありません。国保としては設定しない場合、以下のような影響があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得区分変更データ投入 現在設定されている所得区分が取得できないため、所得区分の更新ができない。 ・被保険者証等一括作成 高齢受給者証に負担割合を印字出来ない。 ・資格確認 世帯情報の検索が行えないため、資格確認チェックができない。 ・高額療養費償還払支給額計算 当該項目値をキーとし、保険者定義マスタに設定された限度額を取得することができないため、支給額の計算ができない。 ・高額介護合算支給額計算処理 基準額を選定できないため、支給額の計算ができない。 ・高額介護合算世帯情報CSV作成処理 介護システムへ当該項目値を渡せない（null値となる）ため、連携する際、介護システムにて正確な処理が行えない。
47	その他	2010/10/13	2010/10/28	10月12日付け事務連絡にて提供された参考資料の「特定健診等データ管理システム被保険者マスタに設定が重要な項目（個人レコード）」でNo84で特定健診等データ管理システムの備考欄に「受診券を発行する際に、資格証明発行者を作成する場合必要となります。」とありますが、必須でしょうか。	<p>受診券を特定健診等データ管理システムで発行する保険者において、受診券内容を課税状況設定機能で課税区分別に窓口負担金を設定する場合、設定項目のひとつとして下記の区分で発行する場合に設定が必要となります。</p> <p>（区分）一般 課税 / 一般 非課税 / 一般 上位所得者 / 一般 一般資格証明発行者 / 高齢 一般 / 高齢 一定所得以上 / 高齢 低所得 / 高齢 低所得 / 高齢 一定所得以上（経過措置 / 高齢 一般（経過措置） / 高齢 高齢資格証明発行者</p> <p>特定健診等データ管理システムでは次に該当する保険者では設定が必要ありません。</p> <p>受診券を保険者独自（保険者で受診券整理番号の採番）で発行し、受診券発行データを特定健診等データ管理システムへアップロードする。</p> <p>受診券を課税区分で発行しない。</p> <p>受診券を課税区分で発行するが、資格証明発行者に関わらず課税区分の税状況を優先して窓口負担とする。</p> <p>国保共電において、当該項目を設定しない場合、以下の影響があります。</p> <p>資格証明書該当レコードの抽出が行えず、被保険者一覧（資格証明書該当者）へ出力されない。</p> <p>資格確認において資格証明書を発行しているかどうかをチェックしているため、正確な判定が行えない。</p>

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
48	その他	2010/10/1	2010/10/29	<p>その他 項番42番にて回答を得た件について確認させていただきます。 個々の事情と判断するのはどのような場合でしょうか？ 早急にホームページに掲載していただけるということですが、現在、8月末に外字FIX版を提供していただける予定がいまだに提供されず、提供が遅れる旨の説明も周知の一切無いまま1ヶ月過ぎ、いつ提供されるのかも全くわからない状況の中で、早急にとわれましても一体いつになるのか全く想像が付きません。</p> <p>Q&A該当分PDFファイルの作成とwebサーバーへの転送作業、作業内容としては時間はかからないですから、本日中にホームページ掲載と全保険者に対するQ&A該当分PDFファイルの変更周知を行ってください。</p>	<p>個々の事情と判断するものは掲載しない旨ご回答いたしました。基本的に直接国保総合システムに関連するものかどうか判断しております。今後の取り扱いとして、例えばアンケートの回答が誤っていたので今から訂正することが可能かどうかなど簡易な問い合わせ等については電話等で確認してから、不掲載の了承を取らせていただき、それ以外はすべて掲載する方向で考えております。</p> <p>外字FIX版の送付については、本会の手違いで送付されておりませんでした。誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>なお、Q&Aについては、訂正分も含めホームページに掲載いたしました。</p>
49	その他	2010/10/13	2010/10/19	<p>10月12日付け事務連絡にて提供された参考資料の「特定健診等データ管理システム被保険者マスタに設定が重要な項目（世帯レコード）」でNo72の特定健診等データ管理システムの備考欄の「ただし、政令指定都市として処理する場合必要となります。」とありますが、政令指定都市ではない場合の必須の有無を知りたいのですが。</p>	<p>No72：統計_行政区コードは政令指定都市の場合にのみ必要となりますので、政令指定都市でなければ必須ではありません。</p>
50	その他	2010/10/13	2010/10/19	<p>10月12日付け事務連絡にて提供された参考資料の「特定健診等データ管理システム被保険者マスタに設定が重要な項目（世帯レコード）」でグレー色の「国保総合システム・特定健診等データ管理システムともに必須となる項目」ですが、提出するインタフェースをそのまま活用できますか。</p>	<p>提出するインタフェースとは異動データであると想定して回答いたします。特定健診等データ管理システムへは、国保総合システム（次期電算システム）に対して送付いただく異動データの世帯情報（KD_IF20）、個人情報（KD_IF21）より連合会内部でデータ連携を実施します。グレー色の必須となる項目については、上記異動データのインタフェースを利用して報告いたします。</p>
51	その他	2010/10/13	2010/10/29	<p>10月12日付け事務連絡にて提供された参考資料の「次期電算システム（国保総合システム）稼働に伴う被保険者情報受領方法」についての確認です。次期電算システム（国保総合システム）から特定健診等データ管理システムへデータが連携すると解釈しております（図中の と の過程）が、保険者からは国保総合システムへ指定の世帯異動情報及び個人異動情報を送付するのみで、保険者からは直接特定健診用被保険者インタフェースファイルを送付する必要はないということでしょうか。なお、図中の「国保総合システムの被保険者マスタを使用しない場合」は保険者から直接特定健診用被保険者インタフェースファイルを送付することになるようですが、どのようなケースが直接送付することになるのでしょうか。また、送付方法の選択及び申請はどのように行うかもご教示願います。</p>	<p>ご認識のとおり基本的に国保総合システムの世帯異動情報及び個人異動情報において特定健診システムに必要な項目を設定していただくことで、特定健診等データ管理システムへデータ連携をいたしますので、保険者から直接特定健診用被保険者インタフェースファイルを送付する必要はありません。現在、国保の被保険者異動連絡で特定健診等データ管理システムへデータ連携ができない保険者で直接特定健診用被保険者データを送付している保険者が数保険者おりますが、そのうち国保総合システムのインタフェースになってもなお、特定健診等データ管理システムへデータ連携できない保険者は、今後も保険者から直接特定健診用被保険者インタフェースファイルを送付いただく必要があると想定しております。現在、国保の被保険者異動連絡で特定健診等データ管理システムへデータ連携をしている保険者は、直接特定健診用被保険者インタフェースファイルをいただかない想定ですが、この被保険者異動データの作成につきましては、保険者において国保担当者として特定健診担当者の双方でご調整いただきますようお願い申し上げます。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
52	その他	2010/10/13	2010/10/26	10月12日付け事務連絡にて提供された参考資料の「特定健診等データ管理システム被保険者マスタに設定が重要な項目（世帯レコード）」の40「基本情報_住所（管理用）」について、国保総合システムから自動的に参照する項目としては「項番94：基本情報_住所（管理用）」であり、「初回提出時には必須項目」と記載されています。 国保総合システムの世帯異動情報インタフェースでは、項番93（住所コード）と項番94（住所）についてはどちらか一方を設定する（両方設定はエラー）となっています。国保総合システムから特定健診等データ管理システムへデータが連携する前提での質問となりますが、国保総合システムの被保険者マスタを使用する場合は、項番93の住所コードは使用できないということになるのでしょうか。	国保総合システムから特定健診等データ管理システムへのデータ連携について、国保総合システムの被保険者マスタを使用する場合には、項番93の住所コードを使用できないということはありません。特定健診等データ管理システムへデータ連携する際、項番93「住所コード」が設定されていれば住所コードから住所を導出し、項番94「住所」が設定されていればその住所の値を使用します。どちらからも住所を導出できますので、世帯情報を作成する際は、国保総合システムの世帯異動情報インタフェースの仕様通り、項番93（住所コード）と項番94（住所）のどちらか一方に設定を行ってください。
53	その他	2010/10/13	2010/10/19	10月12日付け事務連絡にて提供された参考資料の「特定健診等データ管理システム被保険者マスタに設定が重要な項目（個人レコード）」のNo84項目名「特例者_資格証明区分」とありますが、「特例者」とは、どのようなことでしょうか。	No84「特例者_資格証明区分」は、資格証明書の発行有無を示す情報であり、特定健診等データ管理システムにおいては、受診券を発行する際に、資格証明書が発行された被保険者を特定するために利用されます。項目名に特例者とありますが、国保中央会が独自に設定した区分上の項目名であり、資格証明書が発行された被保険者としてご理解願います。
54	その他	2010/10/15	2010/10/22	診療報酬の支払業務について 診療報酬等の支払業務は、国保総合システムの請求支払システムで行うとなっておりますが、現行は国保連より保険者宛に診療報酬内訳書が送られ、数日後に納付書が送付されてきています。国保総合システムに移行後の支払方法は、一律銀行振込になるのでしょうか。	支払業務は現行と変わらない運用となる予定です。請求内訳書については現行の紙ではなく帳票の電子ファイルで提供する予定となります。
55	その他	2010/10/19	2010/10/25	レセプト点検システム(レセ管)操作説明会(研修会)の時期はいつ頃か。	保険者端末(レセ管含む)の操作説明会は2/21～2/25の5日間で各保険者1日を予定しています。具体的な日にちについては決まり次第ご連絡いたします。
56	その他	2010/10/19	2010/10/25	レセ管システムのテストデータによる事前テスト及び運用に伴うネットワーク等試験スケジュールの時期・内容についてご教示いただきたい。	レセ管システムについては、平成23年3月以降に保険者端末から操作の習熟を目的とした研修テスト環境を用意する予定です。利用可能な期間・時間帯の詳細が決まりましたら、別途ご連絡いたします。ネットワークについては、12月から順次配付する保険者端末で確認していただきます。確認手順書として「基本動作確認項目書」を保険者端末と合わせて配付します。 確認内容としては、下記項目を予定しております。 ・外字配布設定項目の確認 ・保険者Webシステムとの接続確認 ・本番環境、および研修テスト環境への接続確認、等

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
57	その他	2010/10/8	2010/10/19	第1表疾病分類別全道計、年齢階級別統計表、病類別疾病分類表、年齢階級別疾病分類統計表について、国保総合システムにおいても現在と変わりなくデータを送付いただけるのでしょうか。	当該4帳票については、国保総合システムの標準帳票に類似帳票がございます。標準システム帳票については、保険者業務端末より閲覧及び印刷が可能です。また、6月23日及び24日に開催の次期電算システム保険者説明会でお配りした参考資料におきまして、疾病分析及び医療費分析としてグラフ等の作成機能が標準機能として搭載されておりますので、ご参考とされますようお願いいたします。なお、いずれも後期高齢者医療分が含まれず現行と同様の集計とはなっていないことから、本会では外付け開発により疾病分析等ができる仕組みを検討しております。現行帳票と同等の帳票も作成する予定で、保険者webシステムよりダウンロードを可能とすることを想定しております。以上の回答の範囲については、すべて無償での提供としておりますので申し添えます。
58	その他	2010/10/19	2010/10/22	レセプトオンライン化に伴いデータが原本となりますが、柔整・鍼灸・（当初は訪問看護も？）については従来どおり紙が原本となることについて ・現在は紙のレセプトとレセプトデータのMOをいただいておりますが、システム導入後は柔整他のレセプトについてはどのようになるのでしょうか。 1、紙レセプト+その分のデータ（MO）が送付され、MO作成にかかる費用負担はそのまま。 2、紙レセプトだけが送付され、その分のデータは保険者端末から取得できるようになる。MO作成にかかる費用負担はなくなる。 3、上記以外	柔整・鍼灸については、今後とも紙レセプトを原本として取扱い保険者へ送付する予定です。訪問看護については、6月末に保険者レセプト管理システムにおいてデータを原本管理できる見込みで、7月以降のある段階で紙レセプトの送付をしない予定です。 レセプトデータについては、これらを含め現行に近いレイアウトで、保険者Webシステムを通じて保険者端末よりダウンロードする方法により無償でデータを提供する仕組みを検討しており、MOの提供は廃止いたします。ファイルレイアウトは変更となることから、現行で自庁のシステムに活用している保険者では、改修が必要となります。なお、保険者レセプト管理システムの標準機能でレセプトデータの抽出機能がありますが、項目が非常に少ないことから、上段記載の保険者Webシステムによる提供を検討しているところです。保険者Webシステムにおいては、レセプトデータのほか、医療機関マスタや重度ひとり親請求内訳書データなどについても無償でダウンロードが可能となる予定です。
59	その他	2010/10/21	2010/10/25	北海道単独事業等のデータ（重度心身障害者・ひとり親家庭）につきまして、インタフェースが確定次第、掲載予定とのことでしたが（次期電算システム導入に関するQ&A その他 項番12参照）、現行MOで頂いている内容から、大きく変更になる予定でしょうか。（項目増減等）	ファイルのフォーマットが固定長テキストからカンマ区切りのCSVに文字コードがソフトJISからUTF8に変更されます。項目の増減としては薬剤一部負担金の項目が削除になります。
60	その他	2010/10/22	2010/10/27	10/12事務連絡「次期電算システム稼働に伴う特定健診等データ管理システムの被保険者マスタについて」に関してpdfの資料も含めて、北海道独自のものではなく、中央会から提供されているものなのか。	提供した資料については被保険者インタフェースファイル（国保共電）【KD_IF015】は国保中央会から提供されたインタフェースで、それ以外の提供資料については本会で作成した資料です。また、特定健診等データ管理システムは国保中央会で開発した標準システムです。
61	その他	2010/10/29	2010/10/29	現在、被保険者が海外滞在中に病院にかかった診療内容の明細書は紙レセプトで国保連に送付している。国保総合システム（次期電算システム）稼働後も現行のまま紙レセプトでの対応をしてもらえるのか。もし、こちら電子レセプトでの対応になるのであれば、保険者は何か作成しなければならないものはあるのか。	お問い合わせの海外療養費レセプトにつきましては、現行どおり紙レセプトでの対応となります。なお、国保総合システム（次期電算システム）では、療養費の支給実績データを保険者端末より入力することにより高額療養費に反映させることができますので、反映させる場合につきましては保険者端末で必要項目を入力することになります。
62	その他	2010/10/29	2010/11/2	チェックツール導入作業の際、チェックツールの展開ができません。右クリック後 - 「すべて展開」が表示されません。何故でしょうか。ちなみにソフトウェアは「Windows XP ServicePack3」です。	Windows XP標準ではない独自の圧縮解凍ツールがインストールされていることが原因です。任意フォルダを新規に作成いただき、そのフォルダ配下に独自の圧縮解凍ツールでzipファイルを解凍してください。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
63	その他	2010/11/1	2010/11/5	レセプトの資格照合について 平成25年4月現在において、平成20年4月資格取得者が、遡って平成20年4月まで資格喪失した場合いつの診療分まで遡って資格照合表が出力されるのでしょうか。旧共電分の情報もありますが、仕様を教えてくださいませんか。	資格喪失した場合は遡り対象となりますので、資格確認結果表(現行の資格照合表)へ出力されることとなります。遡り期間については最大24ヶ月まで可能となりますが、運用スケジュールも考慮し、具体的な遡り期間については現在検討中です。
64	その他	2010/11/1	2010/11/5	レセプトの資格照合について 平成25年4月現在において、平成20年4月資格取得者が、遡って平成20年4月まで氏名変更した場合、遡って資格照合表が出力されるのでしょうか。	氏名変更した場合は資格遡り確認の対象外となりますので、資格確認結果表(現行の資格照合表)へは出力されません。
65	その他	2010/11/4	2010/11/8	来年度よりレセプトがオンライン化されるが、現行ではレセプトは毎月10日くらいに届いていたが、来年度からも今までどおりのタイミングでデータが送付されるのか。また、返戻や再審査などの期日は毎月15日であるが、こちらも今までどおりの期日ということでのいいのか。	現時点では正確なスケジュールは確定していませんが、現在より数日間早くレセプトデータが公開される予定です。また、過誤・再審査の期日につきましては、国保総合システムの仕様が確定していないため現在検討中です。なお、国保総合システムに係るスケジュールにつきましては、早期支払の問題もありますので、分かり次第早急に全保険者にご連絡いたします。
66	その他	2010/11/16	2010/11/17	保険者WEBシステムにてファイルをアップロードしたが、成功したかどうかの確認はどこを見るべきか。また、「国保総合システム保険者Webシステムを利用した異動データ等授受手順書」16ページにある「アップロードファイル」というフォルダは作成しなければならないのか。	「ファイルがアップロードされました」のメッセージが出力されれば問題ありません。また、「アップロードファイル」というフォルダを作成する必要はありません。
67	その他	2010/11/16	2010/11/29	個人コードに関して 現在、特定健診用のデータを員番で管理していて、来年度からは国保総合システムを用い、個人コードで管理しようと考えている。その際、受診券の発行用情報のCSVの中身に員番が入っているが、そのままの状態でのいいのか、それとも個人コードに変更する必要があるのか。	現在の支援システムの仕様では、被保険者マスタの履歴も参照して対象者を検索しているため、員番を設定したCSVをアップロードしても問題ありません。ただし、被保険者を特定する際「保険者番号、被保険者証番号、個人番号、生年月日、性別」をセットで検索しているため、「最新の被保険者証番号に、旧員番を設定」等の組み合わせはエラーとなります。また、被保険者マスタの国保総合システムへの移行前に受診券を発行する場合は、現在の被保険者マスタの情報(員番)で受診券発行データを作成する必要があります。
68	その他	2010/11/19	2010/11/24	2月に予定されている操作説明会を、冬季間ですのでブロック別に開催の検討をお願いします。	2月に予定しています操作説明会については、実機を使用しての説明となりますが、国保総合システムに係るサーバが本会にあり、各会場への搬入が難しいことから、誠に申し訳ありませんが今回は本会での開催となりますことをご了承願います。
69	その他	2010/11/30	2010/12/3	連合会負担金についても、昨年同様の算出基準で変わらないままなのですか。	一般負担金と推察しますが算出基準については例年どおりとなっております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
70	その他	2010/12/2	2010/12/6	<p>研修について（資格照合） 国保総合システムに移行した場合、資格点検業務が現行と大きく変わりますが、本市において変更後の事務取扱に対応すべく充実した研修を行いたいと思っております。 充実した研修方法として、例えば平成23年1月に研修を行うとした場合に、平成22年11月末現在の被保険者情報を共電システムから抽出し、国保総合システムに登録し、平成22年1月審査分のレセプトデータを国保総合システムに取り込むことによって、現在の共電システムから出力された資格照合表の処理方法と国保総合システムにおける処理方法を比較するなど、現在の処理と異なるものを直接確認する方法が挙げられます。 実際の研修はどのように行われるのでしょうか。また、上記のような研修を行うことは可能でしょうか。</p>	<p>現在、研修会としましては、23年2月末に保険者操作説明会を予定しております。説明会では、実機を使用した説明会となりますので、貴市が望む操作習熟としては対応可能と思われます。但し、複数保険者が操作を行わないので、実データを活用した説明は個人情報保護の観点からも不可能であるため、テスト用の仮データを本会で作成し、操作を行なう予定です。 また、現行共電システムから国保総合システムへの被保険者情報を移行してのテストにつきましては、データ形式および項目等が大きく異なり、移行しても不正確な被保険者情報となるため、移行してのテストは想定しておりません。</p>
71	その他	2010/12/20	2010/12/22	<p>国保総合システムに係るスケジュールですが、今後スケジュールの修正予定はありますか。 もし修正等あれば保険者スケジュールの都合上、早めに知りたい。</p>	<p>12月に開催した国保総合システムブロック別説明会における資料No.1「国保総合システム導入に係るスケジュール」にお示ししている内容が最新のスケジュールになります。現時点におきましては本内容から大幅な修正は予定しておりません。</p>
72	その他	2011/2/2	2011/2/7	<p>国保総合システム稼働に係る「保険者契約情報」の初期設定シートについて、下記のとおり質問いたします。</p> <p>地区コード検索マスタ区分で ~ の説明がありますが、地区コードを使っていない場合は、何番になりますか。</p> <p>被保険者証番号有効桁数及び個人番号有効桁数を最大値にした場合、その桁数まで前ゼロをつけないとエラーになりますか。</p>	<p>地区コードを使用しない場合は、規定値の「0：住所マスタ」を設定してください。</p> <p>前ゼロを有効桁数分埋めていただく必要はございません。なお、有効桁数については、保険者へのアンケートや過去レセプトデータの調査結果をもとに連合会にて既定値6桁として設定しております。実際の被保険者証の証番号の有効桁数と相違なければ、そのまま6桁で報告ください。</p>
73	その他	2011/2/9	2011/2/15	<p>「保険者契約情報」初期設定シートの内容について</p> <p>1)療養費窓口の委託区分について、本市では高額療養費、高額介護合算療養費に療養費の情報も反映されることを希望しておりますが、その場合療養費業務の委託範囲は「4:実績」以外を選択していれば良いことなるのでしょうか。</p> <p>2)レセ電コード情報提供について、レセプト点検業務を直営で行っている場合は、「0:不要」で良いでしょうか。</p>	<p>1)療養費の委託区分については次のとおりです。 1：申請・審査・支給、2：申請・支給、3：申請・実績、4：実績 それぞれについての機能は次のとおりです。 申請・・・申請書のオンライン印刷（保険者端末）、申請書情報入力（保険者担当が実施） 審査・・・申請書情報を入力した場合において、連合会担当部署が書面審査を行う。 支給・・・申請書情報を入力した場合において、保険者担当が画面にて支給決定登録を行う。 実績・・・保険者担当が療養費支給実績データを作成して投入する。 上記のいずれであっても、正常にデータが流れさえすれば（チェックエラーにならなければ）、高額療養費や介護合算療養費の計算時に反映した結果を提供します。</p> <p>2)レセ電コード情報提供については次のとおりです。 「0:不要」で良いです。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
74	その他	2011/2/14	2011/2/18	保険者契約情報初期設定シートの被保険者証番号有効桁数及び個人番号有効桁数について、 例）有効桁数を6桁として設定し、7桁のデータを送信した場合 0123456 有効 1234567 エラー となるのでしょうか？それとも送信するデータが6桁でなければならないのでしょうか？	有効桁数を6桁と設定し、7桁のデータを送付いただいた場合はエラーとなります。先頭桁が0であっても有効桁とみなしますので、上記例では、両方エラーとなります。設定した桁数以内で作成いただきますようお願いいたします。
75	その他	2011/2/18	2011/2/23	「保険者契約情報」初期設定シートについて 標記の件につきまして、（療養費窓口）の連合会委託範囲区分の中の「申請」とは具体的にどのようなことを指すのでしょうか。 例えば、補装具差額を申請に來られた時に、データを入力すれば金額がすぐに計算されるということでしょうか。また、一時立て替え（10割負担）の場合も上記と同様の処理が可能ということでしょうか。	申請とは、国民健康保険療養費支給申請書を出し、被保険者から受領した支給申請書のデータ内容を画面から入力する業務になります。ご認識の通り、補装具差額の申請や一時立て替え（10割負担）の場合に使用しますが、申請データ入力の際に入力した費用額の明細より合算された支給予定額が画面表示されます。
76	その他	2011/3/4	2011/3/8	特別療養費の事務処理について 国保総合システムでの特別療養費の処理についても、帳票やレセプトはすべて電子化されたものになるのでしょうか。また、それは保険者Webを利用する形になるのでしょうか。	国保総合システム稼働後の特別療養費の処理につきましては、現行どおり紙レセプトによる運用を予定しております。また、帳票についても現行の様式を変更せず、そのまま使用する予定です。
77	その他	2011/3/14	2011/3/16	3月11日付け事務連絡「国保総合システム操作研修会資料の提供」について 保険者WEBシステムにて配布された操作研修会資料は最終決定されたものとして取り扱ってよいのか。	操作研修会資料の改版予定はありません。操作研修会資料は、すべての操作に関する記述をしておりません。今後、国保総合システムの操作に関する資料として運用管理マニュアル、操作マニュアル等を、4月以降に配布予定です。
78	その他	2011/3/28	2011/3/29	現在出力されている（KL944）調剤報酬明細書未突合参考リストは引き続き出力されるのでしょうか。または、処方箋発行医療機関を紐付けできない調剤レセプトを抽出するなどして対応することになるのでしょうか。	国保総合システムにおいても「調剤報酬明細書未突合 参考リスト」は出力されます。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
79	その他	2011/4/20	2011/4/22	<p>「保険者定義マスタ」初期設定シートについて 被保険者証有効期限の被保険者証というのは、本町で発行している国民健康保険の保険証のことか。</p> <p>療養費窓口申請業務にて、支給申請書受理番号は何の番号か。</p> <p>転帰請求グループ番号は何の番号か。既定値である0でいいのか。</p> <p>高額療養費2にて、取組日とはなにか。</p> <p>限度額適用所得区分（世帯）（高齢）は既定値のままでよいのか。</p> <p>郵便料金フラグの、郵便料金は保険者が負担するものなのか。</p> <p>介護合算2にて、不服の申し立て先名称は保険者名を入力すればよいのか。</p>	<p>被保険者証有効期限の被保険者証とは、ご認識の通り貴町で発行している国民健康保険の保険証のことです。</p> <p>療養費窓口申請業務について、支給申請書受理番号は、療養費支給申請書に印字される番号となります。</p> <p>転帰請求グループ番号は、転帰請求を行う場合に使用する番号となります。本会にて既定値である0を固定で設定します。</p> <p>高額療養費2について、取組日とは振込指定日のことで、振込データに使用されます。</p> <p>限度額適用所得区分（世帯）（高齢）は異動データ内の所得区分が未設定の場合に既定値として設定する所得区分を指定する項目ですので、特に判断基準がないようでしたら保険者内で最も多い所得状態を設定いただくことを推奨いたします。</p> <p>支給申請のお知らせはがきの印刷用連携データに使用しますので、支給申請のお知らせはがきを保険者にて送付する場合は保険者が負担することとなります。</p> <p>介護合算2について、不服の申し立て先名称は、高額介護合算療養費等支給（不支給）決定通知書の不服申し立て先に使用しますので、保険者名を設定いただく想定です。</p>
80	その他	2011/4/18	2011/4/22	<p>保険者定義マスタ初期設定シートについて 資格・療養費等 被保険者証有効期限の設定値は2011/7/31と設定されているが、本町では2年ごとに設定しているため、2年後の4/31を設定したいのだが、設定できない。どうすればよいのか。</p> <p>高額療養費1 支払期間・申請締切日の意味がわからない。 支払い期間は、「6/30支給分から」という意味で、7/31が設定されているのか。</p> <p>高額療養費2 口座番号について 高額療養費については支給決定通知までは自分たちで行っているが、個人個人へ支払う際は高額なため、委託し別のシステムで行う予定。その際は口座番号欄は空欄でよいのか。</p>	<p>日付の存在チェックにより4/31ですとエラーとなってしまいますので、2年後の4月30日を設定いただきますようお願いいたします。</p> <p>ご認識の通り、支払い期間は「6/30支給分から」という意味で、7/31を設定しています。</p> <p>口座番号は通知書等に印字されます。通知書を利用されない場合は未設定で構いません。国保総合システム仕様上、未設定が許可されていませんので、本会で任意の値を設定させていただきます。</p>
81	その他	2011/4/18	2011/4/22	<p>保険者定義マスタ初期設定シートの療養費支給、高額療養費などの部分で銀行にかかわる項目（銀行コード、支店番号など）の設定をしないことはできるか。また、設定しなくても支障はでないか。</p>	<p>銀行コード、支店番号は通知書等に印字されます。通知書作成および振込データ作成等の機能を利用しない場合は未設定で構いません。国保総合システム仕様上未設定が許可されていませんので、本会で任意の値を設定させていただきます。</p>

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
82	その他	2011/4/19	2011/4/22	<p>「保険者定義マスタ」初期設定シートについて ・支給決定通知書のレイアウトがあれば頂きたい。 【高額療養費2】にて ・限度額適用所得区分は、未申告も含めた設定なのか。どのように設定すればよいかわからない。</p>	<p>療養費の支給決定通知は、国保総合システム標準の様式に対して若干のカスタマイズを行う予定です。項目の出力位置などの修正を予定していますが、出力項目などを大きく変更する予定はないので、参考にしてください。標準のレイアウトを添付いたします。</p> <p>高額療養費・介護合算療養費の支給決定通知は現行共電で使用している様式に準じた様式にする予定です。初期設定シートに記載していただく内容で金融機関にかかわる項目はありません。（決定通知は被保険者の金融機関情報を出力します）。初期設定シートの記載内容は振込依頼書に出力します。</p> <p>【高額療養費2】 ・限度額適用所得区分は、異動データの所得区分が未設定の場合に既定値として設定する所得区分ですので、未申告（未設定）の場合に設定されるものとなります。</p>
83	その他	2011/4/19	2011/4/22	<p>「保険者定義マスタ」初期設定シートについて 資格・療養費等については、実績データの登録のみを行う予定。その場合はどのような記載が必要か。</p> <p>高額療養費については計算行為のみ委託しているため、設定は不要か。</p> <p>その他業務 退職者等適用適正化業務の設定値が、今現在1～3のどの値になっているかわからない。</p>	<p>資格（被保険者証有効期限）：被保険者証の発行を委託しない場合は未設定にしてください。 療養費：申請管理・審査申出・決定通知などを委託しない場合は未設定にしてください。 なお、国保総合システムのデータ仕様上、該当項目を未設定にすることは許可されていないため、本会で設定する初期値を設定させていただきます。（保険者定義マスタメンテナンスで閲覧・編集できます）</p> <p>と同様に未設定にしてください。ただし、支給額を計算する上で次の項目は使用しますので、設定をお願いします。 行77：限度額適用所得区分（一般） 行78：限度額適用所得区分（高齢） これらは異動データに未設定の年月の所得区分（設定範囲外の年月のため報告内容に含まれない場合を含む）のときに計算時に使用する所得区分の値です。 異動データに設定がある場合にレセプトの限度額適用区分（特記）の値と合わない場合は所得不一致として計算対象外となり設定がない場合のみ有効です。 これらの項目も国保総合システムで未設定は許可されていないため、初期値を設定させていただきます。</p> <p>現行共電での設定値は、1：LVL1の値で抽出を行っております。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
84	その他	2011/4/19	2011/4/21	<p>「保険者定義マスタ」初期設定シートについて 設定項目「被保険者帳票(氏名・住所)区分」には何を設定すればよいのか。 設定項目「保険者帳票(氏名)区分」には何を設定すればよいのか。</p> <p>本町では、保険証・療養費窓口申請・療養費支給管理を独自で行う予定なのだが、依頼していないのであれば設定値は空欄でよいのか。</p> <p>介護合算については連合会に委託する予定なのだが、平成21年11月に一度紙媒体で銀行のコード、支店、口座名を記入する調査があった際に、銀行のコード、振込み依頼人コードがわからず空欄で提出していたのだが、今回も空欄のままでもよいのか。</p>	<p>未登録外字（本会で外字の認識をしていない文字コードで異動報告をいただいた場合）に関しては、システム仕様により自動的に「」に置き換えてしまいます。その場合、「」のまま帳票（特に、被保険者向け帳票）を出力するわけには参りませんので、空白に置き換えるかカナに置き換えるかをお聞きする内容です。</p> <p>空欄でかまいませんが、国保総合システム仕様上未設定が許可されていませんので、本会で初期値を設定させていただきます。</p> <p>空欄でかまいませんが、振込依頼書など金融関連の帳票を本会の情報を使用して利用することができなくなります。また、この項目もと同様、ダミーの値を設定させていただきます。</p> <p>国保総合システムは国保中央会が作成しているものですが、現バージョンの動作を見る限り、支給決定通知等の帳票と同時に振り込み依頼書なども作成されてしまいます。誤ってダミー値が設定されている帳票を使用しないようご注意ください。</p>
85	その他	2011/4/19	2011/4/22	<p>「保険者定義マスタ」初期設定シートについて 【療養費支給管理】について 銀行コード、支店コード、預金種目、口座番号は何を入力すればよいのか。支給決定通知のどこに記載されるのか。 また口座番号には当市の口座番号を入力するのか。支給を受ける人たちの口座番号を入力するのか。 振込み依頼人コードは何を見て入力すればよいのか。</p> <p>【高額療養費1】について 支払期間というのは療養費の受付の期間なのか。受付期間ではないのか。 申請締切日の日付は毎月変更が可能か。</p>	<p>【療養費支給管理】 支給決定通知には保険者の金融機関情報は出力しませんが、振込み依頼書などの作成時に使用します。 保険者の情報を設定してください。（被保険者の情報は申請書情報の入力時に設定させていただきます） 振込依頼人コードは、銀行によって、委託者コード/会社コード/依頼人コードと呼ばれている10桁のコードとなり振込データに使用します。振込データを使用しない場合は未設定で構いません。国保総合システム仕様上未設定が許可されていませんので、本会で任意の値を設定させていただきます。</p> <p>【高額療養費1】 受付ではなく、支払の期間です。窓口払いのときに、この期間内に受け取りに来てください という通知文に使用します。 可能です。メニューの保険者定義マスタを編集してください。（共電の権限を持っているユーザでログインしてください）</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
86	その他	2011/4/19	2011/4/21	<p>「保険者定義マスタ」初期設定シートについて 本町は連合会に振込みなどの委託はしていないが、療養費の計算などは委託する予定である。その場合、銀行コードなどの入力はどうにすればよいのか。</p> <p>療養費窓口申請の保険者代表者名は随時変更可能なのか。</p> <p>療養費窓口申請の支給申請書受理番号は1とするより999で設定した方がよいのか。</p> <p>問い合わせ先名称1,2には自動で保険者名が入力されるのか。こちらで設定値には入力する必要は無いのか。</p>	<p>振込依頼書などを連合会のシステムを使用して作成しないのであれば未設定にしてください。（計算では使用しません）ただし、国保総合システム上未設定を許可していないため、本会でダミーの値を設定させていただきます。国保総合システムは国保中央会が作成しているものですが、現バージョンの動作を見る限り、支給決定通知等の帳票と同時に振り込み依頼書なども作成されてしまいます。誤ってダミー値が設定されている帳票を使用しないようご注意ください。</p> <p>メニューの保険者定義マスタメンテナンスから編集可能です（共電の権限を持つユーザでログインしてください）</p> <p>同じ番号で受理することは避けるべきであると考えます。本会では現状療養費申請の業務を受託しておりませんので、システムで持つ値としてはどの申請書も新規になるため、本会のシステムにはどのような値から申請書整理番号として使用してもシステム上の影響はございませんが、今までに受理した番号をお持ちであればそれよりも大きい値を設定していただくべきと考えます。</p> <p>自動設定などはいたしません。お手数ですがご記入ください。</p>
87	その他	2011/4/20	2011/4/22	<p>「保険者定義マスタ」初期設定シートについて 高額療養費1について 支払期間は窓口にて現金で支払うことを想定しているのか。当町は被保険者へ口座振込みでの支給の為これらの項目は空欄でも良いか。</p> <p>申請締切日はいつを設定すればよいのか。</p> <p>高額療養費2について 取組日（一般）は連合会に支払う日を入力すればよいのか。毎回締切間に合うように支払っている為、毎月日にちが前後してしまうのだが。同様に介護合算の上記項目についても教えていただきたい。</p>	<p>高額療養費1について 窓口払い・振込み払いの双方を想定したシステムになっています。（申請情報を入力する箇所があります）本会の結果をまったく使用しないのであればシートの記載は未設定にさせていただいてもかまいません。ただし、国保総合システム仕様上未設定にはできないため、本会で初期値を設定させていただきます。</p> <p>シートの説明欄にありますとおり「支給申請のお知らせがき」に出力する内容です。いつにすればよいかは、保険者任意となります。</p> <p>高額療養費2について 高額療養費の支給は保険者で行っていただきます。本会で提供する機能は振込み依頼書・振込みデータ作成までですので、保険者と取引先金融機関の取り決めに従うと考えます。</p> <p>療養費・高額介護合算療養費も同様の意味合いです。</p>

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
88	その他	2011/4/20	2011/4/22	4月から担当になり、保険者定義マスタ初期設定シートの入力の仕方がまったくわからないので、教えてほしい。	業務内容についてのお問い合わせであれば、今までに提供しております保険者説明会資料、研修会資料などをご覧ください。設定していただきたい内容について他保険者からの質問が多い部分を簡単ですが補足いたしますので、疑問点が生じた場合は具体的にご質問くださいますようお願いいたします。 資格・療養費等 支給申請書受理番号：今まで保険者で受け付けている申請書の整理番号と重複しないように大きめの値を設定していただきたく考えております。 療養費・高額療養費・介護合算療養費 金融機関情報：保険者の取引先金融機関の情報です。なお、療養費・高額療養費・合算療養費は本会で支払を代行することはありません。振込依頼書・振込データ作成までの機能を提供いたします。（注意）本会では高額療養費は道単公費負担額を患者負担として支給額を計算しますので道単公費併用の場合はそのままの額を被保険者に支給することはできないと考えております。この点も含め振込関連の機能を使用するかどうかをご判断ください。
89	その他	2011/4/20	2011/4/22	保険者定義マスタ初期設定シートの入力について療養費支給管理業務にある、銀行に関わる部分は支給決定通知書や振込通知書にどういう風に表示されるか知りたい。 療養費支給管理業務にある、振り込み依頼コードは「0000000000」で埋めていいか。（金融機関から使う必要がないと言われ、今までは「0000000000」を入力していた。） 介護合算2の不服の申し立て先は「北海道」と入力していいか。	療養費の支給決定通知は、国保総合システム標準の様式に対して若干のカスタマイズを行う予定です。項目の出力位置などの修正を予定していますが、出力項目などを大きく変更する予定はないので、参考にしてください。高額療養費・介護合算療養費の支給決定通知は現行共電で使用している様式に準じた様式にする予定です。初期設定シートに記載していただく内容で金融機関にかかわる項目はありません。（決定通知は被保険者の金融機関情報を出力します）。初期設定シートの記載内容は振込依頼書に出力します。依頼人コード不服の申し立て先は保険者名を入力してください。
90	その他	2011/4/20	2011/4/22	保険者定義マスタ初期設定シートの入力について 業務共通の被保険者帳票区分 1:氏名カナ置換、住所対象文字のみ空白が実際にどのように表示されるか知りたい。 業務共通の保険者帳票区分の説明の中の帳票全般とは帳票を画面に出した時のことを含むのか。 療養費窓口申請業務の転帰請求グループ番号の転帰請求の意味をしりたい。もっとわかりやすい説明がほしい。 療養費支給管理業務の自庁エラー登録時自動容認は北海道は0を固定で入力だが、説明の意味が理解できないので、おしえてほしい。 高額療養費1の申請締切日はハガキに申請締切日が表示されるか。 高額療養費2の取組日について取組日という言葉自体の説明を聞きたい。また、利用日は印字されるものか。	を未登録外字として「国保 外 郎」「国保 外 郎」のように表示します。 PDF電子媒体でメニューの過去帳票検索から閲覧していただく帳票を含みます。 複数年月にまたがった療養費の申請を受けた場合には診療年月ごとの申請に分割していただきますがそれらをまとめるための番号の開始番号です。 「自庁エラー登録時自動容認」については、未委託保険者専用の機能となりますので北海道では使用せず、0固定とさせていただきます。 国保総合システムから出力するお知らせはがきは、北海道独自でカスタマイズを行うため、申請締切日は表示しない予定です。（未設定でも問題ありません。） 説明欄にあるとおり、金融機関に振込みを指示する日付です。振込データのほか、振込依頼書に印字します。

項番	分類	問い合わせ日	回答日	問い合わせ内容	回答
91	その他	2011/4/26	2011/4/27	保険者情報登録票について確認させていただきます。（15）退職適用適正化業務委託区分についてですが、新共電においての「委託する」「委託しない」の違いは、現行共電の、帳票出力を行う＝「委託する」、磁気媒体を直接郵送する＝「委託しない」と同じと考えてよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。